

法令

測量・水路調査及び地籍に関する法律	・・・166
測量・水路調査及び地籍に関する法律施行令	・・・198
測量・水路調査及び地籍に関する法律施行規則	・・・249
不動産登記法	・・・284
不動産登記規則	・・・303
不動産実権利者名義登記に関する法律	・・・335
不動産実権利者名義登記に関する法律施行令	・・・340
不動産実権利者名義登記に関する法律施行規則	・・・344
不動産登記特別措置法	・・・347
不動産登記特別措置法に伴う大法院規則	・・・351
不動産価格公示及び鑑定評価に関する法律	・・・353
不動産価格公示及び鑑定評価に関する法律施行令	・・・370
不動産価格公示及び鑑定評価に関する法律施行規則	・・・395
公認仲介士の業務及び不動産取引申告に関する法律	・・・404
公認仲介士の業務及び不動産取引申告に関する法律施行令	・・・420
公認仲介士の業務及び不動産取引申告に関する法律施行規則	・・・435
土地利用規制基本法	・・・448
土地利用規制基本法施行令	・・・467
土地利用規制基本法施行規則	・・・479
不動産開発業の管理及び育成に関する法律	・・・486
不動産開発業の管理及び育成に関する法律施行令	・・・497
不動産開発業の管理及び育成に関する法律施行規則	・・・510

測量・水路調査及び地籍に関する法律

2009年6月9日 法律第9774号 新規制定
2011年9月16日 法律第11062号 最新改正

所管：国土海洋部空間情報企画課

第1章 総 則

第1条(目的) この法律は、測量及び水路調査の基準及び手続並びに地籍公簿の作成及び管理等に関する事項を規定することにより国土の効率的な管理並びに海上交通の安全及び国民の所有権保護に寄与することを目的とする。

第2条(定義) この法で使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 「測量」とは、空間上に存在する一定の点等の位置を測量して、その特性を調査し、図面及び数値により表現し、又は図面上の位置を現地に再現することをいい、測量用写真の撮影、地図の製作及び各種建設事業で要求される図面作成等を含む。
- 二 「基本測量」とは、すべての測量の基礎となる空間情報を提供するため、国土海洋部長官が実施する測量をいう。
- 三 「公共測量」とは、次の各目の測量をいう。
 - ア 国、地方自治体、その他大統領令で定める機関が関係法令による事業等を施行するため基本測量を基礎として実施する測量
 - イ ア目以外の者が施行する測量のうち公共の利害又は安全に密接に関連がある測量であって、大統領令で定める測量
- 四 「地積測量」とは、土地を地籍公簿に登録し、又は地積公簿に登録された境界点を地上に復元するため、第二十一号による筆地の境界又は座標及び面積を定める測量をいう。
- 五 「水路測量」とは、海洋の水深、地球磁気、重力、地形、地質及び測量並びに海岸線及びこれに接する土地の測量をいう。
- 六 「一般測量」とは、基本測量、公共測量、地積測量及び水路測量以外の測量をいう。
- 七 「測量基準点」とは、測量の正確度を確保して効率性を高めるため、特定地点を第6条による測量基準により測量して、座標等に表示し、測量時に基準として使用される点をいう。
- 八 「測量成果」とは、測量を通じて得た最終結果をいう。
- 九 「測量記録」とは、測量成果を得るときまでの測量に関する作業の記録をいう。
- 十 「地図」とは、測量結果に従い空間上の位置並びに地形、地物及び地名等の各種空間情報を一定の縮尺により記号、文字等で表示したものをいう。この場合、情報処理システムを利用して分析、編集及び入・出力することができるように製作された数値地形図（航空機、人工衛星等により取得した映像情報を利用して製作する正射映像地図を含む。）及びこれを利用して特定の主題に関して製作された地下施設物図、土地利用現況図等大統領令で定める数値主題図を含む。
- 十一 「水路調査」とは、海上交通安全、海洋の保全、利用及び開発、海洋管轄権の確保並びに海洋災害の予防を目的とする水路測量、海洋観測、航路調査及び海洋地名調

- 査をいう。
- 十二 「水路調査成果」とは、水路調査を通じて得た最終結果をいう。
- 十三 「水路図誌」とは、次の各目の図面をいう。
- ア 航海用に使用される海図
 - イ 海洋領土管理、海洋境界画定等に必要な情報を収録した領海基点図
 - ウ 沿岸情報を収録した沿岸特殊図
 - エ 海底地形及び海底地質の特性を示した海底地形図
 - オ 海底地層分布図、地球磁気図、重力図等の海洋基本図
 - カ 潮流及び海流の情報を収録した潮流図及び海流図
 - キ 海洋災害を減らすための沿岸浸水予想図
 - ク その他水路調査成果を収録した各種主題図
- 十四 「水路書誌」とは、次の各目の書誌類をいう。
- ア 沿岸及び主要港湾の航海安全情報を収録した航路誌
 - イ 主要港湾等に対する潮汐及び潮流資料を収録した潮汐表
 - ウ 航路標識の番号、名称、位置、燈質、燈高、光達距離等を収録した燈台表
 - エ 天文航海時に遠洋において船舶の位置を決定するのに必要な情報を収録した天測曆
 - オ 海洋危機発生時に船舶の安全に関する信号方法を収録した国際信号書
 - カ 主要港の間の距離を収録した海上距離表
 - キ その他水路調査成果を収録した各種書誌類
- 十五 「水路図書誌」とは、海洋に関する各種情報及びその他これに関連する事項を収録した印刷物及び数値製作物(海洋に関する各種の情報を数値化した後、情報処理システムで使用することができるように製作したものをいう。以下同じ。)であって、水路図誌及び水路書誌をいう。
- 十六 「航行通報」とは、国土海洋部長官が水路図書誌の訂正、航海に必要な警告その他海上交通安全に関する事項を国土海洋部令で定めるところにより航海者等関連情報が必要な者に提供する印刷物及び数値製作物をいう。
- 十七 「海洋地名」とは、自然的に形成された海洋、海峡、湾、浦及び水路等の名称並びに礁、堆、海底峡谷、海底盆地、海底山、海底山脈、海嶺、海溝等の海底地形の名称をいう。
- 十八 「地籍所管庁」とは、地籍公簿を管理する市長(「済州自治道設置及び国際自由都市造成のための特別法」第15条第2項による行政市の市長を含むものとし、「地方自治法」第3条第3項により自治区でない区を置く市の市長を除く。)郡守又は区庁長(自治区でない区の区庁長を含む。)をいう。
- 十九 「地籍公簿」とは、土地台帳、林野台帳、公有地連名簿、敷地権登録簿、地籍図、林野図及び境界点座標の登録簿等、地積測量等を通じて調査された土地の表示及び当該土地の所有者等を記録した台帳及び図面(情報処理システムを通じて記録及び作成されたものを含む。)をいう。
- 二十 「土地の表示」とは、地籍公簿に、土地の所在、地番、地目、面積、境界又は座標を登録したものをいう。
- 二十一 「筆地」とは、大統領令で定めるところにより区画されている土地の登録の単位をいう。
- 二十二 「地番」とは、筆地に付与し、地籍公簿に登録した番号をいう。
- 二十三 「地番付与地域」とは、地番を付与する単位地域であって、洞、里又はこれらに準ずる地域をいう。
- 二十四 「地目」とは、土地の主たる用途により、土地の種類を区別して、地籍公簿に登録したものをいう。
- 二十五 「境界点」とは、筆地を区画する線の屈曲点であって、地籍図又は林野図に図

- 解形態で登録し、又は境界点座標登録簿に座標形態で登録する点をいう。
- 二十六 「境界」とは、筆地ごとに境界点間を直線により連結して地籍公簿に登録した線をいう。
- 二十七 「面積」とは、地籍公簿に登録した筆地の水平面状の広さをいう。
- 二十八 「土地の異動」とは、土地の表示を新たに定めること及び変更又は抹消することをいう。
- 二十九 「新規登録」とは、新たに造成された土地及び登録が漏落している土地を地籍公簿に登録することをいう。
- 三十 「登録転換」とは、林野台帳及び林野図に登録された土地を土地台帳及び地籍図に移して登録することをいう。
- 三十一 「分割」とは、地籍公簿に登録された 1 筆を 2 筆以上に分けて登録することをいう。
- 三十二 「合併」とは、地籍公簿に登録された 2 筆以上を 1 筆に合わせて登録することをいう。
- 三十三 「地目変更」とは、地籍公簿に登録された地目他の地目に変えて登録することをいう。
- 三十四 「縮尺変更」とは、地籍図に登録された境界点の精密度を高めるために小さな縮尺を大きな縮尺に変更して登録することをいう。

第 3 条(他の法律との関係) 測量及び水路調査及び地籍公簿の作成及び管理に関しては、他の法律に特別な規定がある場合を除きこの法による。

第 4 条(適用範囲) 次の各号のいずれかに該当する測量又は水路調査であって国土海洋部長官が告示する測量及び水路調査に対しては、この法を適用しない。

- 一 局地的測量（地積測量を除く。）
- 二 高度の正確度が必要ではない測量
- 三 純粋学術研究又は軍事活動のための測量又は水路調査
- 四 「海底鉱物資源開発法」による探査のための水路調査

第 2 章 測量及び水路調査

第 1 節 通 則

第 5 条(測量基本計画及び施行計画) 国土海洋部長官は、次の各号の事項（水路調査に関する事項を除く。）が含まれた測量基本計画を 5 年ごとに樹立しなければならない。

- 一 測量に関する基本構想及び推進戦略
- 二 測量の国内外環境分析及び技術研究
- 三 測量産業及び技術人材育成方策
- 四 その他測量発展のために必要な事項

2 国土海洋部長官は、第 1 項による測量基本計画に従い年度別施行計画を樹立して施行しなければならない。

第 6 条(測量基準) 測量の基準は、次の各号のとおりとする。

- 一 位置は、世界測地系に従い測量した地理学的経緯度及び高さ（平均海面からの高さをいう。以下、この項において同じ。）で表示する。ただし、地図製作等に必要の場合には、直角座標及び平均海面からの高さ、極座標及び平均海面からの高さ又は地球中心直交座標で表示することができる。
- 二 測量の原点は、大韓民国経緯度原点及び水準原点とする。ただし、島等大統領令で

定める地域については、国土海洋部長官が別に定めて告示する原点を使用することができる。

三 水路調査において干出地の高さ及び水深は、基本水準面（一定期間潮汐を観測して分析した結果最も低い海水面）を基準として測量する。

四 海岸線は、海水面が約最高高潮面（約最高高潮面：一定期間潮汐を観測して分析した結果最も高い海水面）に達したときの陸地と海水面との境界で表示する。

2 国土海洋部長官は、水路調査に関する平均海水面、基本水準面及び約最高高潮面に關する事項を定めて告示しなければならない。

3 第1項の規定による世界測地系、測量の原点値の決定及び直角座標の基準等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第7条(測量基準点) 測量基準点は、次の各号の区分による。

一 国家基準点：測量の正確度を確保して効率性を高めるために国土海洋部長官が全国土を対象として主要地点ごとに定めた測量の基本となる測量基準点

二 公共基準点：第17条第2項による公共測量施行者が公共測量を正確かつ効率的に施行するために国家基準点を基準として別に定める測量基準点

三 地積基準点：特別市長、広域市長、道知事又は特別自治道知事（以下「市・道知事」という。）及び地籍所官庁が地積測量を正確かつ効率的に施行するために国家基準点を基準として別に定める測量基準点

2 第1項による測量基準点の区分に関する細部事項は、大統領令で定める。

第8条(測量基準点標識の設置及び管理) 測量基準点を定めた者は、測量基準点標識を設置して管理しなければならない。

2 第1項により測量基準点標識（水路測量のための国家基準点標識（以下「水路基準点標識」という。）を除く。以下、この項及び第5項において同じ。）を設置した者は、大統領令で定めるところによりその種類及び設置場所を国土海洋部長官、関係市・道知事、市長・郡守又は区庁長（自治区の区庁長をいう。以下同じ。）及び測量基準点標識を設置した敷地の所有者又は占有者に通知しなければならない。設置した測量基準点標識を移転、撤去し、又は廃棄した場合もまた同じ。

3 国土海洋部長官は、水路基準点標識を設置した場合には、その事実を告示しなければならない。

4 市・道知事又は地籍所官庁は、地積基準点標識を設置した場合には、その事実を告示しなければならない。

5 特別自治道知事、市長、郡守又は区庁長は、国土海洋部令で定めるところにより毎年管轄区域内にある測量基準点標識の現況を調査して、その結果を市・道知事を経由して（特別自治道知事の場合を除く。）国土海洋部長官に報告しなければならない。測量基準点標識が滅失、破損し、又はその他異常があることを発見した場合もまた同じ。

6 前項にかかわらず、国土海洋部長官は、必要と認める場合には、直接測量基準点標識の現況を調査することができる。

7 測量基準点標識の形象、規格、管理方法等に関し必要な事項は、国土海洋部令で定める。

第9条(測量基準点標識の保護) 何人も、測量基準点標識を移転、破損し、又はその効用を害する行為をしてはならない。

2 測量基準点標識を破損し、又はその効用を害するおそれがある行為をしようとする者は、その測量基準点標識を設置した者に移転を申請しなければならない。

3 第2項による申請を受けた測量基準点標識の設置者は、測量基準点標識を移転せずに第2項による申請者の目的を達成することができる場合を除き、その測量基準点標識を移

転しなればならず、その測量基準点標識を移転しない場合には、その事由を第 2 項による申請者に通知しなければならない。

4 第 3 項による測量基準点標識の移転に要する費用は、第 2 項による申請者が負担する。ただし、私有地に測量基準点標識が設置された場合であって、その土地の所有者がその土地の利用等のために測量基準点標識の移転を要求する場合は、この限りでない。

第 10 条(協力体系の構築) 国土海洋部長官は、地形に関する資料を活用して第 15 条第 1 項による地図等を維持管理するために必要な場合には、関係行政機関、地方自治体、「高等教育法」による大学、「公共機関の運営に関する法律」による公共機関（以下「関係機関」という。）等と協力体系を構築することができる。

2 国土海洋部長官は、前項による協力体系に参加した機関に対し第 15 条第 1 項による地図等に関する資料を提供することができる。

第 11 条(地形・地物の変動事項通報等) 特別自治道知事、市長、郡守又は区庁長は、その管轄区域内で地形又は地物の変動が発生した場合には、大統領令で定めるところにより、国土海洋部長官にその地形又は地物の変動事項を通報しなければならない。

2 第 17 条第 2 項による公共測量施行者は、地形又は地物の変動を誘発する建設工事のうち大統領令で定める種類及び規模の建設工事を施行するときには、その着工事実を、完工したときには、その地形又は地物の変動事項を国土海洋部長官に通報しなければならない。

3 国土海洋部長官は、関係行政機関、港湾施設管理者又は船舶の管理者に対し基本測量又は水路測量に関する資料の提出を要求することができる。

4 第 2 項の規定による地形又は地物の変動を誘発する建設工事等に対する通報に関して必要な事項は国土海洋部令で定める。

第 2 節 基本測量

第 12 条(基本測量の実施等) 国土海洋部長官は、基本測量を実施しようとする場合には、あらかじめ、その測量地域、測量期間その他必要な事項を市・道知事に通知しなければならない。その基本測量を終了した場合もまた同じ。

2 市・道知事は、前項の規定による通知を受けたときには、遅滞なく、市長、郡守又は区庁長にその事実を通知（特別自治道知事の場合を除く。）して、大統領令で定めるところにより公告しなければならない。

3 基本測量の方法及び手続に関して必要な事項は国土海洋部令で定める。

第 13 条(基本測量成果の告示等) 国土海洋部長官は、基本測量を終えた場合には、大統領令で定めるところにより、基本測量成果を告示しなければならない。

2 国土海洋部長官は、大統領令で定める測量関連専門機関に基本測量成果の正確度を検証させることができる。

3 国土海洋部長官は、基本測量成果を告示した後、地形又は地物の変動等が発生した場合には、その変動内容に従い基本測量成果を修正しなければならない。

4 第 1 項により告示された測量測量に合致しない測量成果を使用してはならない。

第 14 条(基本測量成果の保管及び閲覧等) 国土海洋部長官は、基本測量成果及び基本測量記録を保管して、一般人が閲覧することができるようにしなければならない。

2 基本測量成果又は基本測量記録を複製し、又はその写しの発給を受けようとする者は、国土海洋部令で定めるところにより国土海洋部長官にその複製又は発給を申請しなければならない。

3 国土海洋部長官は、前項による申請内容が次の各号のいずれかに該当する場合には、

基本測量成果又は基本測量記録を複製させ、又はその写しを交付することができない。

- 一 国家安保、国防等国家の重大な利益を害するおそれがあると認められる場合
- 二 他の法令により秘密に維持される場合又は閲覧が制限される等非公開事項として規定された場合

第 15 条(基本測量成果等を使用した地図等の刊行) 国土海洋部長官は、基本測量成果及び基本測量記録を使用して、地図その他必要な刊行物(以下「地図等」という。)を刊行(情報処理システムを通じた電子的記録方式による情報提供を含む。以下同じ。)して発売又は配布することができる。ただし、国家安保を害するおそれがある事項として大統領令で定める事項は、地図等に表示することができない。

2 国土海洋部長官は、前項の規定により刊行した地図等のうち国土海洋部令で定める要件に適合したものを基本図として指定することができる。

3 基本測量成果、基本測量記録又は第 1 項の規定により刊行した地図等を活用した地図等を刊行して発売又は配布しようとする者(第 17 条第 2 項による公共測量施行者を除く。)は、その地図等について国土海洋部令で定めるところにより国土海洋部長官の審査を受けなければならない。

4 前項の規定により地図等を刊行して発売又は配布しようとする者は、国土海洋部令で定めるところにより、使用した基本測量成果又は基本測量記録を地図等に明示しなければならない。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、第 3 項による地図等を刊行して販売又は配布することができない。

- 一 禁治産者又は限定治産者
- 二 この法、「国家保安法」又は「刑法」第 87 条から第 104 条までの規定に違反して禁錮以上の実刑の宣告を受けて、その執行が終わった日(執行が終わったものとみなす場合を含む。)又は執行が免除された日から 2 年が経過しない者
- 三 この法、「国家保安法」又は「刑法」第 87 条から第 104 条までの規定に違反して禁錮以上の刑の執行猶予宣告を受けて、その執行猶予期間中にある者

6 第 1 項により刊行する地図等の販売及び配布に必要な事項は、国土海洋部令で定める。

第 16 条(基本測量成果の国外搬出禁止) 何人も、国土海洋部長官の許可なく基本測量成果のうち地図等及び測量用写真を国外に搬出してはならない。ただし、外国政府と基本測量成果を相互に交換する等大統領令で定める場合は、この限りでない。

2 何人も、第 14 条第 3 項各号のいずれかに該当する場合には、国外に搬出してはならない。

第 3 節 公共測量及び一般測量

第 17 条(公共測量の実施等) 公共測量は、基本測量成果又は他の公共測量の測量成果を基礎として実施しなければならない。

2 公共測量の施行を行う者(以下「公共測量施行者」という。)が公共測量を実施しようとする場合には、国土海洋部令で定めるところにより、あらかじめ、公共測量作業計画書を作成して国土海洋部長官に提出しなければならない。提出した公共測量作業計画書を変更した場合もまた同じ。

3 国土海洋部長官は、公共測量の正確度を高めるため、又はその重複を避けるため必要と認める場合には、公共測量施行者に対し、公共測量に関する長期計画書又は年間計画書の提出を要求することができる。

4 国土海洋部長官は、第 2 項又は前項の規定により提出された計画書の妥当性を検討し、その結果を公共測量施行者に通知しなければならない。この場合、公共測量施行者は、特別な事由がない限り、その結果に従わなければならない。

5 公共測量施行者は、公共測量を行おうとする場合には、あらかじめ、測量地域、測量期間その他必要な事項を市・道知事に通知しなければならない。その公共測量を終了した場合もまた同じ。

6 市・道知事は、公共測量を行おうとする場合又は前項による通知を受けた場合には、遅滞なく、市長、郡守又は区庁長にその事実を通知し(特別自治道知事の場合を除く。)、大統領令で定めるところにより公告しなければならない。

第 18 条(公共測量成果の審査) 公共測量施行者は、公共測量成果を得た場合には、遅滞なく、その写しを国土海洋部長官に提出しなければならない。

2 国土海洋部長官は、必要と認める場合には、公共測量施行者に対し、公共測量記録の写しを提出させることができる。

3 国土海洋部長官は、第 1 項により公共測量成果の写しを受理した場合には、遅滞なく、その内容を審査し、その結果を当該公共測量施行者に通知しなければならない。

4 国土海洋部長官は、前項による審査の結果、公共測量成果が適合すると認められる場合には、大統領令で定めるところにより、その公共測量成果を告示しなければならない。

5 公共測量成果の提出及び審査に必要な事項は、国土海洋部令で定める。

第 19 条(公共測量成果の保管及び閲覧等) 国土海洋部長官及び公共測量施行者は、公共測量成果及び公共測量記録又はそれらの写しを保管して、一般人が閲覧することができるようにしなければならない。ただし、公共測量施行者が公共測量成果と及び公共測量記録を保管することができない場合には、その公共測量成果及び公共測量記録を国土海洋部長官に送付して保管させることにより、一般人が閲覧することができるようにしなければならない。

2 公共測量成果又は公共測量記録を複製し、又はその写しの発給を受けようとする者は、国土海洋部令で定めるところにより国土海洋部長官にその複製又は発給を申請しなければならない。

3 国土海洋部長官及び公共測量施行者は、前項による申請内容が第 14 条第 3 項各号のいずれかに該当する場合には、公共測量成果又は公共測量記録を複製させ、又はその写しを交付することができない。

第 20 条(公共測量成果等を使用した地図等の刊行) 公共測量施行者は、大統領令で定めるところにより、公共測量成果を使用して、地図等を刊行して発売又は配布することができる。ただし、国家安保を害するおそれがある事項として大統領令で定める事項は、地図等に表示することができない。

第 21 条(公共測量成果の国外搬出禁止) 何人も、国土海洋部長官の許可なく基本測量成果のうち地図等及び測量用写真を国外に搬出してはならない。ただし、外国政府と基本測量成果を相互に交換する等大統領令で定める場合は、この限りでない。

2 何人も、第 14 条第 3 項各号のいずれかに該当する場合には、国外に搬出してはならない。

第 22 条(一般測量の実施等) 一般測量は、基本測量成果及びその測量記録並びに公共測量成果及びその測量記録を基礎として実施しなければならない。

2 国土海洋部長官は、次の各号のいずれかに該当する目的のために必要と認められる場合には、一般測量を行った者に対しその測量成果及び測量記録の写しを提出させることができる。

- 一 測量の正確度確保
- 二 測量の重複排除

三 測量に関する資料の収集分析

第4節 地積測量

第23条（地積の測量の実施等） 次の各号のいずれかに該当する場合には、地積の測量をしなければならない。

- 一 第7条第1項第三号による地積基準点を定める場合
- 二 第25条により地積測量成果を確認する場合
- 三 次の各号のいずれかに該当する場合であって、測量をする必要がある場合
 - ア 第74条により地籍公簿を復元する場合
 - イ 第77条により土地を新規登録する場合
 - ウ 第78条により土地を登録変更する場合
 - エ 第79条により土地を分割する場合
 - オ 第82条により海になった土地の登録を抹消する場合
 - カ 第83条により縮尺を変更する場合
 - キ 第84条により地籍公簿の登録内容を訂正する場合
 - ク 第86条による都市開発事業等の実施地域において土地の異動がある場合
- 四 境界点を地上に復元する場合
- 五 その他大統領令で定める場合

2 地積測量の方法、手続等に関し必要な事項は、国土海洋部令で定める。

第24条（地積測量の依頼等） 土地所有者等の利害関係人は、前条第1項第一号及び第三号から第五号までの事由により地積測量を行う必要がある場合には、次の各号のいずれかに該当する者（以下「地積測量遂行者」という。）に地積測量を依頼しなければならない。

- 一 第44条第1項第二号の地積測量業の登録をした者
- 二 第58条により設立された地籍公社

2 地積測量遂行者は、前項による地積測量の依頼を受けた場合には、地積測量を行い、その測量成果を決定しなければならない。

3 第1項による地積測量の依頼に必要な事項は、国土海洋部令で定める。

第25条（地積測量成果の確認） 地積測量遂行者が第23条により地積測量をした場合には、市・道知事、大都市市長（「地方自治法」第3条第3項により自治区以外の区が設置された市の市長をいう。以下同じ。）又は地籍所管庁から測量成果の検査を受けなければならない。ただし、地籍公簿のを整理しない測量として国土海洋部令で定める測量の場合は、この限りでない。

2 前項による地積測量成果の検査方法及び検査手続等に必要な事項は、国土海洋部令で定める。

第26条（合併等による面積等の決定方法） 合併による境界、座標又は面積は、別途地積測量を行わず、次の各号の区分により決定する。

- 一 合併後の筆地の境界又は座標：合併前に各筆の境界又は座標の合併により不要となった部分を抹消して決定
- 二 合併後の区画の面積：合併前の各筆の面積を合算して決定

2 登録変更又は分割による面積を設定するときに誤差が発生する場合、その誤差の許容範囲、処理方法等に関し必要な事項は、大統領令で定める。

第27条（地積基準点成果の保管及び閲覧等） 市・道知事及び地籍所管庁は、地積基準点の成果（地積基準点による測量成果をいう。以下同じ。）及びその測量記録を保管し、一般

人が閲覧できるようにしなければならない。

2 地積基準点成果の謄本又はその測量記録の写しの発行を受けようとする者は、国土海洋部令で定めるところにより市・道知事又は地籍所管庁にその発行を申請しなければならない。

第 28 条（地積委員会） 第 29 条による地積測量の適合性審査請求事項を審議及び議決するために、国土海洋部に中央地積委員会を置き、特別市、広域市、道及び特別自治道（以下「市・道」という。）に地方地積委員会を置く。

2 中央地積委員会及び地方地積委員会の構成及び運営に必要な事項は、大統領令で定める。

第 29 条（地積測量の適合性審査等） 土地所有者、利害関係人又は地積測量遂行者は、地積測量成果について争いがある場合には、大統領令で定めるところにより、管轄市・道知事に対し地積測量適合性審査を請求することができる。

2 前項による地積測量適合性審査請求を受理した市・道知事は、30 日以内に次の各号の事項を調査し、地方地積委員会に付託しなければならない。

- 一 争いとなる地積測量の経緯及びその成果
- 二 当該土地についての土地異動及び所有権変動の経緯
- 三 当該土地周辺の測量基準点、境界、主要な構造物等の現況実測図

3 前項により地積測量適合性審査請求を付託された地方地積委員会は、審査請求を付託された日から 60 日以内に審議及び議決しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、その審議の期間を当該地積委員会の議決を経て 30 日以内に 1 回に限り延長することができる。

4 地方地積委員会は、地積測量適合性審査を議決した場合には、大統領令で定めるところにより議決書を作成し、市・道知事に送付しなければならない。

5 市・道知事は、前項により議決書を受領した日から 7 日以内に地積測量適合性審査請求人及び利害関係人にその議決書を通知しなければならない。

6 前項により議決書の通知を受けた者が地方地積委員会の議決に不服がある場合には、その議決書の通知を受けた日から 90 日以内に国土海洋部長官に対し再審査を請求することができる。

7 前項による再審査請求については、第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。この場合、「市・道知事」は「国土海洋部長官」に、「地方地積委員会」は「中央地積委員会」にそれぞれ読み替える。

8 前項により中央地積委員会から議決書の通知を受けた国土海洋部長官は、その議決書を管轄市・道知事に送付しなければならない。

9 市・道知事は、第 4 項により地方地積委員会の議決書を受けた後、当該地積測量適合性審査請求人及び利害関係人が第 6 項による期間内に再審査を請求する場合を除き、その議決書の写しを地籍所管庁に送付しなければならない。前項により中央地積委員会の議決書の送付を受けた場合には、その議決書の写しに第 4 項により受理した地方地積委員会の議決書の写しを添付して、地籍所管庁に送付しなければならない。

10 前項により地方地積委員会又は中央地積委員会の議決書の写しを受領した地籍所管庁は、その内容により地籍公簿の登録事項を訂正し、又は測量成果を変更しなければならない。

11 地方地積委員会の議決があった後、第 6 項による期間内に再審査を請求しない場合又は中央地積委員会の議決があった場合には、地積測量成果について再度地積測量適合性審査請求をすることができない。

第5節 水路調査

第30条（水路調査基本計画） 国土海洋部長官は、次の各号の事項が含まれている水路調査基本計画を5年ごとに樹立しなければならない。

- 一 水路調査に関する基本的構想及び推進戦略
- 二 水路調査に関する技術の研究
- 三 水路図書誌の出版及び普及に関する事項
- 四 水路調査の区域及び内容
- 五 水路調査に関する長期的な投資計画
- 六 調査用船舶の建造、海洋観測施設の設置、運営等に関する事項
- 七 水路調査の国際協力に関する事項
- 八 水路調査に関する技術教育及び人材養成に関する事項
- 九 その他水路調査のために必要な事項

2 国土海洋部長官は、前項による水路調査基本計画に従い年度別施行計画を樹立施行しなければならない。

第31条（水路調査の実施等） 国土海洋部長官は、前条第1項及び第2項による水路調査基本計画及び年度実施計画により船舶、ブイ、観測設備、衛星放送等を利用して次の各号の水路調査を行わなければならない。

- 一 航海の安全のための港湾、航路、漁港等の水路測量及び航路調査
- 二 国家間の海洋境界画定のために必要な水路調査
- 三 潮汐、潮流、海流、海洋気象等の海洋現象に関するデータを収集するための観測
- 四 管轄海域の地球物理の基礎データ収集のための探査
- 五 海洋の保全及び利用に関する調査

2 国土海洋部長官が発行した水路図書誌の内容を変更させる行為であって、次の各号のいずれかに該当する行為（以下、この条において「工事等」という。）を行う者（工事を下請負して遂行する者を含む。）は、その工事等を終了した場合には、水路調査をしなければならない。ただし、大統領令で定める規模以下の工事等の場合は、この限りでない。

- 一 港湾工事（漁港工事を含む。）及び航路浚渫
- 二 海底の土、砂、鉱物等の採取
- 三 海に土、砂、浚渫土等を放棄する行為
- 四 埋立、防波堤、人工岸壁の設置又は撤去等、既存の海岸線が変更される工事
- 五 海洋における人工漁礁等の構造物の設置又は投入
- 六 航路上の橋梁及び空中電線等の設置又は変更

3 次の各号のいずれかに該当する者は、国土海洋部令で定めるところにより、国土海洋部長官に申告しなければならない。

- 一 前項により水路調査をしようとする者
- 二 国土海洋部長官に対し水路図書誌の作成又は変更を要求するために水路調査をしようとする者

4 船舶を使用して水路調査をする者は、水路調査に使用される船舶に国土海洋部令で定める標識を掲げなければならない。

5 国土海洋部長官は、水路調査船、観測施設等の水路調査に必要な機器を適切に維持管理しなければならない。

6 国土海洋部長官は、水路調査方法の標準化等のために必要であると認める場合には、第3項による申告をした者に対し水路調査方法に関する技術指導をすることができる。

7 前項による技術指導に必要な事項は、国土海洋部令で定める。

第 32 条（水路調査実施等の発表） 国土海洋部長官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、水路調査の区域、期間及び内容を官報又はインターネット・ホームページに公告し、航行通報に掲載しなければならない。

- 一 第 31 条第 1 項により水路の調査を行う場合
- 二 第 31 条第 3 項による申告を受理した場合
- 三 第 38 条第 1 項による関係機関から水路調査計画を受理した場合
- 四 第 104 条により委託された水路調査を行う場合

第 33 条（水路調査成果の提出及び審査） 第 31 条第 3 項各号による水路調査をした者は、その水路調査成果を、遅滞なく、国土海洋部長官に提出しなければならない。

2 国土海洋部長官は、前項により水路調査成果を受理した場合には、遅滞なく、その内容を審査し、審査結果を第 1 項による提出者に知らせなければならない。

3 国土海洋部長官は、前項による審査の結果、水路調査成果が適切であると認められる場合には、大統領令で定めるところにより、その水路調査成果を航行通報及び水路図書誌に掲載しなければならない。

4 水路調査成果の提出及び審査に必要な事項は、国土海洋部令で定める。

第 34 条（水路調査成果の保管及び閲覧等） 国土海洋部長官は、水路調査成果を保管し、一般人が閲覧できるようにしなければならない。

2 水路調査成果の写しの発給を受けようとする者は、国土海洋部令で定めるところにより、国土海洋部長官に発給を申請をしなければならない。

第 35 条（水路図書誌の出版等） 国土海洋部長官は、水路調査成果を収録した水路図書誌を出版（情報管理システムを使用した電磁的記録方式による情報提供を含む。）して販売し、又は配布しなければならない。

2 国土海洋部長官は、販売網、技術人材、設備等大統領令で定める要件を満たす者を水路図書誌販売を代行する者（以下「販売代理業者」という。）として指定することができる。

3 国土海洋部長官は、次の各号のいずれかに該当する者を販売代理業者として指定することができない。

- 一 禁治産者又は限定治産者
- 二 この法律、「国家保安法」又は「刑法」第 87 条から第 104 条までの規定に違反して禁錮以上の実刑を宣告され、その執行が終了した日（執行が終了したものとみなす場合を含む。）又は執行が免除された日から 2 年経過しない者
- 三 この法律、「国家保安法」又は「刑法」第 87 条から第 104 条までの規定に違反して禁錮以上の刑の執行猶予を宣告され、その執行猶予期間中にある者
- 四 第 6 項により販売代理業者の指定が取り消された後 2 年経過しない者

4 水路図書誌の販売価格、販売代行手数料その他水路図書誌の販売代行に必要な事項は、国土海洋部長官が定めて告示する。

5 販売代理業者は、水路図書誌の販売価格を遵守し、最新の航行通報に従い水路図書誌を普及しなければならない。

6 国土海洋部長官は、販売代理業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その指定を取り消し、又は 1 年以内の期間を定めて営業停止を命じることができる。ただし、第一号の場合には、販売代理業者の指定を取り消さなければならない。

- 一 第 2 項による指定の要件に達しなくなった場合。ただし、一時的に登録基準に達しない等、大統領令で定める場合を除く。
- 二 第 3 項による欠格事由に該当することとなった場合
- 三 第 5 項に違反して水路図書誌の販売価格を遵守しない場合又は水路図書誌を最新の航行通報により修正しない場合

四 正当な事由なく販売代理業者として指定を受けた日から 1 年以内に営業を開始しない場合又は継続して 1 年以上休業した場合

3 販売代理業者の指定基準及び管理に関する事項及びその他必要な事項は、国土海洋部令で定める。

第 36 条（水路図書誌の複製等） 国土海洋部長官が出版した水路図書誌を複製又は変形して水路図書誌と類似する著作物を発行しようとする者は、国土海洋部長官の承認を受けなければならない。

2 前項による承認手続等に必要な事項は、大統領令で定める。

第 37 条（水路情報関連事項の通知） 次の各号のいずれかに該当する者は、遅滞なく、当該各号に定める事項を国土海洋部長官に通報しなければならない。

- 一 水路調査を行った者（国土海洋部長官を除く。）：当該水路調査成果が国土海洋部長官が出版した水路図書誌と異なる事実を発見した場合には、その事実に関する事項
- 二 港湾、海岸線又は航路に重大な変更をもたらす工事を行う者：当該工事の着工及び竣工に関する事項
- 三 漁業の免許に関する業務を管掌する機関：漁業の免許証、免許取消、免許証の変更、及び定置漁具の位置及び設置期間等に関する事項
- 四 水中で沈没物又はその他航行の障害となるおそれがあるものを発見した者及び国土海洋部長官が作成した水路図書誌と異なる事実を発見した者：その発見の事実に関する事項

第 38 条（関係機関の水路調査成果活用） 国土海洋部長官は、関係機関のが次の各号のいずれかに該当する水路調査を行うときには、その水路調査計画又は水路調査成果を提出するよう要求することができる。

- 一 潮汐、鳥類、海流の観測及び海水の物理的特性の調査
- 二 海底地形、海上地球磁気、海上重力及び海底地質の調査
- 三 人工漁礁等の海底危険物の調査

2 国土海洋部長官は、前項により水路調査計画を提出した関係機関と調査データの共同利用、共同研究及び技術協力のため努めなければならない。

3 第 1 項による水路調査計画及び水路調査成果の提出等に必要な事項は、国土海洋部令で定める。

第 6 節 測量技術者及び水路の技術者

第 39 条（測量技術者） この法律で定める測量（水路測量を除く。以下、この節において同じ。）は、測量技術者でなければ行うことができない。

2 測量技術者は、次の各号のいずれかに該当する者であって大統領令で定める資格基準に該当する者でなければならず、大統領令で定めるところによりその等級を区分することができる。

- 一 「国家技術資格法」による測量及び地理空間情報、地積測量、地図製作、図画及び航空写真分野の技術資格取得者
- 二 測量、地理空間情報、地籍、地図製作、図画及び航空写真分野において一定の学歴又は経歴を有する者

第 40 条（測量技術者の申告等） 測量業務に従事する測量技術者（「建設技術管理法」第 2 条第八号による建設技術者測量技術者及び「技術士法」第 2 条による技術士を除く。以下、この条において同じ。）は、国土海洋部令で定めるところにより勤務先、経歴、学歴及び資

格等（以下「勤務先及び経歴等」という。）を管理するために必要な事項を国土海洋部長官に申告することができる。報告事項の変更がある場合もまた同じ。

2 国土海洋部長官は、前項による申告を受理した場合には、測量技術者の勤務先及び経歴等に関する記録を維持管理しなければならない。

3 国土海洋部長官は、測量技術者が申請した場合には、勤務先及び経歴等に関する証明書（以下「測量技術経歴証」という。）を発行することができる。

4 国土海洋部長官は、第1項により申告を受けた内容を確認するために必要な場合には、中央行政機関、地方自治体、「初・中等教育法」第2条及び「高等教育法」第2条による学校、申告をした測量技術者が所属している測量関連業者等関連機関の長に対し関連資料を提出するよう要請することができる。この場合、その要請を受けた機関の長は、特別な事由がない限り、要請に応じなければならない。

5 この法律その他関係法律による許可、認可、登録、免許証等をしようとする行政機関の長は、測量技術者の勤務先及び経歴等を確認する必要がある場合には、国土海洋部長官の確認を受けなければならない。

6 第1項から前項まで規定する事項のほか測量技術者の報告、記録の維持管理、測量技術経歴証の発行等に必要な事項は、国土海洋部令で定める。

第41条（測量技術者の義務） 測量技術者は、信義誠実をもって公平に測量をしなければならない。正当な事由なく測量を拒否してはならない。

2 測量の技術者は、正当な事由なくその業務上知り得た秘密を漏洩してはならない。

3 測量技術者は、2以上の測量業者に所属することができない。

4 測量技術者は、他人に測量技術経歴証を貸与し、又は自己の氏名を使用して測量業務を行わせてはならない。

第42条（測量技術者の業務停止） 国土海洋部長官は、測量技術者（「建設技術管理法」第2条第八号による建設技術者測量技術者を除く。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、1年以内の期間を定めて測量業務の遂行を停止させることができる。

一 第40条第1項による勤務先及び経歴等の申告又は変更申告を虚偽にした場合

二 前条第4項に違反して他人に測量技術経歴証を貸与した場合又は自己の氏名を使用して測量業務を行かせた場合

2 前項による業務停止の基準その他必要な事項は、国土海洋部令に定める。

第43条（水路技術者） この法律による水路調査は、水路技術者でなければ行うことができない。

2 水路技術者は、次の各号のいずれかに該当する者であって大統領令で定める資格基準に該当する者でなければならない。大統領令で定めるところによりその等級を区分することができる。

一 「国家技術資格法」による海洋、海洋環境、海洋工学、海洋資源開発、測量及び地理空間情報分野の技術資格取得者

二 海洋、海洋環境、海洋工学、海洋資源開発、測量及び地理空間情報分野において一定の学歴又は経歴を有する者

三 国際水路機関が認定する水路測量士の資格取得者

3 水路技術者の申告、義務及び業務停止については、第40条から前条までの規定を準用する。この場合、「測量技術者」は「水路技術者」に、「測量技術経歴証」は「水路技術経歴証」に、「測量業務」は「水路調査業務」にそれぞれ読み替える。

第7節 測量業及び水路事業

第44条（測量業の登録） 測量業は、次の各号の業種に区分する。

- 一 測地測量業
- 二 地積測量業
- 三 その他航空撮影、地図製作等大統領令で定める業種

2 測量業を行おうとする者は、業種別に大統領令で定める技術人材、装備等の登録基準を備えて国土海洋部長官又は市・道知事に登録しなければならない。ただし、第58条による大韓地籍公社は、測量業登録をせずに前項第二号の地積測量業を行うことができる。

3 国土海洋部長官又は市・道知事は、第2項による測量業の登録をした者（以下「測量業者」という。）に対し測量業登録証及び測量業登録手帳を発行しなければならない。

4 測量業者の登録事項が変更された場合には、国土海洋部長官又は市・道知事に申告しなければならない。

5 測量業の登録、登録事項の変更申告、測量業登録証及び測量業登録手帳の発行手続等に関し必要な事項は、大統領令で定める。

第45条（地積測量業者の業務範囲） 第44条第1項第二号による地積測量業の登録をした者（以下「地積測量業者」という。）は、第23条第1項第一号及び第三号から第五号までの規定に該当する事由により行う地積測量のうち、次の各号の地積測量及び地籍電算資料を活用した情報化事業を行うことができる。<改正2011.9.16>

- 一 第73条による境界点座標登録簿がある地域における地積測量
- 二 「地籍再調査に関する特別法」による地籍再調査事業により実施する地籍確定測量（第73条による境界点座標登録簿に土地の表示を新たに登録するための測量をいう。以下、この条において同じ。）
- 三 第86条による都市開発事業等が終了したことによる地籍確定測量

第46条（測量業者の地位承継） 測量業者がその事業を譲渡した場合、死亡した場合又は法人である測量業者の合併がある場合には、その事業の譲受人、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、従前の測量業者の地位を承継する。

2 前項により測量業者の地位を承継した者は、その承継事由が生じた日から30日以内に大統領令で定めるところにより国土海洋部長官又は市・道知事に申告しなければならない。

第47条（測量業登録の欠格事由） 次の各号のいずれかに該当する者は、測量業を登録することができない。

- 一 禁治産者又は限定治産者
- 二 この法律、「国家保安法」又は「刑法」第87条から第104条までの規定に違反して禁錮以上の実刑を宣告され、その執行が終了した日（執行が終了したものとみなす場合を含む。）又は執行が免除された日から2年経過しない者
- 三 この法律、「国家保安法」又は「刑法」第87条から第104条までの規定に違反して禁錮以上の刑の執行猶予を宣告され、その執行猶予期間中にある者
- 四 第52条により測量業の登録が取り消された後2年を経過しない者
- 五 役員中に第一号から前号までのいずれかに該当する者がいる団体

第48条（測量業の休業・廃業等申告） 次の各号のいずれかに該当する者は、国土海洋部令で定めるところにより、国土海洋部長官又は市・道知事に、その各号の事実が発生した日から30日以内にその事実を申告しなければならない。

- 一 測量業者である法人が破産又は合併以外の事由により解散した場合：当該法人の清算人

- 二 測量業が廃業した場合：廃業測量業者
- 三 測量業が 30 日以上の間休業した場合又は休業後の仕事を再開した場合は、測量業者

第 49 条（測量業登録証の貸出禁止等） 測量業者は、他人に自己の測量業登録証又は測量業登録手帳を貸与し、又は自己の氏名又は商号を使用させて測量業務を行わせてはならない。

2 何人も他人の登録証又は登録手帳を借りて使用し、又は他人の氏名又は商号を使用して測量業務を行ってはならない。

第 50 条（地積測量遂行者の誠意義務等） 地積測量遂行者（所属測量技術者を含む。以下、この条において同じ。）は、信義と誠実をもって公正に地積測量をしなければならず、正当な事由なく地積測量申請を拒否してはならない。

2 地積測量遂行者は、自己、配偶者、直系尊属又は卑属が所有する土地の地積測量をしてはならない。

3 地積測量遂行者は、第 106 条第 2 項による地積測量の手数料を除き、いかなる名目でもその業務に関連する対価を受け取ってはならない。

第 51 条（損害賠償責任の保障） 地積測量遂行者が他人の依頼により地積測量を行うに当たり故意又は過失により地積測量を不十分に行うことにより地積測量依頼人又は第三者に財産上の損害が発生したときには、地積測量遂行者は、その損害を賠償すべき責任を有する。

2 地積測量遂行者は、前項による損害賠償責任を保障するため大統領令で定めるところにより保険加入等の必要な措置を講じなければならない。

第 52 条（測量業の登録取消等） 国土海洋部長官又は市・道知事は、測量業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、測量業登録を解除し、又は 1 年以内の期間を定めて営業の停止を命じることができる。ただし、第二号、第四号、第七号、第八号又は第十一号に該当する場合には、測量業の登録を取り消さなければならない。

- 一 故意又は過失により測量を不正確に行った場合
- 二 虚偽その他の不正な方法により測量業の登録をした場合
- 三 正当な事由なく測量業の登録を行った日から 1 年以内に営業を開始せず、又は継続して 1 年以上休業した場合
- 四 第 44 条第 2 項による登録基準に達しなくなった場合。ただし、一時的に登録基準に達しなくなる等大統領令で定める場合を除く。
- 五 第 44 条第 4 項に違反して測量業登録事項の変更申告を行わなかった場合
- 六 地積測量業者が第 45 条による業務範囲に違反して地積測量を行った場合
- 七 第 47 条各号のいずれかに該当するようになった場合
- 八 第 49 条第 1 項に違反して他人に自己の測量業人登録証又は測量業登録手帳を貸与した場合又は自己の氏名若しくは商号を使用させて測量業務を行かせた場合
- 九 地積測量業者が第 50 条に違反した場合
- 十 第 51 条に違反して保険加入等の必要な措置を行わなかった場合
- 十一 営業停止期間中に継続して営業をしている場合
- 十二 地積測量業者が第 106 条第 2 項による地積測量の手数料を同条第 3 項により告示した額より過剰又は過小にした場合
- 十三 他の行政機関が関係法令により登録の取消又は営業停止を要求した場合

2 測量業者の地位を承継した相続人が第 47 条による測量業登録の欠格事由に該当する場合には、その欠格事由に該当することとなった日から 6 月が経過する日までは前項第七号

を適用しない。

3 国土海洋部長官又は市・道知事は、第1項により測量業登録の取消又は営業停止の処分をした場合には、その事実を公告しなければならない。

4 測量業登録の取消及び営業停止処分についての細部基準は、国土海洋部令で定める。

第53条（登録取消等の処分後の測量業者の業務遂行等） 登録の取消又は営業停止処分を受けた測量業者及びその包括承継人は、その処分前に締結した契約による測量業務を継続して遂行することができる。ただし、登録の取消又は営業停止処分を受けた地積測量業者及びその包括承継の場合は、この限りでない。

2 前項による測量業者又は包括承継人は、登録取消又は営業停止処分を受けた事実を、遅滞なく、その測量の発注者に知らせなければならない。

3 第1項により測量業務を継続する者は、その測量が終了するまで測量業者とみなす。

4 測量の発注者は、特別な事由がある場合を除いては、その測量業者から第2項による通知を受け取った日又は登録取消若しくは営業停止の処分があった事実を知った日から30日以内に限り、その測量に関する契約を解約することができる。

第54条（水路事業の登録） 水路調査業又は海図製作業その他大統領令で定める事業（以下「水路事業」という。）を行おうとする者は、国土海洋部長官に登録しなければならない。

2 前項により水路事業の登録をしようとする者は、業種別に大統領令で定める技術人材、施設、装備等の登録基準を満たさなければならない。

3 国土海洋部長官は、水路事業の登録をした者（以下「水路事業者」という。）に対し水路事業登録証及び水路事業登録手帳を発給しなければならない。

4 水路事業者は、登録事項が変更された場合には、国土海洋部長官に申告しなければならない。

5 水路事業の登録、登録事項の変更申告、水路事業登録証及び水路事業登録手帳の発給等に関し必要な事項は、大統領令で定める。

6 水路事業者の地位承継、水路事業登録の欠格事由、水路事業の休業、廃業等の申告、水路事業登録証の貸与禁止、水路事業の登録取消等、水路事業の登録取消等の処分後の水路事業者の業務遂行等については、法第46条から第49条まで、第52条及び第53条を準用する。この場合、「測量業」は「水路事業」に、「測量業者」は、「水路事業者」に、「測量業登録証」は「水路事業登録証」に、「測量」は「水路事業」にそれぞれ読み替える。

第55条（測量及び水路調査の対価） 基本測量、公共測量及び水路調査のための対価の基準及び算定方法に関し必要な事項は、大統領令で定める。

2 国土海洋部長官は、前項による基準を設定するときは、企画財政部長官と協議しなければならない。

3 一般的な測量の対価は、第1項による基準を準用して算定することができる。

第8節 協 会

第56条（測量協会） 測量技術者及び測量業者は、測量に関する技術の向上及び測量制度の健全な発展のために測量協会を設立することができる。

2 測量会は、法人とする。

3 測量協会は、主たる事務所の所在地において設立登記をすることにより成立する。

4 測量協会を設立するには、測量技術者300人以上、又は測量業者の10分の1以上を発起人として定款を作成した後、創立総会の議決を経て、国土海洋部長官の認可を受けなければならない。

5 測量協会の定款、設立認可及び監督に関する事項及びその他必要な事項は、大統領令

で定める。

6 測量協会については、この法律に規定された事項を除いては、「民法」中社団法人に関する規定を準用する。

第 57 条（海洋調査協会） 水路調査に関する技術の標準制度を研究開発し、海洋に関する資料を収集提供することにより、海上交通の安全と海洋資源の開発利用に貢献するために海洋調査会を設立することができる。

2 海洋調査協会は、法人とする。

3 海洋調査協会は、主たる事務所の所在地において設立登記をすることにより成立する。

4 海洋調査協会を設立しようとする場合には、1億ウォン以上の財産を出えんし、定款を作成して、創立総会の議決を経て、国土海洋部長官の認可を受けなければならない。

5 海洋調査協会の定款、設立認可及び監督に関する事項及びその他必要な事項は、大統領令で定める。

6 海洋調査協会については、この法律に規定された事項を除いては、「民法」中財団法人に関する規定を準用する。

第 9 節 大韓地籍公社

第 58 条（大韓地籍公社の設立） 地積測量及び地籍制度に関する研究、地籍情報システムの構築等を行うため大韓地籍公社（以下、この節において「公社」という。）を設立する。

2 公社は法人とする。

3 公社は、その主たる事務所の所在地において設立登記をすることにより成立する。

4 公社の設立登記に必要な事項は、大統領令で定める。

第 59 条（公社の定款等） 公社の定款には、次の各号の事項が含まなければならない。

一 目的

二 名称

三 主たる事務所の所在地

四 組織及び機構に関する事項

五 業務及びその執行に関する事項

六 取締役会に関する事項

七 従業員に関する事項

八 財産及び会計に関する事項

九 定款の変更に関する事項

十 公告の方法に関する事項

十一 規程の制定、改正及び廃止に関する事項

十二 解散に関する事項

2 公社は、定款を変更するには、あらかじめ、国土海洋部長官の認可を受けなければならない。

第 60 条（公社の事業） 公社は、次の各号の事業を行う。<改正 2011.9.16>

一 第 23 条第 1 項第一号及び第三号から第五号までの規定に該当する事由により行う地籍測量

二 「地籍再調査に関する特別法」による地籍再調査事業

三 地籍制度及び地積測量に関する外国技術の導入並びに海外進出事業及び国際交流協力

四 地籍制度及び地積測量に関する研究教育等の支援事業

五 地籍電算資料を活用した情報化事業

六 その他会社の目的を達成するために必要な事業として定款で定める事業

第 61 条（会社の役員） 会社は、役員として、社長 1 人と副総裁 1 人を含む 10 名以内の取締役及び監査役 1 名をあて、理事は、定款で定めるところにより、常任理事と非常任理事に区分する。

2 社長は、会社を代表し、会社の事務を総括する。

3 監事は、会社の会計及び業務を監査する。

第 62 条（会社の監督） 国土海洋部長官は、第 60 条第一号、第二号及び第四号の事業に関し会社を監督する。

第 63 条（他の法律の準用） 会社については、この法律及び「公共機関の運営に関する法律」で規定する事項を除き「民法」中財団法人に関する規定を準用する。

第 3 章 地 籍

第 1 節 土地の登録

第 64 条（土地の調査登録等） 国土海洋部長官は、すべての土地について筆地別に所在、地番、地目、面積、境界又は座標等を調査及び測量して、地籍公簿に登録しなければならない。

2 地籍公簿に登録する地番、地目、面積、境界又は座標は、土地の異動があったときに、土地所有者（法人でない社団又は財団の場合は、その代表者又は管理人をいう。以下同じ。）の申請を受けて地籍所管庁が決定する。ただし、申請がない場合には、地籍所管庁が職権により調査及び測量して決定することができる。

3 前項ただし書による調査及び測量の手續等に関し必要な事項は、国土海洋部令で定める。

第 65 条（地籍再調査事業） 削除<2011.9.16>

[施行日 2012.3.17]

訳注：削除前の条文は、下記のとおり。

第 65 条（地籍再調査事業） 国土海洋部長官は、土地の効率的な管理等のために地籍再調査の事業を行うことができる。

第 66 条（地番の付与等） 地番は、地籍所管庁が地番付与地域別に順次付与する。

2 地籍所管庁が地籍公簿に登録された地番を変更する必要があると認める場合には、市・道知事又は大都市市長の承認を受けて地番付与地域の全部又は一部について地番を新たに付与することができる。

3 第 1 項及び前項による地番の付与方法及び許可手續等に関し必要な事項は、大統領令で定める。

第 67 条（地目の種類） 地目は、田、畑、果樹園・牧場用地、林野、鉱泉地、塩田、敷地、工場用地、学校用地、駐車場、ガソリンスタンド用地、倉庫用地、道路、鉄道用地、堤防、河川、溝渠、溜池、養魚場、水道用地、公園、体育用地、遊園地、宗教用地、史跡地、墓地、雑種地に区分して定める。

2 前項による地目の概要及び設定方法等に関し必要な事項は、大統領令で定める。

第 68 条（面積の単位等） 面積の単位は、平方メートルとする。

2 面積の決定方法等に関し必要な事項は、大統領令で定める。

第2章 地籍公簿

第69条（地籍公簿の保存等） 地籍所管庁は、当該庁舎に地籍書庫を設置して、その場所な地籍公簿（情報処理システムを通じて記録及び保存した場合を除く。以下、この項において同じ。）を永久に保存しなければならないが、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該庁舎外に地籍公簿を搬出することができない。

一 自然災害その他これに準ずる災害を避けるために必要な場合

二 管轄市・道知事又は大都市市長の承認を受けた場合

2 地籍公簿を情報処理システムを通じて記録及び保存した場合、管轄市・道知事、市長郡守又は区庁長は、その地籍公簿を地籍電算情報システムに恒久的に維持しなければならない。

3 国土海洋部長官は、前項により保存しなければならない地籍公簿が滅失又は毀損する場合に備えて、地籍公簿を複製して管理するシステムを構築しなければならない。

4 地籍書庫の設置基準、地籍公簿の保管方法及び搬出の承認手続等に関し必要な事項は、国土海洋部令で定める。

第70条（地籍情報専担管理機構の設置） 国土海洋部長官は、地籍公簿の効率的な管理及び活用のために地籍情報専担管理機構を設置して運営する。

2 国土海洋部長官は、地籍公簿を課税又は不動産政策資料等として活用するために住民登録電算資料、家族関係登録電算資料、不動産登記電算資料又は公示地価電算資料等を管理する機関にその資料を要請することができ、要請を受けた管理機関の長は、特別な事情がない限り、これに応じなければならない。

3 第1項による地籍情報専担管理機構の設置運営に関する細部事項は、大統領令で定める。

第71条（土地台帳等の登録事項） 土地台帳及び林野台帳には、次の各号の事項を登録しなければならない。<改正 2011.4.12>

一 土地の所在

二 地番

三 地目

四 面積

五 所有者の氏名又は名称、住所、住民登録番号（国、地方自治体、企業、団体でない社団又は財団及び外国人の場合には、「不動産登記法」第49条により付与された登録番号をいう。以下同じ。）

六 その他国土海洋部令で定める事項

2 前項第五号の所有者が2人以上いる場合には、共有者連名簿に次の各号の事項を登録しなければならない。

一 土地の所在

二 地番

三 所有権持分

四 所有者の氏名又は名称、住所、住民登録番号

五 その他国土海洋部令で定める事項

3 土地台帳又は林野台帳に登録する土地が「不動産登記法」により敷地権の登記がされている場合には、敷地権登録簿に次の各号の事項を登録しなければならない。

一 土地の所在

二 地番

- 三 敷地権比率率
- 四 所有者の氏名又は名称、住所及び住民登録番号
- 五 その他国土海洋部令で定める事項

第72条（地籍等の登録事項） 地籍図及び林野図には、次の各号の事項の登録をしなければならない。

- 一 土地の所在
- 二 地番
- 三 地目
- 四 境界
- 五 その他国土海洋部令で定める事項

第73条（境界点座標登録簿の登録事項） 地籍所管庁は、第86条による都市開発事業等により新たに地籍公簿に登録する土地については、次の各号の事項を登録して境界点座標登録簿を作成して備付けなければならない。

- 一 土地の所在
- 二 地番
- 三 座標
- 四 その他国土海洋部令で定める事項

第74条（地籍公簿の復旧） 地籍所管庁（第69条第2項による地籍公簿の場合には、市・道知事、市長、郡守又は区庁長）は、地籍公簿の全部又は一部が滅失又は毀損した場合には、大統領令で定めるところにより、遅滞なくこれを復旧しなければならない。

第75条（地籍公簿の閲覧及び謄本発給） 地籍公簿を閲覧し、又はその謄本の発給を受けようとする者は、当該地籍所管庁にその閲覧又は発給を申請しなければならない。ただし、情報処理システムを通じて記録及び保存された地籍公簿（地籍図及び林野図を除く。）を閲覧し、又はその謄本の発給を受けようとする場合には、市長、郡守若しくは区庁長又は邑、面若しくは洞の長に申請することができる。

2 前項による地籍公簿の閲覧及び謄本発給の手続等に関し必要な事項は、国土海洋部令で定める。

第76条（地籍電算資料の利用等） 地籍公簿に関する電算資料（以下「地籍電算資料」という。）を利用又は活用しようとする者は、次の各号の区分により国土海洋部長官、市・道知事又は地籍所管庁の承認を受けなければならない。

- 一 全国単位の地籍電算資料：国土海洋部長官、市・道知事又は地籍所管庁
- 二 市・道単位の地籍電算資料：市・道知事又は地籍所管庁
- 三 市・郡・区（自治区でない区を含む。）単位の地籍電算資料：地籍所管庁

2 前項による承認を申請しようとする者は、大統領令で定めるところにより地籍電算資料の利用又は利用目的等について、あらかじめ関係中央行政機関の審査を受けなければならない。ただし、中央行政機関の長、その所属機関の長又は地方自治体の長が承認を申請する場合は、この限りでない。

3 第1項による地籍電算資料の利用又は利用に関し必要な事項は、大統領令で定める。

第3節 土地の異動申請及び地籍整理等

第77条（新規登録申請） 土地所有者は、新規登録すべき土地がある場合には、大統領令で定めるところにより、その事由が発生した日から60日以内に地籍所管庁に対し新規登録

を申請しなければならない。

第78条（登録転換申請） 土地所有者は、登録転換すべき土地がある場合には、大統領令で定めるところにより、その事由が発生した日から60日以内に地籍所管庁に対し登録変更を申請しなければならない。

第79条（分割請求） 土地所有者は、土地を分割しようとする場合には、大統領令で定めるところにより、地籍所管庁に対し分割を申請しなければならない。

2 土地所有者は、地籍公簿に登録された1筆地の一部が形質変更等により用途が変更された場合には、大統領令で定めるところにより、用途が変更された日から60日以内に地籍所管庁に対し土地の分割を申請しなければならない。

第80条（合併申請） 土地所有者は、土地を合併しようとする場合には、大統領令で定めるところにより、地籍所管庁に対し合併を申請しなければならない。

2 土地所有者は、「住宅法」による共同住宅の敷地、道路、堤防、河川、溝渠、溜池その他大統領令で定める土地であって合併しなければならない土地がある場合には、その事由が生じた日から60日以内に地籍所管庁に対し合併を申請しなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する場合には、合併の申請をすることができない。

- 一 合併しようとする土地の地番付与区域、地目又は所有者が異なる場合
- 二 合併しようとする土地に、次の各目の登記以外の登記がある場合
 - ア 所有権、地上権、傳賃権又は賃借権の登記
 - イ 承役地の地役権の登記
 - ウ 合併しようとする土地すべての登記原因及びそれらの年月日及び受付番号が同一の抵当権の登記
- 三 その他合併しようとする土地の地籍図と林野図の縮尺が異なる場合等大統領令で定める場合

第81条（地目変更申請） 土地所有者は、地目変更をすべき土地がある場合には、大統領令で定めるところにより、その事由が発生した日から60日以内に地籍所管庁に対し地目変更を申請しなければならない。

第82条（海になった土地の登録抹消申請） 地籍所管庁は、地籍公簿に登録された土地が地形の変化等により海になった場合であって、原状に回復できない場合又は他の地目の土地になる可能性がない場合には、地籍公簿に登録された土地所有者に対し地籍公簿の登録抹消申請をするように通知しなければならない。

2 地籍所管庁は、前項による土地所有者が通知を受けた日から90日以内に登録抹消申請をしない場合には、大統領令で定めるところにより登録を抹消する。

3 地籍所管庁が前項により抹消した土地は、地形の変化等により再度土地になった場合には、大統領令で定めるところにより、土地への回復登録をすることができる。

第83条（縮尺変更） 縮尺変更に関する事項を審議及び議決するために地籍所管庁に縮尺変更委員会を置く。

2 地籍所管庁は、地籍が次の各号のいずれかに該当する場合には、土地所有者の申請又は地籍所管庁の職権により一定の区域を定めてその地域の尺度を変更することができる。

- 一 頻繁な土地の異動により1筆地の規模が小さく小縮尺では地積測量成果の決定又は土地の異動による整理を行うことが困難な場合
- 二 1の地番付与地域に異なる縮尺の地籍がある場合
- 三 その他地籍公簿を管理するために必要と認められる場合

3 地籍所管庁は、前項により縮尺変更を行おうとする場合には、縮尺変更施行地域の土地所有者の3分の2以上の同意を得て、第1項による縮尺変更委員会の議決を経た後、市・道知事又は大都市市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、縮尺変更委員会の議決及び市・道知事又は大都市市長の承認なしに縮尺変更をすることができる。

一 合併しようとする土地が縮尺が異なる地籍図にそれぞれ登録されており、縮尺変更をする場合

二 第86条による都市開発事業等の施行区域の土地としてその事業の施行から除外された土地の縮尺変更をする場合

4 縮尺変更の手續、縮尺変更による面積増減の処理、縮尺変更結果に対する異議申立及び縮尺変更委員会の構成運営等に関し必要な事項は、大統領令で定める。

第84条（登録事項の訂正） 土地所有者は、地籍公簿の登録事項に誤りがあることを発見した場合には、地籍所管庁に対しその訂正を申請することができる。

2 地籍所管庁は、地籍公簿の登録事項に誤りがあることを発見した場合には、大統領令で定めるところにより、職権により調査及び測量して訂正することができる。

3 第1項による訂正により隣接する土地の境界が変更される場合には、次の各号のいずれかに該当する書類を地籍所管庁に提出しなければならない。

一 隣接する土地所有者の承諾書

二 隣接する土地の所有者が承諾しない場合には、これに対抗することができる確定判決書正本

4 地籍所管庁が第1項又は第2項により登録事項の訂正をするときに、その訂正内容が土地所有者に関する事項である場合には、登記済証、登記完了通知書、登記事項証明書又は登記官署から提供された登記電算情報により訂正しなければならない。ただし、第1項により未登記土地について土地所有者の氏名又は名称、社会保障番号、住所等に関する事項の訂正を申請した場合であってその登録内容が明らかに間違っている場合には、家族関係記録事項に関する証明書により訂正しなければならない。<改正 2011.4.12>

第85条（行政区域の名称変更等） 行政区域の名称が変更された場合には、地籍公簿に登録された土地の所在は、新行政区域の名称に変更されたものとみなす。

2 地番付与地域の一部が行政区域の改編により他の地番付与地域に属することとなった場合には、地籍所管庁は、新たに属することとなった地番付与地域の地番を付与しなければならない。

第86条（都市開発事業等施行地域の土地異動申請に関する特例） 「都市開発法」による都市開発事業、「農漁村整備法」による農漁村整備事業その他大統領令で定める土地開発事業の施行者は、大統領令で定めるところにより、その事業の着手、変更及び完了の事実を地籍所管庁に申告しなければならない。

2 前項による事業に関し土地の異動が必要な場合には、当該事業の施行者が地籍所管庁に対し土地の異動を申請しなければならない。

3 前項による土地の異動は、土地の形質変更等の工事が竣工したときに行われたものとみなす。

4 第1項により事業の開始又は変更の申告がされた土地の所有者がその土地の異動を望む場合には、当該事業の施行者に対しその土地の異動を申請するよう要請しなければならない。要請を受けた施行者は、当該事業に支障がないと判断される場合には、地籍所管庁に対しその異動を申請しなければならない。

第87条（登録の単位） 次の各号のいずれかに該当する者は、この法律により土地所有者

が行わなければならない申請を代わって行うことができる。

- 一 公共事業等により学校用地、道路、鉄道用地、堤防、河川、溝渠、溜池、水道用地等の地目となる土地である場合：当該事業の施行者
- 二 国又は地方公共団体が取得する土地である場合：当該土地を管理する行政機関の長又は地方自治体の長
- 三 「住宅法」による共同住宅の敷地である場合：「集合建物の所有及び管理に関する法律」による管理人（管理人がいない場合には、共有者が選定した代表者）又は当該事業の施行者
- 四 「民法」第 404 条による債権者

第 88 条（土地所有者の整理） 地籍公簿に登録された土地所有者の変更事項は、登記官署において登記したことを証明する登記済通知書、登記済証、登記完了通知書、登記事項証明書又は登記官署から提供された登記電算情報資料により整理する。ただし、新規登録する土地の所有者は、地籍所管庁が直接調査して登録する。<改正 2011.4.12>

2 「国有財産法」第 8 条による総括庁又は管理庁が同法第 12 条第 3 項により所有者のいない不動産に対する所有者登録を申請する場合、地籍所管庁は、地籍公簿に当該土地の所有者が登録されていない場合に限り、登録することができる。

3 登記簿に記載されている土地の表示が地籍公簿と一致しない場合には、第 1 項により土地所有者を整理することができない。この場合、土地の表示と地籍公簿が一致しないという事実を管轄登記官署に通知しなければならない。

4 地籍所管庁は、必要と認める場合には、管轄登記官署の登記簿を閲覧して地籍公簿と不動産登記簿が一致するか否かを調査及び確認しなければならない。一致しない事項を発見した場合には、登記完了通知書、登記事項証明書又は登記官署から提供された登記電算情報資料により地籍公簿を職権により整理し、又は土地所有者その他の利害関係人に対しその地籍公簿と不動産登記簿が一致するようにするのに必要な申請等を行うよう要求することができる。<改正 2011.4.12>

5 地籍所管庁所属の公務員が地籍公簿と不動産登記簿が適合するか否かを確認するために登記簿を閲覧し、登記完了通知書又は登記事項証明書の発給を申請し、及び登記電算情報資料の提供を要請する場合、手数料は無料とする。<改正 2011.4.12>

第 89 条（登記囑託） 地籍所管庁は、第 64 条第 2 項（新規登録を除く。）、第 66 条第 2 項、第 82 条、第 83 条第 2 項、第 84 条第 2 項又は第 85 条第 2 項による事由により土地の表示の変更に関する登記をする必要がある場合には、遅滞なく、管轄登記官署に対しその登記を囑託しなければならない。この場合、登記囑託は、国が国のために行う登記とみなす。

2 前項による登記囑託に必要な事項は、国土海洋部令で定める。

第 90 条（地籍整理等の通知） 第 64 条第 2 項ただし書、第 66 条第 2 項、第 74 条、第 82 条第 2 項、第 84 条第 2 項、第 85 条第 2 項、第 86 条第 2 項、第 87 条又は第 89 条により地籍所管庁が地籍公簿に登録した場合、地籍公簿を復旧又は抹消とした場合及び登記囑託をした場合には、大統領令で定めるところにより、当該土地所有者に通知しなければならない。ただし、通知を受けるべき者の住所又は居所を知ることができない場合には、国土海洋部令で定めるところにより日刊新聞、当該市・郡・区の広報又はインターネット・ホームページに公告しなければならない。

第 4 章 補 則

第 91 条（地名の決定） 地名及び海洋地名の制定、変更その他地名及び海洋地名に関する重要事項を審議及び議決するために、国土海洋部に国家地名委員会を置き、市・道に市・

道地名委員会を置き、市、郡又は区（自治区をいう。以下同じ。）に市・郡・区地名委員会を置く。

2 地名は、「地方自治法」その他の法令で定めたもの以外は、国家地名委員会の審議及び議決により決定し、国土海洋部長官がその決定の内容を告示しなければならない。

3 市・郡・区の地名に関する事項は、管轄市・郡・区の地名委員会が審議及び議決して、管轄市・道地名委員会に報告し、管轄市・道地名委員会は、管轄市・郡・区地名委員会の報告内容を審議及び議決して国家地名委員会に報告し、国家地名委員会は、管轄市・道地名委員会の報告事項を審議及び議決して決定する。

4 前項にかかわらず、複数の市・郡・区にわたる地名に関する事項は、管轄市・道地名委員会が当該市長、郡守又は区庁長の意見を聴いた後、審議及び議決し、国家地名委員会に報告し、国家地名委員会は、管轄市・道地名委員会の報告を審議及び議決して決定しなければならない。複数の市・道にわたる地名に関する事項は、国家地名委員会が当該市・道知事の意見を聴いた後、審議及び議決して決定しなければならない。

5 第3項及び前項にかかわらず、海洋の地名は、国家地名委員会が審議及び議決して決定し、国土海洋部長官がその決定の内容を告示しなければならない。

6 国家地名委員会の構成及び運営等に関し必要な事項は政令で定め、市・道地名委員会及び市・郡・区地名委員会の構成及び運営等に関し必要な事項は、大統領令で定める基準に従い当該地方自治体の条例で定める。

第92条（測量機器の検査） 測量業者は、トランジット、レベルその他大統領令で定める測量機器について5年間の範囲内で大統領令で定める期間ごとに国土海洋部長官が実施する性能検査を受けなければならない。ただし、「国家標準基本法」第14条により国家校正業務専門機関の校正検査を受けた測量機器であって、国土海洋部長官が第4項による性能試験基準に適合すると認めた場合には、性能検査を受けたものとみなす。

2 第58条による大韓地籍公社は、性能検査のための適正な施設及び設備を備えて自主検査を実施しなければならない。

3 第93条により性能検査代行者として登録した者は、第1項による国土海洋部長官の性能検査業務を代行することができる。

4 第1項による性能検査の基準、方法、手順等に関し必要な事項は、国土海洋部令で定める。

第93条（性能検査代行者の登録） 前条第1項による測量機器の性能検査業務を代行する者は、測量機器ごとに大統領令で定める技術能力及び設備等の登録基準を備え、市・道知事に登録しなければならない。登録内容を変更する場合には、市・道知事に申告しなければならない。

2 市・道知事は、前項により登録申請を受理した場合、登録基準に適合すると認められる場合には、申請人に対し測量機器性能検査代行者登録証を発給した後、その発給事実を公告し、国土海洋部長官に通知しなければならない。

3 第1項により測量機器性能検査業務を代行する者として登録した者（以下「性能検査代行者」という。）が廃業をした場合には、30日以内に国土海洋部令で定めるところにより、市・道知事に廃業の事実を申告しなければならない。

4 性能検査代行者は、「刑法」第129条から第132条までの規定を適用するときは、公務員とみなす。

5 性能検査代行者の登録、登録事項の変更申告、測量機器性能検査代行者登録証の発行、検査手数料等に関し必要な事項は、国土海洋部令で定める。

第94条（性能検査代行者登録の欠格事由） 次の各号のいずれかに該当する者は、性能検査代行者の登録をすることができない。

- 一 禁治産者又は限定治産者
- 二 この法律に違反して懲役刑の実刑を宣告され、その執行が終了（執行が終了したものとみなす場合を含む。）又は執行が免除された日から2年が経過していない者
- 三 この法律に違反して懲役刑の執行猶予を宣告され、その猶予期間中の者
- 四 第96条第1項により登録が取り消された後2年が経過していない者
- 五 役員のうち第一号から前号までのいずれかに該当する者がいる団体

第95条（性能検査代行者登録証の貸出禁止等） 性能検査代行者は、他人に自己の性能検査代行者登録証を貸与し、又は自己の氏名若しくは商号を使用して性能検査代行業務を行わせてはならない。

2 何人も他人の性能検査代行者登録証を借りて使用し、又は他人の氏名若しくは商号を使用して性能検査代行業務を行ってはならない。

第96条（性能検査代行者の登録取消等） 市・道知事は、性能検査代行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、性能検査代行者の登録を取り消し、又は1年以内の期間を定めて業務停止処分をすることができる。ただし、第一号、第四号、第六号又は第七号に該当する場合には、性能検査代行者の登録を取り消さなければならない。

- 一 虚偽その他不正な方法により登録をした場合
- 二 第93条第1項の登録基準に達しなくなった場合。ただし、一時的に登録基準に達しない等大統領令で定める場合を除く。
- 三 第93条第1項による登録事項の変更申告を行わなかった場合
- 四 第95条に違反して他人に自己の性能検査代行者登録証を貸与した場合及び自己の氏名又は商号を使用させ性能検査代行業務を行わせた場合
- 五 正当な事由なく性能検査を拒否又は忌避した場合
- 六 虚偽又は不正な方法により性能検査をした場合
- 七 業務停止期間中に継続して性能検査代行業務を行った場合
- 八 他の行政機関が関係法令により登録の取消又は業務停止を要求した場合

2 市・道知事は、前項により性能検査代行者の登録を取り消した場合には、取消の事実を公告して、国土海洋部長官に通知しなければならない。

3 性能検査代行者の登録取消及び業務停止処分に関する基準は、国土海洋部令で定める。

第97条（研究開発の推進等） 国土海洋部長官は、測量、水路調査及び地籍制度の開発のための施策を推進しなければならない。

2 国土海洋部長官は、前項による施策に関する研究、技術開発及び教育等の業務を遂行する研究機関を設立し、又は大統領令で定める関連専門機関に業務を遂行させることができる。

3 国土海洋部長官は、前項による研究機関及び関係専門機関に対し予算の範囲内で前項による業務を実行するのに要する費用の全部又は一部を支援することができる。

4 国土海洋部長官は、測量、水路調査及び地籍制度に関する情報の生産及びサービスの技術を向上させるために関係国際機関及び国家間の協力活動を推進しなければならない。

第98条（測量及び水路調査分野従事者の教育訓練） 国土海洋部長官は、測量業務遂行能力の向上のための測量技術者、水路技術者その他測量又は水路分野に関する業務に従事する者に対する教育訓練を実施することができる。

第99条（報告及び調査） 国土海洋部長官、市・道知事又は地籍所管庁は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事由を明示し、その各号の者に対し必要な報告を行わせ、又は所属公務員に調査を行わせることができる。

- 一 測量業者、地積測量遂行者又は水路事業者が故意又は重大な過失により測量又は水路調査を不十分にして苦情が発生した場合
 - 二 販売代行業者が第 35 条第 2 項による指定要件を満たすことができなくなったと認められる場合又は同条第 5 項に違反した場合
 - 三 測量業者又は水路事業者が第 44 条第 2 項による測量業の登録基準又は第 54 条第 2 項による水路事業の登録基準に達しないと認められる場合
 - 四 性能検査代行業者が性能検査を不十分にした場合又は登録基準に達しないと認められる場合
- 2 前項により調査を行う場合には、調査 3 日前までに調査の日時、目的、内容等に関する計画を調査対象者に知らせなければならない。ただし、緊急の場合又は事前に調査計画が知られば調査の目的を達成することがないと認める場合は、この限りでない。
- 3 第 1 項により調査を行う公務員は、その権限を表示する証票を所持して関係者にこれを提示しなければならない。
- 4 前項の証票に関する事項は、国土海洋部令で定める。

第 100 条（聴聞） 国土海洋部長官又は市・道知事は、次の各号のいずれかに該当する処分を行う場合には、聴聞を実施しなければならない。

- 一 第 35 条第 6 項による販売代行業者の指定取消
- 二 第 52 条第 1 項による測量業の登録取消
- 三 第 54 条第 6 項により準用される第 52 条第 1 項による水路事業の登録取消
- 四 第 96 条第 1 項による性能検査代行業者の登録取消

第 101 条（土地等への立入り等） この法により測量又は水路調査を行い、測量基準点を設置し、又は土地の異動を調査する者は、その測量又は調査等に必要な場合には、他人の土地、建物、公有水面等（以下「土地等」という。）に立ち入り、又は一時使用することができ、特に必要な場合は木、土、石その他の障害物（以下「障害物」という。）を変更又は除去することができる。

2 前項により他人の土地等に立入りしようとする者は、管轄特別自治道知事、市長、郡守又は区庁長の許可を受けなければならない。立入りしようとする日の 3 日前までにその土地等所有者、占有者又は管理人にその日時及び場所を通知しなければならない。ただし、行政庁は許可を受けずに他人の土地等に立入りすることができる。

3 第 1 項により他人の土地等を一時使用し、又は障害物を変更若しくは除去しようとする者は、その所有者、占有者又は管理人の同意を得なければならない。ただし、所有者、占有者又は管理人の同意を得ることができない場合、行政庁は、管轄特別自治道知事、市長、郡守又は区庁長にその旨を通知しなければならない。行政庁以外の者は、あらかじめ管轄特別自治道知事、市長、郡守又は区庁長の許可を受けなければならない。

4 特別自治道知事、市長、郡守又は区庁長は、前項ただし書により許可をする場合には、あらかじめその所有者、占有者又は管理人の意見を聴かななければならない。

5 第 3 項により土地等を一時使用し、又は障害物を変更若しくは除去しようとする者は、土地等を使用する日や障害物を変更若しくは除去しようとする日の 3 日前までにその所有者、占有者又は管理人に通知しなければならない。ただし、土地等の所有者、占有者又は管理人が現場に存在しないとき又は住所若しくは居所が明らかでないときには、管轄特別自治道知事、市長、郡守又は区庁長に通知しなければならない。

6 日の出前又は日没後には、その土地等の占有者の承諾なしに宅地又は塀若しくは垣根で囲まれた他人の土地に立入りすることができない。

7 土地等の占有者は、正当な事由なく第 1 項による行為を妨害又は拒否することができない。

8 第 1 項による行為をしようとする者は、その権限を表示する証票及び許可証を所持し

て関係者にこれを提示しなければならない。

9 前項による証票及び許可証について必要な事項は、国土海洋部令で定める。

第 102 条（土地等の立入り等による損失補償） 前条第 1 項による行為により損失を受けた者がいる場合には、その行為をした者は、その損失を補償しなければならない。

2 前項による損失補償に関しては、損失を補償すべき者と損失を受けた者が協議しなければならない。

3 損失を補償すべき者又は損失を受けた者は、前項による協議が成立しない場合又は協議をすることができない場合には、管轄土地収用委員会に裁決を申請することができる。

4 管轄土地収用委員会の裁決については、「公益事業のための土地等の取得及び補償に関する法律」第 84 条から第 88 条までの規定を準用する。

第 103 条（土地の収用又は使用） 国土海洋部長官は、基本測量を実施するため必要であると認める場合には、土地、建物、木その他工作物を収用又は使用することができる。

2 前項による収用、使用及びこれによる損失の補償については、「公益事業のための土地等の取得及び補償に関する法律」を適用する。

第 104 条（業務の受託） 国土海洋部長官は、その業務遂行に支障のない範囲内で公益のために必要と認められる場合には、国土海洋部令で定めるところにより測量又は水路調査の業務を受託して遂行することができる。

第 105 条（権限の委任・委託等） この法律による国土海洋部長官の権限は、その一部を大統領令で定めるところにより所属機関の長、市・道知事又は地籍所管庁に委任することができる。

2 この法律による国土海洋部長官の権限のうち、次の各号の業務に関する権限は、大統領令で定めるところにより測量協会、海洋調査協会又は「民法」第 32 条により国土海洋部長官の許可を受けて設立された非営利法人として大統領令で定める測量に関する人材及び設備を備えた団体に委託することができる。

一 第 9 条第 3 項による測量基準点標識（水路基準点標識に限る。）の移転

二 第 15 条第 3 項による地図等の出版に係る審査

三 第 18 条第 3 項による公共測量成果の審査

四 第 31 条第 6 項による水路調査方法に関する技術指導

五 第 31 条第 1 項及び第 33 条第 2 項による水路調査成果の審査

六 第 31 条第 5 項による水路調査に必要な観測施設の管理のうち国土海洋部令で定める事項

七 第 31 条第 1 項第四号により実施する水路調査のうち国土海洋部令で定める事項

八 第 35 条第 1 項による水路図書誌の印刷、供給及び在庫管理

九 第 40 条による測量技術者の申告受理、記録の保全、管理、測量技術経歴証の発給、申告された内容の確認のための関連資料の提出の要求及び提出資料の提出、測量技術者の勤務先及び経験等の確認

十 第 43 条第 3 項による水路技術者の申告受理、履歴の維持管理、水路技術経歴証の発給、申告された内容の確認のための関連資料の提出の要求及び提出資料の受理、水路技術者の勤務先及び経験等の確認

3 前項により国土海洋部長官から委託を受けた業務に従事する団体及び非営利団体の従業員は、「刑法」第 127 条及び第 129 条から第 132 条までの規定を適用するときは、公務員とみなす。

第 106 条（手数料等） 次の各号のいずれかに該当する申請をする者は、国土海洋部令で

定めるところにより、手数料を支払わなければならない。

- 一 第 14 条第 2 項及び第 19 条第 2 項による測量成果等の複製又は写しの発給申請
 - 二 第 15 条による基本測量成果、基本測量記録又は同条第 1 項により出版された地図等の利用申請
 - 三 第 15 条第 3 項による地図等刊行の審査の申請
 - 四 第 16 条又は第 21 条による測量成果の国外搬出許可申請
 - 五 第 18 条による公共測量成果の審査請求
 - 六 第 27 条による地積基準点成果の閲覧又はその謄本の発給申請
 - 七 第 33 条による水路調査成果の審査の申請
 - 八 第 36 条による水路図書誌の複製等の承認申請
 - 九 第 44 条第 2 項による測量業の登録申請
 - 十 第 44 条第 3 項による測量業登録証及び測量業登録手帳の再発給申請
 - 十一 第 54 条第 1 項による水路事業の登録申請
 - 十二 第 54 条第 3 項による水路事業登録証及び水路事業登録手帳の再発給申請
 - 十三 第 75 条による地籍公簿の閲覧及び謄本の発給申請
 - 十四 第 76 条による地籍電算資料の利用又は利用申請
 - 十五 第 77 条による新規登録申請、第 78 条による登録変更申請、第 79 条による分割申請、第 80 条による合併申請、第 81 条による地目変更申請、第 82 条による海になった土地の登録抹消申請、第 83 条による縮尺変更申請、第 84 条による登録事項の訂正申請及び第 86 条による都市開発事業等の施行区域の土地異動
 - 十六 第 92 条第 1 項による測量機器の性能検査申請
 - 十七 第 93 条第 1 項による性能検査代行者の登録申請
 - 十八 第 93 条第 2 項による性能検査代行者登録証の再発給申請
- 2 第 24 条第 1 項により地積測量を依頼する者は、国土海洋部令で定めるところにより地積測量遂行者に対し地積測量の手数料を支払わなければならない。
- 3 前項による地積測量手数料は、国土海洋部長官が毎年 12 月末日までに通知しなければならない。
- 4 地籍所管庁が第 64 条第 2 項ただし書により職権により調査及び測量して地籍公簿を整理した場合には、その調査及び測量に要した費用を第 2 項により土地所有者から徴収する。ただし、第 82 条により地籍公簿を登録抹消した場合は、この限りでない。
- 5 第 1 項にかかわらず、次の各号の場合には、手数料を免除することができる。ただし、第 3 号の場合には、協定で定めるところにより免除又は軽減する。
- 一 第 1 項第一号又は第二号の申請者が公共測量施行者である場合
 - 二 第 1 項第八号の申請者が国、地方自治体、「初・中等教育法」及び「高等教育法」による学校等で使用するために類似する著作物を発行する場合
 - 三 第 1 項第八号の申請者が韓国政府との協定を締結した外国の政府である場合
 - 四 第 1 項第十三号の申請者が国、地方公共団体又は地積測量遂行者である場合
 - 五 第 1 項第十五号の申請者が国又は地方公共団体である場合
- 6 第 1 項及び第 4 項による手数料を国土海洋部令に定める期間内に納付しない場合には、国税又は地方税の滞納処分の例により徴収する。

第 5 章 罰 則

第 107 条（罰則） 測量業者又は水路事業者として、詐欺、威力その他の方法により測量業又は水路事業に関連する入札の公正性を害した者は、3 年以下の懲役又は 3 千万ウォン以下の罰金に処する。

第 108 条（罰則） 次の各号のいずれかに該当する者は、2 年以下の懲役又は 2000 万ウォ

ン以下の罰金に処する。

- 一 第 9 条第 1 項に違反して測量基準点の標識を移転又は破損した者及びその効用を害する行為をした者
- 二 故意に測量成果又は水路調査成果を事実と異なって行った者
- 三 第 16 条又は第 21 条に違反して測量成果を国外に搬出した者
- 四 第 44 条に違反して測量業の登録をせず、又は虚偽その他不正な方法により測量業の登録をして測量業を行った者
- 五 第 54 条に違反して水路事業登録をせず、又は虚偽その他不正な方法により水路事業登録をして水路事業を行った者
- 六 第 92 条第 1 項による成果検査を不正にした成果検査代行者
- 七 第 93 条第 1 項に違反して成果検査代行者の登録をせず、又は虚偽その他不正な方法により成果検査代行者の登録をして、成果検査業務を行った者

第 109 条（罰則） 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金に処する。

- 一 第 14 条第 2 項又は第 19 条第 2 項に違反して無断で測量成果又は測量記録を複製した者
- 二 第 15 条第 3 項による審査を受けずに地図等を刊行して販売又は配布をした者
- 三 第 36 条に違反して国土海洋部長官の承認を受けずに水路図書誌を複製又は変形して水路図書誌に類似する著作物を刊行した者
- 四 第 39 条第 1 項に違反して測量技術者でないにもかかわらず測量をした者
- 五 第 41 条第 2 項（第 43 条第 3 項により準用する場合を含む。）に違反して業務上知り得た秘密を漏洩した測量技術者又は水路技術者
- 六 第 41 条第 3 項（第 43 条第 3 項により準用する場合を含む。）に違反して複数の測量業者に所属した測量技術者又は水路技術者
- 七 第 49 条第 1 項に違反して他人に測量業登録証又は測量業登録手帳を貸与した者及び自己の氏名又は商号を使用させて測量業務を行わせた者
- 八 第 49 条第 2 項に違反して他人の測量業登録証又は測量業登録手帳を借りて使用した者及び他人の氏名又は商号を使用して測量業務をした者
- 九 第 50 条第 3 項に違反して第 106 条第 2 項による地積測量手数料その他の対価を受けた地積測量技術者
- 十 虚偽により次の各目の申請をした者
 - ア 第 77 条による新規登録申請
 - イ 第 78 条による登録変更申請
 - ウ 第 79 条による分割請求
 - エ 第 80 条による合併申請
 - オ 第 81 条による地目変更申請
 - カ 第 82 条による海になった土地の登録抹消申請
 - キ 第 83 条による縮尺変更申請
 - ク 第 84 条による登録事項の訂正申請
 - ケ 第 86 条による都市開発事業等の施行区域の土地の異動
- 十一 第 95 条第 1 項に違反して他人に自己の性能検査代行者登録証を貸与した者及び自己の氏名又は商号を使用して性能検査代行業務を行わせた者
- 十二 第 95 条第 2 項に違反して他人の性能検査代行者登録証を借りて使用した者及び他人の氏名又は商号を使用して性能検査代行業務を行った者

第 110 条（両罰規定） 法人の代表者又は法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は個人の業務について第 107 条から前条までのいずれかに該当する違反

行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は個人に対しても、当該条文の罰金を科する。ただし、法人又は個人がその違反行為を防止するために当該業務に関し相当の注意及び監督を怠らなかった場合は、この限りでない。

第 111 条 (過怠料) 次の各号のいずれかに該当する者は、300 万ウォン以下の過怠料を賦課する。

- 一 正当な理由なく、測量を妨害した者
- 二 第 13 条第 4 項に違反して告示された測量成果に反するの測量成果を使用した者
- 三 第 31 条第 2 項に違反して水路調査を行わなかった者
- 四 正当な事由なく国土海洋部長官が第 32 条により公告した水路調査を妨害した者
- 五 正当な事由なく第 33 条第 1 項に違反して水路調査成果を提出しない者
- 六 第 35 条第 5 項に違反して販売価格を遵守せずに水路図書誌を販売した者及び最新の航行通報に従い変更されていない水路図書誌を普及させた者
- 七 第 40 条第 1 項 (第 43 条第 3 項により準用する場合を含む。) に違反して虚偽の測量技術者又は水路技術者の申告をした者
- 八 第 44 条第 4 項に違反して測量業登録事項の変更申告を行わなかった者
- 九 第 46 条第 2 項 (第 54 条第 6 項により準用する場合を含む。) に違反して測量業者又は水路事業者の地位の承継申告をしない者
- 十 第 48 条 (第 54 条第 6 項により準用する場合を含む。) に違反して測量業又は水路事業の休業、廃業等の申告をせず、又は虚偽申告した者
- 十一 第 50 条第 2 項に違反して本人、配偶者、直系尊属又は卑属が所有する土地の地積測量をした者
- 十二 第 54 条第 4 項に違反して水路事業の登録事項の変更申告をしない者
- 十三 第 92 条第 1 項に違反して測量機器の性能検査を受けない者及び不正な方法により性能検査を受けた者
- 十四 第 93 条第 1 項に違反して性能検査代行者の登録事項の変更を申告しない者
- 十五 第 93 条第 3 項に違反して性能検査代行業務の廃業の申告をしない者
- 十六 正当な事由なく第 99 条第 1 項による報告をしない者又は虚偽の報告をした者
- 十七 正当な事由なく第 99 条第 1 項による調査を拒否、妨害又は忌避した者
- 十八 正当な事由なく第 101 条第 7 項に違反して土地等への立入りを妨害又は拒否した者

2 前項による過怠料は、大統領令で定めるところにより、国土海洋部長官、市・道知事又は地籍所管庁が賦課及び徴収する。

附 則<第 9774 号、2009.6.9>

第 1 条 (施行日) この法律は公布した日から 6 月が経過した日から施行する。

第 2 条 (他の法律の廃止) 次の各号の法律は廃止する。

- 一 「測量法」
- 二 「地籍法」
- 三 「水路業務法」

第 3 条 (測量業者等の休業等の報告に関する適用例) 第 48 条第三号 (第 54 条第 6 項により準用する場合を含む。) は、この法律の施行後最初に休業する分又は業務を再開する分から適用する。

第 4 条 (処分等に関する一般的経過措置) この法律施行当時従前の「測量法」、「地籍法」又は「水路業務法」による行政機関の行為及び行政機関に対する行為は、この法律による行政機関の行為及び行政機関に対する行為とみなす。

第 5 条（測量基準に関する経過措置） 第 6 条第 1 項にかかわらず、地図、測量用写真等を利用する者の便益のために、従前の「測量法」（2001 年 12 月 19 日法律第 6532 号により改正される前のものをいう。）による測量基準を使用することがやむを得ないと認められ、国土海洋部長官が指定して告示した場合には、2009 年 12 月 31 日まで次の各号による従前の測量基準を使用することができる。

- 一 地球の形状及び大きさは、ベッセル（Bessel）値による。
- 二 場所は、地理学上の経度、緯度及び平均海面からの高さで表示する。ただし、必要な場合には、直交座標又は極座標で表示することができる。
- 三 距離及び面積は、水平面上の値を表示する。
- 四 測量の原点は、大韓民国経緯度原点及び水準原点とする。

2 第 6 条第 1 項にかかわらず、第 86 条第 1 項による事業の実施地域以外の地域については、2020 年 12 月 31 日まで次の各号による従前の地積測量の基準を使用することができる。

- 一 地球の形状及び大きさはベッセル値による。
- 二 水平方向の位置は、地理学的経緯度により表示する。ただし、地籍を製作するときには、その筆地の境界点及び図廓を直角座標により表示する。
- 三 距離及び面積は、水平面上の値を表示する。
- 四 測量の原点は、大韓民国経緯度原点とする。

第 6 条（従前の測量及び水路調査に関する経過措置） この法律施行前に従前の「測量法」により行われた基本測量、公共測量、一般測量及びその成果並びに従前の「地籍法」により行われた地積測量及びその成果は、この法律による基本測量、公共測量、一般測量、地積測量及びその成果とみなし、従前の「水路業務法」により行われた水路調査及びその成果は、この法律による水路調査及びその成果とみなす。

第 7 条（地籍委員会に関する経過措置） 従前の「地籍法」により設置された中央地籍委員会及び地方地籍委員会は、それぞれ第 28 条により設置された中央地籍委員会及び地方地籍委員会とみなす。

第 8 条（販売代行業者に関する経過措置） この法律施行前に従前の「水路業務法」により水路図書販売代行者の指定を受けた者は、第 35 条第 2 項により指定された販売代理店とみなす。

第 9 条（測量技術者の届出に関する経過措置） この法律施行前に従前の「測量法」により行われた測量技術者の報告は、第 40 条第 1 項による報告とみなす。

第 10 条（測量業及び水路事業登録等に関する経過措置） この法律施行前に従前の「測量法」により行われた測量業の登録及び従前の「地籍法」により行われた地積測量業の登録は、該当する第 44 条による測量業の登録とみなし、従前の「水路業務法」によりなされた水路事業の登録は、第 54 条による水路事業の登録とみなす。

2 この法律施行前に従前の「測量法」により行われた測量業の変更登録及び従前の「地籍法」により行われた地積測量業の登録事項の変更申告は、第 44 条第 4 項による測量業の登録事項の変更申告とみなし、従前の「水路業務法」によりなされる水路事業の変更登録は、第 54 条第 4 項による水路事業の登録事項の変更申告とみなす。

3 この法律施行前に従前の「地籍法」により登録された地籍編集図出版・販売業者は、それに該当する第 44 条第 1 項第三号による業種を登録した者とみなす。

第 11 条（大韓測量協会及び韓国海洋調査協会に関する経過措置） 従前の「測量法」により設立された大韓測量協会及び従前の「水路業務法」により設立された韓国海洋調査協会は、それぞれ第 56 条により設立された測量協会及び第 57 条により設立された海洋調査協会とみなす。

第 12 条（大韓地籍公社に関する経過措置） 従前の「地籍法」により設立された大韓地籍公社は、第 58 条により設立された地籍公社とみなす。

第 13 条（地名委員会に関する経過措置） この法律施行前に従前の「測量法」により設置された市・道地名委員会及び市・郡・区地名委員会は、第 91 条第 1 項により設置されたも

のとみなす。

第 14 条（測量機器性能検査に関する経過措置） この法律施行前に従前の「測量法」により測量機器の性能検査を受けた者は、第 92 条による測量機器の性能検査を受けたものとみなす。

第 15 条（性能検査代行者に関する経過措置） この法律施行前に従前の「測量法」により登録された性能検査代行者は、第 93 条第 1 項により登録した性能検査代行者とみなす。

第 16 条（行政処分の基準に関する経過措置） この法律施行前の違反行為に対する行政処分については、その基準が従前よりも強化された場合には、従前の「測量法」、「地籍法」又は「水路業務法」に従い、従前よりも緩和された場合には、この法律に従う。

第 17 条（罰則及び過怠料の規定に関する経過措置） この法律施行前の行為に対する罰則及び過怠料を適用する場合には、従前の「測量法」、「地籍法」又は「水路業務法」による。

第 18 条（他の法律の改正） ~ 略 ~

第 19 条（他の法令との関係） この法律施行当時他の法令で従前の「測量法」、「地籍法」、「水路業務法」又はその規定を引用する場合に、この法律中それに相当する規定がある場合、従前の規定に代えてこの法律又はこの法律の該当規定を引用したものとみなす。

~ 中略 ~

附 則<法律第 10580 号、2011.4.12>（不動産登記法）

第 1 条（施行日） この法は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。~ ただし書は略 ~

第 2 条 ~ 略 ~

ないし

第 5 条 ~ 略 ~

（以 上）

測量・水路調査及び地籍に関する法律施行令

2009年12月14日 大統領令第21881号 新規制定
2011年4月4日 大統領令第22829号 最新改正

所管：国土海洋部空間情報企画課

第1章 総 則

第1条（目的） この令は、「測量・水路調査及び地籍に関する法律」で委任された事項及びその施行に必要な事項を規定することを目的とする。

第2条（公共測量施行者） 「測量・水路調査及び地籍に関する法律」（以下「法」という。）第2条第三号ア目の「大統領令で定める機関」とは、次の各号の機関をいう。<改正2010.10.1>

- 一 「政府出捐研究機関等の設立運営及び育成に関する法律」第8条による政府出捐研究機関、「科学技術分野の政府出捐研究機関等の設立運営及び育成に関する法律」による科学技術分野の政府出捐研究機関
- 二 「公共機関の運営に関する法律」による公共機関
- 三 「地方公企業法」による地方直営企業、地方公社及び地方公団
- 四 「地方公企業法」第77条の3第1項による出資法人
- 五 「社会基盤施設に対する民間投資法」第2条第七号の事業施行者
- 六 地下施設の測量を遂行する「都市ガス事業法」第2条第二号の都市ガス事業者及び「電気通信事業法」第6条の基幹通信事業者

第3条（公共測量） 法第2条第三号イ目の「大統領令で定める測量」とは、次の各号の測量のうち国土海洋部長官が指定して通知する測量をいう。

- 一 測量実施区域の面積が1平方キロメートル以上の基準点測量、地形測量及び平面測量
- 二 測量路線の長さが10キロ以上の基準点測量
- 三 国土海洋部長官が発行する地図の縮尺と同一縮尺の地図作成
- 四 撮影地域の面積が1平方キロメートル以上の測量写真の撮影
- 五 地下施設測量
- 六 人工衛星等により取得した映像情報に座標を付与するための2次元又は3次元の座標測量
- 七 その他公共の利害に特に関係があると認められる私設鉄道の敷設、干拓及び埋立事業等に随伴する測量

第4条（数値主題図の種類） 法第2条第十号による数値主題図の種類は、別表1のとおりとする。

第5条（1筆地として定めることができる基準） 法第2条第二十一号により地番付与地域の土地において所有者及び用途が同一で、地盤が連続した土地は1筆とすることができる。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する土地は、主たる用途の土地に編入

し、1筆とすることができる。ただし、従たる用途の土地の地目が「敷地」(訳注：原文の漢字表記は「垈」)である場合及び従たる用途の土地面積が主たる用途の土地面積の10パーセントを超える場合又は330平方メートルを超える場合は、この限りでない。

- 一 主たる用途の土地の便宜のために設置された道路、溝渠等の敷地
- 二 主たる用途の土地に接続する、又は主たる用途の土地に囲まれた土地であって、他の用途に使用されている土地

第3章 測量及び水路調査

第1章 通 則

第6条(原点の特例) 法第6条第1項第二号ただし書の「島嶼等大統領令で定める地域」とは、次の各号の区域をいう。

- 一 濟州島
- 二 鬱陵島
- 三 独島(訳注：竹島)
- 四 その他大韓民国経緯度原点及び水準原点から離れた場所に位置し、大韓民国経緯度原点及び水準原点を適用して測量することは困難であると認めて国土海洋部長官が告示した区域

第7条(世界測地系等) 法第6条第1項による世界測地系は、地球を扁平な回転楕円体として想定して実施する位置測量の基準であって、次の各号の要件を満たすものをいう。

- 一 回転楕円体の張半径及び扁平率は、次の各目のとおりとすること
 - ア 張半径：6,378,137 m
 - イ 扁平率：298.257222101分の1
- 二 回転楕円体の中心が地球の質量中心と一致すること
- 三 回転楕円体の短縮が地球の赤道と一致すること

2 法第6条第1項による大韓民国経緯度原点及び水準原点の地点及びその数値は、次の各号のとおりとする。

- 一 韓国経緯度原点
 - ア 地点：京畿道水原市通区原川洞 111号(国土地理情報院にある大韓民国経緯度原点金属標識の十字線交点)
 - イ 数値
 - 1) 経度：東経127度03分14.8913秒
 - 2) 緯度：北緯37度16分33.3659秒
 - 3) 原方位角：3度17分32.195秒(原点から真北を基準として右回りに測量したソウル産業大学にある衛星基準点金属標識の十字線交点)
- 二 大韓民国水準原点
 - ア 地点：仁川広域市南区ヨンヒョン洞 253番地(仁荷工業専門大学にある原点標石修正版の零目盛線中央点)
 - イ 数値：仁川港平均海面上の高さから26.6871メートルの高さ

3 法第6条第1項による直角座標の基準は、別表2のとおりとする。

第8条(測量基準点の区分) 法第7条第1項による測量の基準点は、次の各号の区分による。

- 一 国家基準点
 - ア 衛星基準点：地理学的経緯度、直角座標及び地球中心直交座標の測定基準として使用するために大韓民国経緯度原点を基礎として定めた基準点

- イ 水準点：高さ測定の基準として使用するために大韓民国水準原点を基礎として定めた基準点
- ウ 重力点：重力測定の基準として使用するために定めた基準点
- エ 統合基準点：地理学的経緯度、直角座標、地球中心直交座標、高さ及び重力測定の基準として使用するために放送基準点、水準点及び重力点を基礎として定めた基準点
- オ 三角点：地理学的経緯度、直角座標及び地球中心直交座標の測定の基準として使用するために衛星基準点及び統合基準点を基礎として定めた基準点
- カ 地磁気点：地球磁気測定の基準として使用するために定めた基準点
- キ 水路基準点：水路調査時に海洋における水平位置、高さ、水深測量及び海岸線の決定基準として使用するために衛星基準点及び法第 6 条第 1 項第三号の基本水準面を基礎として定めた基準点であって、水路測量基準点、基本水準点、海岸線基準点に区分する。
- ク 領海基準点：我が国の領海を画定するために定めた基準点

二 公共基準点

- ア 公共三角点：公共測量時に水平位置の基準として使用するために国家基準点を基礎として定めた基準点
- イ 公共水準点：公共測量時に高さの基準として使用するために国家基準点を基礎として定めた基準点

三 地籍基準点

- ア 地籍三角点：地積測量時に水平方向の位置測定の基準として使用するために国家基準点を基礎として定めた基準点
- イ 地籍三角補助点：地積測量時に水平方向の位置測定の基準として使用するために国家基準点及び地籍三角点を基礎として定めた基準点
- ウ 地籍図根点：地積測量時に筆地に対する水平位置測定の基準として使用するために国家基準点、地籍三角点、地籍三脚補助点及び他の地籍図根点を基礎として定めた基準点

2 前項による各基準点は、必要に応じ等級を区分することができる。

第 9 条（測量基準点標識設置の通知） 法第 8 条第 2 項により測量基準点標識の設置者が測量基準点標識の設置事実を通知するときには、その測量成果（平面直角座標及び標高の成果がある場合には、その座標及び標高を含む。）を併せて通知しなければならない。

2 前項による測量基準点標識設置の通知のために必要な事項は、国土海洋部令で定める。

第 10 条（測量基準点標識設置の告示） 法第 8 条第 3 項及び第 4 項による水路基準点標識及び地籍基準点標識設置についての通知は、次の各号の事項を官報に掲載する方法とする。ただし、地籍基準点の地籍三脚補助点及び地籍図根点標識の設置についての通知は、地籍所管庁の公報又はインターネット・ホームページに掲載することができる。

- 一 基準点の名称及び番号
- 二 直角座標系の原点名（地籍基準点に限る）
- 三 座標及び標高
- 四 経度及び緯度
- 五 設置日、所在地及び標識の材質
- 六 測量成果の保管場所

第 11 条（地形・地物の変動事項通報等） 法第 11 条第 1 項による地形・地物の変動事項通報は、国土海洋部令に定めるところにより、毎年 2 月末までにしなければならない。

2 国土海洋部長官は、前項による通報の内容を確認するために必要な場合には、所属公

務員に現地を調査させ、又は特別自治道知事、市長、郡守又は区庁長（自治区の区庁長をいう。以下同じ。）に再調査をさせて、通報させることができる。

3 法第 11 条第 2 項により公共測量施行者に通報しなければならない建設工種の種類及び規模は、別表 3 のとおりとする。

第 2 章 基本測量

第 12 条（測量の実施公告） 法第 12 条第 2 項による基本測量の実施公告及び法第 17 条第 6 項による公共測量の実施公告は、全国を普及地域とする日刊新聞に 1 回以上掲載し、又は特別市、広域市、道又は特別自治道（以下「市・道」という。）の掲示板若しくはインターネット・ホームページに 7 日以上発行する方法によらなければならない。

2 前項による公告は、次の各号の事項が含まなければならない。

- 一 測量の種類
- 二 測量の目的
- 三 測量の実施期間
- 四 測量の実施地域
- 五 その他測量の実施について必要な事項

第 13 条（測量成果の告示） 法第 13 条第 1 項による基本測量成果の告示及び法第 18 条第 4 項による公共測量成果の告示は、最終成果を得た日から 30 日以内にしなければならない。

2 前項による測量成果の告示には、次の各号の事項が含まなければならない。

- 一 測量の種類
- 二 測量の正確度
- 三 確立された測量基準点の数
- 四 測量の規模（面積又は地図の枚数）
- 五 測量実施の時期及び地域
- 六 測量成果の保管場所
- 七 その他必要な事項

第 14 条（基本測量成果及び検証機関の指定） 法第 13 条第 2 項の「大統領令で定める測量関連専門機関」とは、以下の各号の機関のうち別表 4 の基準を備えた機関であって、測量関連の人材及び設備保有状況等を総合的に検討して国土海洋部長官が指定する機関（以下「基本測量成果検証機関」という。）をいう。

- 一 「政府出捐研究機関等の設立運営及び育成に関する法律」及び「科学技術分野の政府出捐研究機関等の設立運営及び育成に関する法律」による政府出捐研究機関
- 二 「民法」第 32 条により国土海洋部長官の許可を受けて設立された測量関連の非営利法人
- 三 「高等教育法」第 2 条により設立した学校の付設研究所
- 四 法第 105 条第 2 項第三号により公共測量成果の審査に関する業務を委託された機関

2 前項による基本測量成果検証機関の指定を受けようとする者は、国土海洋部令で定める書類を添付して国土海洋部長官に申請しなければならない。

3 国土海洋部長官は、第 1 項により基本測量成果証明機関を指定した場合、これを申請者に書面で通知し、遅滞なく公告しなければならない。

4 基本測量成果検証機関の指定手続及び正確度の検証等に必要な事項は、国土海洋部令で定める。

第 15 条（地図等の表示禁止事項） 法第 15 条第 1 項ただし書及び第 20 条ただし書の「大統領令で定める事項」とは、次の各号の事項をいう。

- 一 「軍事基地及び軍事施設保護法」第 2 条第一号及び第二号の軍事基地及び軍事施設に関する事項
- 二 他の法令により秘密に保持されて閲覧が制限される等の非公開情報

第 16 条（基本測量成果の国外搬出） 法第 16 条第 1 項ただし書及び第 21 条第 1 項ただし書の「外国政府と基本測量成果を相互に交換する等、大統領令で定める場合」とは、次の各号の場合をいう。

- 一 大韓民国政府と外国政府間で締結された協定又は合意により基本測量成果を相互に交換する場合
- 二 政府を代表して外国政府との交渉、国際会議又は国際機関に出席する者が資料として使用するために地図その他必要な出版物（以下「地図等」という。）又は測量の写真を輸出する場合
- 三 観光客の誘致又は観光施設の広報を目的として地図等又は測量用の写真を製作して輸出する場合
- 四 縮尺 5 万分の 1 未満の小縮尺地図（数値地形図を除く。以下、この項において同じ。）その他必要な出版物を国外に搬出する場合
- 五 縮尺 2 万 5 千分の 1 又は 5 万分の 1 地図であって、「国家空間情報に関する法律施行令」第 24 条第 3 項により国家情報院長の支援を受けて保安性の検討を経た場合（等高線、発電所、ガス管等、国土海洋部長官が定めて告示する施設等が表示されていない場合に限る。）

第 3 節 公共測量及び一般測量

第 17 条（地図等の出版） 法第 20 条により公共測量施行者が公共測量成果を使用して出版、販売又は配布することができる地図等は、次の各号のとおりとする。

- 一 公共測量施行者が国土海洋部と共同で制作した地形図を利用して出版する地図等
- 二 法第 18 条による審査を経て、告示された測量成果を使用して、地下施設物図、道路網図等、特定の目的に使用するために出版される地図等

2 前項の地図等を販売しようとする公共測量施行者は、国土海洋部令で定めるところにより地図の縮尺及び販売価格等を定めて国土海洋部長官に通報しなければならない。

第 4 節 地積測量

第 18 条（地籍現況測量） 法第 23 条第 1 項第五号の「大統領令で定める場合」とは、地上の建築物等の現況を地籍図及び林野図に登録された境界と対比して表示するのに必要な場合をいう。

第 19 条（登録転換又は分割による面積誤差の許容範囲及び配分等） 法第 26 条第 2 項による登録転換又は分割のために面積を定めるときに発生する誤差の許容範囲及び処理方法は、次の各号のとおりとする。

- 一 登録転換を行う場合
 - ア 林野台帳の面積と登録転換される面積の誤差の許容範囲は、次の計算式による。この場合、誤差の許容範囲を計算するとき縮尺が 3 千分の 1 の地域の縮尺分母は 6 千とする。

$$A=0.026^2 M \sqrt{F}$$

（A は許容誤差面積、M は林野図縮尺分母、F は登録転換される面積）

- イ 林野台帳の面積と登録転換される面積の差異がア目の計算式による許容範囲以内の場合には、登録転換される面積を登録転換面積として決定し、許容範囲を超えて

いる場合には、林野台帳の面積又は林野図の境界を地籍所管庁が職権により訂正しなければならない。

二 土地を分割する場合

ア 分割後の各筆の面積の合計と分割前の面積との誤差の許容範囲は、前号ア目の計算式による。この場合、A は許容誤差面積、M は縮尺分母、F は原面積とするものとし、縮尺が3千分の1の地域の縮尺分母は6千を使用する。

イ 分割前後の面積の差異がイ目の計算式による許容範囲以内の場合には、その誤差を分割後の各筆の面積に従い按分し、許容範囲を超えている場合には、地籍公簿上の面積又は境界を訂正しなければならない。

ウ 分割前後の面積の差異を配分した算出面積は、次の計算式により必要な桁まで計算し、決定面積は、原面積と一致するように算出面積の求めようとする端数の次の数字が大きいものから順次切り上げて定めるものとし、求めようとする端数の次の数値が互いに同じときには、算出面積が大きいものを切り上げて定める。

$$r = \frac{F}{A} \times a$$

(r は、各筆の算出面積、F は原面積、A は測量面積の合計、又は補正面積の合計、a は、各筆の測量面積又は補正面積)

2 境界点座標登録簿がある地域の土地分割のために面積を定めるときには、前項第二号イ目にかかわらず、次の各号の基準による。

一 分割後の各筆の面積合計が分割前の面積よりも多い場合には、求めようとする端数の次の数字が小さいものから順番に切り下げて定めるものとし、分割前の面積の増減がないようにすること

二 分割後の各筆の面積合計が分割前の面積よりも少ない場合には、求めようとする端数の次の数字が大きいものから順番に切り上げて定めるものとし、分割前の面積の増減がないようにすること

第20条(中央地積委員会の構成等) 法第28条第1項による中央地積委員会は、委員長1名、副委員長1人を含む5人以上10人以下の委員により構成する。

2 委員長は、国土海洋部の地籍業務担当局長とし、副委員長は、国土海洋部の地籍業務担当課長とする。

3 委員は、地籍に関する学識と経験が豊富な者の中から国土海洋部長官が任命又は委嘱する。

4 委員長及び副委員長を除く委員の任期は2年とする。

5 中央地籍財産委員会の幹事は、国土海洋部の地籍業務担当の公務員の中から国土海洋部長官が任命し、会議の準備、議事録の作成及び会議の結果による業務等、中央地積委員会の庶務を担当する。

6 中央地籍財産委員会の委員に対しては、予算の範囲内で出席手当、旅費その他の実費を支給することができる。ただし、公務員である委員がその所管業務と直接関連して出席する場合は、この限りでない。

第21条(中央地積委員会の会議等) 中央地積委員会の委員長は、会議を招集し、その議長となる。

2 委員長がやむを得ない事由で職務を遂行することができないときは、副委員長がその職務を代行し、委員長、副委員長がすべてのやむを得ない事由で職務を遂行することができないときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

3 中央地積委員会の会議は、在籍委員の過半数の出席により開会し、出席委員の過半数の賛成により議決する。

4 中央地積委員会は、関係人を出席させて意見を聴く事ができ、必要により現地調査を

行うことができる。

5 委員長は、中央地積委員会の会議を招集するときには、会議の日時、会場及び審議案件を会議の5日までに各委員に対し書面により通知しなければならない。

6 委員が法第29条第6項による再審査時にその測量事案に関し関連がある場合には、その案件の審議及び議決に出席することができない。

第22条（現地調査者の指定） 第21条第4項により中央地籍財産委員会が現地調査をする場合には、関係公務員を指定して、地積測量及び資料調査等の現地調査を行わせ、その結果を報告させることができ、必要な場合には、法第24条第1項各号のいずれかに該当する者（以下「地積測量遂行者」という。）に対し、その所属地籍技術者を参加させるよう要請することができる。

第23条（地方地積委員会の構成等） 法第28条第1項による地方地積委員会の構成及び会議等については、第20条から第22条までの規定を準用する。この場合、第20条及び第21条中「中央地積委員会」は「地方地積委員会」に、「国土海洋部」は「市・道」に、「国土海洋部長官」は「特別市長、広域市長、道知事又は特別自治道知事」に、「法第29条第6項による再審査」は「法第29条第1項による地積測量適合審査」にそれぞれ読み替える。

第24条（地積測量の適合審査請求等） 法第29条第1項により地積測量適合審査を請求しようとする土地所有者、利害関係人又は地積測量遂行者は、地積測量を申請して測量を実施した後、審査請求書にその測量成果及び審査請求経緯書を添付して、特別市長、広域市長、知事又は特別自治道知事（以下「市・道知事」という。）に提出しなければならない。

2 市・道知事は、法第29条第2項第一号による調査測量成果を作成するために必要な場合には、関係公務員を指定して、地積測量を行わせることができ、必要な場合には、地積測量遂行者にその所属する地籍技術者を参加させるよう要請することができる。

第25条（地積測量の適合性審査議決等） 地方地積委員会は、法第29条第4項により地積測量適合審査を議決した場合には、委員長及び出席委員全員が署名及び捺印した地積測量適合審査議決書を、遅滞なく、市・道知事に送付しなければならない。

2 市・道知事が法第29条第5項により地積測量適合審査議決書を地積測量適合審査請求人及び利害関係人に通知するときには、法第29条第6項による再審査を請求することができる旨を書面により通知する。

第26条（地積測量の適合審査に関する再審査請求等） 法第29条第6項による地積測量適合審査の再審査請求をしようとする者は、再審査請求書に、次の各号の書類を添付して国土海洋部長官に提出しなければならない。

一 地方地積委員会の地積測量適合審査議決書の写し

二 再審査請求事由

2 法第29条第7項により中央地積委員会が再審査を議決したときには、委員長及び出席委員全員が署名及び捺印した議決書を、遅滞なく、国土海洋部長官に送付しなければならない。

第5節 水路調査

第27条（水路調査の実施） 法第31条第2項ただし書の「大統領令で定める規模以下の工事等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 国土海洋部令で定める水深30メートル未満の海域で土、砂、鉞物等を採取し、浚渫土等を捨て、又は人工漁礁等の構造物を設置若しくは投入する行為（その結果、水深

変化が 100 分の 1 以下の場合に限る。)

- 二 国土海洋部令で定める水深 30 メートル以上の海域で土、砂、鉱物等を採取し、浚渫土等を捨て、又は人工漁礁等の構造物を設置若しくは又は投入する行為（その結果、水深変化が 100 分の 3 以下の場合に限る。）
 - 三 一般船舶の航行に利用されない海域で人工漁礁等の構造物を設置又は投入する行為（その結果、水深変化が 100 分の 20 以下の場合に限る。）
 - 四 「水産業法」第 8 条第 1 項第七号による村落漁業の免許を受けた漁場がある海域で人工漁礁を設置する行為
 - 五 「海洋環境管理法」第 23 条第 1 項による廃棄物の排出
 - 六 「港湾法」第 2 条第四号による港湾区域、「新港湾建設促進法」第 2 条第一号による新港湾又は「漁村・漁港法」第 2 条第三号ア目又はイ目による国家漁港又は地方漁港（以下「港湾区域等」という。）において行う港湾工事又は海岸線の変更を伴う工事（その工事の結果海岸線の長さが 50 メートル未満で変更されるものに限るものとし、その工事の結果、船舶の航行の障害となる突出物又は障害物が発生する場合を除く。）
 - 七 港湾区域等以外の海域において行う港湾工事又は海岸線の変更を伴う工事（その工事の結果海岸線の長さが 100 メートル未満で変更される場合に限るものとし、その工事の結果、船舶の航行の障害となる突出物又は障害物が発生する場合を除く。）
 - 八 港湾区域等における埋立面積 2,500 平方メートル未満の公有水面埋立
 - 九 港湾区域等外の海域からの埋立地面積 1 万平方メートル未満の公有水面埋立
 - 十 海面又は水中に施設又は海洋調査機器を一時的に設置する行為（航行に危害を与えないよう必要な措置をした場合に限る。）
- 2 法第 31 条第 2 項各号による工事等の水路調査の種類別の調査項目は、国土海洋部令で定める。

第 28 条（水路調査成果の掲載等） 国土海洋部長官が法第 33 条第 3 項により水路調査成果を航行通報及び水路図書誌に掲載するときには、水路調査成果の審査が完了した後、遅滞なく行わなければならない。

2 前項により航行通報及び水路図書誌に掲載する内容には、次の各号の事項が含まれなければならない。

- 一 海図の番号及び海図名
- 二 経度及び緯度により表示した水路図書誌変更位置
- 三 水路調査成果を表示した補正図面

第 29 条（水路図書誌を販売する代理業者の指定要件） 法第 35 条第 2 項により水路図書誌のうち書誌類形態の水路図書誌を販売する代理業者は、次の各号の要件をすべて満たさなければならない。

- 一 特別市、広域市及び「開港秩序法施行令」第 2 条第 1 項による開港のうち 2 以上の地域に水路図書誌の販売所を備えること
- 二 水路図書誌の制作業務に 2 年以上従事した者 2 人以上を保有すること

2 法第 35 条第 2 項により水路図書誌のうち数値制作物を販売する代理業者は、次の各号の要件をすべて満たさなければならない。

- 一 水路業務に関する国際機関で定められた基準により国立海洋調査院が作成した数値加工物を運用することができる電子システム及びインターネットを利用した販売方式を備えること
- 二 水路図書誌の制作業務に 2 年以上従事した者 1 人以上を保有すること

3 法第 35 条第 1 項により水路図書誌のうち書誌類形態の水路図書誌と数値制作物を併せて販売する代理業者は、第 1 項各号及び前項第一号の指定要件をすべて満たさなければならない。

4 法第 35 条第 6 項第一号ただし書の「大統領令で定める場合」とは、指定の要件に達しない期間が 6 月以内の場合をいう。

第 30 条（水路図書誌の複製等の承認基準及び手続） 法第 36 条第 1 項により水路図書誌を複製又は類似制作物を発行しようとする者は、国土海洋部令で定める申請書に次の各号の書類を添付して国土海洋部長官に提出しなければならない。

- 一 複製又は類似制作物の発行に関する計画書
- 二 類似制作物の見本及びその印刷例本又は説明書（類似制作物を発行する場合に限る。）
- 三 原本資料の使用量を証明することができる資料（類似制作物を発行する場合に限る。）

第 6 節 測量技術者及び水路技術者

第 31 条（測量図書の実名化） 測量技術者は、その作成した測量図書に署名及び押印しなければならない。

第 32 条（測量技術者の資格基準等） 法第 39 条第 1 項による測量技術者の資格基準及び等級は、別表 5 のとおりとする。

第 33 条（水路技術者の資格基準等） 法第 43 条第 1 項による水路技術者の資格基準及び等級は、別表 6 のとおりとする。

第 7 節 測量業及び水路事業

第 34 条（測量業の種類） 法第 44 条第 1 項第三号による「航空撮影、地図製作等、大統領令で定める業種」とは、次の各号のとおりとする。

- 一 公共測量業
- 二 一般測量業
- 三 沿岸調査測量業
- 四 航空撮影業
- 五 空間映像図化業
- 六 映像処理業
- 七 数値地図制作業
- 八 地図制作業
- 九 地下施設測量業

2 測量業の種類別の業務については、別表 7 のとおりとする。

第 35 条（測量業の登録等） 法第 44 条第 1 項第一号の測地測量業及びこの令第 34 条第 1 項第三号から第九号までの測量業は、国土海洋部長官に登録し、法第 44 条第 1 項第二号の地積測量業並びにこの令第 34 条第 1 項第一号及び第二号の測量業は、特別市長、広域市長又は道知事に登録しなければならない。ただし、特別自治道の場合には、法第 44 条第 1 項第一号、第二号及びこの令第 34 条第 1 項各号の測量業を特別自治道知事に登録しなければならない。

2 前項により測量業の登録をしようとする者は、国土海洋部令で定める申請書（電子文書とされた申請書を含む。）に次の各号の書類（電子文書を含む。）を添付して、国土海洋部長官又は市・道知事に提出しなければならない。

- 一 別表 8 による技術能力を有することを証明するための次の各目の書類

- ア 保有している測量技術者の名簿
- イ ア目の人材の測量技術経歴証明書
- 二 別表 8 による装備を備えることを証明するための次の各号の書類
 - ア 保有している装備の明細書
 - イ ア目の装備の性能検査書の写し

3 第 1 項による登録申請を受理した国土海洋部長官又は市・道知事は、「電子政府法」第 36 条第 1 項による行政情報の共同利用を通じて次の各号の行政情報を確認しなければならない。ただし、事業者登録証及び第二号の書類については、申請人から確認に対する同意を得るものとし、申請人が確認に同意しない場合には、当該書類の写しを添付させなければならない。<改正 2010.5.4>

- 一 事業者登録証又は法人登記簿謄本（法人の場合に限る。）
- 二 「国家技術資格法」による国家技術資格（情報処理技士の場合に限る。）

4 第 2 項による測量業の登録申請を受理した国土海洋部長官又は市・道知事は、申請を受理した日から 14 日以内に法第 44 条による登録基準に適合するか否か及び法第 47 条各号の欠格事由の有無を審査した後、適合すると認めるときには、測量業登録簿に記録し、測量業登録証及び測量業登録手帳を発給しなければならない。

5 国土海洋部長官又は市・道知事は、第 2 項による測量業の登録申請が登録基準に適合しないないと認めるときには、申請人にその旨を通知しなければならない。

6 国土海洋部長官又は市・道知事は、法第 44 条第 2 項により登録をしたときには、これを公告しなければならない。

第 36 条（測量業の登録基準） 測量業の登録基準は、別表 8 のとおりとする。

2 航空撮影業の登録をしようとする者は、別表 8 の登録基準を備えるほか、「航空法」による航空機使用事業の登録をしなければならない。

第 37 条（登録事項の変更） 測量業の登録をした者は、登録事項のうち次の各号のいずれかに該当する事項を変更したときには、法第 44 条第 4 項により変更された日から 30 日以内に変更申告をしなければならない。ただし、2009 年 7 月 1 日から 2011 年 6 月 30 日までの期間中に第四号に該当する事項を変更したときには、その変更があった日から 90 日以内に変更登録をしなければならない。

- 一 主たる営業所又は支店の所在地
- 二 商号
- 三 代表者及び役員
- 四 技術能力及び装備

2 2 以上の測量業に登録された者が前項第一号から第三号までの登録事項を変更した場合であって、第 35 条第 1 項により登録機関が同一の場合には、これをまとめて申告することができる。

第 38 条（登録証等の再発給） 測量業者は、測量業登録証又は測量業登録手帳を紛失又は汚損したときには、国土海洋部長官又は市・道知事に再発給を申請することができる。この場合、紛失したときには、その事由書を添付しなければならない。

第 39 条（地籍電算資料を活用した情報化事業等） 法第 45 条による地籍電算資料を活用した情報化事業には、次の各号の事業を含む。

- 一 地籍図、林野図、連続地籍図、都市開発事業等の計画のための地籍図等の情報処理システムを通じた記録・貯蔵業務
- 二 土地台帳及び林野台帳の電算化業務

第 40 条（測量業者の地位承継） 法第 46 条第 1 項による測量業者の地位承継の申告は、第 35 条第 1 項により登録機関にしなければならない。

2 前項による申告手続は、国土海洋部令で定める。

第 41 条（損害賠償責任の保障） 地積測量遂行者が法第 51 条により損害賠償責任を保障するために保証保険に加入しなければならない金額は、次の各号のとおりとする。

一 地積測量業者：1 億ウォン以上

二 法第 58 条により設立された大韓地籍公社：20 億ウォン以上

2 地積測量業者は、地積測量業登録証の発給を受けた日から 10 日以内に前項第一号に該当する金額の保証保険に加入しなければならないが、保証保険に加入したときには、これを証明する書類を第 35 条第 1 項により登録された市・道知事に提出しなければならない。

第 42 条（保険の変更） 法第 51 条により保証保険に加入している地積測量遂行者がその保証保険を他の保証保険に変更する場合には、既に加している保険の効力がある期間中に他の保証保険に加入し、その事実を証明する書類を第 35 条第 1 項により登録された市・道知事に提出しなければならない。

2 保証保険に加入した地積測量遂行者が保証保険期間の満了により再度保証保険に加入する場合には、その保証期間の満了日までに再度保証保険に加入し、その事実を証明する書類を第 35 条第 1 項により登録された市・道知事に提出しなければならない。

第 43 条（保険金の支払） 地積測量依頼人は、法第 51 条第 1 項による損害賠償として保険金の支払いを受けようとする場合には、その地積測量依頼人と地積測量遂行者間の損害賠償合意書、和解調書、確定した裁判所の判決文の写し又はこれらに準ずる効力がある書類を添付して保険会社に損害賠償金の支払を請求しなければならない。

2 地積測量遂行者は、保険金により損害賠償をしたときには、遅滞なく、保証保険に再度加入し、その事実を証明する書類を第 35 条第 1 項により登録された市・道知事に提出しなければならない。

第 44 条（一時的な登録基準未達成） 法第 52 条第 1 項第四号ただし書の「一時的に登録基準に達しない等、大統領令で定める場合」とは、別表 8 による技術能力に該当する者の死亡、行方不明又は退職により登録基準に達しない期間が 30 日以内の場合をいう。ただし、2009 年 7 月 1 日から 2011 年 6 月 30 日までの期間中に技術能力に該当する者の死亡、行方不明又は退職により登録基準に達しなくなった場合には、その不足する期間が 90 日以内の場合をいう。

第 45 条（水路事業の種類） 法第 54 条第 1 項の「大統領令で定める事業」とは、次の各号の水路事業をいう。

一 水路測量業

二 海洋観測業

2 水路事業の種類別の業務内容は、別表 9 のとおりとする。

第 46 条（水路事業の登録） 法第 54 条第 1 項による水路事業の登録をしようとする者は、国土海洋部令で定める申請書（電子文書とされた申請書を含む。）に次の各号の書類（電子文書を含む。）を添付して、国土海洋部長官に提出しなければならない。

一 別表 10 による技術能力を有することを証明するための次の各目の書類

ア 保有している水路技術者の名簿

イ ア目の人材に対する水路技術経歴証の写し

二 別表 10 による装備を備えている事実を証明するための次の各目の書類

ア 保有している装備の明細書

イ ア目の装備の性能検査書の写し

2 国土海洋部長官は、前項による登録申請を受理した場合、「電子政府法」第 36 条第 1 項による行政情報の共同利用を通じて事業者登録証又は法人登記簿謄本（法人の場合に限る。）を確認しなければならない。ただし、事業者登録証については、申請人から確認に対する同意を得るものとし、申請人が確認に同意しない場合には、当該書類の写しを添付させなければならない。<改正 2010.5.4、2010.11.2>

3 第 1 項による水路事業の登録申請を受理した国土海洋部長官は、法第 54 条第 2 項による登録基準に適合するか否か及び法第 54 条第 6 項による欠格事由の有無を審査した後、適合すると認めるときには、水路事業登録簿に記録して、水路事業登録証及び水路事業登録手帳を発給しなければならない。

4 国土海洋部長官は、第 1 項による水路事業の登録申請が登録基準に適合しないと認めるときには、申請人にその旨を通知しなければならない。

5 国土海洋部長官は、法第 54 条第 1 項により登録をしたときには、これを公告しなければならない。

6 水路事業の登録事項の変更、水路事業登録証等の再発給、水道事業者の地位承継等については、第 37 条、第 38 条及び第 40 条を準用する。この場合、「測量業」は「水路事業」に、「測量業者」は「水路事業者」に、「測量業登録証」は「水路事業登録証」に、「測量業登録手帳」は「水路事業登録手帳」に、「国土海洋部長官又は市・道知事」は「国土海洋部長官」にそれぞれ読み替える。

第 47 条（水路事業の登録基準） 法第 54 条第 2 項による水路事業の登録基準は、別表 10 のとおりとする。

第 48 条（測量及び水路調査の対価基準等） 法第 55 条第 1 項による対価の基準は、国土海洋部長官が定める。

2 法第 55 条第 1 項による対価は、直接費と間接費に区分して算定する。

3 国土海洋部長官は、第 1 項により対価の基準を定めたときには、官報に告示しなければならない。

第 8 節 協 会

第 49 条（測量協会の定款記載事項） 法第 56 条第 5 項により、測量協会の定款に記載しなければならない事項は、次の各号のとおりとする。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 主たる事務所の所在地
- 四 事業の内容及びその執行に関する事項
- 五 会員の資格、加入、脱退及び権利義務に関する事項
- 六 役員の数、任期及び選出方法に関する事項
- 七 総会の構成及び議決事項
- 八 理事会、分会、支部に関する事項
- 九 財務会計についての事項
- 十 その他必要な事項

第 50 条（海洋調査協会の定款記載事項） 法第 57 条第 5 項により海洋調査協会の定款に記載しなければならない事項は、次の各号のとおりとする。

- 一 目的

- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 役員及び従業員に関する事項
- 五 理事会に関する事項
- 六 事業に関する事項
- 七 組織及び運営に関する情報
- 八 予算及び会計に関する事項
- 九 定款の変更に関する事項
- 十 その他必要な事項

第 51 条（協会設立認可の公告） 国土海洋部長官は、法第 56 条第 4 項により測量協会の設立を認可したとき及び法第 57 条第 4 項により海洋調査協会の設立を認可したときには、その主たる内容を官報、日刊新聞又はインターネット・ホームページに公告しなければならない。

第 52 条（協会の指導・監督） 国土海洋部長官は、測量協会及び海洋調査協会の業務遂行を指導及び監督する。

2 国土海洋部長官は、前項による指導及び監督のため必要に場合には、所属従業員に現地確認を行わせ、又は測量協会及び海洋調査協会に対し資料の提出を要求することができる。

第 9 節 大韓地籍公社

第 53 条（大韓地籍財産公社の設立登記事項） 法第 58 条第 4 項による大韓地籍公社（以下「大韓地籍公社」という。）の設立登記事項は、次の各号のとおりとする。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 主たる事務所の所在地
- 四 理事及び監事の氏名及び住所
- 五 資産に関する事項
- 六 公告の方法

第 3 章 地 籍

第 1 節 土地の登録

第 54 条（地上境界の位置表示等） 土地の地上境界は、堀、垣根その他区画の目標とするに足る構造物及び境界点標識等により表示する。

2 地籍所管庁は、土地の異動により地上の境界を新たに定めた場合には、国土海洋部令に定めるところにより地上境界点登録簿を作成して管理しなければならない。

3 第 1 項による境界点標識の規格及び材質等に関して必要な事項は、国土海洋部令で定める。

[施行日：2011.7.1] 第 54 条第 2 項

第 55 条（地上境界の決定等） 地上境界を新たに決定しようとする場合、その基準は、次の各号の区分による。

- 一 接続されている土地の間の高低差がない場合は、構造物等の中間
- 二 接続されている土地の間の高低差がある場合は、構造物等の下部

- 三 道路、溝渠等の土地に切土された部分がある場合は、斜面の上部
 - 四 土地が海面又は水面に面する場合：最大満潮位又は最大満水位となる線
 - 五 公有水面埋立地の土地のうち堤防等を土地に編入して登録する場合：堤頂部の外側部分
- 2 地面境界の区画を形成する構造物等の所有者が異なる場合には、前項第一号から第三号までの規定にかかわらず、その所有権により地上境界を決定する。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合には、地上境界点に前条第 1 項による境界点標識を設置した後、垂直にすることができる。
- 一 法第 86 条第 1 項による都市開発事業等の事業施行者が事業地区の境界を定めるために土地を分割する場合
 - 二 法第 87 条第一号及び第二号による事業施行者、行政機関の長又は地方自治体の長が土地を取得するために分割する場合
 - 三 「国土の計画及び利用に関する法律」第 30 条第 6 項による都市管理計画決定の通知及び同法第 32 条第 4 項による地形図面告示があった地域の都市管理計画線に従い土地を分割する場合
 - 四 第 65 条第 1 項により土地を分割する場合
 - 五 関係法令により許認可等を受けて土地を分割する場合
- 4 分割による地上境界線は、地上建築物をかけて定めてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 一 裁判所の確定判決がある場合
 - 二 法第 87 条第一号に該当する土地を分割する場合
 - 三 前項第一号又は第三号により土地を分割する場合
- 5 法第 86 条第 1 項による都市開発事業等が完了して実施する法第 45 条第二号による地籍確定測量の境界は、工事が完了した現況とおりに決定するものとし、工事が完了した現況が事業計画と異なるときには、あらかじめ事業施行者にその事実を通知しなければならない。

第 56 条（地番の構成及び付与方法等） 地番は、アラビア数字で表記するものとし、林野台帳及び林野図に登録する土地の地番は、数字の前に「山」を付す。

2 地番は、本番及び副番により構成するものとし、本番と副番の間に「 - 」表示により接続する。この場合、「 - 」表示は「の」と読む。

3 法第 66 条による地番の付与方法は、次の各号のとおりとする。

- 一 地番は北西から南東に順番に付与すること
- 二 新規登録及び登録変更の場合には、その地番付与地域に隣接する土地の本番に副番を付して地番を付与すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、その地番付与地域の最終本番の次の順番から本番とし、順番に地番を付与することができる。
 - ア 対象土地がその地番付与地域の最終地番の土地に隣接している場合
 - イ 対象土地が既に登録された土地と遠く離れており、登録された土地の本番に副番を付与することが不合理な場合
 - ウ 対象土地が複数の筆地とされている場合

三 分割の場合には、分割後の筆のうち 1 筆地の地番は分割前の地番とし、残余の筆地の地番は本番の最終副番の次の順番で副番を付与すること。この場合、住居、事務室等の建築物がある筆地については、分割前の地番を優先して付与しなければならない。

四 合併の場合には、合併先地番中先順位の地番をその地番とするものとし、本番となった地番があるときには、本番の先順位の地番を合併後の地番とすること。この場合、土地所有者は、合併前の筆に住居、事務室等の建築物があり、その建築物がある地番を合併後の地番として申請するときには、その地番を合併後の地番として付与しなけ

ればならない。

五 法第 86 条による都市開発事業等の完了により法第 45 条第二号による地籍確定測量を実施した地域の各筆地に地番を新たに付与する場合には、次の各目の地番以外の本番により付与すること。ただし、付与することができる従前地番の数が新たに付与する地番の数より少ないときには、ブロック単位で 1 の本番を付与して、筆地ごとに副番を付与し、又はその地番付与地域の最終的な本番の次の順番から本番として順次地番を付与することができる。

ア 地籍確定測量を実施した地域の従前地番と地籍確定測量を実施した区域外にある本番とが同一地番であるときには、その地番

イ 地籍確定測量を行った区域の境界にまたがる地番

六 次の各目のいずれかに該当するときには、前号を準用して地番を付与すること

ア 法第 66 条第 2 項により地番付与地域の地番を変更するとき

イ 法第 85 条第 2 項による行政区域改編により新規地番を付与するとき

ウ 第 72 条第 1 項により縮尺変更実施地域の筆地に地番を付与するとき

4 法第 86 条による都市開発事業が竣工される前に事業施行者が地番許可申請をする場合には、国土海洋部令で定めるところにより地番を付与することができる。

第 57 条（地番変更承認申請等） 地籍所管庁は、法第 66 条第 2 項により地番を変更しようとする場合には、地番変更事由を明記した承認申請書に地番変更対象地域の地番、地目、面積、所有者についての詳細な内容（以下「地番等明細」という。）を記載し、市・道知事又は大都市市長（法第 25 条第 1 項の大都市市長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。この場合、市・道知事又は大都市市長は、「電子政府法」第 36 条第 1 項による行政情報の共同利用を通じて地番変更対象地域の地籍図及び林野図を確認しなければならない。<改正 2010.11.2>

2 前項により申請を受理した市・道知事又は大都市市長は、地番変更事由等を審査した後、その結果を地籍所管庁に通知しなければならない。

第 58 条（地目の区分） 法第 67 条第 1 項による地目の区分は、以下の各号の基準による。

一 田

水を常時利用せず、穀物、園芸作物（果樹類を除く。）、葉草、桑、苗木、鑑賞樹等の植物を主として栽培する土地及び食用に竹筍を栽培する土地

二 畑

水を常時的に直接利用して、蓮、セリ、葦等の植物を主として栽培する土地

三 果樹園

りんご、梨、柿、クルミ、みかん等果樹類を集团的に栽培する土地及びこれに接続する倉庫等の付属施設の敷地。ただし、住居用建築物の敷地は、「敷地」とする。

四 牧場用地

次の各目の土地。ただし、住宅建築物の敷地は、「敷地」とする。

ア 畜産業及び酪農をするために草地を造成した土地

イ 「畜産法」第 2 条第一号による家畜を飼育する畜舎等の敷地

ウ ア目及びイ目の土地と接続された付属施設の敷地

五 林野

山林及び原野をなしている樹林地、竹林地、岩石地、砂礫地、砂地、湿地、荒地等の土地

六 鉱泉地

地下から温水、薬水、石油類等が噴出される涌出口及びその維持に使用される敷地。

ただし、温水、薬水、石油類等を一定の場所に輸送する送水管、送油管及び貯蔵施設の敷地を除く。

七 塩田

海水を引き入れて塩を採取するために造成された土地及びこれに接続する製塩場等の附属施設の敷地。ただし、天日製塩方式によらず動力により海水を引き入れて塩を製造する工場施設物の敷地を除く。

八 敷地

ア 永久的建築物のうち住居、事務室、店舗及び博物館、劇場、美術館等の文化施設並びにこれらに接続された庭園及び附属施設の敷地

イ 「国土の計画及び利用に関する法律」等の関係法令による宅地造成工事が竣工した土地

九 工場用地

ア 製造業を行っている工場施設の敷地

イ 「産業集積活性化及び工場設立に関する法律」等の関係法令による工場敷地造成工事が竣工した土地

ウ ア目及びイ目の土地と同一区域にある医療施設等附属施設の敷地

十 学校用地

学校の校舎及びこれに接続した体育場等附属施設の敷地

十一 駐車場

自動車等の駐車に必要な独立した施設を備えた敷地並びに駐車専用建築物及びこれに接続した附属施設の敷地。ただし、次の各目のいずれかに該当する施設の敷地を除く。

ア 「駐車場法」第2条第一号ア目及びウ目による路上駐車場及び付設駐車場（「駐車場法」第19条第4項により施設物の敷地の近隣に設置された附属の駐車場を除く。）

イ 自動車等の販売を目的として設置された物流場及び野外展示場

十二 給油所用地

次の各目の土地。ただし、自動車、船舶、電車等の製作又は整備工場内に設置された給油・送油施設等の敷地を除く。

ア 石油、石油製品、液化石油ガス等の販売のために一定の設備を備えた施設の敷地

イ 貯油所及び原油貯蔵所の敷地及びこれに接続した附属施設物の敷地

十三 倉庫用地

物件等を保管又は貯蔵するために独自に設置された保管施設物の敷地及びこれに接続した附属施設の敷地

十四 道路

次の各目の土地。ただし、アパート、工場等単一用途の一定の団地内に設置された通路等を除く。

ア 一般公衆の交通運輸のために歩行又は車両運行に必要な一定の設備又は形態を備えて利用される土地

イ 「道路法」等の関係法令により道路として開設された土地

ウ 高速道路の休憩所敷地

エ 2筆地以上に進入する通路として利用される土地

十五 鉄道用地

交通運輸のために一定の軌道等の設備及び形態を備えて利用される土地及びこれに接続した駅舎、車庫、発電施設及び工作廠等の附属施設の敷地

十六 堤防

潮水、自然流水、砂、風等を防ぐために設置された防潮堤、防水堤、防砂堤、防波堤等の敷地

十七 河川

自然の流水がある、又はあるものと予想される土地

十八 溝渠

用水又は排水のために一定の形態を有する人工的な水路、堰及びその附属施設の敷地並びに自然の流水がある、又はあるものと予想される小規模水路の敷地

十九 溜池

水が滞留する、又は常時的に水を貯蔵しているダム、貯水池、小溜池、湖池等の土地及び葦等が自生する排水がよくされていない土地

二十 養魚場

陸上に人工的に造成された水産生物の繁殖又は養殖のための設備を備えた敷地及びこれに接続した付属施設の敷地

二十一 水道用地

水を浄水して供給するための取水、貯水、導水、浄水、送水及び排水施設の敷地及びこれに接続した付属施設の敷地

二十二 公園

一般公衆の保健、休養及び情緒生活に利用するための施設を備えた土地であって、「国土の計画及び利用に関する法律」により公園又は緑地として決定及び告示された土地

二十三 体育用地

国民の健康増進等のための体育活動に適合した施設及び形態を備えた総合運動場、体育館、野球場、ゴルフ場、スキー場、乗馬場、競輪場等の体育施設の土地及びこれに接続した付属施設の敷地。ただし、体育施設としての永続性及び独立性が不十分な庭球場、ゴルフ練習場、屋内プール、体育道場、流水を利用したヨット場及びカヌー場、森林内のキャンプ場等の土地を除く。

二十四 遊園地

一般公衆の娯楽、休養等に適合した施設を総合的に備えた水泳場、游船場、釣り場、こどもの遊び場、動物園、植物園、民俗村、競馬場等の土地及びこれに接続した付属施設の敷地。ただし、これらの施設との距離等から見て独立したものと認められる食事宿泊施設及び遊技場の敷地並びに河川、溝渠又は溜池（公有であるものに限る。）に分類されるものを除く。

二十五 宗教用地

一般公衆の儀式のために礼拝、法要、説教、祭祀等を行うための教会、寺刹、郷校等の建築物の敷地及びこれに接続した付属施設の敷地

二十六 史跡

文化財として指定された歴史的な遺跡、古跡、記念物等を保存するために区画された土地。ただし、学校用地、公園、宗教用地等他の地目となった土地にある遺跡、古跡、記念碑等を保護するために区画された土地を除く。

二十七 墓地

人の死体又は遺骨が埋葬された土地、「都市公園及び緑地等に関する法律」による墓地公園として決定及び告示された土地及び「葬事等に関する法律」第 2 条第九号による奉安施設並びにこれらに接続した付属施設の敷地。ただし、墓地の管理のための建築物の敷地は、「敷地」とする。

二十八 雑種地

次の各目の土地。ただし、原状回復を条件として石を積み置く場所及び土を掘削する場所として許可された土地を除く。

ア 萱畑、屋外に物件を積み置く場所、石を積み置く場所、土を掘削する場所、野外出場、飛行場、共同井戸

イ 恒久的建築物のうち変電所、送信所、受信所、送油施設、と畜場、自動車教習所、ゴミ及び汚物処理場等の敷地

ウ 他の地目に属さない土地

第 59 条（地目の設定方法等） 法第 67 条第 1 項による地目の設定は、次の各号の方法に従う。

- 一 筆地ごとに 1 の地目を設定すること
 - 二 1 筆地が複数の用途に活用される場合には、主たる用途により地目を設定すること
- 2 土地は、一時的又は臨時的な用途に使用されるときには、地目を変更しない。

第 60 条（面積の決定及び測量計算の端数処理） 面積の決定は、次の各号の方法による。

- 一 土地の面積に 1 平方メートル未満の端数がある場合、0.5 平方メートル未満のときには切り捨て、0.5 平方メートルを超えるときには切り上げ、0.5 平方メートルのときには、求めようとする端数の数値が 0 又は偶数であれば切り捨て、奇数であれば切り上げる。ただし、1 筆地の面積が 1 平方メートル未満であるときには、1 平方メートルとする。
 - 二 地籍図の縮尺が 600 分の 1 の地域及び境界点座標登録簿に登録される地域の面積は、前号にかかわらず平方メートル以下 1 桁の単位とするものとし、0.1 平方メートル未満の端数がある場合、0.05 平方メートル未満であるときには切り捨て、0.05 平方メートルを超えるときには切り上げ、0.05 平方メートルのときには、求めようとする端数の数値が 0 又は偶数であれば切り捨て、奇数であれば切り上げる。ただし、1 筆地の面積が 0.1 平方メートル未満であるときには、0.1 平方メートルとする。
- 2 方位角の角値、縦横線の数値又は間隔を計算する場合、求めようとする端数の次の数字が 5 未満のときには切り捨て、5 を超えるときには切り上げ、5 のときには、求めようとする端数の数値が 0 又は偶数であれば切り捨て、奇数であれば切り上げる。ただし、電子計算組織を利用して演算したときには、最終数値に対してのみ、これを適用する。

第 2 節 地籍調査

第 61 条（地籍公簿の復旧） 地籍所管庁が法第 74 条により地籍公簿を復旧するときには、滅失又は毀損当時の地籍公簿に最も符合すると認められる関係資料により土地の表示に関する事項を復旧しなければならない。ただし、所有者に関する事項は、不動産登記簿又は裁判所の確定判決により復旧しなければならない。

2 前項による地籍公簿の復旧に関する関係資料及び復旧手続等に関し必要な事項は、国土海洋部令で定める。

第 62 条（地籍電算資料の利用等） 法第 76 条第 1 項により地籍公簿に関する電算資料（以下「地籍電算資料」という。）を利用又は活用しようとする者は、同条第 2 項により次の各号の事項を記載した申請書を関係中央行政機関の長に提出し、審査を申請しなければならない。

- 一 資料の利用又は活用の目的及び根拠
- 二 資料の範囲及び内容
- 三 資料の提供方式、保管施設及び安全管理対策等

2 前項による審査の申請を受理した関係中央行政機関の長は、次の各号の事項を審査し、その結果を申請人に通知しなければならない。

- 一 申請内容の妥当性、妥当性及び公益性
- 二 個人のプライバシー侵害の有無
- 三 情報の目的外使用の防止及び安全管理対策

3 法第 76 条第 1 項により地籍電算資料の利用又は活用の承認を受けようとする者は、承認の申請をするときに前項による審査の結果を提出しなければならない。ただし、中央行政機関の長が承認を申請する場合には、前項による審査の結果を提出しないことができる。

4 前項による承認の申請を受理した国土海洋部長官、市・道知事又は地籍所管庁は、次

の各号の事項を審査しなければならない。

- 一 第2項各号の事項
- 二 申請事項の処理が電算情報処理組織的に可能か否か
- 三 申請事項の処理が地籍業務の遂行に支障を与えるか否か

5 国土海洋部長官、市・道知事又は地籍所管庁は、前項による審査を経て、地籍電算資料の利用又は活用を承認したときには、地籍電算資料の利用・活用承認台帳にその内容を記録して管理し、承認した資料を提供しなければならない。

6 前項により地籍電算資料の利用又は活用の承認を受けた者は、国土海洋部令で定める使用料を支払わなければならない。ただし、国及び地方公共団体については、使用料を免除する。

第3節 土地の異動申請及び地籍整理等

第63条(新規登録申請) 土地所有者は、法第77条により新規登録を申請するときには、新規登録の事由を記した申請書に国土海洋部令で定める書類を添付して、地籍所管庁に提出しなければならない。

第64条(登録転換申請) 法第78条により登録転換を申請することができる土地は、「山地管理法」、「建築法」等の関係法令による土地の形質変更又は建築物の使用承認等により地目を変更しなければならない土地とする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、前項にかかわらず地目変更なしに登録転換を申請することができる。

- 一 大部分の土地が登録転換され、残余の土地を林野図に継続して存置することが不合理な場合
- 二 林野図に登録された土地が事実上形質変更されたが、地目変更をすることができない場合
- 三 都市管理計画線に従い土地を分割する場合

3 土地所有者は、法第78条により登録転換を申請するときには、登録転換事由を記載した申請書に国土海洋部令で定める書類を添付して、地籍所管庁に提出しなければならない。

第65条(分割請求) 法第79条第1項により分割を申請することができる場合は、次の各号のとおりとする。

- 一 所有権移転、売買等のために必要な場合
- 二 土地利用上不合理な地上境界を是正するための場合

2 土地所有者は、法第79条により土地の分割を申請するときには、分割事由を記載した申請書に国土海洋部令で定める書類を添付して、地籍所管庁に提出しなければならない。この場合、法第79条第2項により1筆地の一部が形質変更等により用途が変更されて分割を申請するときには、第67条第2項による地目変更申請書を併せて提出しなければならない。

第66条(合併申請) 土地所有者は、法第80条第1項及び第2項により土地の合併を申請するときには、合併事由を記載した申請書を地籍所管庁に提出しなければならない。

2 法第80条第2項の「大統領令で定める土地」とは、工場用地、学校用地、鉄道用地、水道用地、公園、体育用地等他の地目と合併しなければならない土地をいう。

3 法第80条第3項第三号の「合併しようとする土地の地籍と林野図の縮尺が異なる場合等、大統領令で定める場合」とは、次の各号の場合をいう。

- 一 合併しようとする土地の地籍と林野図の縮尺が異なる場合
- 二 合併する各区画の地盤が連続していない場合

- 三 合併しようとする土地が登記された土地と登記されていない土地である場合
- 四 合併する各筆地の地目は同一だが、一部の土地の用途が異なり法第 79 条第 2 項による分割対象土地である場合。ただし、合併申請と同時にその土地の用途により部分的に適用する場合を除く。
- 五 合併しようとする土地の所有者別の共有持分が異なる場合又は所有者の住所が異なる場合
- 六 合併しようとする土地が区画整理、耕地整理又は縮尺変更を施行している地域の土地とその地域外の土地である場合

第 67 条（地目変更申請） 法第 81 条により地目変更を申請することができる場合は、次の各号のとおりとする。

- 一 「国土の計画及び利用に関する法律」等の関係法令による土地の形質変更等の工事が竣工した場合
- 二 土地又は建築物の用途を変更した場合
- 三 法第 86 条による都市開発事業等の円滑な推進のために事業施行者が工事竣工前に土地の合併を申請する場合

2 土地所有者は、法第 81 条により地目変更を申請するときには、地目変更事由を記載した申請書に国土海洋部令で定める書類を添付して、地籍所管庁に提出しなければならない。

第 68 条（海になった土地の登録抹消及び回復） 法第 82 条第 2 項により土地所有者が登録抹消申請をしない場合には、地籍所管庁が職権によりその地籍公簿の登録事項を抹消しなければならない。

2 地籍所管庁は、法第 82 条第 3 項により回復登録をしようとする場合には、その地積測量成果及び登録抹消当時の地籍公簿等関係資料によらなければならない。

3 第 1 項及び前項により地籍公簿の登録事項を抹消又は回復登録したときには、その整理結果を土地所有者及び公有水面管理庁に通知しなければならない。

第 69 条（縮尺変更申請） 法第 83 条第 2 項により縮尺変更を申請する土地所有者は、縮尺変更事由を記載した申請書に国土海洋部令で定める書類を添付して、地籍所管庁に提出しなければならない。

第 70 条（縮尺変更承認申請） 地籍所管庁は、法第 83 条第 2 項により縮尺変更を行うときには、縮尺変更事由を記載した承認申請書に次の各号の書類を添付して、市・道知事又は大都市市長に提出しなければならない。この場合、市・道知事又は大都市市長は、「電子政府法」第 36 条第 1 項による行政情報の共同利用を通じて縮尺変更対象地域の地籍図を確認しなければならない。<改正 2010.11.2>

- 一 縮尺変更事由
- 二 地籍図の写し
- 三 削除<2010.11.2>
- 四 法第 83 条第 3 項による土地所有者の同意書
- 五 法第 83 条第 1 項による縮尺変更委員会（以下「縮尺変更委員会」という。）の議決書の写し
- 六 その他縮尺変更承認のため市・道知事又は大都市市長が必要と認める書類

2 前項による申請を受理した市・道知事又は大都市市長は、縮尺変更事由等を審査し、その承認の有無を地籍所管庁に通知しなければならない。

第 71 条（縮尺変更施行公告等） 地籍所管庁は、法第 83 条第 3 項により市・道知事又は大都市市長から縮尺変更承認を受けたときには、遅滞なく、次の各号の事項を 20 日以上公

告しなければならない。

- 一 縮尺変更の目的、実施区域及び実施期間
- 二 縮尺変更の施行に関する細部計画
- 三 縮尺変更の施行による清算方法
- 四 縮尺変更の施行に伴う土地所有者等の協力に関する事項

2 前項による施行公告は、市・郡・区（自治区でない区を含む。）及び縮尺変更施行地域の統・里の掲示板に住民が表示できるように公開しなければならない。

3 縮尺変更の施行区域の土地所有者又は占有者は、施行公告があった日（以下「施行公告日」という。）から 30 日以内に施行公告日現在占有している境界に国土海洋部令で定める境界点標識を設置しなければならない。

第 72 条（土地の表示等） 地籍所管庁は、縮尺変更施行地域の各筆地別の地番、地目、面積、境界及び座標を新たに定めなければならない。

2 地籍所管庁が縮尺変更のための測量を行うときには、第 71 条第 3 項により土地所有者又は占有者が設置した境界点標識を基準として新たな縮尺により面積、境界及び座標を定めなければならない。

3 法第 83 条第 3 項ただし書により縮尺を変更するときには、第 1 項にかかわらず各筆地別の地番、地目及び境界は従前の地籍公簿に従い、面積のみ新たに定めなければならない。

4 前項による縮尺変更手続及び面積の決定方法等について必要な事項は、国土海洋部令で定める。

第 73 条（縮尺変更地番別調書の作成） 地籍所管庁は、第 72 条第 2 項により縮尺変更に関する測量を完了したときには、施行公告日現在の地籍公簿上の面積と測量後の面積を比較して、その変更事項を表示した縮尺変更地番別調書を作成しなければならない。

第 74 条（地籍公簿整理等の停止） 地籍所管庁は、縮尺変更施行期間中は、縮尺変更施行地域の地籍公簿整理及び境界復元測量（第 71 条第 3 項による境界点標識の設置のための境界復元測量を除く。）を第 78 条による縮尺変更確定公告日まで停止しなければならない。ただし、縮尺変更委員会の議決がある場合は、この限りでない。

第 75 条（清算金の算定） 地籍所管庁は、縮尺変更に関する測量をした結果、測量前に比べて面積の増減がある場合には、その増減面積について清算をしなければならない。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 筆地別増減面積が第 19 条第 1 項第二号ア目による許容範囲以内の場合。ただし、縮尺変更委員会の議決がある場合を除く。
- 二 土地所有者全員が賛成しないことを合意して書面により提出した場合

2 前項本文により清算をするときには、縮尺変更委員会の議決を経て地番ごとに 1 平方当たり金額（以下「地番別平方メートル当たり金額」とする。）を定めなければならない。この場合、地籍所管庁は、施行公告日現在を基準として縮尺変更施行地域の土地について地番別平方メートル当たり金額を事前に調査し、縮尺変更委員会に提出しなければならない。

3 清算金は、第 73 条により作成された縮尺変更地番別調書の筆地別増減面積に前項により決定された地番別平方メートル当たり金額を乗じて算出する。

4 地籍所管庁が清算金を算定したときには、清算金調書（縮尺変更地番別調書に筆地別清算金明細を記載したものをいう。）を作成して、清算金が決定された旨を第 71 条第 2 項の方法により 15 日以上公告し、一般人が閲覧できるようにしなければならない。

5 第 3 項により清算金を算定した結果増加した面積の清算金合計と減少した面積の清算金合計に差額が生じた場合、超過額はその地方公共団体（「済州特別自治道の設置及び国際

自由都市造成のための特別法」第 15 条第 2 項による行政市にあつては、当該行政市が属する特別自治道をいい、「地方自治法」第 3 条第 3 項による自治区でない区にあつては、その区が属する市をいう。以下、この項において同じ。) の収入とし、不足額はその地方公共団体が負担する。

第 76 条 (清算金の納付告知等) 地籍所管庁は、前条第 4 項により清算金の決定を公告した日から 20 日以内に土地所有者に清算金の納付告知又は受領通知をしなければならない。

2 前項による納付告知を受けた者は、その告知を受けた日から 3 月以内に清算金を地籍所管庁に納付しなければならない。

3 地籍所管庁は、前項による受領通知をした日から 6 月以内に清算金を支給しなければならない。

4 地籍所管庁は、清算金の支給を受ける者が行方不明等により受領することができないとき又は受領を拒否するときには、その清算金を供託することができる。

5 地籍所管庁は、清算金を支払わなければならない者が第 77 条第 1 項による期間内に清算金に関する異議申立をせず第 2 項による期間内に清算金を納付しない場合には、地方税滞納処分の例により徴収することができる。

第 77 条 (清算金に関する異議申立) 前条第 1 項により納付告知又は受領通知された清算金について異議がある者は、納付告知又は受領通知を受けた日から 1 月以内に地籍所管庁に対し異議申立をすることができる。

2 前項による異議申立を受理した地籍所管庁は、1 月以内に縮尺変更委員会の審議及び議決を経てそれを認容するか否かを決定した後、遅滞なく、その内容を異議申立人に通知しなければならない。

第 78 条 (尺度変更の確定公告) 清算金の納付及び支払が完了したときには、地籍所管庁は、遅滞なく、縮尺変更の確定公告をしなければならない。

2 地籍所管庁は、前項による確定公告をしたときには、遅滞なく、縮尺変更により確定された事項を地籍公簿に登録しなければならない。

3 縮尺変更施行地域の土地は、第 1 項による確定公告日に土地の異動があったものとみなす。

第 79 条 (縮尺変更委員会の構成等) 縮尺変更委員会は、5 人以上 10 人以下の委員により構成するものとし、委員の 2 分の 1 以上は土地所有者としなければならない。この場合、その縮尺変更施行地域の土地所有者が 5 人未満のときには、土地所有者の全員を委員として委嘱しなければならない。

2 委員長は、委員の中から地籍所管庁が指名する。

3 委員は、次の各号の者の中から地籍所管庁が委嘱する。

- 一 当該縮尺変更施行地域の土地所有者として地域事情に精通した者
- 二 地籍についての専門知識を有する者

4 縮尺変更委員会の委員に対しては、予算の範囲内で出席手当、旅費その他の実費を支給することができる。ただし、公務員である委員がその所管業務に直接関連して出席する場合は、この限りでない。

第 80 条 (縮尺変更委員会の機能) 縮尺変更委員会は、地籍所管庁が付託される次の各号の事項を審議及び議決する。

- 一 縮尺変更施行計画に関する事項
- 二 地番別平方メートル当たり金額の決定及び清算金の算定に関する事項
- 三 清算金の異議申立に関する事項

四 その他縮尺の変更に関連する地籍所管庁が会議に付す事項

第 81 条（縮尺変更委員会の会議） 縮尺変更委員会の会議は、地籍所管庁が前条各号のいずれかに該当する事項を縮尺変更する委員会に付託するとき又は委員長が必要と認めるときに委員長が招集する。

2 縮尺変更委員会の会議は、委員長を含む在籍委員の過半数の出席により開会し、出席委員の過半数の賛成により議決する。

3 委員長は、縮尺変更委員会の会議を招集するときには、会議の日時、会場及び審議案件を会議開催 5 日前までに各委員に書面により通知しなければならない。

第 82 条（登録事項の職権訂正等） 地籍所管庁が法第 84 条第 2 項により地籍公簿の登録事項に誤りがあるかどうかを職権により調査及び測量して訂正することができる場合は、次の各号のとおりとする。

一 第 84 条第 2 項による土地異動整理決議書の内容と異なる方法により整理された場合
二 地籍図又は林野図に登録された筆地が面積の増減なく境界の位置のみを誤っている場合

三 1 筆地がそれぞれ他の地籍図又は林野図に登録されている場合であって、地籍公簿に登録された面積と測量した実際の面積は一致するが、地籍図又は林野図に登録された境界が相互に接合しない地籍図又は林野図に登録された境界を地上の境界に合わせて訂正しなければならない土地が発見された場合

四 地籍公簿の作成又は再作成当時誤って整理された場合

五 地積測量成果と異なって整理された場合

六 法第 29 条第 10 項により地籍公簿の登録内容を訂正しなければならない場合

七 地籍公簿の登録事項が誤って入力されている場合

八 「不動産登記法」第 90 条の 3 第 2 項による通知がある場合

九 法律第 2801 号地籍法改正法附則第 3 条による面積換算が誤った場合

2 地籍所管庁は、前項各号のいずれかに該当する土地があるときには、遅滞なく、関係書類により地籍公簿の登録事項を訂正しなければならない。

3 地籍公簿の登録事項のうち境界又は面積等の測量を伴う土地の表示が誤っている場合には、地籍所管庁は、その訂正が完了するまで地積測量を停止させることができる。ただし、誤って表示された事項の訂正のための地積測量は、この限りでない。

第 83 条（土地開発事業等の範囲及び申告） 法第 86 条第 1 項の「大統領令で定める土地開発事業」とは、次の各号の事業をいう。<改正 2010.10.14>

一 「住宅法」による住宅建設事業

二 「宅地開発促進法」による宅地開発事業

三 「産業立地及び開発に関する法律」による産業団地開発事業

四 「都市及び住居環境整備法」による整備事業

五 「地域均衡開発及び地方中小企業育成に関する法律」による地域開発事業

六 「体育施設の設置・利用に関する法律」による体育施設の設置のための土地開発事業

七 「観光振興法」による観光団地開発事業

八 「公有水面管理及び埋立に関する法律」による埋立事業

九 「港湾法」及び「新港湾建設促進法」による港湾開発事業

十 「ポグムチャリ住宅建設等に関する特別法」によるポグムチャリ住宅地区造成事業

十一 「物流施設の開発及び運営に関する法律」及び「経済自由区域の指定及び運営に関する特別法」による開発事業

十二 その他第一号から前号までの事業に類似する場合として国土海洋部長官が認める

土地開発事業

2 法第 86 条第 1 項による都市開発事業等の着手、変更又は完了事実の申告は、その事由が発生した日から 15 日以内にしなければならない。

3 法第 86 条第 2 項による土地の異動申請は、その申請対象地域が換地を伴う場合には、法第 86 条第 1 項による事業の完了報告をもってこれを代えることができる。この場合、事業完了申告書に法第 86 条第 2 項による土地の異動申請に代える旨を記載しなければならない。

4 「住宅法」による住宅建設事業の施行者が倒産等の理由により土地の異動申請を行うことができないときには、その住宅の施工を保証する者又は入居予定者が申請することができる。

第 84 条（地籍公簿の整理等） 地籍所管庁は、地籍公簿が次の各号のいずれかに該当する場合には、地籍公簿を整理しなければならない。この場合、既に作成された地籍公簿に整理することができないときには、新たに作成しなければならない。

一 法第 66 条第 2 項により地番を変更する場合

二 法第 74 条により地籍公簿を復元する場合

三 法第 77 条から第 86 条までの規定による新規登録、登録転換、分割、合併、地目変更等、土地の異動がある場合

2 地籍所管庁は、前項による土地の異動がある場合には、土地異動表示決議書を作成しなければならない。土地所有者の変更等により地籍公簿を整理しようとする場合には、所有者表示決議書を作成しなければならない。

3 第 1 項及び前項による地籍公簿の整理方法、土地異動表示決議及び所有者表示決議書の作成方法等について必要な事項は、国土海洋部令で定める。

第 85 条（地籍整理等の通知） 地籍所管庁が法第 90 条により土地所有者に地籍整理等を通知しなければならない時期は、次の各号の区分による。

一 土地の表示に関する変更登記が必要な場合：その登記完了の通知書を受領した日から 15 日以内

二 土地の表示に関する変更登記を要しない場合：地籍公簿に登録された日から 7 日以内

第 4 章 補 則

第 86 条（地名及び海洋地名の告示） 法第 91 条第 2 項による地名の告示及び同条第 5 項による海洋地名の告示には、次の各号の事項が含まなければならない。

一 制定又は変更された地名又は海洋地名

二 所在地（行政区域により表示する。）

三 位置（経度及び緯度を表示する。）又は範囲

第 87 条（国家地名委員会の構成） 法第 91 条による国家地名委員会は、委員長 1 名及び副委員長 2 名を含む 30 名以内の委員により構成する。

2 国家地名委員会の委員長は、次項により委嘱された委員のうち公務員以外の委員の中から互選し、副委員長は、国土地理情報院長及び国立海洋調査院長とする。

3 委員長、副委員長を除く委員は、次の各号のいずれかに該当する者であって国土海洋部長官が委嘱する者とする。

一 国土海洋部の 4 級以上の公務員であって測量、地籍又は水路に関する事務を担当している者 3 名

二 外交通商部、国防部及び行政安全部の 4 級以上の公務員であって所属長官が推薦す

る者各1名

三 教育科学技術部の教科用図書編纂に関する事務を担当する4級以上の公務員又は奨学官であって教育科学技術部長官が推薦する者1名

四 文化体育観光部の文化財の管理又は国語政策に関する事務を担当する4級以上の公務員であって文化体育観光部長官が推薦する者1名

五 国史編纂委員会の教育研究官のうち国史編纂委員会委員長が推薦する者1名

六 地名に関する学識と経験が豊かな者の中から国土海洋部長官が任命又は委嘱する次の各目のいずれかに該当する者18名以内

ア 5年以上地理、海洋、文学等の地名関連分野で勤務した経歴を有する者であって、「高等教育法」第2条による学校の助教授以上の者

イ 地理学、海洋、文学等の地名に関する研究機関で5年以上勤務した経歴を有する研究者

ウ その他地理的、海洋、文学等の地名関連分野に関する研究実績又は経験等がア目及びイ目の基準に相当すると認められる者であって、「非営利民間団体支援法」第2条の非営利民間団体からの推薦を受けた者

4 前項第六号の委員の任期は3年とし、補欠委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

5 委員長は、国家地名委員会の円滑な運営のために必要な場合には、小委員会を構成して運営させることができる。

第88条（地方地名委員会の構成） 法第91条第1項による市・道地名委員会は、委員長1名及び副委員長1名を含む10名以内の委員により構成し、市・郡・区地名委員会は、委員長1名及び副委員長1名を含む7名以内の委員により構成する。

2 市・道地名委員会の委員長は、行政副知事（特別市及び広域市にあっては、行政副市長をいう。）とし、委員は、関係公務員及び地に関する学識と経験が豊富な者の中から市・道知事が任命又は委嘱する。

3 市・郡・区地名委員会の委員長は、市長、郡守又は区庁長とし、委員は、関係公務員及び地名に関する学識と経験が豊富な者の中から市長、郡守又は区庁長が任命又は委嘱する。

4 公務員以外の委員の数は、市・道地名委員会にあっては5人以上とし、市・郡・区地名委員会にあっては、3名以上とする。

第89条（委員長の職務等） 国家地名委員会、市・道地名委員会及び市・郡・区地名委員会（以下「地名委員会」という。）の委員長は、地名委員会を代表し、その業務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長がやむを得ない事由により職務を遂行することができないときは、その職務を代行する。

3 地名委員会の委員長及び副委員長がすべてやむを得ない事由により職務を遂行することができないときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

第90条（会議） 委員長は、地名委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 地名委員会の会議は在籍委員の過半数の出席により開会し、出席委員の過半数の賛成により議決する。

第91条（幹事） 地名委員会の庶務を処理させるため国家地名委員会は、幹事2人を置くものとし、市・道地名委員会及び市・郡・区地名委員会にそれぞれ幹事1人を置く。

2 国家地名委員会の幹事は、国土地理院、国立海洋調査院の地名業務及び海洋地名業務を担当する課長とし、市・道地名委員会及び市・郡・区地名委員会の幹事は、市・道及び市・郡・区所属公務員の中から委員長がそれぞれ委嘱する。

第 92 条（手当等） 国家地名委員会に出席した委員及び第 93 条により出席した専門家に対しては、予算の範囲内で手当及び旅費を支給することができる。ただし、公務員である委員が所管業務と直接関連して出席した場合は、この限りでない。

2 市・道地名委員会及び市・郡・区地名委員会の委員に対しては、予算の範囲内で市・道又は市・郡・区の条例で定めるところにより手当及び旅費を支給することができる。

第 93 条（現地調査等） 地名委員会の委員長は、地名又は海洋地名の制定、変更又はその他重要事項を審議及び決定するために必要な場合には、関連機関及び地方公共団体の長に対し資料や情報を要求することができ、現場調査をし、又は関係公務員及び専門家を会議に出席させて、その意見を聴くことができる。

第 94 条（議事録） 地名委員会の幹事は、議事録を作成して保管しなければならない。

第 95 条（報告） 法第 91 条第 3 項による報告は、国土海洋部令で定めるところにより、審議及び決定された日から 15 日以内にしなければならない。

第 96 条（運用細則） 地名委員会の運営に関しこの令で定める事項を除いては、地名委員の議決を経て委員長が定める。

第 97 条（性能検査の対象及び周期等） 法第 92 条第 1 項により性能検査を受けなければならない測量機器の検査周期は次の各号のとおりとする。

- 一 トランジット（セオドライト）：3 年
- 二 レベル：3 年
- 三 距離測量器：3 年
- 四 トータルステーション：3 年
- 五 GPS 受信機：3 年
- 六 金属管路探知器：3 年

2 前項による性能検査周期は、最初の性能検査を受けなければならない日の翌日から起算し、その後は、検査有効期間の満了日前 31 日以内に性能検査を受けなければならない。

第 98 条（性能検査代行者の登録基準） 法第 93 条第 1 項による性能検査代行者の登録基準は、別表 11 のとおりとする。

第 99 条（一時的な登録基準未達成） 法第 96 条第 1 項第二号ただし書の「一時的に登録基準に達しない等、大統領令で定める場合」とは、別表 11 による技術能力に該当する者の死亡行方不明又は退職により登録基準に満たない期間が 30 日以内の場合をいう。ただし、2009 年 7 月 1 日から 2011 年 6 月 30 日までの期間中の技術能力に該当する者の死亡行方不明又は退職により登録基準に達しない場合には、その不足する期間が 90 日以内の場合をいう。

第 100 条（制度発展のための施策） 国土海洋部長官は、法第 97 条第 1 項により次の各号の施策を推進しなければならない。

- 一 数値地形、地籍及び水路情報の情報化及び標準化
- 二 精密測量機器及び調査機器の開発、検査及び矯正
- 三 地図製作技術の開発及び自動化
- 四 宇宙測地技術の導入及び活用
- 五 海洋環境及び海底地形の変化に関する調査及び研究

六 その他測量、水路調査及び地籍制度の発展のために必要な事項として国土海洋部長官が定めて告示する事項

第 101 条（研究機関） 法第 97 条第 2 項の「大統領令で定める関連専門機関」とは、次の各号の機関等をいう。

- 一 「政府出捐研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律」第 8 条による政府出捐研究機関、「科学技術分野の政府出捐研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律」第 8 条による科学技術分野の政府出捐研究機関
- 二 「高等教育法」により設立された大学の付設研究所
- 三 法第 56 条により設立された測量協会
- 四 法第 57 条により設立された海洋調査協会
- 五 大韓地籍公社

第 102 条（損失補償） 法第 102 条第 1 項による損失補償は土地、建物、木その他工作物等の使用料、取引価格、収益性等を考慮した適正な価格としなければならない。

2 法第 102 条第 3 項により裁決を申請しようとする者は、国土海洋部令で定めるところにより、次の各号の事項を記載した裁決申請書を管轄土地収用委員会に提出しなければならない。

- 一 裁決の申請者及び相手方の氏名及び住所
- 二 測量の種類
- 三 損失発生事実
- 四 補償を受けようとする損失額及びその内訳
- 五 協議の内容

3 前項による裁決に不服がある者は、裁決書正本の送達を受けた日から 30 日以内に中央土地収用委員会に異議を申し立てることができる。この場合、その異議申立は、当該地方の土地収用委員会を経由しなければならない。

第 103 条（権限の委任） 国土海洋部長官は、法第 105 条第 1 項により次の各号の権限を国土地理情報院長に委任する。

- 一 法第 4 条による測量の告示
- 二 法第 4 条第 2 項による年度別施行計画の樹立
- 三 法第 6 条第 1 項第二号ただし書による原点の告示
- 四 法第 8 条第 1 項による国家基準点標識（水路基準点標識を除く。）の設置及び管理
- 五 法第 8 条第 2 項による国家基準点標識の種類及び設置場所の通知の受理
- 六 法第 8 条第 5 項による測量基準点標識の現況調査報告書の提出
- 七 法第 8 条第 6 項による測量基準点標識（水路基準点標識及び領海基準点標識を除く。）の現況調査
- 八 法第 10 条第 1 項による地図等に関する資料提供
- 九 法第 11 条第 1 項による地形及び地物の変動事項通報の受理及び同条第 2 項による建設工事着工事実、地形及び地物変更事項通報の受理並びに同条第 3 項による基本測量資料の提出要求
- 十 法第 12 条による基本測量の実施及び通知
- 十一 法第 13 条第 1 項による基本測量成果告示
- 十二 法第 13 条第 2 項による基本測量成果の精度検証依頼
- 十三 法第 13 条第 3 項による基本測量成果の修正
- 十四 法第 14 条第 1 項による基本測量成果及び基本測量記録の保管
- 十五 法第 14 条第 2 項による基本測量成果又は基本測量記録の複製又は写しの発給申請の受理及び発行

- 十六 法第 15 条第 1 項による地図等の刊行、販売及び配布
- 十七 法第 15 条第 2 項による基本図の指定
- 十八 法第 16 条第 1 項による基本測量成果の国外搬出許可
- 十九 法第 17 条第 2 項による公共測量作業計画書の受理
- 二十 法第 17 条第 3 項による長期計画書及び年間計画書の提出の要求
- 二十一 法第 17 条第 4 項による計画書の妥当性の検討及びその結果の通知
- 二十二 法第 18 条第 2 項による公共測量記録の写しの提出要求
- 二十三 法第 18 条第 4 項による公共測量成果の通知
- 二十四 法第 19 条第 1 項による公共測量成果及び公共測量記録の写しの保管及び閲覧
- 二十五 法第 19 条第 2 項による公共測量成果及び公共測量記録の複製及び写しの発給申請の受理及び発行
- 二十六 法第 21 条第 1 項による公共測量成果の国外搬出許可
- 二十七 法第 22 条第 2 項による一般測量成果及び一般測量記録の写しの提出要求
- 二十八 法第 42 条第 1 項による測量技術者の業務停止
- 二十九 法第 44 条第 2 項による測量業の登録
- 三十 法第 44 条第 3 項による測量業登録証及び測量業登録手帳の発行
- 三十一 法第 44 条第 4 項による登録事項の変更申告の受理
- 三十二 法第 46 条第 1 項による測量業者の地位承継申告の受理
- 三十三 法第 48 条による測量業の休業、廃業等申告の受理
- 三十四 法第 52 条第 1 項による測量業の登録取消及び営業停止並びに同条第 3 項による登録取消及び営業停止事実の発表
- 三十五 法第 55 条第 2 項による基本測量及び公共測量の対価基準算定及び企画財政部長官との協議
- 三十六 法第 91 条第 2 項による地名の告示
- 三十七 法第 92 条第 1 項による性能検査の実施
- 三十八 法第 93 条第 2 項による性能検査代行者登録証発給事実通知の受理
- 三十九 法第 96 条第 2 項による性能検査代行者登録取消事実通知の受理
- 四十 法第 97 条による測量制度の発展のための施策の推進並びに国際機関及び国家間の協力活動の推進
- 四十一 法第 98 条による測量業務従事者に対する教育訓練
- 四十二 法第 99 条による測量業者（地積測量業者を除く。）に対する報告の受理及び調査
- 四十三 法第 100 条による測量業者（地積測量業者を除く。）の登録取消に関する聴聞
- 四十四 法第 103 条第 1 項による基本測量実施のための土地、建物、木その他工作物の収用又は使用
- 四十五 法第 104 条により委託を受けた測量業務の遂行
- 四十六 法、第 111 条第 1 項（第三号から第六号まで及び第十二号を除く。）による過怠料の賦課及び徴収
- 四十七 第 3 条による公共測量の指定及び告示
- 四十八 第 4 条及び別表 1 第 22 号による数値主題図の指定及び告示
- 四十九 第 6 条第四号による原点の特例地域の指定及び告示
- 五十 第 11 条第 2 項による現地調査の実施及び再調査の要求
- 五十一 第 14 条による基本測量成果検証機関の指定に伴う申請の受理、指定及び公告
- 五十二 第 16 条第五号による施設の告示
- 五十三 第 17 条第 1 項第一号による公共測量施行者との地形図の共同制作
- 五十四 第 17 条第 2 項による地図の縮尺及び販売価格等通報の受理
- 五十五 第 35 条第 6 項による測量業登録の公告
- 五十六 第 38 条による測量業登録証及び測量業登録手帳の再発行

- 五十七 第 48 条第 3 項による測量対価基準の告示
- 五十八 第 52 条による測量協会に対する指導及び監督（地積測量関連協会を除く。）
- 五十九 第 104 条第 1 項から第 4 項までの規定による測量成果審査受託機関の指定に伴う申請の受理、指定及び公告
- 六十 第 104 条第 6 項による審査結果報告の受理及び同条第 7 項による資料の提供

2 国土海洋部長官は、法第 105 条第 1 項により次の各号の権限を国立海洋調査院長に委任する。

- 一 法第 4 条による水路調査の告示
- 二 法第 6 条第 2 項による平均海面、基本水準面及び最高高潮面の決定及び告示
- 三 法第 8 条第 1 項による水路基準点標識の設置及び管理
- 四 法第 8 条第 3 項による水路基準点標識の設置告示
- 五 法第 8 条第 6 項による水路基準点標識の現況調査
- 六 法第 11 条第 3 項による水路調査に関する資料の提出要求
- 七 法第 30 条第 1 項による水路調査基本計画の樹立
- 八 法第 31 条第 1 項による水路調査
- 九 法第 31 条第 3 項による水路調査の申告受理
- 十 法第 31 条第 6 項による水路調査方法に関する技術指導
- 十一 法第 32 条による水路調査実施の公告及び航行通報掲載
- 十二 法第 33 条第 2 項による水路調査成果の受理及び審査結果の通知
- 十三 法第 33 条第 3 項による水路調査成果の航行通報及び水路図書誌への掲載
- 十四 法第 34 条第 1 項による水路調査成果の保管及び閲覧提供
- 十五 法第 34 条第 1 項による水路調査成果の写しの発給申請受理
- 十六 法第 35 条第 1 項による水路図書誌の刊行、販売及び配布
- 十七 法第 35 条第 2 項による水路図書誌販売代理業者の指定
- 十八 法第 35 条第 4 項による水路図書誌の販売価格、販売代行手数料その他水路図書誌の販売代行に必要な事項の決定及び告示
- 十九 法第 35 条第 6 項による販売代行業者の指定取消及び営業停止
- 二十 法第 36 条第 1 項による水路図書誌の複製等の承認
- 二十一 法第 37 条による水路情報関連事項の通報受理
- 二十二 法第 38 条第 1 項による関係機関の水路調査計画及び水路調査成果の提出要求
- 二十三 法第 38 条第 2 項による関係機関との水路調査資料の共同利用、共同研究及び技術協力のための努力
- 二十四 法第 43 条第 3 項により準用される法第 42 条による水路技術者の業務停止
- 二十五 法第 54 条第 1 項による水路事業の登録受理
- 二十六 法第 54 条第 3 項による水路営業許可及び水路事業登録手帳の発給
- 二十七 法第 54 条第 4 項による水路事業者の登録事項変更申告受理
- 二十八 法第 54 条第 6 項により準用される法第 46 条による水路事業者の地位承継申告の受理
- 二十九 法第 54 条第 6 項により準用される法第 48 条による水路事業の休業、廃業等の申告の受理
- 三十 法第 54 条第 6 項により準用される法第 52 条による水路事業の登録取消及び営業停止並びにそれらの事実の公告
- 三十一 法第 55 条第 2 項による水路調査の対価基準算定及び企画財政部長官との協議
- 三十二 法第 91 条第 5 項による海洋地名の告示
- 三十三 法第 97 条による水路調査制度の発展のための施策の推進並びに国際機関及び国家間の協力活動の推進（国際機関と締結する協定に関する事項を除く。）
- 三十四 法第 98 条による水路調査分野の従事者に対する教育訓練
- 三十五 法第 99 条により実施される水路調査に関する報告書の受理及び調査

- 三十六 法第 100 条第三号による水路事業の登録取消の聴聞
- 三十七 法第 104 条により委託された水路調査業務の遂行
- 三十八 法第 111 条第 1 項（第一号、第二号、第八号、第十一号及び第十三号から第十五号までの規定を除く。）による過怠料の賦課及び徴収
- 三十九 第 48 条第 3 項による水路調査対価基準の告示
- 四十 第 52 条第 1 項による海洋調査協会の指導及び監督

第 104 条（権限の委託等） 法第 105 条第 2 項により国土海洋部長官は、次の各号の権限を測量協会又は「民法」第 32 条により国土海洋部長官の許可を受けて設立された非営利法人のうち別表 12 の人材及び設備を備えた機関（以下「測量成果審査受託機関」という。）を指定して委託する。

- 一 法第 15 条第 3 項による地図等の刊行に対する審査
 - 二 法第 18 条第 3 項による公共測量成果の審査
- 2 前項による測量成果審査受託機関として指定を受けようとする者は、国土海洋部令で定める書類を備えて、国土海洋部長官に申請しなければならない。
- 3 国土海洋部長官は、前項による請求を受けたときには、測量関連の人材及び設備の保有状況等を総合的に検討し、測量成果審査受託機関に指定しなければならない。
- 4 国土海洋部長官は、前項により測量成果審査受託機関を指定した場合には、申請者に書面で通知し、遅滞なく公告しなければならない。
- 5 測量成果審査受託機関の指定手続等に関し必要な細部事項は、国土海洋部令で定める。
- 6 第 1 項により審査許可の委託を受けた測量成果審査受託機関の長は、審査が完了する場合、その結果を国土海洋部長官に報告しなければならない。
- 7 国土海洋部長官は、測量成果審査受託機関の要請を受けた場合には、第 1 項による審査に必要な資料を測量成果審査受託機関に提供することができる。
- 8 国土海洋部長官は、法第 105 条第 2 項第九号により法第 40 条による測量技術者申告の受理及び記録の維持管理、測量技術経歴証の発給、申告された内容の確認のための関連資料の提出の要求及び提出資料の受理、測量技術者の勤務先及び経歴等の確認業務を測量協会に委託する。
- 9 国土海洋部長官は、法第 105 条第 2 項により次の各号の業務を海洋調査協会に委託する。
- 一 法第 9 条第 3 項による水路基準点標識の移転
 - 二 法第 31 条第 1 項第四号により実施する水路調査のうち国土海洋部令で定めるもの
 - 三 法第 31 条第 5 項による水路調査に必要な観測施設の管理のうち国土海洋部令で定めるもの
 - 四 法第 31 条第 6 項による水路調査方法に関する技術指導のうち国土海洋部長官が定めて告示した現場指導
 - 五 法第 31 条第 1 項及び第 33 条第 2 項による水路調査成果の審査
 - 六 法第 35 条第 1 項による水路図書誌の印刷、供給及び在庫管理
 - 七 法第 43 条第 3 項による水路技術者申告の受理及び記録の維持管理、水路技術経歴証の発給、申告された内容の確認のための関連資料の提出の要求及び提出資料の受理並びに水路技術者の勤務先及び経歴等の確認
- 10 国土海洋部長官は、前項第一号（領海基準点標識の維持、補修及び管理業務に限る。）第三号、第四号及び第六号により海洋調査協会に業務を委託する場合には、事業の遂行に必要な費用を予算の範囲内で補助することができる。

第 5 章 罰 則

第 105 条（過怠料の賦課基準） 法第 111 条第 1 項による過怠料の賦課基準は、別表 13 の

とおりとする。

附 則<第 21881 号、2009.12.14>

第 1 条（施行日） この令は、公布した日から施行する。ただし、第 54 条第 2 項は、2011 年 7 月 1 日から施行する。

第 2 条（他の法令の廃止） 次の各号の法令は、廃止する。

- 一 「測量法施行令」
- 二 「地籍法施行令」
- 三 「水路業務法施行令」

第 3 条（測量技術者の資格基準に関する経過措置） この令の施行前に従前の「測量法施行令」により経歴、学歴及び資格等を管理するために必要な事項を国土海洋部長官に報告して測量の技術者の技術評価を認定された者は、別表 5 による測量技術者の技術評価を保有しているものとみなす。

第 4 条（地積測量業に関する経過措置） この令施行当時従前の「地籍法施行令」により地積測量業の登録をした者は、2010 年 12 月 31 日までに別表 8 による地積測量業の技術能力を備えなければならない。

第 5 条（測量成果審査受託機関の指定に関する経過措置） この令施行当時従前の「測量法施行令」により測量成果審査受託機関に指定された測量協会は、第 104 条第 3 項により測量成果審査受託機関の指定を受けたものとみなす。

第 6 条（他の法令の改正） ~ 略 ~

第 7 条（他の法令との関係） この令施行当時他の法令で従前の「測量法施行令」、「地籍法施行令」、「水路業務法施行令」又はそれらの規定を引用する場合には、この令の中でそれらに対応する規定がある場合には、従前の規定に代えてこの令又はこの令の規定を引用したものとみなす。

~ 中略 ~

附 則<第 22829 号、2011.4.4>

第 1 条（施行日） この令は、公布した日から施行する。

第 2 条 ~ 略 ~

ないし

第 4 条 ~ 略 ~

[別表 1]

数値主題図の種類（第4条関係）

1. 地下施設物図
2. 土地利用現況図
3. 土地適性図
4. 国土利用計画図
5. 都市計画図
6. 道路網図
7. 水系図
8. 河川現況図
9. 地下水脈図
10. 行政区域図
11. 山林利用基本図
12. 林相図
13. 地質図
14. 土壌図
15. 植生図
16. 生態・自然図
17. 自然公園現況図
18. 土地被覆地図
19. 観光地図
20. 風水害保険管理地図
21. 災害地図
22. 第1号から第21号までに規定するものと類似する数値主題図のうち関連法令上情報流通及び活用のために正確度の確保が不可欠なもの又は公共目的上正確度の確保が不可欠なものとして国土海洋部長官が定めて告示する数値主題図

[別表 2]

直交座標の基準（第7条第3項関連）

1. 直角座標系原点

名称	原点の経緯度	投影原点の 加算数値	原点縮尺係数	適用区域
西部座 標系	経度:東経 125° 00 緯度:北緯 38° 00	X(N) 600,000m Y(E) 200,000m	1.0000	東経 124° ~ 126°
中部座 標系	経度:東経 127° 00 緯度:北緯 38° 00	X(N) 600,000m Y(E) 200,000m	1.0000	東経 126° ~ 128°
東部座 標系	経度:東経 129° 00 緯度:北緯 38° 00	X(N) 600,000m Y(E) 200,000m	1.0000	東経 128° ~ 130°
東海座 標系	経度:東経 131° 00 緯度:北緯 38° 00	X(N) 600,000m Y(E) 200,000m	1.0000	東経 130° ~ 132°

備考

ア. 各座標系での直角座標は、次の条件に従い、T・M(Transverse Mercator、横断メルカートル) 方法により表示する。

- 1) X軸は、座標系原点の子午線に一致しなければならず、真北方向を正(+)と表示して、Y軸は、X軸に直交する軸として真東方向を正(+)とする。
- 2) 世界測地系によらない地積測量の場合には、ガウス等角二重投映法により表示するものとし、直角座標系投映原点の加算数値をそれぞれ X(N)500,000m（済州島地域は550,000m）、Y(E)200,000mとして使用することができる。

イ. 国土海洋部長官は、地理情報の位置測定のために必要と認めるときには、直角座標の基準を別に定めることができる。この場合、国土海洋部長官は、その内容を告示しなければならない。

2. 地積測量に使用される旧小三角地域の直角座標系原点

名称	原点の経緯度
マンサン原点	経度: 東経 126° 22' 24". 596 緯度: 北緯 37° 43' 07". 060
ケヤン原点	経度: 東経 126° 42' 49". 685 緯度: 北緯 37° 33' 01". 124
チョボン原点	経度: 東経 127° 14' 07". 397 緯度: 北緯 37° 26' 35". 262
カリ原点	経度: 東経 126° 51' 59". 430 緯度: 北緯 37° 25' 30". 532
トゥンギョン原点	経度: 東経 126° 51' 32". 845 緯度: 北緯 37° 11' 52". 885
コチョ原点	経度: 東経 127° 14' 41". 585 緯度: 北緯 37° 09' 03". 530
ユルゴク原点	経度: 東経 128° 57' 30". 916 緯度: 北緯 35° 57' 21". 322
ヒョンチャン原点	経度: 東経 128° 46' 03". 947

	緯度: 北緯 35 ° 51 46" . 967
クアム原点	経度: 東経 128 ° 35 46" . 186 緯度: 北緯 35 ° 51 30" . 878
クムサン原点	経度: 東経 128 ° 17 26" . 070 緯度: 北緯 35 ° 43 46" . 532
ソラ原点	経度: 東経 128 ° 43 36" . 841 緯度: 北緯 35 ° 39 58" . 199

備考

ア．チョボン原点、コチョ原点、ユルゴク原点、ヒョンチャン原点及びソラ原点の平面直角縦横線数値の単位はメートルとし、マンサン原点、ケヤン原点、カリ原点、トゥンギョング原点、クアム原点及びクムサン原点の平面直角縦横線数値の単位は間とする。この場合、それぞれの原点に対する平面直角縦横線数値は0とする。

イ．特別小三角測量地域（全州、カンギョン、馬山、晋州、光州、羅州、木浦、群山、鬱陵島）に分布された小三角測量地域は別途の原点を使用することができる。

[別表 3]

地形・地物の変動を誘発する建設工事の種類及び規模(第11条第3項関連)

区分	建設工事の種類及び規模
1. 都市の開発	ア. 「都市開発法」第2条第1項第二号による都市開発事業のうち面積が5万平方メートル以上のもの
	イ. 「都市及び住居環境整備法」第2条第二号による整備事業のうち面積が5万平方メートル以上のもの
	ウ. 「国土の計画及び利用に関する法律」第2条第十号による都市計画施設事業のうち次の施設に関する事業 1) 運河 2) 流通業務設備であって敷地面積が5万平方メートル以上のもの 3) 駐車場施設であって敷地面積が5万平方メートル以上のもの 4) 市場であって敷地面積が5万平方メートル以上のもの
	エ. 「住宅法」第16条による敷地造成事業のうち面積が5万平方メートル以上のもの
	オ. 「宅地開発促進法」第7条第1項による宅地開発事業又は「ポグムチャリ住宅建設等に関する特別法」第2条第三号ア目によるポグムチャリ住宅地区造成事業のうち面積が5万平方メートル以上のもの
	カ. 「物流施設の開発及び運営に関する法律」第2条第九号による物流団地開発事業又は「流通産業発展法」第2条第十五号による共同集配センター造成事業のうち面積が5万平方メートル以上のもの
	キ. 「旅客自動車運輸事業法」第2条第五号による旅客自動車ターミナル設置工事のうち敷地面積が5万平方メートル以上のもの
	ク. 「物流政策基本法」第2条第四号による物流ターミナル及び物流団地のうち敷地面積が5万平方メートル以上のもの
	ケ. 「教育基本法」第9条による学校の設置工事のうち敷地面積が5万平方メートル以上のもの
	コ. 「農漁村整備法」第2条第十号及び第55条による生活環境整備事業、農漁村村建設事業及び農漁村村再開発事業のうち宅地造成面積が5万平方メートル以上のもの
	2. 産業立地及び産業団地の造成
イ. 「産業集積活性化及び工場設立に関する法律」第2条第一号による工場の設立であって造成面積が5万平方メートル以上のもの	
ウ. 「都市開発法」第2条第1項第二号による都市開発事業であって工業用地造成事業のうち面積が5万平方メートル以上のもの	
エ. 「産業技術団地支援に関する特例法」第2条による産業技術団地造成事業のうち面積が5万平方メートル以上のもの	
オ. 「大徳研究開発特区等の育成に関する特別法」第2条第一号及び第4条による研究開発特区造成事業のうち面積が5万平方メートル以上のもの	
3. 港湾の建設	ア. 「漁村・漁港法」第2条第五号又は第六号による漁港施設又は漁港開発事業のうち造成面積が5万平方メートル以上のもの。ただし、公有水面埋立が伴う場合には、造成面積のうち埋立面積が3万平方メートル以上のもの

	イ.「港湾法」第2条第六号による港湾施設の建設工事のうち造成面積が5万平方メートル以上のもの。ただし、公有水面埋立が伴う場合には、造成面積のうち埋立面積が3万平方メートル以上のもの
	ウ.「新港湾建設促進法」第2条第二号ア目による港湾施設の建設事業のうち造成面積が5万平方メートル以上のもの。ただし、公有水面埋立が伴う場合には、造成面積のうち埋立面積が3万平方メートル以上のもの
4.道路の建設	「道路法」第2条若しくは第10条又は「国土の計画及び利用に関する法律」第2条第十三号による道路の建設事業であって長さ1キロメートル以上の道路建設事業
5.水資源の開発	ア.「ダム建設及び周辺地域支援等に関する法律」第2条第一号によるダム又は「河川法」第2条第三号による河川施設のうち河口堰の設置工事であって満水面積が200万平方メートル以上のもの又は総貯水用量が2千万立方メートル以上のもの
	イ.「農漁村整備法」第2条第六号による農業生産基盤施設のうち満水面積が200万平方メートル以上のもの又は総貯水用量が2千万立方メートル以上の貯水池、堰又は溜池の造成
6.鉄道(都市鉄道を含む。)の建設	ア.「鉄道建設法」第2条第一号又は「国土の計画及び利用に関する法律」第2条第六号による鉄道の建設事業のうち長さ1キロメートル以上のもの又は鉄道施設の面積が5万平方メートル以上のもの。ただし、「鉄道事業法」第2条第五号による専用鉄道を工場の中に設置する場合を除く。
	イ.「都市鉄道法」第3条第一号及び第三号による都市鉄道の建設事業のうち長さ1キロメートル以上のもの又は都市鉄道施設(敷地を含む。)の面積が5万平方メートル以上のもの
	ウ.「軌道運送法」第2条第七号による軌道事業又は同条第九号の専用軌道の長さが1キロメートル以上のもの又は軌道用地(軌道施設の面積を含む。)の面積が5万平方メートル以上のもの
	エ.「鉄道建設法」第2条第二号による高速鉄道の建設事業のうち長さが1キロメートル以上のもの又は鉄道施設の面積が5万平方メートル以上のもの
7.空港の建設	「航空法」第2条第十号による空港開発事業のうち次の事業 1) 飛行場の新設 2) その他の空港開発事業であって面積が5万平方メートル以上のもの
8.河川の利用及び開発	「河川法」第2条第二号による河川区域又は同法第10条による河川区域における同法第2条第1項第四号による河川工事のうちその工事区間が河川中心長さで1キロメートル以上のもの
9.開墾及び公有水面の埋立	ア.「公有水面埋立法」第2条第三号による埋立事業のうち面積が5万平方メートル以上のもの
	イ.「農漁村整備法」第2条第五号による干拓事業又は開墾事業のうち面積が5万平方メートル以上のもの
10.観光団地の開発	ア.「観光振興法」第2条第六号及び第七号による観光地及び観光団地の造成事業のうち面積が5万平方メートル以上のもの
	イ.「自然公園法」第2条第九号による公園事業のうち造成面積又は同法第18条第1項第五号による公園集団施設地区の面積が5万平方メートル以上のもの
	ウ.「国土の計画及び利用に関する法律」第2条第十一号による都市計

	画事業のうち遊園地に設置される施設面積が 5 万平方メートル以上のもの
	エ. 「都市公園及び緑地等に関する法律」第 2 条第四号による公園施設の設置事業のうち公園施設面積の合計が 5 万平方メートル以上のもの
10. 特定地域の開発	ア. 「地域均衡開発及び地方中小企業育成に関する法律」第 38 条の 2 第 2 項による地域総合開発事業のうち面積が 5 万平方メートル以上のもの
	イ. 「経済自由区域の指定及び運営に関する特別法」第 6 条第 1 項第三号による経済自由区域内で実施される開発事業
	ウ. 「首都圏新空港建設促進法」第 2 条第二号による新空港建設事業
12. 体育施設の設置	ア. 「体育施設の設置・利用に関する法律」第 2 条第一号による体育施設の設置工事のうち総用地面積が 5 万平方メートル以上のもの
	イ. 「競輪・競艇法」第 2 条第一号及び第二号による競輪又は協定施設の設置事業のうち総用地面積が 5 万平方メートル以上のもの
	ウ. 「青少年活動振興法」第 10 条第一号による青少年修練施設の設置事業のうち総用地面積が 5 万平方メートル以上のもの
	エ. 「韓国馬事会法」第 4 条による競馬場設置事業のうち総用地面積が 5 万平方メートル以上のもの
13. 廃棄物処理施設の設置	「廃棄物管理法」第 2 条第八号による廃棄物処理施設のうち埋立施設の造成面積が 5 万平方メートル以上のもの

[別表 4]

基本測量成果検証機関の人材・装備保有基準（第14条第1項関連）

技術人材	装備
1. 特級技術者：2名以上 2. 高級技術者：3名以上 3. 中級技術者：3名以上 4. 初級技術者：1名以上 5. 情報処理技師資格取得者：1人以上 6. 高級技能士 ア. 図画技能士：2名以上 イ. 地図製作技能士：3名以上	1. GPS受信機(1級)：3台以上 2. トータルステーション(1級)：1台以上 3. レベル(1級)：1台以上 4. 解析図化機：1台以上 5. 出力装置：1台以上 6. 自動読取機(スキャナー)：1台以上 7. 数値地図入力・出力及びGPSデータ処理ソフトウェア：1式

備考

1. 技術人材のうち技術者は別表5備考の第4号による測量及び地形空間情報分野技術者又は「建設技術管理法施行令」別表1の土木分野の測量及び地形空間情報技術者をいう。
2. 技術人材のうち特級技術者には測量及び地形空間情報技術士1人以上を含むものとし、高級技術者には測量及び地形空間情報技士2人以上及び測量及び地形空間情報産業技師1人を含まなければならない。中級技術者及び初級技術者には測量及び地形空間情報産業技師1人以上をそれぞれ含まなければならない。
3. 装備は、自己所有のもの又は2年以上長期賃借して使用するものをいう。

[別表 5]

測量技術者の資格基準等（第 32 条関連）

技術等級	技術資格者	学歴・経歴者
特級技術者	技術士	
高級技術者	技士資格を取得した者であって 7 年以上測量業務を遂行した者 産業技師資格を取得した者であって 10 年以上測量業務を遂行した者	
中級技術者	技士資格を取得した者であって 4 年以上測量業務を遂行した者 産業技師資格を取得した者であって 7 年以上測量業務を遂行した者	
初級技術者	技士資格を取得した者 産業技師資格を取得した者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修士以上の学位を取得した者 ・ 学士学位を取得した者として 1 年以上測量業務を遂行した者 ・ 専門大学を卒業した者として 3 年以上測量業務を遂行した者 ・ 高等学校を卒業した者として 5 年以上測量業務を遂行した者 ・ 国土海洋部長官が定める教育機関で 1 年以上測量関連教育課程を履修した者として 7 年以上測量業務を遂行した者
高級技能士	技能士資格を取得した者で 7 年以上該当の分野の測量業務を遂行した者	
中級技能士	技能士資格を取得した者で 3 年以上該当の分野の測量業務を遂行した者	
初級技能士	技能士資格を持った者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門大学卒業以上の学歴を有する者であって 1 年以上測量業務を遂行した者 ・ 高等学校を卒業した者として 3 年以上測量業務を遂行した者

備考

1. 「技術資格者」とは、技術士、技士及び産業技師にあつては、「国家技術資格法」の技術資格種目のうち測量及び地形空間情報、地籍の技術資格を取得した者をいい、技能士のにあつては、「国家技術資格法」の技術資格種目のうち測量、地図製作、図化、地籍又は航空写真の技術資格を取得した者をいう。

2. 「学歴・経歴者」とは、次の各目のいずれかに該当する者をいい、測量及び地籍関連学科の範囲、経歴認定方法及び手続等は、国土海洋部長官が定める。

ア. 「初・中等教育法」又は「高等教育法」による当該学校において測量及び地籍関連学科の所定の課程を履修して卒業した者

イ.その他関係法令により国内又は外国においてア目と同等水準以上の学歴があると認められる者

ウ.国土海洋部長官が定める教育機関において定められた測量関連教育課程を履修した者

3.「測量業務を遂行した者」とは、測量分野において計画・設計・実施・指導・監督・審査・監理・測量器機性能検査・調査又は研究業務を遂行した者及び測量分野兵科に服務した者をいう。

4.測量技術者に対する測量技術経歴証は、下表で定める分野別に発給する。

	専門分野	
	技術者	技能士
測量	測量及び地形空間情報	測量 地図製作 図化 航空写真
地籍	地籍	地籍

ただし、技能士の場合には同一の技術資格、経歴により他の分野の経歴証を取得すること及び他の分野の経歴証に変更することはできない。

5.外国人の技術資格又は学歴・経歴に関しては、上表の基準を準用する。

[別表 6]

水路技術者の資格基準等(第 33 条関連)

技術等級	技術資格者	学歴・経歴者
特級水路技術者	技術士資格を有する者として 3 年以上水路調査業務を遂行した者 記事資格を有する者として 10 年以上水路調査業務を遂行した者 産業技師資格を有する者として 13 年以上水路調査業務を遂行した者	
高級水路技術者	技術士資格を有する者 記事資格を有する者として 7 年以上水路調査業務を遂行した者 産業技師資格を有する者として 10 年以上水路調査業務を遂行した者	
中級水路技術者	記事資格を有する者として 4 年以上水路調査業務を遂行した者 産業技師資格を有する者として 7 年以上水路調査業務を遂行した者	
初級水路技術者	記事資格を有する者 産業技師資格を有する者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修士以上の学位を取得した者 ・ 学士学位を取得した者として 1 年以上水路調査業務を遂行した者 ・ 専門大学を卒業した者として 3 年以上水路調査業務を遂行した者 ・ 高等学校を卒業した者として 5 年以上水路調査業務を遂行した者 ・ 国土海洋部長官が定める教育機関で 1 年以上測量及び海洋関連教育課程を履修した者として 7 年以上水路調査業務を遂行した者

備考

1. 「技術資格者」とは、「国家技術資格法」の技術資格種目のうち土木分野の測量及び地形空間情報、海洋分野の海洋・海洋環境・海洋調査・海洋工学及び海洋資源開発の技術資格を取得した者をいう。

2. 「水路調査業務を遂行した者」とは、水路調査分野において計画・設計・実施・指導・監督・審査・監理・調査又は研究業務を遂行した者をいう。

3. 「学歴・経歴者」とは、次の各目のいずれかに該当する者をいい、測量及び海洋関連学科の範囲、経歴認定方法及び手続等は、国土海洋部長官が定める。

ア. 「初・中等教育法」又は「高等教育法」による当該学校において測量及び海洋関連学科の所定課程を履修して卒業した者

イ. その他関係法令により国内又は外国においてア目と同等水準以上の学歴があると認められる者

ウ. 国土海洋部長官が定める教育機関で定められた測量及び海洋関連教育課程を履修した者

4. 国際水路機構が認める「A 級」水路測量士資格を取得した者は、関連分野の技士資格を有する者とみなし、同国際機関が認める「B 級」水路測量士資格を取得した者は、関連分野の産業技師資格を有する者とみなす。

[別表 7]

測量業の種類別業務内容(第34条第2項関連)

種類	業務内容
測地測量業	基本測量として国家基準店の測量及び地形・地物に対する測量 公共測量業及び一般測量業業務範囲に該当する事項
公共測量業	公共測量として土地及び地形・地物に対する測量 一般測量業業務範囲に該当する事項
一般測量業	公共測量(設計金額が3千万円以下の場合に限る。)として土地及び地形・地物に対する測量 一般測量として土地及び地形・地物に対する測量 設計に伴う調査測量及び測量関連図面の作成 各種認許可関連測量図面及び設計図書の作成
沿岸調査測量業	河川、内水面、沿岸地域及びダムに対する測量及びこれに伴う土地に対する測量及びデータベース構築 基本測量の成果としての基本図の延長のための沿岸調査測量及びこれに伴う土地に対する測量
航空撮影業	航空機を利用した測量用空間映像情報等の撮影・製作及びデータベース構築
空間映像図化業	測量用写真及び衛星映像を利用した図化機上における地形・地物の測定及び模写並びにそれに関する座標測量、映像判読及び現地調査
映像処理業	測量用空間映像情報を利用したデータベース構築、正射写真地図製作及び立体映像指導の製作並びにこれらに係わる座標測量、映像分析、地理調査及び製作、データの入力、出力及び編集
数値地図製作業	地図(数値地図も含む。)製作のための地理調査、映像判読、データの入力、出力及び編集、地形空間情報システムの構築
地図製作業	地図冊子等を刊行し、又はインターネット等通信媒体を通じて地図を提供するための地理調査、データの入力、出力及び編集、製図(スクライプを含む。) 地籍編集図の製作
地下施設物測量業	地下施設物に対する測量及びデータベース構築
地積測量業	境界点座標登録簿が備わった地域における地積測量 地籍再調査事業により実施する地籍確定測量 都市開発事業等が完了することに伴い実施する地籍確定測量 地籍電算資料を活用した情報化事業

[別表 8]

測量業の登録基準（第36条第1項関連）

区分	技術能力	装備
測地測量業	1. 特級技術者 1 名以上 2. 高級技術者 1 名以上 3. 中級技術者 2 名以上 4. 初級技術者 2 名以上 5. 測量分野の初級技能士 2 名以上	1. セオドライト(1 級以上)2 組以上 2. レベル(1 級)1 組以上 3. 距離測定器(2 級以上)1 組以上又は GPS 受信機(1 級)2 組以上
公共測量業	1. 高級技術者 1 名以上 2. 中級技術者 2 名以上 3. 初級技術者 2 名以上 4. 測量分野の初級技能士 2 名以上	1. セオドライト(1 級以上)2 組以上 2. レベル(1 級)1 組以上 3. 距離測定器(2 級以上)1 組以上又は GPS 受信機(1 級)2 組以上
一般測量業	1. 高級技術者 1 名以上 2. 測量分野の初級技能士 1 名以上	1. トランシット(3 級以上)又はセオドライト(3 級以上)1 組以上又は GPS 受信機(2 級以上)2 組以上 2. レベル(3 級以上)1 組以上
沿岸調査測量業	1. 高級技術者 1 名以上 2. 中級技術者 2 名以上 3. 初級技術者 2 名以上 4. 測量分野の初級技能士 2 名以上	1. 音響測深機 1 組以上 2. 地層探査機 1 組以上 3. 電子測位機 1 組以上又は GPS 受信機(2 級以上)2 組以上 4. セオドライト(1 級以上)1 組以上 5. レベル(2 級以上)1 組以上 6. 検潮儀 1 組以上
航空撮影業	1. 特級技術者 1 名以上 2. 高級技術者 1 名以上 3. 航空写真分野の初級技能士 2 名以上	1. 撮影用カメラ 1 台以上 2. 撮影用飛行機 1 機以上 3. 写真製作施設 1 式以上
空間映像図化業	1. 高級技術者 1 名以上 2. 中級技術者 2 名以上 3. 初級技術者 2 名以上 4. 測量分野の初級技能士 2 名以上	1. 図化機(1 級)又は数値写真測量装備 2 組以上 2. セオドライト(1 級以上)1 組以上又は GPS 受信機(2 級以上)2 組以上 3. レベル(2 級以上)1 組以上
映像処理業	1. 高級技術者 1 名以上 2. 中級技術者 2 名以上 3. 初級技術者 2 名以上 4. 測量分野の初級技能士 2 名以上	1. 映像処理ソフトウェア 1 式以上 2. 出力装置 1 台以上 ・ 解像度: 600DPI 以上 ・ 出力範囲: 600 ミリメートル×900 ミリメートル以上 3. セオドライト(1 級)1 組以上又は GPS 受信機(2 級以上)2 組以上又はトータルステーション(角度測定部 1 級及び距離測定部 2 級以上)1 組以上 4. レベル(2 級以上)1 組以上
数値地図製	1. 高級技術者 1 名以上	1. 次の各目のいずれかに該当する装備

作業	2. 図化分野または地図製作分野の初級技能士 1 名以上 3. 情報処理技士 1 名以上	のうち 1 台以上 ア. 手動読取機(ディジタイザー) ・解像度: 20 線/ミリメートル ・読取範囲: 900 ミリメートル×600 ミリメートル以上 イ. 自動読取機(スキャナー) ・解像度: 800DPI ・読取範囲: 1000 ミリメートル×600 ミリメートル以上 2. 出力装置 1 台以上 ・解像度: 600DPI ・出力範囲: 600 ミリメートル×900 ミリメートル以上 3. 入力・出力ソフトウェア
地図製作業	地図製作分野の初級技能士 1 名以上	地図製作入力・出力ソフトウェア 1 式以上
地下施設物測量業	1. 高級技術者 1 名以上 2. 中級技術者 2 名以上 3. 初級技術者 2 名以上 4. 測量分野の初級技能士 2 名以上	1. 金属管路探知機(探査深度 3 メートル基準) ・探査位置の正確度: ±20 センチメートル以内 ・探査深度の正確度: ±30 センチメートル以内 2. マンホール探知機 1 台以上 3. トランシット(3 級以上)1 組以上又はセオドライト(3 級以上)1 組以上又は GPS 受信機(2 級以上)2 組以上
地積測量業	1. 特級技術者 1 名又は高級技術者 2 名以上 2. 中級技術者 2 名以上 3. 初級技術者 1 名以上 4. 地籍分野の初級技能士 1 名以上	1. トータルステーション 1 台以上 2. 自動製図装置 1 台以上

備考

1. 技術能力のうち測地測量業、公共測量業、一般測量業、沿岸調査測量業・航空撮影業、空間映像図化業、映像処理業、地下施設物測量業及び数値地図製作業の技術者は、別表 5 備考第 4 号による測量分野技術者又は「建設技術管理法施行令」別表 1 の土木分野の測量及び地形空間情報技術者とし、地積測量業の測量技術者は、別表 5 備考第 4 号による地籍分野技術者又は「建設技術管理法施行令」別表 1 の国土開発分野の地籍技術者とする。
2. 技術能力に該当する者は、常時勤務する者でなければならず、「国家技術資格法」によりその資格が停止された者及びこの法又は「建設技術管理法」により業務停止処分中の者を除く。
3. 上位等級の技術能力をもって下位等級の技術能力に代えることができる。ただし、技術能力のうち技術者と技能士は相互に代えることができない。
4. 装備基準のうち航空機及び図化機以外は、自己所有でなければならない。
5. 支店を置く場合には、支店ごとに上表による登録基準の 2 分の 1 に該当する技術能力及び装備基準を備えなければならない。支店運営は直営形態としなければならない。
6. 測地測量業、地積測量業、公共測量業、一般測量業、沿岸調査測量業及び地下施設物測量業を重複して申請する場合又は航空撮影業、空間映像図化業、映像処理業及び数値地図

製作業を重複して申請する場合には、最も高い水準の登録基準を要求する業種は 100 パーセント以上の基準を備えて、低い水準の業種は 50 パーセント以上の基準を備えなければならない。

7. 外国人が測量業登録を申請する場合には、「商法」第 614 条により営業所を設置して登記しなければならない。

8. 技術能力に該当する者又は役員が外国人の場合には、「出入国管理法施行令」別表 1 による駐在、企業投資又は貿易経営の滞留資格を有する者でなければならない。

9. 装備の等級別性能基準は、法第 92 条第 4 項による性能基準によるものとし、装備の性能は検査有効期間以内のものを認定する。

10. 測地測量業の装備基準のうちセオドライト(1 級以上)1 組と距離測定器(2 級以上)1 組は、トータルステーション(角度測定部 1 級以上、距離測定部 2 級以上)1 組に、公共測量業の装備基準のうちセオドライト(1 級以上)1 組と距離測定器(3 級以上)1 組は、トータルステーション(角度測定部 1 級以上、距離測定部 3 級以上)1 組に、一般測量業の装備基準のうちトランシット(3 級以上)1 組とセオドライト(3 級以上)1 組をトータルステーション(角度測定部 3 級以上、距離測定部 3 級以上)1 組に、沿岸調査測量業及び空間映像図化業の装備基準のうちセオドライト(1 級以上)1 組をトータルステーション(角度測定部 1 級以上、距離測定部 3 級以上)1 組に代えることができる。

11. 数値写真測量用装備とは、図化機(1 級)水準の正確度を備えた装備をいう。

[別表 9]

水路事業の種類別業務内容(第45条第2項関連)

種類	業務内容
水路調査業	航海の安全のための港湾、航路、漁港等の水路測量及び航路調査 国家間の海洋境界区画設定のために必要な水路調査 潮汐、潮流、海流、海洋気象等海洋現象に関する資料を収集するための観測 管轄海域に関する地球物理的基礎資料収集のための探査 海洋の保全及び利用に関する調査 水路調査関連図面の作成 ただし、海図制作業を除く。
水路測量業	水路事業業務内容のうち単ビーム音響測深機を使用する水路測量 水路測量関連図面の作成
海洋観測業	潮汐、潮流、海流、水質、海洋気象等海洋現象を把握するための観測 海洋観測関連図面の作成
海図制作業	海図、電子海図及び海洋主題図製作のための地理調査、データの入力・出力及び編集

[別表 10]

水路調査業の登録基準（第 47 条関連）

	技術能力	施設及び装備
水路調査業	1. 特級水路技術者 1 名以上 2. 高級水路技術者 2 名以上 3. 中級水路技術者 2 名以上 4. 初級水路技術者 1 名以上 5. 水路調査実務経歴が 3 年以上の者 2 名以上	1. セオドライト(1 級以上)1 組以上 2. レベル(1 級以上)1 組以上 3. 検潮儀 1 組以上 4. 採泥機 1 組以上 5. 流速計 1 組以上 6. 音響測深機 1 組以上 7. GPS 受信機(1 級以上)及び海上用 GPS 受信機それぞれ 1 組以上 8. 距離測定機(2 級以上)1 組以上 9. 地層探査機 1 組以上 10. マルチビーム音響測深機 1 組以上 11. サイドスキャンソナー1 組以上 12. 資料処理電算装備 1 組以上
水路測量業	1. 特級水路技術者 1 名以上 2. 高級水路技術者 1 名以上 3. 中級水路技術者 1 名以上 4. 初級水路技術者 1 名以上 5. 水路調査実務経歴が 3 年以上の者 2 名以上	1. セオドライト(1 級以上)1 組以上 2. 採泥機 1 組以上 3. 音響測深機 1 組以上 4. 海上用 GPS 受信機 1 組以上 5. 距離測定機(2 級以上)1 組以上
海洋観測業	1. 特級水路技術者 1 名以上 2. 高級水路技術者 1 名以上 3. 中級水路技術者 1 名以上 4. 初級水路技術者 1 名以上 5. 水路調査実務経歴が 3 年以上の者 2 名以上	1. レベル(1 級以上)1 組以上 2. 流速計 1 組以上 3. 検潮儀 1 組以上 4. GPS 受信機(1 級以上)1 組以上
海図制作業	1. 水路図書誌制作業務の実務経歴が 3 年以上の者 2 名以上 2. 地理情報システム(GIS)関連業務の実務経歴が 3 年以上の者 1 名以上 3. 測量及び地形空間情報産業技師以上の資格を取得した者であって、水路調査実務経歴が 2 年以上の者 1 名以上	1. 海図製作用電算システム 1 セット以上 2. 海図検収用電算システム 1 セット以上 3. 電子規格のカラー出力機 1 台以上

備考

1. 陸上測量に関する装備の等級別性能基準は、法第 92 条第 4 項による。
2. 装備は、それと同等水準以上の性能があると認められるものをもって代えることができ、関連法令で定める機器性能検査を終えた装備とする。
3. 水路測量業と海洋観測業を併せて登録する場合には、技術能力及び装備を重複して備えないことができる。ただし、高級及び中級水路技術者は各 1 人を追加して雇用しなければならない。
4. 他の法令により営業登録をした者が水路事業のいずれかに登録をしようとする場合には、その者が当該水路事業の登録基準として定める技術能力・装備を既に保有している時に限り技術能力・装備を別に備えなくてもこれを保有するものとみなす。

[別表 11]

性能検査代行者の登録基準（第 98 条関連）

区分	施設及び装備	技術能力
一般性能検査代行者	1. コリメータ施設 1 組以上 2. 周波数カウンター 1 組以上	1. 測量及び地形空間情報分野高級技術者又は精密測定産業技師として実務経歴が 10 年以上の者 1 名以上 2. 測量分野の中級技能士又は計量及び測定分野の実務経歴が 3 年以上の者 1 名以上
金属管路探知機性能検査代行者	金属管路探知機検査施設 1 式以上	1. 測量及び地形空間情報分野高級技術者または精密測定産業技師として実務経歴 10 年以上の者 1 名以上 2. 測量分野の中級技能士または計量及び測定分野の実務経歴が 3 年以上の人 1 名以上

備考

1. コリメータ施設の設置場所は、震動等の影響から性能測定に支障がない場所でなければならない。
2. 技術能力のうち 1 人は測量分野技術者(別表 5 備考第 4 号による測量分野技術者又は「建設技術管理法施行令」別表 1 の土木分野の測量及び地形空間情報技術者をいう。)でなければならない。
3. 技術能力に該当する者は、常時勤務する者でなければならず、「国家技術資格法」によりその資格が停止された者及びこの法又は「建設技術管理法」により業務停止処分中の者を除く。
4. 上位等級の技術能力をもって下位等級の技術能力に代えることができる。ただし、技術能力のうち技術者と技能士は相互に代えることができない。
5. 一般性能検査代行者と金属管路探深性能検査代行者を重複して申請する場合には、技術能力を 50 パーセント減免することができる。
6. 外国人が測量機器性能検査代行者登録を申請する場合には、「商法」第 614 条により営業所を設置して登記しなければならない。
7. 技術能力に該当する者又は役員が外国人である場合には、「出入国管理法施行令」別表 1 による駐在、企業投資又は貿易経営の滞留資格を備えた者でなければならない。

[別表 12]

測量成果審査受託機関の人材・装備保有基準(第 104 条第 1 項関連)

技術人材	装備
1. 特級技術者: 1 名以上 2. 高級技術者: 3 名以上 3. 中級技術者: 1 名以上 4. 初級技術者: 1 名以上 5. 情報処理技師資格取得者: 1 人以上 6. 高級技能士 ア. 図画技能士: 2 名以上 イ. 地図製作技能士: 1 名以上	1. GPS 受信機(1 級): 3 台以上 2. トータルステーション(1 級): 1 台以上 3. レベル(1 級): 1 台以上 4. 金属管路探知機(探査深度 3m 基準の正確度: 平面位置 ± 20 センチメートル以内、深度 ± 30 センチメートル以内): 1 台以上 5. 非金属管路探知機(探査深度 3m 基準の正確度: 平面位置 ± 20 センチメートル以内、深度 ± 40 センチメートル以内): 1 台以上 6. 地下映像レーダー探査機: 1 台以上 7. マンホール探知機: 1 台以上 8. 解析図化機: 1 台以上 9. 出力装置: 1 台以上 10. 自動読取機(スキャナ): 1 台以上 11. 数値地図入力・出力及び GPS データ処理ソフトウェア: 1 式

備考

- 技術能力のうち技術者は、別表 5 備考第 4 号による測量分野技術者又は「建設技術管理法施行令」別表 1 の土木分野の測量及び地形空間情報技術者をいう。
- 技術人材のうち技術者は、技術資格者であって、特級技術者は測量及び地形空間情報技術士 1 名以上をいい、高級技術者は測量及び地形空間情報技士 2 名以上及び測量及び地形空間情報産業技師 1 人をいい、中級技術者及び初級技術者は測量及び地形空間情報産業技師 1 人以上をいう。
- 装備の保有基準は、自己所有又は 2 年以上長期賃借して使用する場合をいう。

[別表 13]

過怠料の賦課基準(第 105 条関連)

・一般基準

1. 国土海洋部長官、市・道知事又は地籍所官庁は、違反行為の動機及びその回数等を考慮して過怠料金額を 2 分の 1 の範囲内で軽減し、又は加重することができる。
2. 第 1 号による軽減及び加重基準は次の各号のとおりとする。
 - ア. 過怠料金額の 2 分の 1 を軽減する場合
 - 1) 最近 2 年以内に過怠料賦課処分を受けた事実がないとき
 - 2) 当該違反行為が過失又は相当な理由によるものであると認められるとき
 - イ. 最近 2 年以内に 2 回以上同一違反行為により過怠料処分を受けた場合、過怠料金額の 2 分の 1 を加重する。

・個別基準

違反行為	該当法条文	過怠料金額
1. 正当な事由なく測量を妨害した場合	法第 111 条 第 1 項第一号	100 万ウォン
2. 法第 13 条第 4 項に違反して告示された測量成果と異なる測量成果を使用した場合	法第 111 条 第 1 項第二号	150 万ウォン
3. 法第 31 条第 2 項に違反して水路調査をしなかった場合	法第 111 条 第 1 項第三号	300 万ウォン
4. 正当な事由なく国土海洋部長官が第 32 条により公告した水路調査を妨害した場合	法第 111 条 第 1 項第四号	200 万ウォン
5. 正当な事由なく法第 33 条第 1 項に違反して水路調査成果を提出しない場合	法第 111 条 第 1 項第五号	100 万ウォン
6. 法第 35 条第 5 項に違反して販売価格を遵守せず水路図書誌を販売した場合又は最新の航行通報により修正されない水路図書誌を普及した場合	法第 111 条 第 1 項第六号	100 万ウォン
7. 法第 40 条第 1 項 (法第 43 条第 3 項により準用される場合を含む。) に違反して虚偽に測量技術者又は水路技術者の申告をした場合	法第 111 条 第 1 項第七号	25 万ウォン
8. 法第 44 条第 4 項に違反して測量業登録事項の変更申告をしない場合	法第 111 条 第 1 項第八号	30 万ウォン
9. 法第 46 条第 2 項 (法第 54 条第 6 項により準用される場合を含む。) に違反して測量業又は水路事業者の地位承継申告をしない場合	法第 111 条 第 1 項第九号	50 万ウォン
10. 法第 48 条 (法第 54 条第 6 項により準用される場合を含む。) に違反して測量業又は水路事業の休業、閉業等の申告をしない場合又は虚偽に申告した場合	法第 111 条 第 1 項第十号	30 万ウォン
11. 法第 50 条第 2 項に違反して自己、配偶者、直系尊属又は卑属が所有する土地に対する地積測量をした場合	法第 111 条 第 1 項第十一号	40 万ウォン
12. 法第 54 条第 4 項に違反して水路事業登録事	法第 111 条	50 万ウォン

項の変更申告をしない場合	第 1 項第十二号	
13. 法第 92 条第 1 項に違反して測量機器に対する性能検査を受けない場合又は不正な方法により性能検査を受けた場合	法第 111 条 第 1 項第十三号	100 万ウォン
14. 法第 93 条第 1 項に違反して性能検査代行者の登録事項変更を申告しない場合	法第 111 条 第 1 項第十四号	25 万ウォン
15. 法第 93 条第 3 項に違反して性能検査代行業務の閉業申告をしない場合	法第 111 条 第 1 項第十五号	25 万ウォン
16. 正当な事由なく法第 99 条第 1 項による報告をしない場合又は虚偽に申告をした場合	法第 111 条 第 1 項第十六号	100 万ウォン
17. 正当な事由なく法第 99 条第 1 項による調査を拒否、妨害又は忌避した場合	法第 111 条 第 1 項第十七号	100 万ウォン
18. 正当な事由なく法第 101 条第 7 項に違反して土地等への立入り等を妨害又は拒否した場合	法第 111 条 第 1 項第十八号	100 万ウォン

(以 上)

測量・水路調査及び地籍に関する法律施行規則

2009年12月14日 国土海洋部令第191号 新規制定
2011年10月10日 国土海洋部令第389号 新規制定

所管：国土海洋部空間情報企画課

第1章 総 則

第1条（目的） この規則は、「測量・水路調査及び測量に関する法律」及び同法施行令で委任された事項並びにその施行に必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（航行の通報） 「測量・水路調査及び地籍に関する法律」(以下「法」という。) 第2条第十六号による航行通報は、1週間に1回国語及び英語により発行する。

2 航行通報は、郵便又は電子通信手段を通じて提供する。

3 航行通報を受領しようとする者は、別紙第1号書式の航行通報申請書を国立海洋調査院長に提出しなければならない。

第3章 測量及び水路調査

第1章 通 則

第3条（測量基準点標識の形状） 法第8条第1項による測量基準点標識の形状及び規格は、別表1のとおりとする。

2 測量基準点を定めた者は、測量基準点標識を設置する地域の地形が別表1の形状及び規格により設置することが困難な場合には、前項にかかわらず、別途の形状及び規格により設置することができる。この場合、測量基準点を定めた者が公共測量の施行を行う者(以下「公共測量施行者」という。)であるときには、国土地理情報院長の承認を受けなければならない。

3 測量基準点を定めた者が前項により別途の形状及び規格を定めたときには、これを告示しなければならない。

第4条（測量基準点標識設置の通知） 「測量・水路調査及び地籍に関する法律施行令」(以下「令」という。) 第9条による測量基準点標識の設置の通知は、別紙第2号書式による。

第5条（測量基準点標識の現況調査の結果報告） 特別自治道知事、市長、郡守又は区庁長は、法第8条第5項による測量基準点標識の現況についての調査結果を毎年10月末までに国土地理情報院長が定めて告示した基準により報告しなければならない。

2 国土地理情報院長は、前項による測量基準点標識の現況調査の結果報告のための基準を定めた場合には、これを告示しなければならない。

第6条（測量基準点標識の移転申請手続） 法第9条第2項により測量基準点標識の移転を申請しようとする者は、別紙第3号書式の申請書に現場写真を添付して移転を希望する

日の 30 日までに測量基準点標識を設置した者に提出しなければならない。

2 前項による移転申請を受理した者は、申請を受理した日から 10 日以内に別紙第 4 号書式の移転経費納付通知書を申請人に通知しなければならない。

3 前項により移転経費納付通知書を受領した申請人は、移転希望日の 7 日前までに測量基準点標識を設置した者に移転経費を支払わなければならない。

第 7 条（地形・地物の変動に関する通報等） 令第 11 条第 1 項による地形・地物の変動についての通報は、別紙第 5 号書式による。

2 公共測量施行者は、令第 11 条第 3 項による建設工事を着工した場合には、30 日以内に完工したとき（竣工を意味し、道路、鉄道、都市鉄道及び高速鉄道の建設工事の場合には、部分完工した場合を含む。）は、60 日以内に次の各号の内容を国土地理情報院長に通報しなければならない。

一 建設工事を着工したとき：工事の概要、建設工事の位置図（縮尺が 2 万 5 千分の 1 以上の地図に表示しなければならない。）

二 建設工事を完工したとき：工事の内容、竣工図面及び現地の地形・地物調査資料

3 前項による竣工図面等の詳細な作成方法その他必要な事項は、国土地理情報院長が定めて告示する。

第 2 章 基本測量

第 8 条（基本測量の方法及び手続等） 国土地理情報院長が法第 12 条第 1 項により基本測量を実施する場合には、測量計画、測量の実施、測量成果の整理等の手続に従い実施するものとし、その詳細な測量の方法及び手順については、国土地理情報院長が定めて告示する。

第 9 条（基本測量成果の修正） 国土地理情報院長が法第 13 条第 3 項により基本測量成果を変更する場合には、基本測量成果の変更計画を策定して官報に告示し、インターネット・ホームページに掲載しなければならない。

第 10 条（基本測量成果検証機関の指定） 令第 14 条第 2 項により基本測量成果検証機関として指定を受けようとする者は、別紙第 6 号書式の申請書（電子文書とされた申請書を含む。）に次の各号の書類（電子文書を含む。）を添付して国土地理情報院長に提出しなければならない。この場合、担当公務員は、「電子政府法」第 21 条第 1 項による行政情報の共同利用を通じて法人登記簿謄本を確認しなければならない。

一 令第 14 条第 1 項各号に該当する機関であることを証明する書類

二 測量技術の人材及び設備保有現況並びにその証明書類各 1 部

第 11 条（基本測量成果の検証） 法第 13 条第 2 項により国土地理情報院長が基本測量成果検証機関に基本測量成果の検証を依頼する場合には、検証に必要な関連資料を提供しなければならない。

2 前項により検証を依頼された基本測量成果検証機関は、30 日以内に検証結果を国土地理情報院長に提出しなければならない。

3 基本測量成果の検証方法、検証方法及び検証費用等に関する事項は、国土地理情報院長が定めて告示する。

第 12 条（測量成果等の複製申請） 法第 14 条第 2 項又は第 19 条第 2 項により測量成果又は測量記録を複製しようとする者及びそれらの写しの発給を受けようとする者は、別紙第 7 号書式の測量成果等の複製申請書又は別紙第 8 号書式の測量成果等の写し発給申請書を国

土地地理情報院長又は公共測量施行者に提出しなければならない。

第 13 条（地図等刊行物の種類） 法第 15 条第 1 項により国土地理情報院長が刊行する地図その他必要な刊行物（以下「地図等」という。）の種類は、次の各号のとおりとする。

- 一 縮尺 1/1,000、1/2,500、1/5,000、1/10,000、1/25,000、1/50,000、1/100,000、1/250,000、1/500,000 及び 1/1,000,000 の地図
- 二 鉄道、道路、河川、海岸線、建物、数値標高モデル、正射映像等に関する基本空間情報
- 三 3次元空間情報

第 14 条（地図等の販売及び配布） 法第 15 条第 3 項により地図等を販売又は配布しようとする者は、「国家を当事者とする契約に関する法律」により国土地理情報院長と契約を締結しなければならない。

2 地図等の販売、配布その他細部事項は、国土地理情報院長が定めて告示する。

第 15 条（基本図の指定） 法第 15 条第 2 項により基本図として指定する地図は、全国を対象として作成された地形図の規格が一定であり正確度が統一されたものであって、縮尺が最大のものでなければならない。

第 16 条（地図等の販売価格） 国土地理情報の院長は、物価上昇等を考慮して地図等の販売価格を定めなければならない。ただし、数値地図の販売価格を定める場合は、次の各号の基準に従わなければならない。

- 一 図葉当たり又は階層構造別に販売価格を定めること
- 二 数値地図の複写に必要な材料費等処理費用が含まれるようにすること

2 前項により販売価格を定めたときには、次の各号の事項を含めて官報に告示しなければならない。

- 一 名称
- 二 縮尺
- 三 規格
- 四 単位
- 五 販売価格
- 六 その他必要な事項

第 17 条（地図等の刊行審査） 法第 15 条第 3 項により地図等を刊行するための審査を受けようとする者は、別紙第 9 号書式の地図等刊行審査申請書に次の各号の書類を添付して令第 104 条第 1 項による測量成果審査受託機関に提出しなければならない。この場合、測量成果審査受託機関は、審査を受けようとする者が法人である場合には、「電子政府法」第 36 条第 1 項による行政情報の共同利用を通じて法人登記事項証明書を確認しなければならない。<改正 2011.4.11>

- 一 標準作業方法書 1 部
- 二 成果審査用刊行物 2 部
- 三 基本証明書 1 部
- 四 削除<2011.4.11>

2 前項により審査を受けて刊行した地図等を再刊行した場合には、再刊行した地図等の写しを測量成果審査受託機関に提出しなければならない。

第 18 条（地図等の審査事項） 法第 15 条第 3 項により測量成果審査受託機関が地図等の審査をするときには、次の各号の事項が適正か否かについて審査する。

- 一 図郭設定、縮尺及び投影
- 二 地形、地物及び地名の表示
- 三 注記及び記号の表示
- 四 欄外の表示
- 五 標準作業方法
- 六 その他の表示事項

2 前項による審査内容の詳細な基準等地図等の審査に必要な事項は、国土地理情報院長が定めて告示する。

第 19 条(使用した測量成果等の明示) 法第 15 条第 4 項により地図等に明示する事項は、次の各号のとおりとする。

- 一 使用した測量成果又は測量記録の種類
- 二 使用した測量成果の正確度

第 20 条(地図等の国外搬出許可申請等) 法第 16 条第 1 項及び第 21 条第 1 項による地図等又は測量写真の国外搬出許可申請は、別紙第 10 号書式による。

2 前項による申請書には、次の各号の書類を添付しなければならない。

- 一 別紙第 11 号書式の保安覚書 1 部
- 二 旅券の写し 1 部(外国人に限る。)
- 三 搬出する内容物 1 部(搬出する内容が国土地理情報院長が刊行した地図である場合を除く。)

3 国土地理情報院長は、第 1 項による申請に対し許可をしたときには、申請人に対し別紙第 12 号書式の許可証を発行しなければならない。

第 3 節 公共測量及び一般測量

第 21 条(公共測量作業計画書の提出) 公共測量施行者は、法第 17 条第 2 項により公共測量を行う 30 日前に国土地理情報院長が定めた基準に従い公共測量作業計画書を作成して、国土地理情報院長に提出しなければならない。公共測量作業計画書を変更した場合も、また同じ。

2 前項による公共測量作業計画書に含めなければならない事項は、次の各号のとおりとする。

- 一 公共測量の事業名
- 二 公共測量の目的及び活用範囲
- 三 公共測量の位置及び事業量
- 四 公共測量の作業期間
- 五 公共測量の作業方法
- 六 使用測量機器の種類及び成果
- 七 法第 17 条第 1 項により使用する測量成果の名称、種類及び内容
- 八 その他作業に必要な事項

3 国土地理情報院長は、公共測量作業計画書を検討した後、変更する必要があると判断した場合には、公共測量施行者に対し公共測量作業計画書を変更して提出するよう要求することができる。この場合、公共測量施行者は、特別な事由がない限り、これに従わなければならない。

4 第 1 項による公共測量作業計画書の作成基準その他の公共の測量に関し必要な事項は、国土地理情報院長が定めて告示する。

第 22 条(公共測量成果の審査) 法第 18 条により公共測量施行者は、別紙第 13 号書式の

公共測量成果審査申請書に公共測量成果資料を添付して、測量成果審査受託機関に提出しなければならない。

2 測量成果審査受託機関は、前項により提出された公共測量成果資料に対して補完又は確認が必要であると認めるときには、前項による申請人に対し補完又は確認等の必要な措置を講じることができる。

3 測量成果審査受託機関は、第 1 項により成果審査の申請を受理したときには、受理日から 20 日以内に審査をして、別紙第 14 号書式の公共測量成果審査結果書を作成して、国土地理情報院長及び審査申請人に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、審査結果の通知期間を 10 日の範囲内で延長することができる。

- 一 成果審査対象地域の気象の悪化又は自然災害等により審査が困難であるとき
- 二 地上現況測量、数値地図及び数値標高資料等の成果審査量が面積 10 平方キロメートル以上又は路線の長さ 600 キロメートル以上のとき
- 三 地下施設物図及び水深測量の審査量が 200 キロ以上のとき

4 公共測量の成果審査に必要な詳細基準は、国土地理情報院長が定めて告示する。

第 23 条（公共測量成果審査手数料の納付等） 測量成果審査受託機関は、第 22 条第 1 項により公共測量施行者から公共測量成果の審査を要請された場合には、手数料の明細を作成して審査申請人に別途通知しなければならない。

2 審査申請人は、前項による手数料の通知を受けたときには、通知を受けた日から 7 日以内に測量成果審査受託機関に当該手数料を支払わなければならない。

第 24 条（公共測量成果等の刊行） 令第 17 条第 1 項により公共測量成果を使用して地図等を刊行して販売する公共測量施行者は、同条第 2 項により地図等の大きさ、枚数及び販売価格算定書類を添付して地図等の発売日 15 日前までに国土地理情報院長に通報しなければならない。

第 4 章 地積測量

第 25 条（地積測量の依頼等） 法第 24 条第 1 項により地積測量を依頼しようとする者は、別紙第 15 号書式の地積測量依頼書に依頼事由を証明する書類を添付して地積測量遂行者に提出しなければならない。

2 地積測量遂行者は、前項による地積測量の依頼を受けたときには、測量期間、測量日時及び測量手数料等を記載した別紙第 16 号書式の地積測量遂行計画書をその翌日までに地籍所管庁に提出しなければならない。

3 地積測量の測量期間は、洞地域は 5 日、邑・面地域は 7 日とし、測量検査期間は、洞地域は 4 日、邑・面地域は 5 日とする。ただし、地積基準点を設置して測量又は測量検査を行う場合には、地積基準点が 15 点以下の場合には 4 日、15 地点を超える場合には 4 日に 15 地点を超える 4 点ごとに 1 日を加算する。

4 前項にかかわらず、地積測量依頼人と地積測量遂行者が相互に合意して別に期間を定める場合には、その期間に従うものとし、全期間の 4 分の 3 は測量期間に、全期間の 4 分の 1 は測量試験期間とみなす。

第 26 条（地積基準点成果の閲覧及び謄本発給） 法第 27 条により地積測量基準点成果又はその測量簿を閲覧し、又は謄本の発給を受けようとする者は、地積三角点成果については、特別市長、広域市長、知事又は特別自治道知事（以下「市・道知事」という。）に申請し、地積三角補助点成果及び地積図根点成果については、地籍所管庁に申請しなければならない。

2 前項による地積測量基準点成果又はその測量簿の閲覧及び謄本の発行申請書は、別紙

第 17 号書式のとおりとする。

3 地積測量基準点成果又はその測量簿の閲覧又は謄本の発行申請を受けた当該機関は、これを閲覧させ、又は別紙第 18 号書式の地積測量基準点成果簿謄本を発給しなければならない。

第 27 条（地積測量適合性審査請求書） 令第 24 条第 1 項及び第 26 条第 1 項による地積測量適合性審査及び再審査の請求書は、別紙第 19 号書式及び別紙第 20 号書式のとおりとする。

第 28 条（地積測量適合性審査議決書） 令第 25 条による地積測量適合性審査の議決書及び令第 26 条による再審査の議決書は、別紙第 21 号書式のとおりとする。

第 5 節 水路調査

第 29 条（水路調査の実施） 令第 27 条第 1 項第一号及び第二号の「国土海洋部令で定める水深 30 メートル未満の海域」とは、次の各号の海域以外の海域であって水深 30 メートル未満の海域をいう。

- 一 「港湾法」第 2 条第四号による港湾区域に該当する海域
- 二 「新港湾建設促進法」第 2 条第一号による新港湾に該当する海域
- 三 「漁村・漁港法」第 2 条第三号ア目及びイ目による国家漁港及び地方漁港の漁港区域に該当する海域
- 四 「開港秩序法」第 11 条第 1 項及び第 2 項により指定された航路に該当する海域

第 30 条（水路調査の種類別調査項目） 令第 27 条第 2 項により工事等の種類ごとに実施しなければならない水路調査の項目は、次の各号のとおりとする。

- 一 港湾工事：当該工事区域での海岸線の測量、海底地形、水深の測量及び海底地質の調査
- 二 航路浚渫、海底での土、砂、鉱物等の採取：当該工事区域での海底地形、水深の測量及び海底地質の調査
- 三 海の土、砂、浚渫土）等を投棄する行為：当該工事区域での海底地形、水深の測量及び海底地質の調査
- 四 埋立、防波堤、人工岸壁の設置又は撤去等：当該の工事区域の海岸線の測量、海底地形及び水深の測量
- 五 人工漁礁等の構造物の設置又は投入：当該工事区域での海底地形及び水深の測量
- 六 橋梁の設置又は変更：当該橋梁の橋脚の位置の調査（栈橋を撤去する工事である場合には、撤去後の水深の測量）、当該橋梁の下を船舶が安全に通過できる最低の高さの調査
- 七 空中電線等の設置又は変更：当該空中電線を支えている兩岸の支柱の高さ及び位置の調査並びに当該空中電線の下を船舶が安全に通過できる最低の高さの調査

2 国立海洋調査院長は、第 33 条第 1 項により技術指導に関する事項を通知する場合、当該工事等の範囲及び規模等を考慮する必要があると認める場合には、前項各号に該当する水路調査の細部項目を一部調整して通知することができる。この場合、国立海洋調査院長は、その調整内容を国土海洋部長官に報告しなければならない。

第 31 条（水路調査の申告） 法第 31 条第 3 項により水路調査を行おうとする者は、当該水路調査を行う 10 日前までに別紙第 22 号書式の水路調査申告書に水路の査計画書及び関連図面を添付して国立海洋調査院長に提出しなければならない。

第 32 条（水路調査船の標識） 法第 31 条第 4 項による水路調査に使用される船舶の標識は、別表 2 のとおりとする。

第 33 条（水路調査の技術指導） 国立海洋調査院長は、第 31 条により水路調査申告書の提出を受理したときには、提出された日から 4 日以内に水路調査の基準、方法及び現場指導の有無等法第 31 条第 6 項による技術指導に関する事項を文書別に水路調査の申告者及び法第 105 条第 2 項による海洋調査協会（以下「海洋調査協会」という。）にそれぞれ通知しなければならない。

2 前項による技術指導には、現場指導を行う者に対し当該水路調査が不正確に行われることを発見したときには、その是正を要求させる内容及びその是正要求に対する措置結果を国立海洋調査院長に報告させる内容が含まなければならない。

3 第 1 項による技術指導の方法及び細部事項は、国立海洋調査院長が定める。

第 34 条（水路調査実施等の公告） 法第 32 条による水路調査の区域、期間及び内容は、当該水路調査を開始する 5 日前に官報及び国立海洋調査院のインターネット・ホームページに公告し、航行通報に掲載しなければならない。

第 35 条（水路調査成果の審査） 法第 33 条第 1 項により水路調査成果の審査を受けようとする者は、別紙第 23 号書式の水路調査成果審査申請書に水路調査成果資料を添付して国立海洋調査院長に提出しなければならない。

2 国立海洋調査院長は、前項により提出された水路調査成果資料に対して補完又は確認が必要であると認めるときには、前項による申請人に対し補完又は確認等の必要な措置を行なわせることができる。

3 国立海洋調査院長は、第 1 項により成果審査の申請を受理したときには、海洋調査協会に水路調査成果を審査するように通知しなければならない。

4 海洋調査協会は、前項により成果審査の通知を受けたときには、これを審査してその結果を成果審査通知を受けた日から 10 日以内に国立海洋調査院長に提出しなければならない。

5 国立海洋調査院長は、前項により海洋調査協会から提出された成果審査の結果に従い別紙第 24 号書式の水路調査成果審査結果書を作成し、これを審査申請人に通知しなければならない。

6 水路調査成果の審査に必要な細部基準は、国立海洋調査院長が定めて告示する。

第 36 条（水路調査成果審査手数料の納付等） 海洋調査協会は、前条第 3 項により国立海洋調査院長から水路調査成果の審査通知を受理したときには、手数料の明細を作成して、審査申請人に別途通知しなければならない。

2 審査申請人は、前項による手数料の通知を受けた場合には、通知を受けた日から 7 日以内に海洋調査協会に手数料を支払わなければならない。

第 37 条（水路調査成果の写し発給申請） 法第 34 条第 1 項による水路調査成果の写しの発給を受けようとする者は、別紙第 25 号書式の水路調査成果写し発給申請書を国立海洋調査院長に提出しなければならない。

第 38 条（水路図書誌販売代行業者の指定等） 法第 35 条第 2 項により水路図書誌の販売を代行する者（以下「販売代行業者」という。）として指定を受けようとする者は、別紙第 26 号書式の水路図書誌販売代行業者指定申請書に次の各号の書類を添付して、国立海洋調査院長に提出しなければならない。この場合、担当公務員は、「電子政府法」第 21 条第 1 項による行政情報の共同利用を通じて法人登記簿謄本（法人の場合に限る。）を確認しなけ

ればならない。

- 一 事業計画書（水路図書誌販売網の設置現況が含まれているものをいう。）
- 二 役員名簿（法人の場合に限る。）
- 三 設備の購入を証明する領収書等の関連書類（数値制作物の代行業者に限る。）

2 国立海洋調査院長は、前項により指定申請を受理したときには、申請人が令第 29 条による販売代行業者の指定要件を満たしているか否かを確認し、別紙第 27 号書式の水路図書誌販売代行業者の指定書を発給しなければならない。

第 39 条（水路図書誌販売代行業者の指定取消等） 法第 35 条第 6 項による販売代行業者の指定取消及び営業停止処分の基準は、別表 3 のとおりとする。

第 40 条（水路図書誌複製等の承認申請） 令第 30 条による水路図書誌複製・類似制作物発行承認申請書は、別紙第 28 号書式のとおりとする。

第 41 条（水路調査成果等の提出要求） 法第 38 条第 1 項により国立海洋調査院長が法第 10 条第 1 項による関係機関に対し提出を要求することができる水路調査の計画又は成果の内容は、次の各号のとおりとする。

- 一 調査の目的、位置及び期間
- 二 調査方法及び調査装備
- 三 資料処理技法
- 四 最終成果物

第 6 節 測量技術者及び水路技術者

第 42 条（署名捺印時の記載事項） 測量技術者が令第 31 条により測量図書に署名及び捺印をするときには、所属機関又は所属企業名、企業登録番号、国家技術資格番号、学歴・経歴者管理番号を併せて記載しなければならない。

第 43 条（測量技術者の申告等） 法第 40 条第 1 項により申告又は変更申告をしようとする測量技術者は、別紙第 29 号書式の測量技術者経歴申告書又は別紙第 30 号書式の測量技術者経歴変更申告書に次の各号の書類（電子文書を含む。）を添付して、法第 56 条による測量協会（以下「測量協会」という。）に提出しなければならない。

- 一 別紙第 31 号書式の測量技術者経歴確認書（使用者（代表者）又は発注者の確認を受けたものに限る。）
- 二 国家技術資格証の写し（該当者に限り添付する。）
- 三 卒業証明書（該当者に限り添付する。）
- 四 写真（3×4 センチメートル）1 枚（経歴申告の場合に限る。）
- 五 経歴又は経歴変更を証明できる書類

2 法第 40 条第 3 項による測量技術経歴証は、別紙第 32 号書式のとおりとする。

3 測量協会は、測量技術経歴証を発行したときには、別紙第 33 号書式の測量技術経歴証発行台帳に記録して管理しなければならない。

4 測量技術者が法第 40 条第 3 項による測量技術経歴証を発行、更新又は再交付を受けようとする場合には、別紙第 34 号書式の測量技術経歴証発行（新規・更新・再発行）申請書を測量協会に提出しなければならない。

5 法第 40 条第 5 項による測量技術者の勤務先、経歴等の確認は、別紙第 35 号書式の測量技術者経歴証明書及び別紙第 36 号書式の測量技術者の保有証明書による。

6 測量協会は、測量技術経歴証を発行、更新又は再発行するとき並びに測量技術者経歴証明書及び測量技術者の保有証明書を発行するときには、その申請人から実費の範囲で手

数料を徴収することができる。

7 測量協会は、第 1 項による申告又は変更申告を受理した場合には、関連機関にその申告内容を確認しなければならない。

8 令別表 5 により国土海洋部長官が測量技術者の経歴認定方法及び手順等を定めたときには、これを告示しなければならない。

第 44 条（測量技術者に対する業務停止基準） 法第 42 条第 1 項による業務停止基準は、次の各号の区分のとおりとする。

一 法第 40 条第 1 項による勤務先及び経験等の申告又は変更申告を虚偽にした場合：1 年

二 法第 41 条第 4 項に違反して他人に測量技術経歴証を貸与し、又は自己の氏名を使用して測量業務を行わせた場合：1 年

2 国土地理情報院長は、違反行為の動機、回数等を考慮して、次の各号の区分により前による業務停止期間を短縮することができる。

一 最近 2 年以内に業務停止処分を受けた事実がない場合：4 分の 1 軽減

二 当該違反行為が過失又は相当な理由によるものであって、補完が可能な場合：4 分の 1 軽減

三 第一号及び前号にすべて該当する場合：2 分の 1 軽減

第 45 条（水路技術者の申告等） 水路技術者の申告及び水路技術者に対する業務停止基準に関しては、第 43 条及び第 44 条を準用する。この場合、「測量技術者」は「水路技術者」に、「測量協会」は「海洋調査協会」に、「測量技術経歴証」は「水路技術経歴証」にそれぞれ読み替える。

第 7 節 測量業及び水路事業

第 46 条（測量業の登録申請書式） 令第 35 条第 2 項による測量業登録申請書は、別紙第 37 号書式のとおりとする。

第 47 条（測量業登録簿等の書式） 法第 44 条第 3 項による測量業登録証は別紙第 38 号書式、測量業登録手帳は別紙第 39 号書式とし、令第 35 条第 4 項による測量業登録簿は別紙第 40 号書式のとおりとする。

2 前項の測量業登録簿は、電子的処理が不可能な特別な事由がない限り、電子的処理が可能な方法により作成して管理しなければならない。

第 48 条（測量業登録事項の変更申告） 令第 37 条により登録内容を変更しようとする測量業者は、別紙第 41 号書式の申告書（電子文書とされた申告書を含む。）に次の各号の区分による書類（電子文書を含む。）を添付して、国土地理情報院長又は市・道知事に提出しなければならない。

一 測量業用装備変更の場合

ア 変更された装備の明細書及びその装備の性能検査書の写し

イ 所有権又は賃貸の事実を証明することができる書類

二 保有している測量技術人材の変更の場合

ア 入社又は退社した技術人材の名簿

イ 入社した技術人材の測量技術の経歴証明書

2 前項による申告書の提出を受理した国土地理院長又は市・道知事は、「電子政府法」第 36 条第 1 項による行政情報の共同利用を通じて次の各号の情報を確認しなければならない。この場合、第一号（事業者登録証に限る。）及び第三号の書類については、申請人から確認

の同意を得るものとし、申請人が確認に同意しない場合には、当該書類の写しを添付させなければならない。<改正 2011.4.11>

- 一 主たる営業所又は支店の所在地の変更及び商号変更の場合：変更事項が記載された事業者登録証又は法人登記簿謄本（法人の場合に限る。）
- 二 団体の代表者又は役員の変更の場合：法人登記簿謄本
- 三 「国家技術資格法」による国家技術資格（情報処理技士に限る。）

第 49 条（登録証等の再交付申請） 令第 38 条による測量業登録証又は測量業登録手帳の再交付を受けようとする者は、別紙第 42 号書式を作成し、令第 35 条第 1 項により登録した機関に提出しなければならない。この場合、紛失したときは、その事由書を添付しなければならない。

[全文改正 2010.6.17]

第 50 条（測量協会に対する通報） 国土地理情報院長又は市・道知事は、法第 44 条第 2 項による測量業の登録、法第 44 条第 4 項による変更申告、法第 48 条による測量業の休業、廃業等の報告及び法第 52 条による測量業の登録取消がある場合には、これを測量協会に通知しなければならない。

第 51 条（測量業者の地位承継申告書） 法第 46 条により測量業者の地位を承継した者が令第 40 条第 1 項により測量業者の地位承継申告をする場合には、次の各号の区分による申告書に該当する書類（電子文書とされた申告書及び書類を含む。）を添付して、令第 35 条第 1 項により登録機関に提出しなければならない。

- 一 測量業譲渡・譲受申告の場合：別紙第 43 号書式
 - ア 譲渡・譲受契約書の写し
 - イ 令第 35 条第 2 項第一号及び第二号の書類
- 二 測量業相続申告の場合：別紙第 44 号書式
 - ア 相続人であることを証明できる書類
 - イ 令第 35 条第 2 項第一号及び第二号の書類
- 三 測量業法人の合併申告の場合：別紙第 45 号書式
 - ア 合併契約書の写し
 - イ 合併公告文
 - ウ 合併に関する事項を議決した総会又は創立総会の決議書の写し
 - エ 令第 35 条第 2 項第一号及び第二号の書類

2 前項による申告書（相続申告書を除く。）の提出を受理した機関は、「電子政府法」第 36 条第 1 項による行政情報の共同利用を通じて事業者登録証又は法人登記簿謄本（申告人が法人の場合に限る。）を確認しなければならない。この場合、事業者登録証については、申請人から確認に対する同意を得るものとし、申請人が確認に同意しない場合には、その書類の写しを添付させなければならない。<改正 2011.4.11>

第 52 条（測量業の休業・廃業の申告） 法第 48 条により測量業の休業又は廃業をしようとする者は、次の各号の区分により申告書（電子文書とされた申告書を含む。）の書類を添付して令第 35 条第 1 項により登録機関に提出しなければならない。

- 一 法第 48 条第一号により解散した測量業者たる法人及び同条第二号により測量業を廃業しようとする者：別紙第 46 号書式の測量業廃業申告書、測量業登録証及び測量業登録手帳
- 二 法第 48 条第三号により測量業を休業しようとする者：別紙第 47 号書式の測量業休業申出書、測量業登録証及び測量業登録手帳
- 三 法第 48 条第三号により休業後に業務を再開しようとする者：別紙第 48 号書式の測

測量再開申告書

2 前項による申告を受理した担当公務員は、「電子政府法」第 36 条第 1 項による行政情報の共同利用を通じて法人登記簿謄本（申告人が法人の場合に限る。）を確認しなければならない。<改正 2011.4.11>

第 53 条（測量業に対する行政処分基準） 法第 52 条第 1 項による測量業の登録取消又は営業停止処分の基準は、別表 4 のとおりとする。

第 54 条（水路事業の登録申請書式） 令第 46 条第 1 項による水路事業登録申請書は、別紙第 49 号書式のとおりとする。

第 55 条（水路事業登録簿等の書式） 法第 54 条第 3 項及び令第 46 条第 3 項による水路事業登録証、水道事業登録手帳及び水路事業登録簿は、それぞれ別紙第 50 号書式から別紙第 52 号書式までとする。

2 前項の水路事業登録簿は、電子的処理が不可能な特別な事由がない限り、電子的処理が可能な方法により作成して管理しなければならない。

第 56 条（水路事業登録事項の変更申告） 令第 46 条第 6 項により登録内容を変更する水路事業者は、別紙第 53 号書式の水路事業変更登録申告書（電子文書とされた申告書を含む。）に次の各号の区分による書類を添付して、国立海洋調査院長に提出しなければならない。

- 一 水路事業用装備変更の場合
 - ア 変更された装備の明細書及び関連写真
 - イ 所有権又は賃借の事実を証明できる書類
- 二 技術人材変更の場合
 - ア 入社又は退社した技術者の名簿
 - イ 入社した技術人材の数の技術経歴証明書

2 前項による申請書の提出を受理した担当公務員は、「電子政府法」第 36 条第 1 項により行政情報の共同利用を通じて、次の各号の情報を確認しなければならない。この場合、第一号の事業者登録証については、申請人から確認に対する同意を得るものとし、申請人が確認に同意しない場合には、その書類の写しを添付させなければならない。<改正 2011.4.11>

- 一 営業所の変更の場合：変更事項が記載された事業者登録証又は法人登記簿謄本（法人の場合に限る。）
- 二 商号変更の場合：変更事項が記載された法人登記簿謄本（法人の場合に限る。）
- 三 氏名（法人の場合は代表者の氏名）の変更の場合：変更事項が記載された法人登記簿謄本（法人の場合に限る。）
- 四 代表者（法人の場合に限る。）変更の場合：変更事項が記載された法人登記簿謄本

第 57 条（水路事業登録証等の再発給申請） 令第 46 条第 6 項による水路事業登録証又は水路事業登録手帳の再発給を受けようとする者は、別紙第 54 号書式を作成し、令第 35 条第 1 項により登録した機関に提出しなければならない。<改正 2010.12.29>

[全文改正 2010.6.17]

第 58 条（水路事業に対する行政処分基準） 法第 54 条第 6 項により準用される法第 52 条第 4 項による水路事業の登録取消及び営業停止処分の基準は、別表 5 のとおりとする。

第3章 地 籍

第1節 土地の登録

第59条（土地の調査・登録） 地籍所管庁は、法第64条第2項ただし書により土地の異動現況を職権により調査及び測量して、土地の地番、地籍、面積、境界又は座標を決定しようとするときには、土地異動現況調査計画を策定しなければならない。この場合、土地異動現況調査計画は市・郡・区別に樹立するものとし、やむを得ない事由があるときには、邑・面・洞別に策定することができる。

2 地籍所管庁は、前項による土地異動現況調査計画により土地の異動現況を調査したときには、別紙第55号書式の土地異動調査簿に土地の異動現況を記載しなければならない。

3 地籍所管庁は、前項による土地異動現況調査結果により土地の地番、地籍、面積、境界又は座標を決定したときには、これにより測量公簿を整理しなければならない。

4 地籍所管庁は、前項により測量公簿を整理しようとするときには、第2項による土地異動調査簿により別紙第56号書式の土地異動調書を作成して、別紙第57号書式の土地異動整理決議書に添付しなければならない。土地異動調書の下部の余白に「「測量・水路調査及び測量に関する法律」第64条第2項ただし書による職権表示」と記載しなければならない。

第60条（地上境界点登録簿等） 地籍所管庁が令第54条第2項により地上境界点を登録しようとするときには、別紙第58号書式の地上境界点登録簿に次の各号の事項を登録しなければならない。

- 一 土地の所在
- 二 地番
- 三 境界点の座標（境界点座標登録簿施行地域に限る。）
- 四 境界点位置説明図
- 五 境界点の写真ファイル

2 令第54条第3項による境界点標識の規格及び材質は、別表6のとおりとする。

第61条（都市開発事業等の竣工前地番付与） 地籍所管庁は、令第56条第4項により都市開発事業が竣工される前に地番を付与するときには、第95条第1項第三号の事業計画図によるものとし、令第56条第3項第五号により付与しなければならない。

第62条（地番変更承認申請書等） 令第57条第1項による地番変更承認申請書は、別紙第59号書式のとおりとし、同項による地番等明細は、別紙第60号書式のとおりとする。

第63条（欠番台帳の備付け） 地籍所管庁は、行政区域の変更、都市開発事業の施行、地番変更、縮尺変更、地番訂正等の事由により地番に欠番が生じたときには、遅滞なく、その事由を別紙第61号書式の欠番台帳に記載して永久に保存しなければならない。

第64条（地目の表記方法） 地目を地籍図及び林野図（以下「地籍図面」という。）に登録するときには、次の符号により表記しなければならない。

地目	符号	地目	符号
田	田	鉄道用地	鉄
畑	畑	堤防	堤
果樹園	果	河川	川
牧場用地	牧	溝渠	溝
林野	林	溜池	溜

鉱泉地	鉱	養魚場	養
塩田	塩	水道用地	水
敷地	敷	公園	公
工場用地	場	体育用地	体
学校用地	学	遊	園
駐車場	車	宗教用地	宗
注油所用地	注	史跡地	史
倉庫用地	倉	墓地	墓
道路	道	雑種地	雑

第2章 測量調査

第65条(地籍書庫の設置基準等) 法第69条第1項による地籍書庫は、測量事務を処理する事務室と接続して設置しなければならない。

2 前項による地籍書庫の構造は、次の各号の基準に従わなければならない。

- 一 構造は、鉄筋コンクリート以上の強固なもの
- 二 地籍書庫の面積は、別表7の基準面積によること
- 三 床及び壁は2重にし、恒久的な防水設備とすること
- 四 窓及び出入口は2重にするものとし、外側の戸は鉄製とし、内側の戸は、昆虫、ネズミ等の侵入を防ぐことができるように金網等を設置すること
- 五 温度及び湿度自動調節装備を設置して、年間平均気温は摂氏 20 ± 5 度、年間平均湿度は $65 \pm 5\%$ を維持すること
- 六 電気設備を設置するときには、単独のヒューズを設置して、消化設備を備えて置くこと
- 七 熱及び湿度の影響を受けないように内部空間を広くして、天井を高く設置すること

3 地籍倉庫は、次の各号の基準により管理しなければならない。

- 一 地籍倉庫は制限区域に指定して、出入者を地籍事務担当公務員に限定すること
- 二 地籍倉庫には、引火物質の持ち込みを禁止し、測量公簿、地籍関係書類及び地積測量装備のみ保管すること

4 測量調査保管箱は、壁から15センチメートル以上離さなければならない、高さ10センチメートル以上の棚の上に乗せなければならない。

第66条(地籍公簿の保管方法等) 簿冊とされた土地台帳、林野台帳及び公有地連名簿は、測量調査保管箱に入れて保管し、カードとされた土地台帳、林野台帳、公有地連名簿、敷地権登録簿及び境界点座標登録名簿は、100枚単位で綴冊(binder)に入れて保管しなければならない。

2 一覧図、地番索引表及び地籍図面は、地番付与地域別に図面番号順に保管し、各帳別に保護台に置かななければならない。

3 法第69条第2項により地籍公簿を情報処理システムを通じて記録及び保存するときには、その地籍公簿を「公共機関の記録物管理に関する法律」第19条第2項により記録物管理機関に移管することができる。

第67条(測量調査の搬出承認手続) 地籍所管庁が法第69条第1項により測量公簿をその市・郡・区の庁舎外に搬出する場合には、市・道知事又は大都市市長(法第25条第1項の大都市市長をいう。以下同じ。)に地籍調査搬出事由を記載した別紙第62号書式の承認申請書を提出しなければならない。

2 前項による申請を受理した市・道知事又は大都市市長は、測量調査搬出事由等を審査

し、その承認の可否を地籍所管庁に通知しなければならない。

第 68 条（土地台帳等の登録事項等） 法第 71 条による土地台帳、林野台帳、公有地連名簿及び敷地権登録簿は、それぞれ別紙第 63 号書式から別紙第 66 号書式までのとおりとする。

2 法第 71 条第 1 項第六号の「その他国土海洋部令で定める事項」とは、次の各号の事項をいう。

- 一 土地の固有番号（各筆地を区別するために筆地別に付される固有の番号をいう。以下同じ。）
- 二 地籍図又は林野図の番号及び筆地別土地台帳又は林野台帳の台帳番号及び縮尺
- 三 土地の異動理由
- 四 土地所有者が変更された日及びその原因
- 五 土地等級又は基準収穫量等級及びその設定又は変更年月日
- 六 個別公示地価及びその基準日
- 七 その他国土海洋部長官が定める事項

3 法第 71 条第 2 項第五号の「その他国土海洋部令で定める事項」とは、次の各号の事項をいう。

- 一 土地の固有番号
- 二 筆地別公有地連名簿台帳番号
- 三 土地所有者が変更された日及びその原因

4 法第 71 条第 3 項第五号の「その他国土海洋部令で定める事項」とは、次の各号の事項をいう。

- 一 土地の固有番号
- 二 専有部分の建物表示
- 三 建物の名称
- 四 集合建物別敷地権登録簿の台帳番号
- 五 土地所有者が変更された日及びその原因
- 六 所有権持分

5 土地の固有番号を付すのに必要な事項は、国土海洋部長官が定める。

第 69 条（地籍図面等の登録事項等） 法第 72 条による地籍図及び林野図は、それぞれ別紙第 67 号書式及び別紙第 68 号書式のとおりとする。

2 法第 72 条第五号の「その他国土海洋部令で定める事項」とは、次の各号の事項をいう。

- 一 地籍図面の索引図（隣接図面の連結順序を表示するために記載した図表及び番号をいう。）
- 二 地籍図面の題名及び縮尺
- 三 図郭線及びその数値
- 四 座標により計算された境界点間の距離（境界点座標登録簿を備え付けている地域に限る。）
- 五 三角点及び地積基準点の位置
- 六 建築物及び構造物等の位置
- 七 その他国土海洋部長官が定める事項

3 境界点座標登録簿を備え付けている地域の地籍図には、当該図面の題名の末尾に「（座標）」と表示し、図郭線の右下端に「この図面により測量することができない。」と記載しなければならない。

4 地籍図面には、地籍所管庁の職印を捺印しなければならない。ただし、情報処理システムを利用して管理する地籍図面の場合は、この限りでない。

5 地籍所管庁は、地籍図面の管理に必要な場合には、地番付与地域ごとに一覧図及び地

番索引表を作成して、備え付けることができる。

6 地籍図面の縮尺は、次の各号の区分による。

- 一 地籍図：1/500、1/600、1/1000、1/1200、1/2400、1/3000、1/6000
- 二 林野図：1/3000、1/6000

第70条（地籍図面の複写） 国家機関、地方公共団体又は地積測量遂行者が地籍図面（情報処理システムに構築された地籍図面データのファイルを含む。以下、この条において同じ。）を複写しようとする場合には、地籍図面複写の目的、事業計画等を記載した申請書を地籍所管庁に提出しなければならない。

2 前項による申請を受理した地籍所管庁は、申請内容を審査した後、その妥当性を認めるときに地籍図面を複写できるようにしなければならない。この場合、複写過程において地籍図面が損傷するおそれがある場合には、地籍図面の複写を停止させることができる。

3 前項により複写した地籍図面は、申請当時の目的以外の用途には使用することができない。

第71条（境界点座標登録簿の登録事項等） 法第73条の境界点座標登録簿は、別紙第69号書式のとおりとする。

2 法第73条により境界点座標登録簿を備え付ける土地は、測量確定測量又は縮尺変更のための測量を実施し、境界点座標を登録した地域の土地とする。

3 法第73条第四号により「その他国土海洋部令で定める事項」とは、次の各号の事項をいう。

- 一 土地の固有番号
- 二 地籍図面の番号
- 三 筆地別境界点座標登録簿の台帳番号
- 四 符号及び符号図

第72条（測量調査の復旧資料） 令第61条第1項による測量公簿の復旧に関する関係資料（以下「復旧資料」という。）は、次の各号のとおりとする。

- 一 測量公簿の謄本
- 二 測量結果図
- 三 土地異動整理決議書
- 四 不動産登記簿謄本等の登記事実を証明する書類
- 五 地籍所管庁が作成又は発行した測量公簿の登録内容を証明する書類
- 六 法第69条第3項により複製された地籍公簿
- 七 裁判所の確定判決書正本又は写し

第73条（測量公簿の復旧手続等） 地籍所管庁は、法第74条及び令第61条第1項により地籍公簿を復旧しようとする場合には、第72条各号の復旧資料を調査しなければならない。

2 地籍所管庁は、前項により調査された復旧資料のうち土地台帳、林野台帳及び公有地連名簿の登録内容を証明する書類等により別紙第70号書式の地籍復旧資料調査書を作成して、地籍図面の登録内容を証明する書類等により復旧資料を作成しなければならない。

3 前項により作成された復旧資料図により測定した面積及び地籍復旧資料調査書の調査された面積の増減が令第19条第1項第二号ア目の計算式による許容範囲を超える場合又は復旧資料がない場合には、復旧測量をしなければならない。この場合、同計算式のうちAは許容誤差面積、Mは縮尺分母、Fは調査された面積をいう。

4 第2項により作成された地籍復旧資料調査書の調査された面積が令第19条第1項第二号ア目の計算式による許容範囲以内である場合には、その面積を復旧面積として決定しなければならない。

5 第3項により復旧測量を行った結果が復旧資料と一致してないときには、土地所有者及び利害関係人の同意を得て境界又は面積等を調整することができる。この場合、境界を調整したときには、第60条第2項による境界点標識を設置しなければならない。

6 地籍所管庁は、第1項から前項までの規定による復旧資料の調査又は復旧測量等が完了し、地籍公簿を復旧しようとする場合には、修復しようとする土地の表示等を市・郡・区の掲示板及びインターネット・ホームページに15日以上公開しなければならない。

7 復旧しようとする土地の表示等に異議がある者は、前項の掲載期間内に地籍所管庁に異議申立をすることができる。この場合、異議申立を受けた地籍所管庁は、異議の理由を確認し、理由があると認められるときには、その是正に必要な措置を講じなければならない。

8 地籍所管庁は、第6項及び前項による手続を履行したときには、測量復旧資料調査書、復旧資料又は復旧測量結果図等により土地台帳、林野台帳又は公有地連名簿又は地籍図面を復旧しなければならない。

9 土地台帳、林野台帳又は公有地連名簿は修復され、地籍図面が復元されていない土地が法第83条による縮尺変更施行地域又は法第86条による都市開発事業等の施行地域に編入されたときには、地籍図面を復旧しないことができる。

第74条（地籍公簿の閲覧及び謄本発給） 法第75条により地籍公簿を閲覧し、又はその謄本の発給を受けようとする者は、別紙第71号書式の地籍公簿閲覧・謄本発給申請書（電子文書とされた申請書を含む。）を地籍所管庁に提出しなければならない。

第75条（地籍電算資料利用申請書等） 令第62条第1項による地籍電算資料の利用又は活用申請は、別紙第72号書式の地籍電算資料の利用・活用（審査・承認）申請書によるものとし、同条第5項による地籍電算資料の利用・活用承認台帳は、別紙第73号書式による。

第76条（地籍電算情報システム担当者の登録等） 国土海洋部長官、市・道知事及び地籍所管庁（以下、この条及び次条において「使用者権限登録管理庁」という。）は、地籍公簿整理等を電算情報処理システムにより処理する担当者（以下、この条、次条及び第78条において「使用者」という。）を使用者権限登録ファイルに登録して管理しなければならない。

2 地籍電算処理用端末機を設置した機関の長は、その所属公務員を前項により使用者として登録しようとするときには、別紙第74号書式の地籍電算システム使用者権限登録申請書を当該使用者権限登録管理庁に提出しなければならない。

3 前項による申請を受理した使用者権限登録管理庁は、申請内容を審査し、使用者権限登録ファイルに使用者の姓名及び権限並びに使用者番号及びパスワードを登録しなければならない。

4 使用者権限登録管理庁は、使用者の勤務先若しくは役職が変更された場合又は使用者が退職等をした場合には、使用者権限の登録内容を変更しなければならない。この場合、使用者権限の登録変更手続については、第2項及び前項を準用する。

第77条（利用者番号とパスワード等） 使用者権限登録ファイルに登録する利用者番号は、使用者権限登録管理庁別に一連番号を付与しなければならない。一度付与された番号は変更することができない。

2 使用者権限登録管理庁は、使用者が他の使用者権限登録管理庁に所属が変更された場合又は退職等をした場合には、使用者番号を別途管理し、使用者の責任を明らかにすることができるようにしなければならない。

3 使用者のパスワードは6桁から16桁までの範囲内で使用者が定めて使用する。

4 前項による使用者のパスワードは他人に漏洩してはならず、使用者は、パスワードが漏洩したとき又は漏洩するおそれがあるときには、直ちにこれを変更しなければならない。

第 78 条（使用者の権限区分等） 第 76 条第 1 項により使用者権限登録ファイルに登録する使用者の権限は、次の各号の事項に関する権限に区分する。

- 一 使用者の新規登録
- 二 使用者登録の変更及び削除
- 三 法人でない社団及び財団の登録番号の業務管理
- 四 法人でない社団及び財団の登録番号の職権修正
- 五 個別公示地価変動の管理
- 六 地籍計算コードの入力、変更及び削除
- 七 地籍電算コードの検索
- 八 地籍電算資料の閲覧
- 九 地籍統計情報の管理
- 十 土地関連政策情報の管理
- 十一 土地異動申請の受理
- 十二 土地異動の整理
- 十三 土地所有者変更の管理
- 十四 土地等級及び基準収獲等級変動の管理
- 十五 地籍公簿の閲覧及び謄本発給の管理
- 十六 一般測量業務の管理
- 十七 1 日締切管理
- 十八 地籍電算資料の整備
- 十九 個人別土地所有現況の照会
- 二十 パスワードの変更

第 79 条（地籍電算システムの運営方法等） 地籍電算業務の管理、地籍電算プログラムの管理等、地籍電算システムの管理、運営等に必要な事項は、国土海洋部長官が定める。

第 3 節 土地の異動申請及び地籍整理等

第 80 条（新規登録等申請書） 法第 77 条から第 84 条までの規定による新規登録申請、登録転換申請、分割申請、合併申請、地目変更申請、海になった土地の登録抹消申請、縮尺変更申請及び登録事項の訂正申請は、別紙第 75 号書式による。

第 81 条（新規登録申請） 令第 63 条の「国土海洋部令で定める書類」とは、次の各号のいずれかに該当する書類をいう。<改正 2010.10.15>

- 一 裁判所の確定判決書正本又は写し
- 二 「公有水面の管理及び埋立に関する法律」による竣工検査確認証の写し
- 三 法律第 6389 号地籍法改正法附則第 5 条により都市計画区域の土地をその地方公共団体の名義で登録するときには、企画財政部長官と協議した文書の写し
- 四 その他所有権を証明できる書類の写し

2 前項各号のいずれかに該当する書類をその地籍所管庁が管理している場合には、地籍所管庁の確認をもってその書類の提出に代えることができる。

第 82 条（登録転換申請） 令第 64 条第 3 項により土地の登録転換を申請する場合には、関係法令により土地の形質変更等の工事が竣工したことを証明する書類の写しを添付しなければならない。

2 前項による書類をその地籍所管庁が管理している場合には、地籍所管庁の確認をもってその書類の提出に代えることができる。

第 83 条（分割申請） 令第 65 条第 2 項の「国土海洋部令で定める書類」とは、分割許可対象の土地にあっては、その許可書の写しをいう。<改正 2011.10.10>

2 前項による書類を該当地籍所管庁が管理している場合には、地籍所管庁の確認をもってその書類の提出に代えることができる。<改正 2011.10.10>

第 84 条（地目変更申請） 令第 67 条第 2 項の「国土海洋部令で定める書類」とは、次の各号のいずれかに該当する書類をいう。

- 一 関係法令により土地の形質変更等の工事が竣工したことを証明する書類の写し
- 二 国有地及び公有地の場合には、用途廃止されたこと又は事実上公共の用に使用されていないことを証明する書類の写し
- 三 土地又は建築物の用途が変更されたことを証明する書類の写し

2 開発行為許可、農地転用許可、保持山地転用許可等地目変更に関連する規制を受けていない土地の地目変更又は田、畑、果樹園相互間の地目変更の場合には、前項による書類の添付を省略することができる。

3 第 1 項各号のいずれかに該当する書類をその地籍所管庁が管理している場合には、地籍所管庁の確認をもってその書類の提出に代えることができる。

第 85 条（縮尺変更申請） 令第 69 条の「国土海洋部令で定める書類」とは、土地所有者の 3 分の 2 以上の同意書をいう。

第 86 条（縮尺変更承認申請書） 令第 70 条第 1 項による縮尺変更承認申請は、別紙第 76 号書式の縮尺変更承認申請書による。

第 87 条（縮尺変更手続及び面積決定方法等） 令第 72 条第 3 項により面積を新たに定めるときには、縮尺変更測量結果図によらなければならない。

2 縮尺変更測量結果図により面積を測量した結果、縮尺変更前の面積と縮尺変更後の面積の誤差が令第 19 条第 1 項第二号ア目の計算式による許容範囲以内の場合には、縮尺変更前の面積を決定面積とし、許可面積を超えている場合には、縮尺変更後の面積を決定面積とする。この場合、同計算式の A は許容誤差面積、M は縮尺が変更される地籍図の縮尺分母、F は縮尺変更前の面積をいう。

3 境界点座標登録簿が備え付けられていない地域を境界点座標登録簿を備え付けている地域に縮尺変更をする場合には、その筆地の境界点を平板測量方法又は電子平板測量方法により地上に復元させた後、経緯儀測量方法等により境界点座標を求めなければならない。この場合、面積は前項にかかわらず、境界点座標により決定しなければならない。

第 88 条（縮尺変更地番別調書） 令第 73 条による縮尺変更地番別調書は、別紙第 77 号書式のとおりとする。

第 89 条（地番別平方メートル当たり金額調書） 地籍所管庁は、令第 75 条第 2 項後段により別紙第 78 号書式による地番別平方メートル当たり金額調書を作成して縮尺変更委員会に提出しなければならない。

第 90 条（清算金納付告知書） 令第 76 条第 1 項による清算金納付告知書は、別紙第 79 号書式による。

第 91 条（清算金異議申立書） 令第 77 条第 1 項による清算金に対する異議申立は、別紙第 80 号書式による。

第 92 条（縮尺変更の確定公告） 令第 78 条第 1 項による縮尺変更の確定公告には、次の各号の事項が含まなければならない。

- 一 土地の所在及び地域名
- 二 令第 73 条による縮尺変更地番別調書
- 三 令第 75 条第 4 項による清算金調書
- 四 地籍図の縮尺

2 令第 78 条第 2 項により地籍公簿に登録するときには、次の各号の基準に従わなければならない。

- 一 土地台帳は、前項第二号により確定公告された縮尺変更地番別調書によること
- 二 地籍図は、確定測量結果図又は境界点座標によること

第 93 条（登録事項の訂正申請） 土地所有者は、法第 84 条第 1 項により地籍公簿の登録事項に対する訂正を申請するときには、訂正理由を記載した申請書に次の各号の区分による書類を添付して地籍所管庁に提出しなければならない。

- 一 境界又は面積の変更をもたらす場合：登録事項訂正測量成果図
- 二 その他登録事項を訂正する場合、変更を確認できる書類

第 94 条（登録事項訂正対象土地の管理等） 地籍所管庁は、土地の表示が誤っていることを発見したときには、遅滞なく、登録事項訂正に必要な書類及び登録事項訂正測量成果図を作成して、令第 84 条第 2 項により土地異動整理決議書を作成した後、台帳の事由欄に「登録事項訂正対象土地」と記載して、土地所有者に登録事項の訂正申請をすることができるように、その事由を通知しなければならない。ただし、令第 82 条第 1 項により地籍所管庁が職権により訂正することができる場合には、土地所有者に通知をしないことができる。

2 前項による登録事項訂正対象土地に関する台帳を閲覧させるとき及び謄本を発給するときには、「登録事項訂正対象土地」と記載した部分を白黒の反転により表示し、又は朱色で記載しなければならない。

第 95 条（都市開発事業等の申告） 法第 86 条第 1 項及び令第 83 条第 2 項による都市開発事業等の着手又は変更の申告をしようとする者は、別紙第 81 号書式の都市開発事業等の着手（施行）変更又は完了申告書に次の各号の書類を添付しなければならない。ただし、変更申告の場合には、変更された部分に限る。

- 一 事業認可書
- 二 地番別調書
- 三 事業計画図

2 法第 86 条第 1 項及び令第 83 条第 1 項による都市開発事業等の完了申告をしようとする者は、別紙第 81 号書式の申告書に次の各号の書類を添付しなければならない。この場合、地積測量遂行者が地籍所管庁に測量検査を依頼して事前提出した書類は添付しないことができる。

- 一 確定される土地の地番別調書及び従前の土地の地番別調書
- 二 換地処分と同一の効果を有する告示された換地計画書。ただし、換地を伴わない事業の場合には、事業の完了を証明する書類をいう。

第 96 条（管轄登記官署に対する通知） 法第 88 条第 3 項後段による管轄登記官署に対する通知は、別紙第 82 号書式による。

第 97 条（登記囑託） 地籍所管庁は、法第 89 条第 1 項により登記官署に土地表示の変更に関する登記を囑託しようとするときは、別紙第 83 号書式の土地表示変更登記囑託書にそ

の旨を記載しなければならない。<改正 2011.4.11>

- 一 削除<2011.4.11>
- 二 削除<2011.4.11>

2 前項により土地表示の変更に関する登記を嘱託したときには、別紙第 84 号書式の土地表示変更登記嘱託台帳にその内容を記載しなければならない。

第 98 条(地籍公簿の整理方法等) 令第 84 条第 2 項による土地異動整理決議書の作成は、別紙第 57 号書式により土地台帳、林野台帳又は境界点座標登録簿別に区分して作成するものとし、土地異動整理決議書には、土地異動申請書又は都市開発事業等の完了申告書等を添付しなければならない。所有者整理決議書の作成は、別紙第 85 号書式によるものとし、登記済証、登記簿謄本又はその他土地所有者が変更されたことを証明する書類を添付しなければならない。ただし、「電子政府法」第 36 条第 1 項による行政情報の共同利用を通じて添付書類についての情報を確認することができる場合には、そのことを確認することにより添付書類に代えることができる。<改正 2011.4.11>

2 前項の台帳のほか地籍公簿の整理並びに土地異動整理決議書及び所有者整理決議書の作成に必要な事項は、国土海洋部長官が定める。

第 4 章 補 則

第 99 条(地名委員会の報告) 令第 95 条による報告は、別紙第 86 号書式による。

2 前項による報告書には、次の各号の書類を添付しなければならない。

- 一 関連地域表記地図 1 部
- 二 議事録の写し 1 部

第 100 条(性能検査の申請) 法第 92 条第 1 項により測量機器の性能検査を受けようとする者は、別紙第 87 号書式の測量機器性能検査申請書に測量機器の説明書を添付して、国土地理情報院長（法第 92 条第 3 項により性能検査代行者が性能検査を代行する場合には、その性能検査代行者をいう。）に提出しなければならない。この場合、申請人は、性能検査を受けなければならない当該測量機器を提示しなければならない。

第 101 条(性能検査の方法等) 性能検査は、外観検査、構造・機能検査及び測定検査に区別し、その検査項目は、別表 8 のとおりとする。

2 性能検査の方法、手続その他性能検査に必要な細部事項は、国土地理情報院長が定めて告示する。

第 102 条(性能基準) 法第 92 条第 4 項による測量機器別の性能基準は、別表 9 のとおりとする。

第 103 条(性能検査書の発行等) 性能検査代行者は、性能検査を完了したときには、別紙第 88 号書式の測量機器性能検査書にその適合の有無を表示し、申請人に発給しなければならない。

2 性能検査代行者は、性能検査の結果前条による性能基準に適合すると認めるときには、別表 10 の検査済証を当該測量機器に付さなければならない。

3 性能検査代行者は、第 1 項により性能検査を完了したときには、別紙第 89 号書式の測量機器性能検査記録簿に性能検査結果を記録して、これを 5 年間保存しなければならない。

第 104 条(性能検査代行者の登録) 法第 93 条第 1 項により性能検査代行者として登録しようとする者は、別紙第 90 号書式の測量機器性能検査代行者登録申請書（電子文書とされ

た申請書を含む。)に次の各号の書類(電子文書を含む。)を添付して、市・道知事に提出しなければならない。

- 一 性能検査用施設及び設備の明細書
- 二 保有検査技術職員名簿及びその資格(国家技術資格の場合を除く。)を証明する書類
- 三 事業計画書

2 前項による測量機器性能検査代行者登録申請書の提出を受理した担当公務員は、「電子政府法」第36条第1項により行政情報の共同利用を通じて次の各号の情報を確認しなければならない。この場合、第一号及び第三号の書類については、申請人から確認の同意を得るものとし、申請人が確認に同意しない場合には、その書類の写しを添付させなければならない。<改正 2011.4.11>

- 一 事業者登録証(個人事業者の場合に限る。)
- 二 法人登記簿謄本(法人の場合に限る。)
- 三 保有検査技術人材の国家技術資格

3 法第93条第2項による測量機器性能検査代行者登録証は、別紙第91号書式による。

第105条(性能検査代行者の登録事項の変更) 法第93条第2項により登録性能検査代行者が同条第1項により登録内容を変更する場合には、別紙第92号書式の測量機器性能検査代行者変更申告書(電子文書とされた申請書を含む。)に次の各号の区分による書類(電子文書を含む。)を添付して、その変更された日から60日以内に市・道知事に変更申告をしなければならない。

- 一 検査施設又は検査装備変更の場合
 - ア 変更された施設又は装備の明細書及び性能検査書の写し
 - イ 所有権を証明できる書類
- 二 技術能力変更の場合
 - ア 入社又は退社した検査技術人材の名簿
 - イ 検査技術人材の測量技術経歴証又は入社した経歴証明書(実務経歴認定が必要な者の場合に限る。)

2 前項による測量機器性能検査代行者変更申告書の提出を受理した担当公務員は、「電子政府法」第36条第1項により行政情報の共同利用を通じて次の各号の情報を確認しなければならない。この場合、事業者登録証及び国家技術資格については、申請人から確認の同意を得るものとし、申請人が確認に同意しない場合には、その書類の写しを添付させなければならない。<改正 2011.4.11>

- 一 法人の代表者又は役員が変更された場合には、法人登記簿謄本
- 二 商号又は主たる営業所の所在地を変更した場合には、変更された事項が記載された事業者登録証又は法人登記簿謄本(法人の場合に限る。)
- 三 保有検査技術人材の国家技術資格

第106条(性能検査代行者の廃業申告) 法第93条第3項による廃業申告は、別紙第93号書式による。

第107条(性能検査代行者登録証の再発給申請書) 法第93条第5項による測量機器性能検査代行者登録証再発給申請書は、別紙第94号書式のとおりとする。

第108条(性能検査代行者に対する行政処分基準) 法第96条第3項による性能検査代行者の登録取消又は業務停止処分の基準は、別表11のとおりとする。

第109条(現地調査者の証票) 法第99条第4項による証票は、別紙第95号書式のとおりとする。

第 110 条(権限を表示する証票及び許可証) 法第 101 条第 9 項による証票及び許可証は、それぞれ別紙第 96 号書式及び別紙第 97 号書式のとおりとする。

2 前項による証票及び許可証は、管轄特別自治道知事、市長、郡守又は区庁長が発行する。

第 111 条(裁決申請書) 令第 102 条第 2 項の裁決申請書は、別紙第 98 号書式のとおりとする。

第 112 条(業務の委託) 法第 104 条により業務委託をしようとする者は、別紙第 99 号書式による業務委託請約書を国土地理情報院長又は国立海洋調査院長に提出しなければならない。

2 前項による業務委託請約書には、次の各号の書類を添付しなければならない。

- 一 事業計画書 2 部
- 二 事業地域図面 2 部

3 第 1 項により業務を委託しようとする者は、国土地理情報院長又は国立海洋調査院長が定めた費用を納付しなければならない。

第 113 条(海洋調査協会に対する業務の委託) 法第 105 条第 2 項第六号の「国土海洋部令で定めるもの」とは、次の各号の事項をいう。

- 一 灯標、灯浮標、ドルフィン等に設置された海洋観測施設のうち国立海洋調査院長が管理している観測施設の管理
- 二 海洋観測資料を収集するために国立海洋調査院長が海洋調査協会に設置された電算システムの管理
- 三 その他接近性、難易度等管理現況及び海洋調査協会の技術保有程度等を考慮して国立海洋調査院長が依頼する観測施設の管理

2 法第 105 条第 2 項第七号及び令第 104 条第 9 項第二号の「国土海洋部令で定めるもの」とは、国立海洋調査院長が保有する調査船を使用して、海底地形、地磁気、重力、海底地層等に関し得た資料を分析・処理することをいう。ただし、法第 30 条第 2 項による年度別施行計画により国立海洋調査院長が資料の機密維持及び所属職員の業務処理能力の向上のため直接分析・処理するものを除く。<改正 2010.12.29>

3 国立海洋調査院長は、法第 105 条第 2 項により海洋調査協会に委託した業務遂行に必要な分析・処理方法並びに手続、技術人員及び装備保有基準を定めて告示する。<本項新設 2010.12.29>

第 114 条(測量成果審査受託機関の指定申請) 令第 104 条第 1 項による測量成果審査受託機関として指定を受けようとする者は、別紙第 100 号書式による指定申請書(電子文書とされた申請書を含む。)に次の各号の書類(電子文書を含む。)を添付して、国土地理情報院長に提出しなければならない。この場合、担当公務員は、「電子政府法」第 36 条第 1 項により行政情報の共同利用を通じて法人登記簿謄本を確認しなければならない。<改正 2011.4.11>

- 一 定款 1 部
- 二 測量技術人材及び装備の保有現況及びその証明書各 1 部

第 115 条(手数料) 法第 106 条第 1 項第一号から第四号まで、第六号、第九号から第十五号まで、第十七号及び第十八号による手数料は、別表 12 のとおりとする。

2 法第 106 条第 1 項第五号による公共測量成果審査手数料の算定基準は、別表 13 のとおりとする。

3 法第 106 条第 1 項第七号による水路調査成果審査手数料の算定方法は、別表 14 のとおりとする。

4 法第 106 条第 1 項第八号による水路図書誌の複製等の承認申請手数料の算定基準は、別表 15 のとおりとする。

5 法第 106 条第 1 項第十六号による測量機器の性能検査申請手数料は、別表 16 のとおりとする。

6 第 1 項から前項までの手数料は、収入印紙、収入証紙又は現金により納付しなければならない。ただし、法第 93 条第 1 項により登録した性能検査代行者が行う性能検査検査手数料及び法第 105 条第 2 項により測量協会等に委託された業務の手数料は現金により納付しなければならない。

7 国土海洋部長官、国土地理情報院長、国立海洋調査院長、市・道知事及び地籍所管庁は、前項にかかわらず、情報通信網を利用して電子マネー、電子決済等の方法により手数料を納付させることができる。

第 116 条（地積測量手数料の算定基準等） 法第 106 条第 2 項による地積測量手数料は、国土海洋部長官が告示する標準歩掛のうち地積測量歩掛に地籍技術者の政府労賃単価を適用して算定する。

2 前項による地積測量種目別の地積測量手数料の細部細算定基準等に関し必要な事項は、国土海洋部長官が定める。

第 117 条（手数料納付期間） 法第 106 条第 4 項による手数料は、地籍公簿を整理した日から 30 日以内に納付しなければならない。

附 則<第 191 号、2009.12.14>

第 1 条（施行日） この規則は、公布した日から施行する。

第 2 条（他の規則の廃止） 次の各号の規則は、廃止する。

- 一 「測量法施行規則」
- 二 「地籍法施行規則」
- 三 「水路業務法施行規則」

第 3 条（他の法令の改正） ~ 略 ~

第 4 条（他の法令との関係） この規則施行当時他の法令で従前の「測量法施行規則」、「地籍法施行規則」、「水路業務法施行規則」又はその規定を引用する場合に、この規則中にそれらに該当する規定がある場合には、従前の規定に代えて、この規則又はこの規則の規定を引用したものとみなす。

~ 中略 ~

附 則<第 389 号、2011.10.10>

この規則は、公布した日から施行する。

[別表 1]

測量基準点標識の形状及び規格（第3条関係）

1. 国家基準点標識
 - ア．衛星基準点標識(単位：ミリメートル)
 - イ．統合基準点標識(単位：ミリメートル)
 - ウ．三角点標識(単位：センチメートル)
1個の標注及び盤石により構成する。
 - エ．水準点標識(単位：センチメートル)
 - 1) 1等水準点標識
1個の標注により構成する。
 - 2) 2等水準点標識
1個の標注により構成する。
 - オ．水路測量基準点標識(単位：センチメートル)
 - 1) 銅版製
 - 2) 朱錫製
 - カ．基本水準点標識(単位：センチメートル)
 - 1) 銅版製
 - 2) 朱錫製
 - キ．海岸線基準点標識(単位：センチメートル)
銅版製
 - ク．領海基準点標識(単位：センチメートル)
 - 1) 銅版製
 - 2) 朱錫製
 - ケ．地磁気点標識(単位：センチメートル)
 - 1) 1級地磁気点標識
1個の標注により構成する。
 - 2) 2等地磁気点標識(単位：センチメートル)
1個の標注により構成する。
 - コ．重力点標識(単位：センチメートル)
2. 公共基準点標識(単位：センチメートル)
 - ア．公共三角点標識
1個の標注及び盤石により構成する。
 - イ．公共水準点標識(単位：センチメートル)
1個の標注により構成する。
3. 地積基準点標識(単位：センチメートル)
 - ア．地積三角点標識
 - イ．地積三角点補助標識
 - ウ．地積図根点標識

備考

1. 標石は、アスファルト、コンクリート等以外の地域に設置する。
2. 鉄製又はプラスチック製標識は、アスファルト、コンクリート等に設置する。
3. 標石は、地面から1~2センチメートル突出するように設置する。

[別表 2]

水路調査船の表紙(第 32 条関連)

～ 図は略 ～

[別表 3]

水路図書誌販売代行業者の指定取消及び営業停止処分の基準(第 39 条関連)

1. 一般基準

ア．違反行為の回数による行政処分の基準は、最近 3 年間同一違反行為により行政処分を受けた場合に適用する。この場合、行政処分基準の適用は、同一違反行為に対する行政処分日とその処分後の再摘発日を基準とする。

イ．違反行為が 2 以上の場合であって、それに該当するそれぞれの処分基準が異なる場合には、そのうち重い処分基準による。ただし、2 以上の処分基準がすべて営業停止である場合には、各処分基準を合算した期間を超えない範囲内で重い処分基準の 2 分の 1 の範囲内で加重するものとし、その加重した期間を合算した期間は 6 月を超過することができない。

ウ．ア目及びイ目による行政処分が営業停止の場合には、故意又は重大な過失の有無又は公衆に及ぼす被害の規模等違反行為の動機、内容及び違反の程度等を考慮してその処分基準の 2 分の 1 の範囲内で加重又は減輕することができる。この場合、その加重した期間を合算した期間は 6 月を超過することができない。

2. 個別基準

違反事項	該当法条文	行政処分基準		
		1 回違反	2 回違反	3 回違反
ア．販売代行業者が法第 35 条第 3 項各号のいずれかに該当することとなった場合	法第 36 条第 6 項 第二号	指定取消		
イ．販売代行業者が法第 35 条第 5 項に違反して水路図書誌販売価格を遵守しない場合又は水路図書誌を最新航行通報により修正せずに普及した場合	法第 36 条第 6 項 第三号	業務停止 3 月	業務停止 6 月	指定取消
ウ．正当な事由なく販売代行業者として指定を受けた日から 1 年以内に営業を開始しない場合又は継続して 1 年以上休業した場合	法第 36 条第 6 項 第四号	業務停止 6 月	指定取消	

[別表 4]

測量業の登録取消又は営業停止処分の基準(第 53 条関連)

1. 一般基準

- ア．違反行為の回数による行政処分の基準は、最近 3 年間同一違反行為により行政処分を受けた場合に適用する。この場合、行政処分基準の適用は、同一違反行為に対する行政処分日とその処分後の再摘発日を基準とする。
- イ．違反行為が 2 以上の場合であって、それに該当するそれぞれの処分基準が異なる場合には、そのうち重い処分基準による。ただし、2 以上の処分基準がすべて営業停止である場合には、各処分基準を合算した期間を超えない範囲内で重い処分基準の 2 分の 1 の範囲内で加重するものとし、その加重した期間を合算した期間は 6 月を超過することができない。
- ウ．ア目及びイ目による行政処分が営業停止の場合には、故意又は重大な過失の有無又は公衆に及ぼす被害の規模等違反行為の動機、内容及び違反の程度等を考慮してその処分基準の 2 分の 1 の範囲内で加重又は減輕することができる。この場合、その加重した期間を合算した期間は 6 月を超過することができない。

2. 個別基準

違反事項	該当法条文	行政処分基準		
		1 回違反	2 回違反	3 回違反
ア．故意に測量を不正確に行った場合	法第 52 条第 1 項 第一号	登録取消		
イ．過失により測量を不正確に行った場合	法第 52 条第 1 項 第一号	営業停止 4 月	登録取消	
ウ．正当な事由なく測量業の登録をした日から 1 年以内に営業を開始しない場合又は継続して 1 年以上休業した場合	法第 52 条第 1 項 第三号	営業停止 6 月	登録取消	
エ．法第 44 条第 4 項に違反して測量業登録事項の変更申告をしない場合	法第 52 条第 1 項 第五号	営業停止 1 月	営業停止 3 月	登録取消
オ．地積測量業者が法第 45 条の業務範囲に違反して地積測量をした場合	法第 52 条第 1 項 第六号	営業停止 3 月	営業停止 6 月	登録取消
カ．地積測量業者が法第 50 条による誠実義務に違反した場合	法第 52 条第 1 項 第九号	営業停止 1 月	営業停止 3 月	営業停止 6 月又は 登録取消
キ．法第 51 条に違反して保険加入等必要な措置を講じない場合	法第 52 条第 1 項 第十号	営業停止 2 月	営業停止 6 月	登録取消
ク．地積測量業者が法第 106 条第 2 項による地積測量手数料を同条第 3 項により告示した金額より過多又は過小に受領した場合	法第 52 条第 1 項 第十二号	営業停止 3 月	営業停止 6 月	登録取消
ケ．他の行政機関が関係法令により営業停止を要求した場合	法第 52 条第 1 項 第十三号	営業停止 3 月	営業停止 6 月	登録取消

コ.他の行政機関が関係法令により登録取消を要求した場合	法第 52 条第 1 項 第十三号	登録取消		
-----------------------------	----------------------	------	--	--

[別表 5]

水路事業の登録取消及び営業停止処分の基準(第 58 条関連)

1. 一般基準

ア．違反行為の回数による行政処分の基準は、最近 3 年間同一違反行為により行政処分を受けた場合に適用する。この場合、行政処分基準の適用は、同一違反行為に対する行政処分日とその処分後の再摘発日を基準とする。

イ．違反行為が 2 以上の場合であって、それに該当するそれぞれの処分基準が異なる場合には、そのうち重い処分基準による。ただし、2 以上の処分基準がすべて営業停止である場合には、各処分基準を合算した期間を超えない範囲内で重い処分基準の 2 分の 1 の範囲内で加重するものとし、その加重した期間を合算した期間は 6 月を超過することができない。

ウ．ア目及びイ目による行政処分が営業停止の場合には、故意又は重大な過失の有無又は公衆に及ぼす被害の規模等違反行為の動機、内容及び違反の程度等を考慮してその処分基準の 2 分の 1 の範囲内で加重又は減輕することができる。この場合、その加重した期間を合算した期間は 6 月を超過することができない。

2. 個別基準

違反事項	該当法条文	行政処分基準		
		1 回違反	2 回違反	3 回違反
ア．故意に水路調査を不正確に行った場合	法第 54 条第 6 項、法第 52 条第 1 項第一号	登録取消		
イ．過失により水路調査を不正確に行った場合	法第 54 条第 6 項、法第 52 条第 1 項第一号	営業停止 4 月	登録取消	
ウ．正当な事由なく水路調査業の登録をした日から 1 年以内に営業を開始しない場合又は継続して 1 年以上休業した場合	法第 54 条第 6 項、法第 52 条第 1 項第三号	営業停止 6 月	登録取消	
エ．法第 54 条第 4 項に違反して水路調査業登録事項の変更申告をしない場合	法第 54 条第 6 項、法第 52 条第 1 項第五号	営業停止 2 月	営業停止 6 月	登録取消
オ．他の行政機関が関係法令により営業停止を要求した場合	法第 54 条第 6 項、法第 52 条第 1 項第十三号	営業停止 3 月	営業停止 6 月	登録取消
カ．他の行政機関が関係法令により登録取消を要求した場合	法第 54 条第 6 項、法第 52 条第 1 項第十三号	登録取消		

[別表 6]

境界点標識の規格及び材質(第 60 条第 2 項関連)

～ 図は略 ～

備考

1. 木製は、未舗装地域に設置する。
2. 鉄木 1 号は、アスファルト舗装地域に設置する。
3. 鉄木 2 号は、コンクリート舗装地域に設置する。
4. 鉄木 3 号は、コンクリート構造物、垣根及び壁に設置する。
5. 標石は、所有者の要求がある場合に設置する。

[別表 7]

地籍書庫の基準面積(第 65 条第 2 項第二号関連)

地籍公簿登録筆地数	地籍書庫の基準面積
10 万筆地以下	80 平方メートル
10 万筆地超過 20 万筆地以下	110 平方メートル
20 万筆地超過 30 万筆地以下	130 平方メートル
30 万筆地超過 40 万筆地以下	150 平方メートル
40 万筆地超過 50 万筆地以下	165 平方メートル
50 万筆地超過	180 平方メートルに 60 万筆地を超過する 10 万筆地ごとに 10 平方メートルを加算した面積

[別表 8]

測量器機性能検査項目(第101条第1項関連)

1. 外観検査: 次の角目の項目

- ア. 破壊、損傷、腐食、曲がり、メッキ及び塗装部分の損傷
- イ. 形式及び製造番号の異常有無
- ウ. 目盛線及びデジタル表示部の損傷

2. 構造・機能検査及び測定検査の場合: 測量器機別に下表の項目

測量機器	構造・機能検査	測定検査	備考
トランシット (セオドライト)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉛直軸及び水平軸の回転状態 ・ 気泡官の付着状態及び気泡の正常な動き ・ 光学求心装置点検 ・ 最小目盛 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水平角の正確度 ・ 鉛直角の正確度 	
レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉛直軸の回転状態 ・ 気泡官の付着状態及び気泡の正常な動き ・ 補償板(自動、電子) ・ 最小目盛 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気泡管の感度 ・ 補償板の機能範囲 ・ 1km 距離和測定した場合の正確度 	
距離測定機	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉛直軸及び水平軸の回転状態 ・ 気泡官の付着状態及び気泡の正常な動き ・ 光学求心装置点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基線上における距離比較測定 ・ 変調周波数検査 	
トータルステーション	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉛直軸及び水平軸の回転状態 ・ 気泡官の付着状態及び気泡の正常な動き ・ 光学求心装置点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 角度測定: トランシット検査項目適用 ・ 距離測定: 距離測定機検査項目を適用 	
GPS 受信機	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受信機及びアンテナ、ケーブルの異常の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基線測定比較 ・ 1・2 周波確認 	
金属管路探知機	<ul style="list-style-type: none"> ・ 探知機、ケーブル等の異常の有無 ・ 送受信装置の異常の有無 ・ 額定表示部の異常の有無 ・ 電源部の異常の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平面位置の正確度 ・ 探査深さの正確度 	

[別表 9]

測量機器別性能基準(第102条関連)

測量機器	性能基準				備考
	等級	項目		精密度	
トランシット (セオドライト)			目盛版		
		水平	鉛直		
	特級	0.2秒以下	0.2秒以下	±1.0秒以下	
	1級	1.0秒以下	1.0秒以下	±2.0秒以下	
	2級	10秒以下	10秒以下	±10秒以下	
	3級	20秒以下	20秒以下	±20秒以下	

レベル	気泡管	等級	項目				精密度 :1km 往復水準 測量の標準偏差
			気泡管感度		最小目盛	精密度	
			柱	円形			
		1級	10秒	5分	0.1mm	±0.6mm	
		2級	20秒	10分	1.0mm	±1.0mm	
		3級	40秒	10分	-	±3.0mm	
	自動	等級	項目				精密度 :1km 往復水準 測量の標準偏差
気泡管感度 (円形)			Compensator 精度	最小目盛	精密度		
		1級	8分	0.4秒	0.1mm	±0.6mm	
		2級	10分	0.8秒	1.0mm	±1.0mm	
		3級	10分	1.6秒	-	±3.0mm	
	電子	等級	項目				精密度 :1km 往復水準 測量の標準偏差
気泡管感度 (円形)			Compensator 精度	最小目盛	精密度		
		1級	8分	0.4秒	0.1mm	±0.6mm	
		2級	10分	0.8秒	1.0mm	±1.0mm	

距離測定機	等級	項目		備考
		測定距離	精密度	
	1級	10km	5mm ± 1ppm · D	精密度:測定距離の標準偏差
	2級	6km	5mm ± 2ppm · D	
	3級	2km	5mm ± 5ppm · D	

トータルステーション	等級	項目				備考 精密度:トランシット及び距離測定機精密度適用
		感度測定部		距離測定部		
		目盛版	精密度	測定距離	精密度	
	1級	1級トランシット適用		2級距離測定機適用		
	2級	2級トランシット適用				
	3級	3級トランシット適用		3級距離測定機適用		

GPS 受信機	等級	項目			備考
		受信帯域数	測定距離	精密度	
	1 級	2 周波	10km 以上	5mm ± 1ppm ・ D	精密度：基線の標準偏差
2 級	1 周波	10km 以下	5mm ± 2ppm ・ D		

金属管路探知機	等級	項目		備考
		測定深さ	精密度	
		3m	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平面位置：± 20cm 以下 ・ 探査深さ：± 30cm 以下 	精密度：観測値の標準偏差

注：性能基準欄の書く測定機器別等級は、出庫当時の性能を変更して性能検査を行うことができない。

[別表 10]

測量器機検査済証(第 103 条第 2 項関連)

- : 検査済み証一貫番号
- : 測量機器名及測定機器番号
- : 検査有効期間
- : 測量機器性能
- : 性能検査代行者名

図案の要領

1. マーク：外円の直径は 5 センチメートルとし、半弧の直径は 4 センチメートルとし、内側円の直径は 3 センチメートルとすること
2. 字体：ゴシック体
3. 文字の大きさ：12 ポイント
4. 文字色：黒色
5. 地色：黄色

～ 図は略 ～

[別表 11]

測量機器性能検査代行者の登録取消及び業務停止の処分基準(第 108 条関連)

1. 一般基準

ア．違反行為の回数による行政処分の基準は、最近 3 年間同一違反行為により行政処分を受けた場合に適用する。この場合、行政処分基準の適用は、同一違反行為に対する行政処分日とその処分後の再摘発日を基準とする。

イ．違反行為が 2 以上の場合であって、それに該当するそれぞれの処分基準が異なる場合には、そのうち重い処分基準による。ただし、2 以上の処分基準がすべて業務停止である場合には、各処分基準を合算した期間を超えない範囲内で重い処分基準の 2 分の 1 の範囲内で加重するものとし、その加重した期間を合算した期間は 6 月を超過することができない。

ウ．ア目及びイ目による行政処分が業務停止の場合には、故意又は重大な過失の有無又は公衆に及ぼす被害の規模等違反行為の動機、内容及び違反の程度等を考慮してその処分基準の 2 分の 1 の範囲内で加重又は減輕することができる。この場合、その加重した期間を合算した期間は 6 月を超過することができない。

2. 個別基準

違反事項	該当法条文	行政処分基準		
		1 回違反	2 回違反	3 回違反
ア．法第 93 条第 1 項による登録基準に達しなくなった場合	法第 96 条第 1 項 第二号	業務停止 2 月	登録取消	
イ．性能検査登録事項の変更申告しなかった場合	法第 96 条第 1 項 第三号	業務停止 2 月		
ウ．正当な事由なく性能検査を拒否又は忌避した場合	法第 96 条第 1 項 第五号	業務停止 6 月		
エ．他の行政機関が関係法令により営業停止を要求した場合	法第 54 条第 6 項、 法第 52 条第 1 項 第十三号	営業停止 3 月	営業停止 6 月	登録取消
オ．他の行政機関が関係法令により登録取消を要求した場合	法第 96 条第 1 項 第八号	登録取消		

[別表 12]

業務種類による手数料の金額(第 115 条第 1 項関連)

～ 略 ～

[別表 13]

公共測量成果の審査手数料算定基準(第 115 条第 2 項関連)

～ 略 ～

[別表 14]

水路調査成果審査手数料策定方法(第 115 条第 3 項関連)

～ 略 ～

[別表 15]

水路図書誌複製等の承認申請手数料の算定基準(第 115 条第 4 項関連)

～ 略 ～

[別表 16]

測量機器性能検査申請手数料(第 115 条第 5 項関連)

～ 略 ～

[別紙第 1 号書式] 航行通報申請書 ～ 略 ～

ないし

[別紙第 100 号書式] 測量成果審査受託機関の指定申請書 ～ 略 ～

(以 上)

不 動 産 登 記 法

1960年1月1日 法律第536号 新規制定
2011年4月12日 法律第10580号 全部改正

所管：法務部法務審議官室

第1章 総 則

第1条（目的） この法は、不動産登記に関する事項を規定することを目的とする。

第2条（定義） この法で使用する用語の意味は、次のとおりとする。

- 一 「登記簿」とは、電算情報処理組織により入力・処理された登記情報資料を大法院規則で定めるところにより編成したものをいう。
- 二 「登記簿副本資料」とは、登記簿と同じ内容で補助記憶装置に記録された資料をいう。
- 三 「登記記録」とは、1筆の土地又は1個の建物に関する登記情報資料をいう。
- 四 「登記済情報」とは、登記簿に新しい権利者が記録される場合に、その権利者を確認するために第11条第1項による登記官が作成した情報をいう。

第3条（登記することができる事項） 登記は、区分建物の表示及び次の各号のいずれかに該当する権利の設定、保存、移転、変更、処分制限又は消滅について行う。

- 一 所有権
- 二 地上権
- 三 地役権
- 四 傳賃権
- 五 抵当権
- 六 権利質権
- 七 債権担保権
- 八 賃借権

第4条（権利の順位） 同一の不動産に関して登記した権利の順位は、法律に別の規定がない場合には、登記した順序による。

2 登記の順序は、登記記録中同一の区において行った登記相互間では順位番号に従い、他の区において行った登記相互間では受付番号に従う。

第5条（附記登記の順位） 附記登記の順位は、主登記の順位に従う。ただし、附記登記相互間の順位は、その登記の順序に従う。

第6条（登記申請の受付時期及び登記の効力発生時期） 登記申請は、大法院規則で定める登記申請情報が電算情報処理組織に保存されたとき、受理されたものとみなす。

2 第11条第1項による登記官が登記を終えた場合、その登記は受理したときから効力を発生する

第2章 登記所及び登記官

第7条（管轄登記所） 登記事務は、不動産の所在地を管轄する地方法院、その支院及び登記所を管轄登記所（以下「登記所」という。）が行う。

2 不動産が数個の登記所の管轄区域にわたるときは、大法院規則で定めるところにより、各登記所を管轄する上級法院の長が管轄登記所を指定する。

訳注：法院は、日本の裁判所に相当する。大法院は最高裁判所に当たる。

第8条（管轄の委任） 大法院長は、ある登記所の管轄に属する事務を他の登記所に委任させることができる。

第9条（管轄の変更） ある不動産の所在地が他の登記所の管轄に変えられたときは、従前の登記所は、電算情報処理組織を利用して、その不動産に関する登記記録の処理権限を、他の登記所に移す措置を講じなければならない。

第10条（登記事務の停止） 大法院長は、登記所において登記事務を停止しなければならない事故が発生した場合には、期間を定めて、登記事務の停止を命ずることができる。

第11条（登記事務の処理） 登記事務は、登記所に勤務する法院書記官、登記事務官、登記主事又は登記主事補（法院事務官、法院主事又は法院主事補のうち2001年12月31日以前に施行した採用試験に合格し、任用された者を含む。）の中から地方法院長（登記所の事務を支院長が管掌する場合には、支院長をいう。以下同じ。）が指定した者（以下「登記官」という。）が処理する。

2 登記官は、登記事務を電算情報処理組織を利用して、登記簿に登記事項を記録する方式により処理しなければならない。

3 登記官は、受理番号の順序に従い、登記事務を処理しなければならない。

4 登記官が登記事務を処理したときは、登記事務を処理した登記官が誰であるか知ることができる措置を講じなければならない。

第12条（登記官の登記事務の制限） 登記官は、自己、配偶者又は4親等以内の親族（以下「配偶者等」という。）が登記申請人であるときは、その登記所において所有権登記を行った成年者であって登記官の配偶者等でない者2人以上の参加がなければ、登記を行うことができない。配偶者等の関係が終了した後もまた同じ。

2 前項の場合、登記官は、調書を作成し、参与人と共に記名捺印又は署名をしなければならない。

第3章 登記簿等

第14条（登記簿の種類等） 登記簿は、土地登記簿と建物登記簿に区分する。

2 登記簿は、永久に保存しなければならない。

3 登記簿は、大法院規則で定める場所に保管・管理しなければならないが、戦争、天災地変その他これらに準ずる事態を避けるための場合以外には、その場所の外に移動することができない。

4 登記簿の附属書類は、戦争、天災地変その他これらに準ずる事態を避けるための場合以外には、登記所外に移動することができない。ただし、申請書その他の附属書類については、法院の命令又は囑託がある場合又は法官が発布した令状により差し押さえる場合は、この限りでない。

第 15 条（物的編成主義） 登記簿を編成するときは、1 筆の土地又は 1 棟の建物に対して 1 の登記記録を置く。ただし、1 棟の建物を区分した建物にあっては、1 棟の建物に属する全部に対して 1 の登記記録を使用する。

2 登記記録には、不動産の表示に関する事項を記録する表題部と所有権に関する事項を記録する甲区及び所有権以外の権利に関する事項を記録する乙区を置く。

第 16 条（登記簿副本資料の作成） 登記官が登記を終えたときは、登記簿副本資料を作成しなければならない。

第 17 条（登記簿の損傷と復旧） 登記簿の全部又は一部が損傷したとき又は損傷するおそれがあるときは、大法院長は、大法院規則で定めるところにより、登記簿の復旧、損傷防止等必要な処分を命令することができる。

2 大法院長は、大法院規則で定めるところにより、前項の処分命令に関する権限を法院行政処長又は地方法法院長に委任することができる。

第 18 条（附属書類の損傷等防止処分） 登記簿の附属書類が損傷又は滅失するおそれがあるときは、大法院長は、その防止のため必要な処分を命令することができる。

2 前項による処分命令に関しては、前条第 2 項を準用する。

第 19 条（登記事項の閲覧と証明） 何人も、手数料を支払い、大法院規則で定めるところにより、登記記録に記載されている事項の全部又は一部の閲覧及びこれを証明する登記事項証明書が発給を請求することができる。ただし、登記記録の附属書類については、利害関係がある部分に限り、閲覧を請求することができる。

2 前項による登記記録の閲覧及び登記事項証明書の発給請求は、管轄登記所以外の登記所に対してもすることができる。

3 第 1 項による手数料の金額及び免除の範囲は、大法院規則で定める。

第 20 条（登記記録の閉鎖） 登記官が登記記録に登録した事項を新しい登記記録に移して記録したときは、従前の登記記録を閉鎖しなければならない。

2 閉鎖した登記記録は、永久に保存しなければならない。

3 閉鎖した登記記録に関しては、前条を準用する。

第 21 条（重複登記記録の整理） 登記官は、同一の土地に関して重複して行われた登記記録が発見された場合には、大法院規則で定めるところにより、重複登記記録のうちいずれかの登記記録を閉鎖しなければならない。

2 前項により閉鎖された登記記録の所有権の登記名義人又は登記上の利害関係人は、大法院規則で定めるところにより、その土地が閉鎖された登記記録の所有権の登記名義人の所有であることを証明し、閉鎖された登記記録の復活を申請することができる。

第 4 章 登記手続

第 1 節 通 則

第 22 条（申請主義） 登記は、当事者の申請又は官公署の囑託により行う。ただし、法律に他の規定がある場合は、この限りでない。

2 囑託による登記手続は、法律に他の規定がある場合を除いては、申請による登記に関する規定を準用する。

3 登記を行おうとする者は、大法院規則で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

第 23 条（登記申請人） 登記は、法律による規定がない場合には、登記権利者と登記義務者が共同で申請する。

2 所有権保存登記又は所有権保存登記の抹消登記は、その登記名義人となるべき者又は登記名義人が単独で申請する。

3 相続、法人の合併その他大法院規則で定める包括承継による登記は、登記権利者が単独で申請する。

4 判決による登記は、勝訴した登記権利者又は登記義務者が単独で申請する。

5 不動産表示の変更又は更正の登記は、所有権の登記名義人が単独で申請する。

6 登記名義人表示の変更又は更正の登記は、当該権利の登記名義人が単独で申請する。

第 24 条（登記申請の方法） 登記は、次の各号のいずれかに該当する方法により申請する。

一 申請人又はその代理人が登記所に出頭して申請情報及び添付情報を記載した書面を提出する方法。ただし、代理人が弁護士（法務法人、法務法人（有限）及び法務組合を含む。以下同じ。）又は法務士（法務士合同法人を含む。以下同じ。）である場合には、大法院規則で定める事務員を登記所に出頭させて、その書面を提出することができる。

二 大法院規則で定めるところにより、電算情報処理組織を利用し、申請情報及び附属情報を送る方法（法院行政処長が定める登記類型に限る。）

2 申請人が提供しなければならない申請情報及び添付情報は、大法院規則で定める。

第 25 条（申請情報の提供方法） 登記の申請は、1 件当たり 1 個の不動産に関する申請情報を提供する方法によりしなければならない。ただし、登記目的及び登記原因が同一である場合その他大法院規則で定める場合には、同一の登記所の管轄内にある複数の不動産に関する申請情報を一括して提供する方法によりすることができる。

第 26 条（法人格なき社団等の登記申請） 宗中、門中その他代表者又は管理人がいる法人格なき社団又は財団に属する不動産の登記に関しては、その社団又は財団を登記権利者又は登記義務者とする。

2 前項の登記は、その社団又は財団の名義で、その代表者又は管理人が申請する。

第 27 条（包括承継人による登記申請） 登記原因が発生した後に登記権利者又は登記義務者に対し相続その他の包括継承がある場合には、相続人その他の包括承継人がその登記を申請することができる。

第 28 条（債権者代位権による登記申請） 債権者は、「民法」第 404 条により債務者を代位して登記を申請することができる。

2 登記官が前項又は他の法令による代位申請により登記をするときは、代位者の姓名又は名称、住所又は事務所所在地及び代位原因を記録しなければならない。

第 29 条（申請の却下） 登記官は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、理由を記載した決定により、申請を却下しなければならない。ただし、申請の誤った部分を補正することができる場合であって、登記官が補正を命じた日の翌日までに申請人がその誤った部分を補正したときは、この限りでない。

一 事件がその登記所の管轄に属しない場合

二 事件が登記すべきものでない場合

- 三 申請する権限を有しない者が申請した場合
- 四 第 24 条第 1 項第一号により登記を申請するときに、当事者又はその代理人が出席しない場合
- 五 申請情報の提供が大法院規則で定める方式に適合しない場合
- 六 申請情報の不動産又は登記の目的たる権利の表示が登記記録と一致しない場合
- 七 申請情報の登記義務者の表示が登記記録と一致しない場合。ただし、第 27 条により包括承継人が登記申請をする場合を除く。
- 八 申請情報と登記原因を証明する情報が一致しない場合
- 九 登記に必要な添付情報を提供しない場合
- 十 取得税(「地方税法」第 20 条の 2 により分割納付する場合には、登記する以前に分割納付しなければならない金額をいう。)、登録免許税(登録に対する登録免許税に限る。)又は手数料を納付しない場合又は登記申請に関連して他の法律により賦課された義務を履行しない場合
- 十一 申請情報又は登記記録の不動産の表示が土地台帳、林野台帳又は建築物台帳と一致しない場合

第 30 条(登記完了の通知) 登記官が登記を終えたときは、大法院規則で定めるところにより、申請人等にその事実を通知しなければならない。

第 31 条(行政区域の変更) 行政区域又はその名称が変更されたときは、登記記録に記録された行政区域又はその名称について変更登記があったものとみなす。

第 32 条(登記の更正) 登記官が登記を終えた後、その登記に錯誤又は欠落した部分があることを発見したときは、遅滞なく、その事実を登記権利者及び登記義務者に通知しなければならない。ただし、登記権利者及び登記義務者がいない場合には、登記名義人に通知しなければならない。ただし、登記権利者、登記義務者又は登記名義人がそれぞれ 2 人以上の場合には、そのうち 1 人に通知すれば足りる。

2 登記官が登記の錯誤又は欠落した部分が登記官の誤りによるものであることを発見した場合には、遅滞なく、その登記を職権により更正しなければならない。ただし、登記上利害関係がある第三者がいる場合には、第三者の承諾がなければならない。

3 登記官が前項により更正登記をしたときは、その事実を登記権利者、登記義務者又は登記名義人に通知しなければならない。この場合、第 1 項ただし書を準用する。

4 債権者代位権により登記がされたときは、第 1 項及び前項の通知をその債権者にもしなければならない。この場合、第 1 項ただし書を準用する。

第 33 条(新たな登記記録への移記) 登記記録に記録された事項が多く、取り扱いに不便になる等合理的理由により登記記録を移して記録する必要がある場合に、登記官は、現在の効力がある登記のみを新たな登記記録に移して記録することができる。

第 2 節 表示に関する登記

第 1 款 土地の表示に関する登記

第 34 条(登記事項) 登記官は、土地登記記録の表題部に次の各号の事項を記録しなければならない。

- 一 表示番号
- 二 受理年月日
- 三 所在及び地番

- 四 地目
- 五 面積
- 六 登記原因

第 35 条(変更登記の申請) 土地の分割又は合併がある場合及び前条の登記事項に変更がある場合には、その土地所有権の登記名義人は、その事実があるときから 1 ヶ月以内にその登記を申請しなければならない。

第 36 条(職権による表示変更登記) 登記官は、地籍所管庁から、「測量・水路調査及び地籍に関する法律」第 88 条第 3 項の通知を受けた場合に、前条の期間内に登記名義人から登記申請がないときは、その通知書の記載内容による変更の登記を職権によりしなければならない。

2 前項の登記をしたときは、登記官は、遅滞なく、その事実を地籍所管庁及び所有権の登記名義人に対し、通知しなければならない。ただし、登記名義人が 2 人以上の場合には、そのうち 1 人に通知すれば足りる。

第 37 条(合筆の制限) 所有権、地上権、傳賃権、賃借権及び承役地(便益提供地をいう。)に関して行う地役権の登記以外の権利に関する登記がある土地については、合筆の登記を行うことができない。ただし、すべての土地について登記原因及びその年月日及び受理番号が同一の抵当権に関する登記がある場合は、この限りでない。

2 登記官は、前項の規定に違反した登記の申請を却下したときは、遅滞なく、その事由を、地籍所管庁に通知しなければならない。

第 38 条(合筆の特例) 「測量・水路調査及び地籍に関する法律」による土地合筆手続を終えた後、合筆登記をする前に、合併土地のうちいずれかの土地に関し、所有権移転登記がなされた場合であっても、当該土地の所有権の登記名義人は、利害関係人の承諾がある場合には、合筆後の土地を共有とする合筆登記を共同で申請することができる。

2 「測量・水路調査及び地籍に関する法律」による土地合筆手続を終えた後、合筆登記をする前に、合併土地のいずれかの土地に関し、前条第 1 項で定める合筆登記の制限事由に該当する権利に関する登記がなされた場合であっても、当該土地の所有権の登記名義人は、利害関係人の承諾がある場合には、その権利の目的物を合筆した後の土地に関する持分とする合筆登記を申請することができる。ただし、要役地(便益必要地をいう。)に行う地役権の登記がある場合には、合筆後の土地全体のための地役権とする合筆登記を申請しなければならない。

第 39 条(滅失登記の申請) 土地が滅失した場合には、その土地所有権の登記名義人は、その事実があった日から 1 ヶ月以内にその登記を申請しなければならない。

第 2 款 建物の表示に関する登記

第 40 条(登記事項) 登記官は、建物登記記録の表題部に次の各号の事項を記録しなければならない。

- 一 表示番号
- 二 受理年月日
- 三 所在、地番及び建物番号。ただし、同一地番の上に 1 個の建物のみ存する場合には、建物番号は記録しない。
- 四 建物の種類、構造及び面積。付属建物がある場合には、付属建物の種類、構造及び面積も合わせて記録する。

五 登記原因

六 図面の番号（同一地番の上にくつつかの建物がある場合及び「集合建物の所有及び管理に関する法律」第 2 条第一号の区分所有権の目的たる建物（以下「区分建物」という。）の場合に限る。）

2 登記する建物が区分建物の場合、登記官は、前項第三号の所在、地番及び建物番号の代わりに 1 棟建物の登記記録の表題部には所在、地番、建物名称及び番号を記録して、専有の部分の登記記録の表題部には建物番号を記録しなければならない。

3 区分建物に「集合建物の所有及び管理に関する法律」第 2 条第六号の敷地使用権として建物と分離して処分できないこと（以下「敷地権」という。）がある場合には、登記官は、前項により記録しなければならない事項のほかに 1 棟建物の登記記録の表題部に敷地権の目的の土地の表示に関する事項を記録して、専有部分の登記記録の表題部には敷地権の表示に関する事項を記録しなければならない。

4 登記官が前項により敷地権の登記をしたときは、職権により敷地権の目的たる土地の登記記録に所有権、地上権、伝賃権又は賃借権が敷地権である旨を記録しなければならない。

第 41 条(変更登記の申請) 建物の分割、区分、合併がある場合及び前条の登記事項に変更がある場合には、その建物所有権の登記名義人は、その事実があるときから 1 ヶ月以内にその登記を申請しなければならない。

2 区分建物であって表示登記のみある建物に関しては、第 65 条各号のいずれかに該当する者が前項の登記を申請しなければならない。

3 区分建物であってその敷地権の変更又は消滅がある場合には、区分建物の所有権の登記名義人は、1 棟の建物に属する他の区分建物の所有権の登記名義人を代位してその登記を申請することができる。

4 建物が区分建物である場合、その建物の登記記録中 1 棟表題部に記録する登記事項に関する変更登記は、その区分建物と同一の 1 棟の建物に属する他の区分建物に対しても変更登記としての効力がある。

第 42 条(合併制限) 所有権、伝賃権及び賃借権の登記以外の権利に関する登記がある建物に関しては、合併の登記をすることができない。この場合、第 37 条第 1 項ただし書を準用する。

2 登記官が前項に違反した登記の申請を却下した場合には、遅滞なく、その事由を建築物台帳所管庁に通知しなければならない。

第 43 条(滅失登記の申請) 建物が滅失した場合には、その建物所有権の登記名義人は、その事実があったときから 1 ヶ月以内にその登記を申請しなければならない。この場合、第 41 条第 2 項を準用する。

2 前項の場合、その所有権の登記名義人が 1 ヶ月以内に滅失登記を申請しない場合には、その建物敷地の所有者が建物所有権の登記名義人を代位してその登記を申請することができる。

3 区分建物であってその建物が属する 1 棟全部が滅失した場合には、その区分建物の所有権の登記名義人は、1 棟の建物に属する他の区分建物の所有権の登記名義人を代位して 1 棟全部に対する滅失登記を申請することができる。

第 44 条(建物の不存在) 存在しない建物に対する登記があるときは、その所有権の登記名義人は、遅滞なく、その建物の滅失登記を申請しなければならない。

2 その建物所有権の登記名義人が前項により登記を申請しない場合には、前条第 2 項を準用する。

3 存在しない建物が区分建物の場合には、前条第3項を準用する。

第45条(登記上利害関係人がある建物の滅失) 所有権以外の権利が登記されている建物に対する滅失登記の申請がある場合、登記官は、その権利の登記名義人に1ヶ月以内の期間を定めてその期間内に異議を述べなければ滅失登記をする旨を通知しなければならない。ただし、建築物台帳に建物滅失の旨が記録されている場合及び所有権以外の権利の登記名義人が滅失登記に同意した場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合には、第58条第2項から第4項までを準用する。

第46条(区分建物の表示に関する登記) 1棟の建物に属する区分建物のうちの一部のみに関して所有権保存登記を申請する場合には、その残りの区分建物に関しては、表示に関する登記を同時に申請しなければならない。

2 前項の場合に、区分建物の所有者は、1棟の建物に属する他の区分建物の所有者に代位して、その建物の表示に関する登記を申請することができる。

3 区分建物でない建物として登記された建物に接続して区分建物が新築された場合に、その新築建物の所有権保存登記を申請するときは、区分建物で内建物を区分建物に変更する建物の表示変更登記を同時に申請しなければならない。この場合、前項の規定を準用する。

第47条(規約上共用部分の登記と規約廃止による登記) 「集合建物の所有及び管理に関する法律」第3条第4項による共用部分である旨の登記は、所有権の登記名義人が申請しなければならない。この場合、共用部分の建物に所有権以外の権利に関する登記があるときは、その権利の登記名義人の承諾がなければならない。

2 共用部分である旨を定めた規約を廃止した場合、共用部分の取得者は、遅滞なく、所有権保存登記を申請しなければならない。

第3節 権利に関する登記

第1款 通 則

第48条(登記事項) 登記官が甲区又は乙区に権利に関する登記をするときは、次の各号の事項を記録しなければならない。

- 一 順位番号
- 二 登記目的
- 三 受理年月日及び受理番号
- 四 登記原因及びその年月日
- 五 権利者

2 前項第五号の権利者に関する事項を記録するときは、権利者の姓名又は名称のほか住民登録番号又は不動産登記用登録番号及び住所又は事務所所在地を共に記録しなければならない。

3 第26条により法人格なき社団又は財団名義の登記をするときは、その代表者又は管理人の姓名、住所及び住民登録番号を共に記録しなければならない。

4 第1項第五号の権利者が2人以上の場合には、権利者格別持分を記録しなければならない。登記する権利が合有であるときは、その旨を記録しなければならない。

第49条(登録番号の付与手続) 前条第2項による不動産登記用登録番号(以下「登録番号」という。)は、次の各号の方法により付与する。

- 一 国、地方自治体、国際機関及び外国政府の登録番号は、国土海洋部長官が指定・告

示する。

二 住民登録番号がない在外国民の登録番号は、大法院所在地管轄登記所の登記官が付与し、法人の登録番号は、主たる事務所（会社にあつては本店、外国法人にあつては国内に最初に設置登記をした営業所又は事務所をいう。）所在地管轄登記所の登記官が付与する。

三 法人格なき社団又は財団及び国内に営業所又は事務所の設置登記をしない外国法人の登録番号は、市長（「濟州特別自治道設置及び国際自由都市造成のための特別法」第15条第2項による行政市の市長を含むものとし、「地方自治法」第3条第3項により自治区でない区を置く市の市長を除く。）郡守又は区庁長（自治区でない区の区庁長を含む。）が付与する。

四 外国人の登録番号は、滞在地（国内に滞在地がない場合には、大法院所在地に滞在地があるものとみなす。）を管轄する出入国管理事務所長又は出入国管理事務所出張所長が付与する。

2 前項第二号による登録番号の付与手続は、大法院規則で定めるものとし、前項第三号及び第四号による登録番号の付与手続は、大統領令で定める。

第50条(登記済情報) 登記官が新たな権利に関する登記を終えたときは、登記済情報を作成して登記権利者に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 登記権利者が登記済情報の通知を希望しない場合
- 二 国又は地方自治体が登記権利者の場合
- 三 第一号及び前号に規定する場合のほか大法院規則で定める場合

2 登記権利者と登記義務者が共同で権利に関する登記を申請する場合、申請人は、その申請情報とともに前項により通知を受けた登記義務者の登記済情報を登記所に提供しなければならない。勝訴した登記義務者が単独で権利に関する登記を申請する場合もまた同じ。

第51条(登記済情報がない場合) 前条第2項の場合に登記義務者の登記済情報がないときは、登記義務者又はその法定代理人（以下「登記義務者等」という。）が登記所に出頭して、登記官から登記義務者等であることの確認を受けなければならない。ただし、登記申請人の代理人（弁護士及び法務士に限る。）が登記義務者等から委任されたことを確認した場合又は申請書（委任による代理人が申請する場合には、その権限を証明する書面をいう。）中登記義務者等の作成の部分に関して公証を受けた場合は、この限りでない。

第52条(付記により行う登記) 登記官が次の各号の登記をするときは、付記によりしなければならない。ただし、第五号の登記は、登記上利害関係がある第三者の承諾がない場合は、この限りでない。

- 一 登記名義人表示の変更又は更正の登記
- 二 所有権以外の権利の移転登記
- 三 所有権以外の権利を目的とする権利に関する登記
- 四 所有権以外の権利に対する処分制限登記
- 五 権利の変更又は更正の登記
- 六 第53条の転売特約登記
- 七 第54条の権利消滅約定登記
- 八 第67条第1項後段の共有物分割禁止の約定登記
- 九 その他大法院規則で定める登記の制限に対しする登記

第53条(買戻特約の登記) 登記官は、買戻特約の登記をするときは、次の各号の事項を記録しなければならない。ただし、第三号は、登記原因にその事項が定められている場合

に限り、記録する。

- 一 買受人が支払った代金
- 二 売買費用
- 三 買戻期間

第 54 条(権利消滅約定の登記) 登記原因に、権利の消滅に関する約定がある場合、申請人は、その約条に関する登記を申請することができる。

第 55 条(死亡等による権利の消滅と抹消登記) 登記名義人たる人の死亡又は法人の解散により権利が消滅する旨の約定が登記されている場合、人の死亡又は法人の解散によりその権利が消滅したときは、登記権利者は、その事実を証明して、単独で該当登記の抹消を申請することができる。

第 56 条(登記義務者の所在不明と抹消登記) 登記権利者が登記義務者の所在不明により共同で登記の抹消を申請できないときは、「民事訴訟法」により公示催告を申請することができる。

2 前項の場合、除権判決があるときは、登記権利者がその事実を証明して単独で登記の抹消を申請することができる。

第 57 条(利害関係ある第三者がいる登記の抹消) 登記の抹消を申請する場合、その抹消に対し登記上利害関係ある第三者がいるときは、第三者の承諾がなければならない。

2 前項により登記を抹消するときは、登記上利害関係ある第三者名義の登記は、登記官が職権により抹消する。

第 58 条(職権による登記の抹消) 登記官が登記を終えた後、その登記が第 29 条第一号又は第二号に該当することを発見したときは、登記権利者、登記義務者及び登記上利害関係がある第三者に対し、1ヶ月以内の期間を定めて、その期間に異議を述べなければ登記を抹消する旨を通知しなければならない。

2 前項の場合、通知を受けるべき者の住所又は居所を知ることができない場合には、前項の通知に代えて、前項の期間の間登記所掲示場にこれを掲示し、又は大法院規則で定めるところにより公告しなければならない。

3 登記官は、第 1 項の抹消に関して異議を述べた者がある場合には、その異議に対する決定をしなければならない。

4 登記官は、第 1 項の期間以内に異議を述べた者がいない場合又は異議を却下した場合には、第 1 項の登記を職権により抹消しなければならない。

第 59 条(抹消登記の回復) 抹消された登記の回復を申請する場合、登記上利害関係がある第三者がいるときは、その第三者の承諾がなければならない。

第 60 条(敷地使用権の取得) 区分建物を新築した者が「集合建物の所有及び管理に関する法律」第 2 条第六号の敷地使用権を有する場合に、敷地権に関する登記をせずに区分建物に関して所有権移転登記を終えたときは、現在の区分建物の所有名義人と共同で敷地使用権に関する移転登記を申請することができる。

2 区分建物を新築して譲渡した者がその建物の敷地使用権を後日取得して移転することを約定した場合には、前項を準用する。

3 第 1 項及び前項による登記は、敷地権に関する登記と同時に申請しなければならない。

第 61 条(区分建物の登記記録に敷地権登記がされている場合) 敷地権を登記した後にした

建物の権利に関する登記は、敷地権に対し同一の登記として効力を有する。ただし、その登記に建物のみに関するものである旨の付記がされているときは、この限りでない。

2 前項により敷地権に対する登記としての効力がある登記と敷地権の目的たる土地の登記記録中該当区にある登記の順序は受理番号による。

3 敷地権が登記された区分建物の登記記録には、建物のみに関する所有権移転登記又は抵当権設定登記その他これらに関連する登記をすることができない。

4 土地の所有権が敷地権である場合、敷地権である旨の登記がされている土地の登記記録には、所有権移転登記、抵当権設定登記その他これらに関連する登記をすることができない。

5 地上権、伝賃権又は賃借権が敷地権である場合には、前項を準用する。

第 62 条(所有権変更事実の通知) 登記官は、次の各号の登記をしたときは、遅滞なく、その事実を土地にあっては地籍所管庁に対し、建物にあっては建築物台帳所管庁に対し、それぞれ通知しなければならない。

- 一 所有権の保存又は移転
- 二 所有権の登記名義人表示の変更又は更正
- 三 所有権の変更又は更正
- 四 所有権の抹消又は抹消回復

第 63 条(課税資料の提供) 登記官が所有権の保存又は移転の登記（仮登記を含む。）をしたときは、大法院規則で定めるところにより、遅滞なく、その事実を不動産所在地管轄税務署長に通知しなければならない。

第 2 款 所有権に関する登記

第 64 条(所有権保存登記の登記事項) 登記官は、所有権保存登記をするときは、第 48 条第 1 項第四号にかかわらず、登記原因及びその年月日を記録しない。

第 65 条(所有権保存登記の申請人) 未登記の土地又は建物に関する所有権保存登記は、次の各号のいずれかに該当する者が申請することができる。

- 一 土地台帳、林野台帳又は建築物台帳に最初に所有者として登録されている者又はその相続人その他の包括承継人
- 二 確定判決により自己の所有権を証明する者
- 三 収用により所有権を取得したことを証明する者
- 四 特別自治道知事、市長、郡守又は区庁長（自治区の区庁長をいう。）の確認により自己の所有権を証明する者（建物の場合に限る。）

第 66 条(未登記不動産の処分制限の登記と職権保存) 登記官は、未登記不動産に対して法院の囑託により所有権の処分制限の登記をするときは、職権により所有権保存登記をし、処分制限の登記を命ずる法院の裁判に従い、所有権の登記をする旨を記録しなければならない。

2 登記官は、前項により建物に対する所有権保存登記をする場合には、第 65 条の規定を適用しない。ただし、その建物が「建築法」上の使用承認を受けなければならない建物であるにもかかわらず、これを受けていない場合には、その事実を表題部に記録しなければならない。

3 前項ただし書により登記された建物について「建築法」上の使用承認がなされた場合には、その建物の所有権の登記名義人は、1 ヶ月以内に、前項ただし書による記録に対する抹消登記を申請しなければならない。

第 67 条(所有権の一部移転) 登記官は、所有権の一部に関する移転登記をするときは、移転される持分を記録しなければならない。この場合、登記原因に「民法」第 268 条第 1 項ただし書の約定があるときは、その約定に関する事項も記録しなければならない。

2 前項後段の約定の変更登記は、共有者全員が共同で申請しなければならない。

第 68 条(取引価額の登記) 登記官は、「住宅法」第 80 条の 2 第 1 項及び「公認仲介士の業務及び不動産取引申告に関する法律」第 27 条第 1 項で定める契約を登記原因とした所有権移転登記をする場合には、大法院規則で定めるところにより、取引価額を記録する。

第 3 款 用益権に関する登記

第 69 条(地上権の登記事項) 登記官は、地上権設定の登記をするときは、第 48 条に規定する事項のほか、次の各号の事項を記録しなければならない。ただし、第三号から第五号までの規定は、登記原因にその約定がある場合に限り記録する。

- 一 地上権設定の目的
- 二 範囲
- 三 存続期間
- 四 地代及びその支払時期
- 五 「民法」第 289 条の 2 第 1 項後段の約定
- 六 地上権設定の範囲が土地の一部である場合には、その部分を表示した図面の番号

第 70 条(地役権の登記事項) 登記官は、承役地の登記記録に地役権設定の登記をするときは、第 48 条第 1 項から第 4 項までに規定する事項のほか、次の各号の事項を記録しなければならない。ただし、第四号の規定は、登記原因にその約定がある場合に限り記録する。

- 一 地役権設定の目的
- 二 範囲
- 三 要役地
- 四 「民法」第 292 条第 1 項ただし書、第 297 条第 1 項ただし書又は第 298 条の約定
- 五 承役地の一部に地役権設定の登記をするときは、その範囲を表示した図面の番号

第 71 条(要役地地役権の登記事項) 登記官は、要役地に地役権設定の登記をするときは、職権により、要役地の登記記録に次の各号の事項を記録しなければならない。

- 一 順位番号
- 二 登記目的
- 三 承役地
- 四 地役権設定の目的
- 五 範囲
- 六 登記年月日

2 登記官は、要役地が他の登記所の管轄に属するときは、遅滞なく、その登記所に、承役地、要役地、地役権設定の目的及び範囲、申請書受理の年月日を通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた登記所の登記官は、遅滞なく、要役地たる不動産の登記記録に第 1 項第一号から第五号までの事項、その通知の受理年月日及びその受理番号を記録しなければならない。

4 登記官が職権により変更登記又は抹消登記をするときは、第 2 項及び前項を準用する。

第 72 条(傳賃権等の登記事項) 登記官は、傳賃権の設定又は転傳賃の登記をするときは、

第 48 条で規定する事項のほか、次の各号の事項を記録しなければならない。ただし、第三号から第五号までの規定は、登記原因にその約定がある場合に限り記録する。

- 一 傳賃金又は転傳賃金
- 二 範囲
- 三 存続期間
- 四 違約金又は賠償金
- 五 「民法」第 306 条ただし書による約定
- 六 傳賃権設定又は傳賃権の範囲が不動産の一部である場合には、その部分を表示した図面の番号

2 複数の不動産に関する権利を目的とする傳賃権設定の登記をする場合には、第 78 条を準用する。

第 73 条(傳賃金返還債権の一部譲渡による伝賃権一部移転登記) 登記官は、傳賃金返還債権の一部譲渡を原因とする伝賃権一部移転登記をするときは、譲渡額を記録する。

2 前項の伝賃権一部移転登記の申請は、伝賃権の存続期間の満了前にはすることができない。ただし、存続期間満了以前であっても当該伝賃権が消滅したことを証明して申請する場合は、この限りでない。

第 74 条(賃借権等の登記事項) 登記官は、賃借権設定又は賃借物転貸の登記をするときは、第 48 条で規定する事項のほか、次の各号の事項を記録しなければならない。ただし、第二号から第五号までは、登記原因にその事項がある場合に限り記録する。

- 一 借賃
- 二 借賃支払時期
- 三 存続期間。ただし、処分能力又は処分権限のない賃貸人による「民法」第 619 条の短期賃貸借の場合には、その旨も記録する。
- 四 賃借保証金
- 五 賃借権の譲渡又は賃借物の転貸に対する賃貸人の同意
- 六 賃借権設定又は賃借物転貸の範囲が不動産の一部であるときは、その部分を表示した図面の番号

第 4 款 担保権に関する登記

第 75 条(抵当権の登記事項) 登記官は、抵当権の設定登記をするときは、第 48 条で規定する事項のほか、次の各号の事項を記録しなければならない。ただし、第三号から第八号までは、登記原因にその事項がある場合に限り記録する。

- 一 債権額
- 二 債務者の姓名又は名称及び住所又は事務所の所在地
- 三 弁済期
- 四 利子及びその発生期・支払時期
- 五 元本又は利子の支払場所
- 六 債務不履行による損害賠償に関する約定
- 七 「民法」第 358 条ただし書の約定
- 八 債権の条件

2 登記官は、前項の抵当権の内容が根抵当である場合には、第 48 条で規定する事項のほか、次の各号の事項を記録しなければならない。ただし、第三号及び第四号は、登記原因にその事項がある場合に限り記録する。

- 一 債権の最高額
- 二 債務者の姓名又は名称及び住所又は事務所の所在地

- 三 「民法」第 358 条ただし書の約定
- 四 存続期間

第 76 条(抵当権借入金権に対する質権等の登記事項) 登記官は、「民法」第 348 条により抵当権附債権に対する質権の登記をするときは、第 48 条で規定する事項のほか、次の各号の事項を記録しなければならない。

- 一 債権額又は債権最高額
- 二 債務者の姓名又は名称及び住所又は事務所の所在地
- 三 返済期及び利子の約定がある場合には、その内容

2 登記官は、「動産・債権等の担保に関する法律」第 37 条で準用する「民法」第 348 条による債権担保権の登記をするときは、第 48 条で定める事項のほか、次の各号の事項を記録しなければならない。

- 一 債権額又は債権最高額
- 二 債務者の姓名又は名称及び住所又は事務所の所在地
- 三 返済期及び利子の約定がある場合には、その内容

第 77 条(被担保債権の金額を目的としない場合) 登記官は、一定の金額を目的としない債権を担保するための抵当権設定の登記をするときは、その債権の評価額を記録しなければならない。

第 78 条(共同抵当の登記) 登記官は、同一の債権に関し数個の不動産に関する権利を目的とする抵当権設定の登記をするときは、各不動産の登記記録にその不動産に関する権利が他の不動産に関する権利と共に抵当権の目的として提供される旨を記録しなければならない。

2 登記官は、前条の場合に、不動産が 5 以上であるときは、共同担保目録を添付しなければならない。

3 前項の共同担保目録は、登記記録の一部とみなす。

4 登記官は、1 又は複数の不動産に関する権利を目的とする抵当権設定の登記をした後、同一の債権に対して、他の 1 又は複数の不動産に関する権利を目的とする抵当権設定の登記をするときには、その登記と従前の登記に各不動産に関する権利が合わせて抵当権の目的として提供された旨を記録しなければならない。この場合、第 2 項及び前項を準用する。

5 前項の場合、従前に登記した不動産が他の登記所の管轄に属するときは、第 71 条第 2 項及び同条第 3 項の規定を準用する。

第 79 条(債権の一部の譲渡又は代位返済による抵当権の一部移転登記の登記事項) 登記官は、債権の一部に対する譲渡又は代位返済による抵当権の一部移転登記をするときは、第 48 条で規定する事項のほか、譲渡額又は返済額を記録しなければならない。

第 80 条(共同抵当の代位登記) 登記官は、「民法」第 368 条第 2 項後段の代位登記をするときは、第 48 条で規定する事項のほか、次の各号の事項を記録しなければならない。

- 一 売却不動産(所有権以外の権利が抵当権の目的であるときは、その権利をいう。)
- 二 売却代金
- 三 先順位抵当権者が返済を受けた金額

2 前項の登記には、第 75 条を準用する。

第 5 款 信託に関する登記

第 81 条(信託登記の登記事項) 登記官は、信託の登記をするときは、次の各号の事項を

記録した信託原簿を作成して、登記記録には、第 48 条で規定する事項のほか、次の各号の事項を記録しなければならない。

- 一 委託者、受託者、受益者及び信託管理人の姓名又は名称及び住所又は事務所の所在地
- 二 信託管理人がいる場合には、その姓名又は名称及び住所又は事務所の所在地
- 三 信託の目的
- 四 信託財産の管理方法
- 五 信託終了の事由
- 六 その他信託の条項

2 前項の信託原簿は、登記記録の一部とみなす。

第 82 条(信託登記の申請方法) 信託登記の申請は、該当信託による権利の移転、保存又は設定登記の申請と同時にしなければならない。

2 信託を原因として委託者が自己名義の財産を受託者に処分する場合、それによる信託登記の申請は、委託者を登記義務者とし、受託者を登記権利者とする。

3 「信託法」第 27 条により信託財産に属することになった場合及び「信託法」第 43 条により信託財産を回復した場合の信託登記は、受託者が単独でその登記を申請することができる。<改正 2011.7.25>

4 受益者又は委託者は、受託者を代位して信託登記を申請することができる。

[施行日：2012.7.26]

第 83 条(受託者の更迭による登記) 受託者の任務が次の各号のいずれかの事由により終了し、新たな受託者が選任された場合には、第 23 条第 1 項にかかわらず、新たに選任された受託者がこれを原因とする権利移転登記を単独で申請することができる。

- 一 受託者の死亡、破産宣告、禁治産宣告又は限定治産申告
- 二 受託者の法人の解散
- 三 裁判所又は主務官庁の解任命令

2 登記官は、受託者の更迭による権利移転登記をしたときは、職権により信託原簿記録を変更しなければならない。

第 84 条(受託者が数人の場合) 受託者が数人の場合、登記官は、信託財産が合有である旨を記録しなければならない。

2 複数人の受託者中一部受託者の任務が第 83 条第 1 項各号のいずれかの事由により終了した場合には、第 23 条第 1 項にかかわらず、残余の受託者がこれを原因とする権利変更登記を単独で申請することができる。

3 登記官が複数人の受託者中一部受託者の任務終了による権利変更登記をしたときは、第 83 条第 2 項を準用する。

第 85 条(囑託による信託変更登記) 裁判所が受託者を解任したとき、信託管理人を選任若しくは解任したとき又は信託財産の管理方法を変更したときは、遅滞なく、信託原簿記録の変更登記を登記所に囑託しなければならない。

2 主務官庁が受託者を解任したとき、信託管理人を選任したとき又は信託の条項を変更したときは、遅滞なく、信託原簿記録の変更登記を登記所に囑託しなければならない。

3 登記官は、受託者を解任した裁判所又は主務官庁の囑託により信託原簿記録を変更したときは、登記記録に受託者解任の旨を付記しなければならない。

第 86 条(信託変更登記の申請) 受託者は、第 83 条第 2 項、第 84 条第 3 項及び第 85 条に該当する場合を除き、第 81 条第 1 項各号の事項が変更されたときは、遅滞なく、信託原簿

記録の変更登記を申請しなければならない。

第 87 条(信託登記の抹消) 信託財産に属する権利が移転又は消滅したことにより信託財産に属しなくなった場合、信託登記の抹消申請は、信託された権利の移転登記又は抹消登記の申請と同時にしなければならない。

2 信託終了により信託財産に属した権利が移転又は消滅した場合には、前項を準用する。

3 「信託法」第 34 条第 2 項により信託された財産が受託者の固有財産になった場合、信託登記の抹消申請は、受託者の固有財産になった旨の登記申請と同時にしなければならない。<改正 2011.7.25>

[施行日：2012.7.26]

第 6 款 仮登記

第 88 条(仮登記の対象) 仮登記は第 3 条各号のいずれかに該当する権利の設定、移転、変更又は消滅の請求権を保全しようとするときにする。その請求権が始期付又は停止条件付の場合その他将来に確定する予定である場合もまた同じ。

第 89 条(仮登記の申請方法) 仮登記権利者は、第 23 条第 1 項にかかわらず、仮登記義務者の承諾があるとき又は仮登記を命じる裁判所の仮処分命令があるときは、単独で仮登記を申請することができる。

第 90 条(仮登記を命じる仮処分命令) 前条の仮登記を命じる仮処分命令は、不動産の所在地を管轄する地方法院が仮登記権利者の申請により仮登記原因事実の疎明がある場合にすることができる。

2 前項の申請を却下した決定に対しては、即時抗告をすることができる。

3 前項の即時抗告に関しては、「非訟事件手続き法」を準用する。

第 91 条(仮登記による本登記の順位) 仮登記による本登記をした場合、本登記の順位は、仮登記の順位に従う。

第 92 条(仮登記によって保全される権利を侵害する仮登記以後登記の職権抹消) 登記官は、仮登記による本登記をしたときは、大法院規則で定めるところにより、仮登記以後にされた登記として仮登記により保全される権利を侵害する登記を職権により抹消しなければならない。

2 登記官が前項により仮登記以後の登記を抹消したときは、遅滞なく、その事実を抹消された権利の登記名義人に通知しなければならない。

第 93 条(仮登記の抹消) 仮登記名義人は、第 23 条第 1 項にかかわらず、単独で仮登記の抹消を申請することができる。

2 仮登記義務者又は仮登記に関して登記上の利害関係がある者は、第 23 条第 1 項にかかわらず、仮登記名義人の承諾を得て、単独で仮登記の抹消を申請することができる。

第 7 款 仮処分に関する登記

第 94 条(仮処分登記以後の登記の抹消) 「民事執行法」第 305 条第 3 項により権利の移転、抹消又は設定登記請求権を保全するための処分禁止仮処分登記がされた後、仮処分債権者が仮処分債務者を登記義務者として権利の移転、抹消又は設定の登記を申請する場合には、大法院規則で定めるところにより、その仮処分登記以後にされた登記として仮処分債権者

の権利を侵害する登記の抹消を単独で申請することができる。

2 登記官が前項の申請により仮処分登記以後の登記を抹消するときは、職権によりその仮処分登記も抹消しなければならない。

3 登記官が第1項の申請により仮処分登記以後の登記を抹消したときは、遅滞なく、その事実を抹消された権利の登記名義人に通知しなければならない。

第95条(仮処分による所有権以外の権利設定登記) 登記官は、前条第1項により仮処分債権者名義の所有権以外の権利設定登記をするときは、その登記が仮処分に基ついたものである旨を記録しなければならない。

第8款 官公庁が囑託する登記等

第96条(官公庁が登記名義人等に代わり囑託できる登記) 官公庁が滞納処分による差押登記を囑託する場合には、登記名義人又は相続人その他の包括承継人に代わって不動産の表示、登記名義人の表示の変更、更正又は相続その他の包括継承による権利移転の登記を共に囑託することができる。

第97条(公売処分による登記の囑託) 官公庁が公売処分をした場合に登記権利者の請求を受けたときは、遅滞なく、次の各号の登記を登記所に囑託しなければならない。

- 一 公売処分による権利移転の登記
- 二 公売処分により消滅した権利登記の抹消
- 三 滞納処分に関する差押登記の抹消

第98条(官公庁の囑託による登記) 国又は地方自治体が登記権利者である場合には、国又は地方自治体は、登記義務者の承諾を得て、当該登記を、遅滞なく、登記所に囑託しなければならない。

2 国又は地方自治体が登記義務者である場合には、国又は地方自治体は、登記権利者の請求により、遅滞なく、当該登記を登記所に囑託しなければならない。

第99条(収用による登記) 収用による所有権移転登記は、第23条第1項にかかわらず、登記権利者が単独で申請することができる。

2 登記権利者は、前項の申請をする場合、登記名義人又は相続人その他の包括承継人に代わって、不動産の表示又は登記名義人の表示の変更、更正又は相続その他の包括継承による所有権移転の登記を申請することができる。

3 国又は地方自治体が第1項の登記権利者である場合には、国又は地方自治体は、遅滞なく、第1項及び前項の登記を登記所に囑託しなければならない。

4 登記官は、第1項及び前項により収用による所有権移転登記をする場合、その不動産の登記記録中、所有権、所有権以外の権利その他の処分制限に関する登記がある場合には、その登記を職権により抹消しなければならない。ただし、その不動産のために存在する地役権の登記又は土地収用委員会の裁決により存続が認められた権利の登記は、この限りでない。

5 不動産に関する所有権以外の権利の収用による権利移転登記に関しては、第1項から前項までの規定を準用する。

第5章 異議

第100条(異議申立とその管轄) 登記官の決定又は処分に異議がある者は、管轄地方法院に異議申立をすることができる。

第 101 条(異議申立手続) 異議の申立は、大法院規則で定めるところにより、登記所に異議申立書を提出する方法による。

第 102 条(新たな事実による異議の禁止) 新たな事実又は新たな証拠方法を根拠に異議申立をすることはできない。

第 103 条(登記官の措置) 登記官は、異議に理由があると認める場合には、それに該当する処分をしなければならない。

2 登記官は、異議に理由がないと認める場合には、異議申立日から 3 日以内に意見を付して異議申立書を管轄地方法院に送付しなければならない。

3 登記を終えた後に異議申立がある場合には、3 日以内に意見を付して異議申立書を管轄地方法院に送付して、登記上の利害関係がある者に異議申立事実を通知しなければならない。

第 104 条(執行不停止) 異議には、執行停止の効力がない。

第 105 条(異議に対する決定と抗告) 管轄地方法院は、異議に対し理由を付して決定をしなければならない。この場合、異議に理由があると認める場合には、登記官に対しそれに該当する処分を命令して、その旨を異議申立人及び登記上の利害関係がある者に通知しなければならない。

2 前項の決定に対しては、「非訟事件手続法」により抗告することができる。

第 106 条(処分前の仮登記及び附記登記の命令) 管轄地方法院は、異議申立に対し決定する前に、登記官に対し仮登記又は異議があるという旨の附記登記を命令することができる。

第 107 条(管轄法院の命令による登記) 登記官は、管轄地方法院の命令により登記をするときは、命令をした地方法院、命令の年月日、命令により登記をするという旨及び登記の年月日を記録しなければならない。

第 108 条(送達) 送達については、「民事訴訟法」を準用して、異議の費用については、「非訟事件手続法」を準用する。

第 6 章 補 則

第 109 条(電算情報資料の交換等) 法院行政処長は、国家機関又は地方自治体から登記事務処理に関する電算情報資料の提供を受けることができる。

2 登記簿に記録された登記情報資料を利用又は活用しようとする者は、関係中央行政機関の長の審査を経て、法院行政処長の承認を受けなければならない。ただし、中央行政機関の長は、登記情報資料を利用又は活用しようとする場合には、法院行政処長と協議しなければならない。協議が成立したときにその承認を受けたものとみなす。

3 登記情報資料の利用又は活用及びその使用量等に関し必要な事項は、大法院規則で定める。

第 110 条(登記済情報の安全確保) 登記官は、取り扱う登記済情報の漏洩、滅失又はき損の防止その他登記済情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 登記官及びその他に登記所で不動産登記事務に従事する者又はその職にあった者は、その職務により知ることとなった登記済情報の作成及び管理に関する秘密を漏洩してはな

らない。

2 何人も、不実登記をするよう登記の申請又は囑託に提供する目的で登記済情報を取得し、又はその事情を知りながら登記済情報を提供してはならない。

第 111 条(罰則) 次の各号のいずれかに該当する者は、2 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金に処する。

- 一 第 110 条第 2 項に違反して登記済情報の作成又は管理に関する秘密を漏洩した者
- 二 第 110 条第 3 項に違反して登記済情報を取得した者又はその事情を知りながら登記済情報を提供した者
- 三 不正に取得した登記済情報を第二号の目的で保管した者

第 112 条(過怠金) 第 41 条及び第 43 条による登記申請の義務がある者がその登記申請を怠ったときは、50 万ウォン以下の過怠金を賦課する。

第 113 条(大法院規則への委任) この法の施行に関し必要な事項は、大法院規則で定める。

附 則<法律第 10580 号、2011.4.12>

第 1 条(施行日) この法は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。ただし、第 3 条第 7 号及び第 76 条第 2 項の改正規定並びに附則第 4 条第 17 項は、2012 年 6 月 11 日から施行する。

第 2 条(登記済証に関する経過措置) この法施行前に権利取得の登記をした後従前の第 67 条第 1 項により登記済証の発給を受けた者及び従前の第 68 条第 1 項により登記完了の通知を受けた者は、この法施行後登記義務者として第 24 条第 1 項第一号の改正規定により登記申請をするときは、第 50 条第 2 項の改正規定による登記済情報の提供に代えて申請書に従前の第 67 条第 1 項による登記済証又は従前の第 68 条第 1 項による登記完了通知書を添付することができる。

第 3 条(予告登記に関する経過措置) この法施行当時終えている予告登記の抹消手続に関しては従前の規定による。

第 4 条(他の法律の改正) ~ 略 ~

第 5 条(他の法令との関係) この法施行当時他の法令で登記簿謄本又は抄本を引用する場合には、登記事項証明書を引用したものとみなし、登記済証を引用する場合には、登記済証のほか登記完了通知書及び登記済情報も引用したものとみなす。

この法施行当時他の法令で従前の「不動産登記法」の規定を引用する場合、この法のうちそれに該当する規定があるときは、従前の規定に代えてこの法の該当規定を引用するものとみなす。

(以 上)

不 動 産 登 記 規 則

1960年1月1日 大法院規則第536号 新規制定
2011年9月28日 大法院規則第2356号 全部改正

所管：法院行政処不動産登記課

第1章 総 則

第1条(目的) この規則は、「不動産登記法」(以下「法」という。)で委任した事項及びその施行に必要な事項を規定することを目的とする。

第2条(附記登記の番号記録) 登記官は、附記登記をするときは、その附記登記がどの登記に基づくものであるか知ることができるよう主登記又は附記登記の順位番号に枝番号を付さなければならない。

第3条(登記申請の受理時期) 法第6条第1項の「大法院規則で定める登記申請情報」とは、当該不動産が違う不動産と区別されるようにする情報をいう。

2 同じ土地にある複数の区分建物に対する登記を同時に申請する場合には、その建物の所在及び地番に関する情報が電算情報処理組織に保存されたときに登記申請が受理されたものとみなす。

第4条(登記官が登記を終えた時期) 法第6条第2項の「登記官は、登記を終えた場合」とは、法第11条第4項により登記事務を処理した登記官が誰なのか知ることができる措置をしたときをいう。

第2章 登記所と登記官

第5条(管轄登記所の指定) 不動産が複数の登記所の管轄区域にわたる場合、その不動産に対する最初の登記申請をしようとする者は、各登記所を管轄する上級裁判所の長に管轄登記所の指定を申請しなければならない。

2 第1項の申請は当該不動産の所在地を管轄する登記所のうちいずれか一の登記所に申請書を提出する方法で行う。

3 第2項による申請書を受理した登記所は、その申請書を、遅滞なく、上級裁判所の長に送付しなければならない。上級裁判所の長は、不動産の所在地を管轄する登記所のうちいずれか一の登記所を管轄登記所として指定しなければならない。

4 管轄登記所の指定を申請した者が第3項により指定された管轄登記所に登記申請をするときは、管轄登記所の指定があったことを証明する情報を添付情報として登記所に提供しなければならない。

5 登記官は、第4項により登記をしたときは、遅滞なく、その事実を他の登記所に通知しなければならない。

6 第5項による通知を受けた登記所は、電算情報処理組織により管理されている管轄指定による登記簿目録に通知を受けた事項を記録しなければならない。

7 団地を構成する複数の棟の建物のうち一部の建物の敷地が異なる登記所の管轄に属する場合には、第1項から第6項までの規定を準用する。

第6条(管轄の変更) 不動産の所在地が他の登記所の管轄が変わったときは、従前の管轄登記所は、電算情報処理組織を利用して、その不動産に関する登記記録、信託原簿、共同担保目録、図面及び売買目録の処理権限を他の登記所に移譲する措置を講じなければならない。

2 第1項により処理権限を譲り受けた登記所は、当該登記記録の表題部に管轄が変更された旨を記録しなければならない。

第7条(登記官の識別符号の記録) 法第11条第4項の登記事務を処理した登記官が誰なのか知ることができるようにする措置は、各登記官があらかじめ与えられた識別符号を記録する方法による。

第8条(参加調書の作成方法) 登記官は、法第12条第2項の調書(以下「参加調書」という。)を作成するときは、その調書に次の各号の事項を記載しなければならない。

- 一 申請人の姓名及び住所
- 二 業務処理が制限される理由
- 三 登記する不動産の表示及び登記の目的
- 四 申請情報の受理年月日及び受理番号
- 五 参加人の姓名、住所及び住民登録番号
- 六 参加人がその登記所で登記をした不動産の表示

第9条(登記情報中央管理所と電算運営責任官) 電算情報処理組織による登記事務処理の支援、登記簿の保管・管理及び登記情報の効率的な活用のため、法院行政処に登記情報中央管理所(以下「中央管理所」という。)を置く。

2 法院行政処長は、中央管理所に電算運営責任官を置き、電算情報処理組織を総合的に管理・運営させなければならない。

3 法院行政処長は、中央管理所の出入り者及び電算情報処理組織使用者の身元を管理する等必要な保安措置を講じなければならない。

第3章 登記簿等

第1節 登記簿及び付属書類

第10条(登記簿の保管・管理) 法第14条第3項で規定する登記簿の保管・管理場所は、中央管理所とする。

2 閉鎖登記簿に対しても第1項を準用する。

第11条(申請書その他の付属書類の移動等) 登記官は、戦争・天災地変その他これらに準ずる事態を避けるために申請書その他付属書類を登記所の外に移した場合には、遅滞なく、その事実を地方法院長(登記所の事務を支院長が掌握する場合には、支院長をいう。第58条を除き、以下同じ。)に報告しなければならない。

2 登記官は、裁判所から申請書その他付属書類の送付命令又は囑託を受けたときは、その命令又は囑託と関係がある部分のみを裁判所に送付しなければならない。

3 第2項の書類が電子文書(「電子署名法」第2条の電子文書をいう。以下同じ。)で作成された場合には、当該文書を出力した後認証して送付し、又は電子文書で送付する。

第 12 条(不動産固有番号) 登記記録を開設するときは、1筆の土地又は1個の建物ごとに不動産固有番号を付与して、これを登記記録に記録しなければならない。

2 区分建物に対しては、専有部分ごとに不動産固有番号を付与する。

第 13 条(登記記録の様式) 土地登記記録の表題部には、表示番号欄、受理欄、所在地番欄、指定欄、面積欄、登記原因及びその他事項欄を置くものとし、建物登記記録の表題部には、表示番号欄、受理欄、所在地番及び建物番号欄、建物内訳欄、登記院の及びその他事項欄を置く。

2 甲区及び乙区には、順位番号欄、登記目的欄、受理欄、登記原因欄、権利者及びその他事項欄を置く。

3 土地登記記録は別紙第1号様式、建物登記記録は別紙第2号様式による。

第 14 条(区分建物登記記録の様式) 法第15条第1項ただし書に該当する区分建物登記記録には、1棟の建物に対する表題部を置くものとし、専有部分ごとに表題部、甲区、乙区を置く。

2 第1項の登記記録中1棟の建物の表題部には、表示番号欄、受理欄、所在地番・建物名称及び番号欄、建物内訳欄、登記原因及びその他事項欄を置くものとし、専有部分の表題部には、表示番号欄、受理欄、建物番号欄、建物内訳欄、登記原因及びその他事項欄を置く。ただし、区分した各建物のうち敷地権がある建物がある場合には、1棟の建物の表題部には、敷地権の目的たる土地の表示のための表示番号欄、所在地番欄、指定欄、面積欄、登記原因及びその他事項欄を置くものとし、専有部分の表題部には、敷地権の表示のための表示番号欄、敷地権の種類欄、敷地権比率欄、登記原因及びその他事項欄を置く。

3 区分建物登記記録は、別紙第3号様式による。

第 15 条(登記簿副本資料の保管等) 法第16条の登記簿副本資料は、電算情報処理組織により作成しなければならない。

2 登記簿副本資料は、法院行政処長が指定する場所に保管しなければならない。

3 登記簿副本資料は、登記簿と同一に管理しなければならない。

第 16 条(登記簿復旧等の処分命令に関する権限の委任) 大法院長は、法第17条により登記簿の損傷防止又は損傷した登記簿の復旧等の処分命令に関する権限を法院行政処長に委任する。

2 大法院長は、法第18条により電子文書で作成された登記簿付属書類の滅失防止等の処分命令に関する権限を法院行政処長に、申請書その他の付属書類の滅失防止等の処分命令に関する権限を地方法院長に委任する。

第 17 条(登記簿の損傷と復旧) 登記簿の全部又は一部が損傷したとき又は損傷するおそれがあるときは、電算運営責任官は、遅滞なく、その状況を調査した後、処理方法を法院行政処長に報告しなければならない。

2 登記簿の全部又は一部が損傷した場合には、電算運営責任官は、第15条の登記簿副本資料によりその登記簿を復旧しなければならない。

3 第2項により登記簿を復旧した場合には、電算運営責任官は、遅滞なく、その経過を法院行政処長に報告しなければならない。

第 18 条(信託原簿等の保存) 信託原簿、共同担保(傳賣)目録、図面及び売買目録は、補助記憶装置(磁気ディスク、磁気テープその他これらに類似する方法で一定の登記事項を記録・保管できる電子的情報保存媒体をいう。以下同じ。)に保存して保存しなければならない。ただし、第63条ただし書により書面により作成されて登記所に提出された図面は、

これを電子的イメージ情報に変換して、そのイメージ情報を補助記憶装置に保存して保存しなければならない。

第 19 条(申請情報等の保存) 法第 24 条第 1 項第二号により登記がされた場合、その申請情報及び添付情報は、補助記憶装置に保存して保存しなければならない。

2 法第 24 条第 1 項第二号による登記申請が取り下げられた場合、その取下げ情報は、補助記憶装置に保存して保存しなければならない。

第 20 条(信託原簿等の保存期間) 第 18 条及び第 19 条により補助記憶装置に保存した情報は、次の各号の区分による期間の間保存しなければならない。

- 一 信託原簿：永久
- 二 共同担保（傳貰）目録：永久
- 三 函面：永久
- 四 売買目録：永久
- 五 申請情報及び添付情報並びに取下げ情報：5 年

2 第 1 項第五号の保存期間は、当該年度の翌年から起算する。

3 保存期間が満了した第 1 項第五号の情報は、法院行政処長の認可を受けて、保存期間が満了する年の翌年 3 月末までに削除する。

第 2 節 登記に関する帳簿

第 21 条(帳簿の備付け) 登記所には、次の各号の帳簿を備え付けておかななければならない。

- 一 不動産登記申請書受理帳
- 二 その他文書受理帳
- 三 決定原本編纂帳
- 四 異議申立書類編纂帳
- 五 使用者登録申請書類等編纂帳
- 六 申請書その他付属書類編纂帳
- 七 申請書その他付属書類送付簿
- 八 各種通知簿
- 九 閲覧申請書類編纂帳
- 十 諸証明申請書類編纂帳
- 十一 その他大法院例規で定める帳簿

2 第 1 項の帳簿は、毎年別冊にしなければならない。ただし、必要により分冊することができる。

3 第 1 項の帳簿は、電子的に作成することができる。

第 22 条(受理帳) 不動産登記申請書受理帳には、次の各号の事項を記載しなければならない。

- 一 受理年月日及び受理番号
- 二 登記の目的
- 三 申請人の姓名又は名称
- 四 不動産の個数
- 五 登記申請手数料
- 六 取得税又は登録免許税及び国民住宅債券購入金額

2 第 1 項第一号の受理番号は、1 年ごとに新たに付与しなければならない。

3 登記権利者又は登記義務者が数人の場合、不動産登記申請書受理帳に申請人の姓名又は名称を記載するときは、申請人中 1 人の姓名又は名称及び残余人員を記載する方法によ

ることができる。

4 登記申請以外の登記事務に関する文書を受理するときは、その他文書受理帳に登載する。

第23条(申請書その他付属書類編纂帳) 申請書、嘱託書、通知書、許可書、参加調書、確認調書、取下げ書その他付属書類は、受理番号の順序に従い、申請書その他付属書類編纂帳に編纂しなければならない。

第24条(各種通知簿) 各種通知簿には、法及びこの規則で定める通知事項、通知を受ける者及び通知書を発送する年月日を記載しなければならない。

第25条(帳簿の保存期間) 登記所に備え付けておかなければならない帳簿の保存期間は、次の各号のとおりとする。

- 一 不動産登記申請書受理帳：5年
- 二 その他文書受理帳：10年
- 三 決定原本編纂帳：10年
- 四 異議申立書類編纂帳：10年
- 五 使用者登録申請書類等編纂帳：10年
- 六 申請書その他付属書類編纂帳：5年
- 七 申請書その他付属書類送付簿：申請書その他付属書類が返還された日から5年
- 八 各種通知簿：1年
- 九 閲覧申請書類編纂帳：1年
- 十 諸証明申請書類編纂帳：1年

2 帳簿の保存期間は、当該年度の翌年から起算する。

3 保存期間が満了した帳簿又は書類は、地方法院長の認可を受けて、保存期間が満了する年の翌年3月末までに廃棄する。

第3節 登記事項の証明と閲覧

第26条(登記事項証明等の申請) 登記所に出頭して登記事項の全部又は一部に対する証明書(以下「登記事項証明書」という。)の発給を受け、又は登記記録若しくは申請書その他付属書類を閲覧しようとする者は、申請書を提出しなければならない。

2 代理人が申請書その他付属書類の閲覧を申請するときは、申請書にその権限を証明する書面を添付しなければならない。

3 電子文書で作成された申請書その他付属書類の閲覧申請は、管轄登記所以外の他の登記所においてもすることができる。

第27条(無人発給機による登記事項証明) 法院行政処長は、申請人が発給に必要な情報を自ら入力して登記事項証明書を発給を受けられるようにする装置(以下「無人発給機」という。)を利用して登記事項証明書の発給業務を処理するようにすることができる。

2 無人発給機は、登記所以外の場所にも設置することができる。

3 第2項による設置場所は、法院行政処長が定める。

4 法院行政処長の指定を受けた国家機関、地方自治体その他の者は、その管理する場所に無人発給機を設置して登記事項証明書を発給することができる。

5 無人発給機の設置・管理の方法及び費用の負担等に関し必要な事項は、大法院例規で定める。

第28条(インターネットによる登記事項証明等) 登記事項証明書の発給又は登記記録の閲

覧業務は、法院行政処長が定めるところにより、インターネットを利用して処理することができる。

2 第1項による業務は、中央管理所で処理するものとし、電算運営責任官がその業務を担当する。

3 第1項による発給及び閲覧の範囲、手続及び方法等に関し必要な事項は、大法院例規で定める。

第29条(登記事項証明書の種類) 登記事項証明書の種類は、次の各号のとおりとする。ただし、閉鎖した登記記録については、第一号に限る。

- 一 登記事項全部証明書(抹消事項を含む。)
- 二 登記事項全部証明書(現在の有効事項)
- 三 登記事項一部証明書(特定人持分)
- 四 登記事項一部証明書(現在の所有現況)
- 五 登記事項一部証明書(持分取得履歴)

第30条(登記事項証明書の発給方法) 登記事項証明書を発給するときは、登記事項証明書の種類を明示して、登記記録の内容と相違ないことを証明する内容の証明文を記録して、発給年月日及び中央管理所電算運営責任官の職名を記載した後、電子イメージ官印を記録しなければならない。この場合、登記事項証明書が複数枚で成立する場合には、連続性を確認できる措置をして発給するものとし、その登記記録中甲区又は乙区の記録がないときは、証明文にその旨を記録しなければならない。

2 信託原簿、共同担保(傳賃)目録、図面又は売買目録は、その事項の証明も共に申請する旨の表示がある場合に限り、登記事項証明書にこれを含めて発給する。

3 区分建物に対する登記事項証明書の発給に関しては、1棟の建物の表題部と当該専有部分に関する登記記録を1個の登記記録とみなす。

4 登記申請が受理された不動産に関しては、登記官がその登記を終えるときまでは登記事項証明書を発給することができない。ただし、その不動産に登記申請事件が受理されて処理中である旨を登記事項証明書に表示して発給することができる。

[施行日：2012.3.1]第30条第4項ただし書

第31条(閲覧の方法) 登記記録の閲覧は、登記記録に記録された登記事項を電子的方法でその内容を見るようにする方法又はその内容を記録した書面を交付する方法による。この場合、第30条第2項及び第3項を準用する。

2 申請書その他付属書類の閲覧は、登記官が見る前でなければならない。ただし、申請書その他付属書類が電子文書で作成された場合には、第1項前段の方法による。

第32条(登記事項等の公示制限) 登記事項証明書を発給するとき又は登記記録を閲覧させるときは、登記名義人の表示に関する事項中住民登録番号又は不動産登記用登録番号の一部を公示しないことができる。この場合、その範囲、方法及び手続は、大法院例規で定める。

2 法院行政処長は、登記記録の分量及び内容に照らして無人発給機又はインターネットによる閲覧又は発給に適していないと認められるときは、これを制限することができる。

第4節 重複登記記録の整理

第33条(重複登記記録の整理) 法第21条による重複登記記録の整理は、第34条から第41条までの規定で定める手続による。

2 第1項による重複登記記録の整理は、実体の権利関係に影響を及ぼさない。

第 34 条(所有権の登記名義人が同一である場合の整理) 重複登記記録の最終所有権の登記名義人が同一である場合には、後に開設された登記記録（以下「後登記記録」という。）を閉鎖する。ただし、後登記記録に所有権以外の権利等に関する登記があり、先に開設された登記記録（以下「先登記記録」という。）にはそのような登記がない場合には、先登記記録を閉鎖する。

第 35 条(所有権の登記名義人が異なる場合の整理) 重複登記記録中いずれか一つの登記記録の最終所有権の登記名義人が他の登記記録の最終所有権の登記名義人から直接又は転々として所有権を承継した場合であって、他の登記記録が後登記記録又は所有権以外の権利等に関する登記がない先登記記録であるときは、その他の登記記録を閉鎖する。

第 36 条(所有権の登記名義人が異なる場合の整理) 重複登記記録の最終所有権の登記名義人が異なる場合であって、いずれか一つの登記記録にのみ原始取得事由又は分配農地の償還完了を登記原因とする所有権移転登記があるときは、その登記記録を除く残余の登記記録を閉鎖する。

2 所有権保存登記が原始取得事由又は分配農地の償還完了によるものであることを当事者が釈明する場合も第 1 項と同じ。

3 第 1 項及び第 2 項の場合には、法第 58 条による職権による登記の抹消手続を履行する。

第 37 条(所有権の登記名義人が異なる場合の整理) 重複登記記録の最終所有権の登記名義人が異なる場合であって、第 35 条及び第 36 条に該当しないときは、各登記記録の最終所有権の登記名義人及び登記上の利害関係人に対し 1 ヶ月以上の期間を定めて、その期間内に異議を述べなければその登記記録を閉鎖することができる旨を通知しなければならない。

2 第 1 項の通知を受けて、ある登記記録の最終所有権の登記名義人及び登記上の利害関係人が異議を述べなかったときは、その登記記録を閉鎖する。ただし、すべての重複登記記録の最終所有権の登記名義人及び登記上の利害関係人が異議を述べなかったときは、この限りでない。

3 第 1 項及び第 2 項により登記記録を整理できる場合のほかは、台帳と一致しない登記記録を閉鎖する。

4 第 1 項から第 3 項までの規定による整理をした場合、登記官は、その旨を閉鎖された登記記録の最終所有権の登記名義人及び登記上の利害関係人に通知しなければならない。

第 38 条(地方法院長の許可が必要な重複登記記録整理) 登記官は、第 36 条及び第 37 条により重複登記記録を整理しようとする場合には、地方法院長の許可を受けなければならない。

第 39 条(当事者の申請による整理) 重複登記記録中いずれか一つの登記記録の最終所有権の登記名義人は、自己名義の登記記録を閉鎖して重複登記記録を整理しよう申請することができる。ただし、登記上の利害関係人がいるときは、その承諾があることを証明する情報を添付情報として登記所に提供しなければならない。

2 登記官は、第 1 項による重複登記記録の整理申請がある場合には、第 34 条から第 37 条までの規定にかかわらず、その申請により登記記録を閉鎖しなければならない。

第 40 条(重複登記記録の解消のための職権分筆) 登記された土地の一部に関して別個の登記記録が開設されている場合、登記官は、職権により分筆登記をした後、この節で定める手続により整理をしなければならない。

2 第 1 項による分筆登記をするのに必要なときは、登記官は、地籍所管庁に地籍公簿の

内容又は土地の分割若しくは合併過程に対する事実照会をし、又は登記名義人に当該土地に対する地籍公簿謄本等を提出させることができる。

第41条(閉鎖された登記記録の復活) この二節で定める手続により閉鎖された登記記録の所有権の登記名義人又は登記上の利害関係人は、閉鎖されない登記記録の最終所有権の登記名義人及び登記上の利害関係人を相手としてその土地が閉鎖された登記記録の所有権の登記名義人の所有であることを確定する判決（判決と同じ効力がある調書を含む。）があることを証明する情報を登記所に提供して、閉鎖された登記記録の復活を申請することができる。

2 第1項による申請があるときは、閉鎖された登記記録を復活して、他の登記記録を閉鎖しなければならない。

第4章 登記手続

第1節 総 則

第1款 通 則

第42条(包括継承による登記) 法第23条第3項の「其他大法院規則で定める包括継承」とは、次の各号の場合をいう。

- 一 法人の分割により分割前の法人が消滅する場合
- 二 法令により法人又は団体の権利・義務を包括継承する場合

第43条(申請情報の内容) 登記を申請する場合には、次の各号の事項を申請情報の内容として登記所に提供しなければならない。

- 一 次の各目の区分による不動産の表示に関する事項
 - ア．土地：法第34条第三号から第五号までの規定で定める事項
 - イ．建物：法第40条第1項第三号及び第四号で定める事項
 - ウ．区分建物：1棟の建物の表示として所在地番、建物名称及び番号・構造・種類・面積、専有の部分の建物の表示として建物番号・構造・面積、敷地権がある場合、その権利の表示。ただし、1棟の建物の構造・種類・面積は、建物の表示に関する登記又は所有権保存登記を申請する場合に限る。
- 二 申請人の姓名（又は名称）、住所（又は事務所所在地）及び住民登録番号（又は不動産登記用登録番号）
- 三 申請人が法人の場合には、その代表者の姓名及び住所
- 四 代理人により登記を申請する場合には、その姓名及び住所
- 五 登記原因及びその年月日
- 六 登記の目的
- 七 登記済情報。ただし、共同申請又は勝訴した登記義務者の単独申請により権利に関する登記を申請する場合で限定する。
- 八 登記所の表示
- 九 申請年月日

2 法第26条の法人格なき社団又は財団が申請人である場合には、その代表者又は管理人の姓名、住所及び住民登録番号を申請情報の内容として登記所に提供しなければならない。

第44条(取得税等を納付する場合の申請情報) 登記を申請する場合には、第43条で規定する事項のほか取得税又は登録免許税等登記に関して納付しなければならない税額及び課税標準額を申請情報の内容として登記所に提供しなければならない。

2 他の法律により賦課された義務事項があるときも第1項を準用する。

第45条(複数の不動産に関する登録免許税等の納付) 「地方税法」第28条第1項第一号ウ目及びエ目により登録免許税を納付する場合に登記院の及び登記目的が同一であるものであって、複数の登記所の管轄にわたる複数の不動産に関する権利の登記を申請するときは、最初の登記を申請するときに登録免許税の全額を納付しなければならない。

2 第1項による登記申請を受けた登記官は、申請人が登録免許税の全額を納付した事実に関する情報を電算情報処理組織により作成しなければならない。

3 申請人が異なる登記所に登記を申請するときは、最初の登記を申請するときに登録免許税の全額を納付した事実、最初の登記を申請した登記所の表示及びその申請情報の受理年月日及び受理番号を申請情報の内容として登記所に提供しなければならない。

4 第3項による登記申請を受けた他の登記所の登記官は電算情報処理組織を利用して申請人が最初の登記を申請しながら登録免許税の全額を納付した事実を確認しなければならない。

5 登録免許税以外の登記申請に関して納付しなければならない税額及び他の法律により賦課された義務事項に関しては、第1項から第4項までの規定を準用する。

第46条(添付情報) 登記を申請する場合には、次の各号の情報をその申請情報とともに添付情報として登記所に提供しなければならない。

一 登記原因を証明する情報

二 登記原因に対し第三者の許可、同意又は承諾が必要な場合には、これを証明する情報

三 登記上の利害関係がある第三者の承諾が必要な場合には、これを証明する情報又はこれに対抗できる裁判があることを証明する情報

四 申請人が法人である場合には、その代表者の資格を証明する情報

五 代理人により登記を申請する場合には、その権限を証明する情報

六 登記権利者（新たに登記名義人になる場合に限る。）の住所（又は事務所所在地）及び住民登録番号（又は不動産登記用登録番号）を証明する情報。ただし、所有権移転登記を申請する場合には、登記義務者の住所（又は事務所所在地）を証明する情報も提供しなければならない。

七 所有権移転登記を申請する場合には、土地台帳、林野台帳、建築物台帳情報その他不動産の表示を証明する情報

2 区分建物について敷地権の登記を申請するときに次の各号のいずれかに該当する場合には、当該規約又は公正証書を添付情報として登記所に提供しなければならない。

一 敷地権の目的たる土地が「集合建物の所有及び管理に関する法律」第4条による建物の敷地の場合

二 各区分所有者が有する敷地権の比率が「集合建物の所有及び管理に関する法律」第21条第1項ただし書及び第2項による比率の場合

三 建物の所有者がその建物が属する1棟の建物がある「集合建物の所有及び管理に関する法律」第2条第五号による建物の敷地に対し有する敷地使用权が敷地権でない場合

3 登記原因を証明する情報が執行力ある判決の場合には、第1項第二号の情報を提供する必要がない。ただし、登記原因に対し行政官庁の許可、同意又は承諾を受けることが要求されるときは、この限りでない。

4 法第60条第1項及び第2項の登記を申請するときは、第1項第一号及び第六号を適用しない。

5 添付情報が「商業登記法」第10条による登記事項証明情報であって、その登記を管轄する登記所と不動産所在地を管轄する登記所が同一である場合には、その提供を省略する

ことができる。

6 第1項及びその他の法令により登記所に提供しなければならない添付情報のうち法院行政処長が指定する添付情報は、「電子政府法」第36条第1項による行政情報共同利用を通じて登記官が確認して申請人にはその提供を免除する。ただし、その添付情報が個人情報を含んでいる場合には、その情報主体の同意があることを証明する情報を登記所に提供した場合に限り、その提供を免除する。

7 第6項は、法院行政処長が指定する登記所に限り適用することができる。

8 添付情報が外国語で作成された場合には、その翻訳文を付さなければならない。

第47条(一括申請と同時申請) 法第25条ただし書により次の各号の場合には、1件の申請情報により一括して申請又は嘱託することができる。

一 同一の債権の担保のために所有者が異なる複数の不動産に対する抵当権設定登記を申請する場合

二 法第97条各号の登記を嘱託する場合

三 「民事執行法」第144条第1項各号の登記を嘱託する場合

2 同一の登記所に同時に数件の登記申請をする場合に添付情報の内容に同一のものがあるときは、先に受理される申請にのみその添付情報を提供して、他の申請には先に受理された申請にその添付情報を提供した旨を申請情報の内容として登記所に提供することにより、その添付情報の提供に代えることができる。

第48条(法人格なき社団又は財団の登記申請) 法第26条の宗中、門中その他代表者又は管理人がいる法人格なき社団又は財団が登記を申請する場合には、次の各号の情報を添付情報として登記所に提供しなければならない。

一 定款その他の規約

二 代表者又は管理人であることを証明する情報。ただし、登記されている代表者又は管理人が申請する場合は、この限りでない。

三 「民法」第276条第1項の決議があることを証明する情報（法人格なき社団が登記義務者の場合に限る。）

四 代表者又は管理人の住所及び住民登録番号を証明する情報

第49条(包括承継人による登記申請) 法第27条により相続人その他の包括承継人が登記を申請する場合には、家族関係登録に関する情報又は法人登記事項に関する情報等相続その他包括継承があった事実を証明する情報を添付情報として登記所に提供しなければならない。

第50条(代位による登記申請) 法第28条により登記を申請する場合には、次の各号の事項を申請情報の内容として登記所に提供して、代位原因を証明する情報を添付情報として登記所に提供しなければならない。

一 被代位者の姓名（又は名称）、住所（又は事務所所在地）及び住民登録番号（又は不動産登記用登録番号）

二 申請人が代位者である旨

三 代位者の姓名（又は名称）及び住所（又は事務所所在地）

四 代位原因

第51条(登記申請の取下げ) 登記申請の取下げは、登記官が登記を終える前までにすることができる。

2 第1項の取下げは、次の各号の区分による方法でなければならない。

一 法第24条第1項第一号による登記申請（以下「出頭申請」という。）：申請人又はそ

の代理人が登記所に出席して取下げ書を提出する方法

- 二 法第 24 条第 1 項第二号による登記申請（以下「電子申請」という。）：電算情報処理組織を利用して取下げ情報を電子文書で登記所に送信する方法

第 52 条(事件が登記すべきものでない場合) 法第 29 条第二号の「事件が登記すべきものでない場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- 一 登記能力なき物又は権利に対する登記を申請した場合
- 二 法令に根拠がない特約事項の登記を申請した場合
- 三 区分建物の専有部分と敷地使用权の分離処分禁止に違反した登記を申請した場合
- 四 農地を傳賃権設定の目的とする登記を申請した場合
- 五 抵当権を被担保債権と分離して譲渡し、又は被担保債権と分離して他の債権の担保とする登記を申請した場合
- 六 一部持分に対する所有権保存登記を申請した場合
- 七 共同相続人中の一部が自己の相続持分のみに対する相続登記を申請した場合
- 八 官公庁又は裁判所の囑託により実行されなければならない登記を申請した場合
- 九 既に保存登記された不動産に対し再び保存登記を申請した場合
- 十 その他申請趣旨自体により法律上許されることができないことが明白な登記を申請した場合

第 53 条(登記完了通知) 法第 30 条による登記完了通知は、申請人及び次の各号のいずれかに該当する者にしなければならない。

- 一 法第 23 条第 4 項による勝訴した登記義務者の登記申請における登記権利者
- 二 法第 28 条による代位者の登記申請における被代位者
- 三 法第 51 条による登記申請における登記義務者
- 四 法第 66 条による職権所有権保存登記における登記名義人
- 五 官公庁が囑託する登記における官公庁

2 第 1 項の通知は、大法院例規で定める方法により行う。

第 54 条(行政区域等変更の職権登記) 行政区域又はその名称が変更された場合には、登記官は、職権により不動産の表示変更登記又は登記名義人の住所変更登記をすることができる。

第 55 条(新たな登記記録への移記) 登記官が法第 33 条により登記を新たな登記記録に移して記録した場合には、移して記録した登記の末尾部分に同規定により登記を移して記録した旨及びその年月日を記録して、従前の登記記録を閉鎖しなければならない。

2 登記記録を閉鎖するときは、表題部の登記を抹消する表示をして、登記原因及びその他事項欄に閉鎖の旨及びその年月日を記録しなければならない。

3 この規則その他他の法令により登記記録を閉鎖する場合には、第 2 項を準用する。

第 2 款 出頭申請

第 56 条(出頭申請の方法) 出頭申請をする場合には、登記申請書に第 43 条及びその他の法令により申請情報の内容として登記所に提供しなければならない情報を記載して、申請人又はその代理人が記名捺印又は署名しなければならない。

2 申請書が複数枚であるときは、申請人又はその代理人が割印をしなければならず、登記権利者又は登記義務者が数人であるときは、そのうち 1 人が割印する方法による。ただし、申請書に署名をしたときは、各枚ごとに連結される署名をすることにより、割印の代わりとする。

3 第1項の場合には、その登記申請書に第46条及びその他の法令により添付情報として登記所に提供しなければならない情報を含む書面を添付しなければならない。

第57条(申請書等の文字) 申請書その他登記に関する書面を作成するときは、字画を明確にしなければならない。

2 第1項の書面に記載した文字の訂正、挿入又は削除をした場合には、その字数を欄外に記載して、文字の前後に括弧を付して、これに捺印又は署名しなければならない。この場合、削除した文字は、解読できるように字体を残さなければならない。

第58条(登記所に出頭して登記申請書を提出できる資格者代理人の事務員) 法第24条第1項第一号ただし書により登記所に出頭して登記申請書を提出できる弁護士又は法務士(法務法人、法務法人(有限)、法務組合又は法務士合同法人を含む。以下「資格者代理人」という。)の事務員は、資格者代理人の事務所所在地を管轄する地方法院長が許可する1人とする。ただし、法務法人、法務法人(有限)、法務組合又は法務士合同法人にあっては、その構成員及び構成員でない弁護士又は法務士数と同人数の事務員を許可することができる。

2 資格者代理人が第1項の許可を受けようとする場合には、地方法院長に許可申請書を提出しなければならない。

3 地方法院長が第1項の許可をしたときは、当該資格者代理人に登記所出入証を発給しなければならない。

4 地方法院長は、相当すると認められる場合、第1項の許可を取り消すことができる。

第59条(添付書面の原本還付の請求) 申請書に添付した書類の原本の還付を請求する場合には、申請人は、その原本と同じである旨を記載した写しを添付しなければならない。登記官が書類の原本を還付するときは、その写しに原本還付の旨を記載して記名捺印しなければならない。ただし、次の各号の書類に対しては、還付を請求することができない。

一 登記申請委任状、第111条第2項の確認情報を含む書面等当該登記申請だけのために作成した書類

二 印鑑証明、法人登記事項証明書、住民登録票謄本・抄本、家族関係登録事項別証明書及び建築物台帳、土地台帳、林野台帳謄本等別途の方法により再び取得することができる書類

第60条(印鑑証明の提出) 出頭申請をする場合には、次の各号の印鑑証明を提出しなければならない。この場合、当該申請書(委任による代理人が申請する場合には、委任状をいう。)及び添付書面には、その印鑑を捺印しなければならない。

一 所有権の登記名義人が登記義務者として登記を申請する場合、登記義務者の印鑑証明

二 所有権に関する仮登記名義人が仮登記の抹消登記を申請する場合、仮登記名義人の印鑑証明

三 所有権以外の権利の登記名義人が登記義務者として法第51条ただし書により登記を申請する場合、登記義務者の印鑑証明

四 第81条第1項により土地所有者らの確認書を添付して土地合筆登記を申請する場合、その土地所有者らの印鑑証明

五 第74条により権利者の確認書を添付して土地分筆登記を申請する場合、その権利者の印鑑証明

六 協議分割による相続登記を申請する場合、相続人全員の印鑑証明

七 登記申請書に第三者の同意又は承諾を証明する書面を添付する場合、その第三者の印鑑証明

八 法人格なき社団又は財団の登記申請であって大法院例規で定める場合

2 官公庁については、第1項を適用しない。

3 第1項第四号から第七号までの規定に該当する書面が公正証書である場合には、印鑑証明を提出することを要しない。

第61条(法人等の印鑑証明の提出) 第60条により印鑑証明を提出しなければならない者が法人である場合又は国内に営業所若しくは事務所の設置登記をした外国法人である場合には、登記所の証明を得たその代表者の印鑑証明を、法人格なき社団又は財団の場合には、その代表者又は管理人の印鑑証明を提出しなければならない。

2 法定代理人が第60条第1項第一号から第三号までの規定に該当する登記申請をする場合又は第四号から第七号までの書類を作成する場合には、法定代理人の印鑑証明を提出しなければならない。

3 第60条により印鑑証明を提出しなければならない者が外国人である場合には、「印鑑証明法」による印鑑証明又は本国の官公庁が発行した印鑑証明を提出しなければならない。ただし、本国に印鑑証明制度がなく、かつ、「印鑑証明法」による印鑑証明を受けることができない者は、申請書、委任状及び添付書面にある署名に関して本人が直接作成した旨の本国官公庁の証明又はこれに関する公正証書を提出しなければならない。

第62条(印鑑証明等の有効期間) 登記申請書に添付する印鑑証明、法人登記事項証明書、住民登録標本・抄本、家族関係登録事項証明書及び建築物台帳・土地台帳・林野台帳標本は、発行日から3ヶ月以内のものでなければならない。

第63条(図面の提出方法) 出頭申請をする場合であっても、登記所に提供しなければならない図面は電子文書により作成しなければならないが、その提供は電算情報処理組織を利用して登記所に送信する方法でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、その図面を書面で作成して登記所に提出することができる。

- 一 自然人又は法人格なき社団又は財団が直接登記申請をする場合
- 二 自然人又は法人格なき社団又は財団が資格者代理人でない人に委任して登記申請をする場合

第64条(電子標準様式による申請) 出頭申請をしようとする申請人は、申請書を登記所に提出する前に電算情報処理組織に申請情報を入力して、その入力した申請情報を書面に出力して登記所に提出する方法によることができる。

第65条(登記申請書の受理) 登記申請書を受理した登記官は、電算情報処理組織に受理年月日、受理番号、登記の目的、申請人の姓名又は名称、不動産の表示、登記申請手数料、取得税又は登録免許税、国民住宅債券買入額及びその他大法院例規で定める事項を入力した後、申請書に受理番号札を付さなければならない。

2 同一の不動産に関し同時に複数の登記申請がある場合には、同一の受理番号を付与しなければならない。

3 登記官が申請書を受理したときは、申請人の請求により、その申請書の受理証を発給しなければならない。

第66条(登記原因証書の返還) 申請書に添付された第46条第1項第一号の情報を含む書面が法律行為の成立を証明する書面その他大法院例規で定める書面であるときは、登記官は、登記を終えた後にこれを申請人に返還しなければならない。

2 申請人が第1項の書面を登記を終えた時から3ヶ月以内に受領しない場合には、これを廃棄することができる。

第3款 電子申請

第67条(電子申請の方法) 電子申請は当事者が直接し、又は資格者代理人が当事者を代理して行う。ただし、法人格なき社団又は財団は電子申請をすることができず、外国人の場合には、次の各号のいずれかに該当する要件を備えなければならない。

- 一 「出入国管理法」第31条による外国人登録
- 二 「在外同胞の出入国及び法的地位に関する法律」第6条又は第7条による国内居所申告

2 第1項により電子申請をする場合には、第43条及びその他の法令により申請情報の内容として登記所に提供しなければならない情報を電子文書により登記所に送信しなければならない。この場合、使用者登録番号も共に送信しなければならない。

3 第2項の場合には、第46条及びその他の法令により添付情報として登記所に提供しなければならない情報を電子文書により登記所に送信し、又は大法院例規で定めるところにより登記所に提供しなければならない。

4 第2項及び第3項により電子文書を送信するときは、次の各号の区分による申請人又は文書作成者の電子署名情報(以下「公認認証書等」という。)を共に送信しなければならない。

- 一 個人：「電子署名法」の公認認証書
- 二 法人：「商業登記法」の電子証明書
- 三 官公庁：大法院例規で定める電子認証書

第68条(使用者登録) 電子申請をするためには、その登記申請をする当事者又は登記申請を代理することができる資格者代理人が最初の登記申請前に使用者登録をしなければならない。

2 使用者登録を申請する当事者又は資格者代理人は、登記所に出頭して大法院例規で定める事項を記載した申請書を提出しなければならない。

3 第2項の使用者登録申請書には、「印鑑証明法」により申告した印鑑を捺印して、その印鑑証明と共に住所を証明する書面を添付しなければならない。

4 申請人が資格者代理人の場合には、第3項の書面のほか、その資格を証明する書面の写しも添付しなければならない。

5 法人が「商業登記規則」第48条により電子証明書の利用登録をした場合には、使用者登録をしたものとみなす。

第69条(使用者登録の有効期間) 使用者登録の有効期間は、3年とする。

2 第1項の有効期間が経過した場合には、使用者登録を再びしなければならない。

3 使用者登録の有効期間満了日3ヶ月前から満了日まで、その有効期間の延長を申請することができるものとし、その延長期間は3年とする。

4 第3項の有効期間延長は、電子文書により申請することができる。

第70条(使用者登録の効力停止等) 使用者登録をした者は、使用者登録の効力停止、効力回復又は解約を申請することができる。

2 第1項による使用者登録の効力停止及び解約の申請は、電子文書によることができる。

3 登記所に出頭して第1項による使用者登録の効力停止、効力回復又は、解約を申請する場合には、申請書に記名捺印又は署名をしなければならない。

第71条(使用者登録情報変更等) 使用者登録後に使用者登録情報が変更された場合には、大法院例規で定めるところにより、その変更された事項を登録しなければならない。

2 使用者登録番号を紛失したときは、第68条により使用者登録を再びしなければならない。

い。

第2節 表示に関する登記

第1款 土地の表示に関する登記

第72条(土地表示変更登記の申請) 法第35条により土地の表示変更登記を申請する場合には、その土地の変更前と変更後の表示に関する情報を申請情報の内容として登記所に提供しなければならない。

2 第1項の場合には、その変更を証明する土地台帳情報又は林野台帳情報を添付情報として登記所に提供しなければならない。

第73条(土地表示変更登記) 法第34条の土地表示に関する事項を変更する登記をするときは、従前の表示に関する登記を抹消する表示をしなければならない。

第74条(土地分筆登記の申請) 1筆の土地の一部に地上権、傳賃権、賃借権又は承役地(便益提供地)の一部に関して行う地役権の登記がある場合に分筆登記を申請するときは、権利が存続する土地の表示に関する情報を申請情報の内容として登記所に提供して、これに関する権利者の確認があることを証明する情報を添付情報として登記所に提供しなければならない。この場合、その権利が土地の一部に存続するときは、その土地の部分に関する情報も申請情報の内容として登記所に提供して、その部分を表示した地籍図を添付情報として登記所に提供しなければならない。

第75条(土地分筆登記) 甲土地を分割してその一部を乙土地にした場合に登記官が分筆登記をするときは、乙土地に関して登記記録を開設して、その登記記録中表題部に土地の表示及び分割により甲土地の登記記録に移して記録した旨を記録しなければならない。

2 第1項の手続を終えた場合には、甲土地の登記記録中表題部に残った部分の表示をして、分割により他の部分を乙土地の登記記録に移して記録した旨を記録して、従前の表示に関する登記を抹消する表示をしなければならない。

第76条(土地分筆登記) 第75条第1項の場合には、乙土地の登記記録中該当区に甲土地の登記記録から所有権及びその他の権利に関する登記を転写し、分割により甲土地の登記記録から転写した旨、申請情報の受理年月日及び受理番号を記録しなければならない。この場合、所有権以外の権利に関する登記には、甲土地が共にその権利の目的である旨も記録しなければならない。

2 甲土地の登記記録から土地の登記記録に所有権以外の権利に関する登記を転記したときは、甲土地の登記記録中その権利に関する登記に乙土地が共にその権利の目的である旨を記録しなければならない。

3 所有権以外の権利の登記名義人である土地に関してその権利の消滅を承諾したことを証明する情報又はこれに対抗できる裁判があることを証明する情報を添付情報として登記所に提供した場合には、甲土地の登記記録中その権利に関する登記に乙土地に対しその権利が消滅した旨を記録しなければならない。

4 所有権以外の権利の登記名義人が甲土地に関してその権利の消滅を承諾したことを証明する情報又はこれに対抗できる裁判があることを証明する情報を添付情報として登記所に提供した場合には、乙土地の登記記録中当該区にその権利に関する登記を転写して、申請情報の受理年月日及び受理番号を記録しなければならない。この場合、甲土地の登記記録中その権利に関する登記には、甲土地についてその権利が消滅した旨を記録して、その登記を抹消する表示をしなければならない。

5 第3項及び第4項の権利を目的とする第三者の権利に関する登記がある場合には、その者の承諾があることを証明する情報又はこれに対抗できる裁判があることを証明する情報を添付情報として登記所に提供しなければならない。

6 第5項の情報を登記所に提供した場合、その第三者の権利に関する登記に関しては、第3項及び第4項を準用する。

第77条(土地分筆登記) 第74条の場合に甲土地にのみ当該権利が存続するときは、第76条第3項を準用し、乙土地にのみ当該権利が存続するときは、第76条第4項を準用する。

2 第74条後段の場合、分筆登記をするときは、甲土地又は乙土地の登記記録中地上権、地役権、傳賃権又は賃借権の登記にその権利が存続する部分を記録しなければならない。

第78条(土地の分筆・合筆登記) 甲土地の一部を分割し、乙土地に合併した場合、登記官は、分筆及び合筆の登記をするときは、乙土地の登記記録中表題部に合併後の土地の表示及び一部合併により甲土地の登記記録から移して記録した旨を記録して、従前の表示に関する登記を抹消する表示をしなければならない。

2 第1項の場合には、乙土地の登記記録中甲区に甲土地の登記記録から所有権の登記を転写して、一部合併により甲土地の登記記録から転写した旨、申請情報の受理年月日及び受理番号を記録しなければならない。

3 甲土地の登記記録に地上権、地役権、傳賃権又は賃借権の登記があるときは、乙土地の登記記録中乙区にその権利に関する登記を転写して、一部合併により甲土地の登記記録から転写した旨、合併した部分のみが甲土地とともにその権利の目的である旨、申請情報の受理年月日及び受理番号を記録しなければならない。

4 所有権、地上権、地役権又は賃借権の登記を転写する場合、登記原因及びその年月日、登記目的並びに受理番号が同一であるときは、転写に代えて乙土地の登記記録に甲土地について同一の事項の登記がある旨を記録しなければならない。

5 第1項の場合、すべての土地に関して登記原因及びその年月日、登記目的並びに受理番号が同一の抵当権又は傳賃権の登記があるときは、乙土地の登記記録中その登記に当該登記が合併後の土地全部に関するものである旨を記録しなければならない。

6 第1項の場合には、第75条第2項、第76条第2項から第6項まで及び第77条を準用する。

第79条(土地合筆登記) 甲土地を乙土地に合併した場合、登記官が合筆登記をするときは、乙土地の登記記録中表題部に合併後の土地の表示及び合併により甲土地の登記記録から移して記録した旨を記録して従前の表示に関する登記を抹消する表示をしなければならない。

2 第1項の手続を終えた場合には、甲土地の登記記録中表題部に合併に引き下げ開く土地の登記記録に移して記録した旨を記録して、甲土地の登記記録中表題部の登記を抹消する表示をした後その登記記録を閉鎖しなければならない。

第80条(土地合筆登記) 第79条の場合には、土地の登記記録中甲区に甲土地の登記記録から所有権の登記を移して記録して、合併により甲土地の登記記録で移して記録した旨、申請情報及び受理年月日と受理番号を記録しなければならない。

2 甲土地の登記記録に地上権、地役権、傳賃権又は賃借権の登記があるときは、乙土地の登記記録中乙区にその権利の登記を移して記録して、合併により甲土地の登記記録から移して記録した旨、甲土地であった部分のみがその権利の目的である旨、申請情報の受理年月日及び受理番号を記録しなければならない。

3 第1項及び第2項の場合には、第78条第4項を準用し、すべての土地に関して登記原因及びその年月日、登記目的並びに受理番号が同一の抵当権又は傳賃権の登記がある場合には、第78条第5項を準用する。

第 81 条(土地合筆の特例による登記申請) 法第 38 条による合筆登記を申請する場合には、従前の土地の所有権が合併後の土地に占める持分を申請情報の内容として登記所に提供して、これに関する土地所有者らの確認があることを証明する情報を添付情報として登記所に提供しなければならない。

2 第 1 項の場合に利害関係人があるときは、その利害関係人の承諾があることを証明する情報を添付情報として登記所に提供しなければならない。

第 82 条(土地合筆の特例による登記) 法第 38 条により合筆の登記をするときは、第 79 条及び第 80 条による登記を終えた後、従前の土地の所有権の登記を共有持分に変更する登記を付記しなければならない。従前の登記の権利者に関する事項を抹消する表示をしなければならない。

2 第 1 項の場合に利害関係人があるときは、その利害関係人名義の登記を第 1 項の共有持分上に存続することに変更する登記を付記しなければならない。

第 83 条(土地滅失登記の申請) 法第 39 条により土地滅失登記を申請する場合には、その滅失を証明する土地台帳情報又は林野台帳情報を添付情報として登記所に提供しなければならない。

第 84 条(土地滅失登記) 登記官が土地の滅失登記をするときは、登記記録中表題部に滅失の旨及びその原因を記録して、表題部の登記を抹消する表示をした後、その登記記録を閉鎖しなければならない。

2 第 1 項の場合に滅失登記した土地が他の不動産と共に所有権以外の権利の目的であるときは、その他の不動産の登記記録中当該区に滅失登記した土地の表示をして、その土地が滅失の旨を記録して、その土地と共に所有権以外の権利の目的である旨を記録した登記中滅失登記した土地の表示に関する事項を抹消する表示をしなければならない。

3 第 2 項による登記は、共同傳賃目録又は共同担保目録がある場合には、その目録にしなければならない。

4 第 2 項の場合、その他の不動産の所在地が他の登記所管轄であるときは、登記官は、遅滞なく、その登記所に不動産及び滅失登記した土地の表示及び申請情報の受理年月日を通知しなければならない。

5 第 4 項による通知を受けた登記所の登記官は、遅滞なく、第 2 項又は第 3 項の手続を終えなければならない。

第 85 条(土地開発事業による登記) 「都市開発法」による都市開発事業、「住宅法」による住宅建設事業、「宅地開発促進法」による宅地開発事業又はその他の土地開発事業による土地の異動により従前の地籍公募が閉鎖されて新たな地籍公募が作成された場合、所有権の登記名義人は、従前の土地に関する登記の抹消登記と新たな土地に関する所有権保存登記を同時に申請しなければならない。

2 第 1 項の登記を申請するためには、次の各号の要件を全部備えなければならない。

- 一 すべての土地の所有権の登記名義人が同一であること
- 二 すべての土地の登記記録に所有権保存登記又は所有権移転登記以外の他の登記がないこと

3 第 2 項第 2 号にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 1 項の登記を申請することができる。

- 一 すべての土地の登記記録に法第 81 条第 1 項各号の事項が全く同じ信託登記がある場合
- 二 すべての土地の登記記録に「住宅法」第 40 条第 3 項の禁止事項附記登記がある場合

4 第 3 項の場合には、新たな土地に関する所有権保存登記とともに信託登記又は「住宅法」第 40 条第 3 項の禁止事項附記登記を 1 件の申請情報として一括して申請しなければならない。

第 2 款 建物の表示に関する登記

第 86 条(建物表示変更登記の申請) 法第 41 条により建物の表示変更登記を申請する場合には、その建物の変更前と変更後の表示に関する情報を申請情報の内容として登記所に提供しなければならない。

2 敷地権の変更、更正又は消滅の登記を申請する場合には、それに関する規約、公正証書又はこれを証明する情報を添付情報として登記所に提供しなければならない。

3 第 2 項以外の場合には、その変更を証明する建築物台帳情報を添付情報として登記所に提供しなければならない。

第 87 条(建物表示変更登記) 法第 40 条の建物表示に関する事項を変更する登記をするときは、従前の表示に関する登記を抹消する表示をしなければならない。

2 新築建物を他の建物の付属建物とする登記をするときは、主たる建物の登記記録中表題部に付属建物新築を原因とする建物表示変更登記をし、従前の表示に関する登記を抹消する表示をしなければならない。

第 88 条(敷地権の登記) 建物の登記記録に敷地権の登記をするときは、1 棟の建物の表題部中敷地権の目的たる土地の表示欄に表示番号、敷地権の目的たる土地の一連番号、所在地番、地目、面積及び登記年月日を、専有部分の表題部中敷地権の表示欄に表示番号、敷地権の目的たる土地の一連番号、敷地権の種類、敷地権の比率、登記原因及びその年月日並びに登記年月日をそれぞれ記録しなければならない。ただし、付属建物のみが区分建物である場合には、その付属建物に対する敷地権の表示は、表題部中建物内訳欄に付属建物の表示に続いてさなければならない。

2 付属建物に対する敷地権の表示をするときは、敷地権の表示の末尾部分に、その敷地権が付属建物に対する敷地権である旨を記録しなければならない。

第 89 条(敷地権である旨の登記) 敷地権の目的たる土地の登記記録に法第 40 条第 4 項の敷地権である旨の登記をするときは、当該区にある権利が敷地権である旨並びにその敷地権を登記した 1 棟の建物を表示できる事項及びその登記年月日を記録しなければならない。

2 敷地権の目的たる土地が他の登記所の管轄に属する場合には、その登記所に、遅滞なく、第 1 項により登記する事項を通知しなければならない。

3 第 2 項の通知を受けた登記所の登記官は、敷地権の目的たる土地の登記記録中当該区に通知を受けた事項を記録しなければならない。

第 90 条(別途の登記がある旨の記録) 第 89 条により敷地権の目的たる土地の登記記録に敷地権である旨の登記をした場合であって、その土地登記記録に所有権保存登記又は所有権移転登記以外の所有権に関する登記又は所有権以外の権利に関する登記があるときは、登記官は、その建物の登記記録中専有部分の表題部に土地登記記録に別途の登記がある旨を記録しなければならない。ただし、その登記が所有権以外の敷地権の登記である場合又は、第 92 条第 2 項により抹消しなければならない抵当権の登記である場合は、この限りでない。

2 土地登記記録に敷地権である旨の登記をした後、その土地登記記録に関し新たな登記をした場合には、第 1 項を準用する。

3 土地登記記録に別途の登記がある旨の記録の前提となった登記が抹消されたときは、

登記官は、その旨の記録も抹消しなければならない。

第 91 条(敷地権の変更等) 敷地権の変更、更正又は消滅の登記をするときは、第 87 条第 1 項を準用する。

2 敷地権の変更又は更正により建物登記記録に敷地権の登記をした場合には、その権利の目的たる土地の登記記録中当該区に敷地権である旨の登記をしなければならない。この場合、第 89 条及び第 90 条を準用する。

3 第 1 項の登記中敷地権の権利が敷地権ではないものに変更された場合又は敷地権の権利自体が消滅して敷地権消滅の登記をした場合には、敷地権の目的たる土地の登記記録中当該区にその旨を記録して、敷地権である旨の登記を抹消しなければならない。

第 92 条(敷地権の変更等) 第 91 条第 2 項の登記をする場合に、建物に関して所有権保存登記及び所有権移転登記以外の所有権に関する登記又は所有権以外の権利に関する登記があるときは、その登記に建物のみに関するものである旨を記録しなければならない。ただし、その登記が抵当権に関する登記であって、敷地権に対する登記と登記原因、その年月日及び受理番号が同一であるときは、この限りでない。

2 第 1 項ただし書の場合には、敷地権に対する抵当権の登記を抹消しなければならない。

3 第 2 項により抹消登記をするときは、同項により抹消する旨及びその登記年月日を記録しなければならない。

第 93 条(敷地権の変更等) 敷地権の権利が敷地権でないもの変更されて、第 91 条第 3 項の登記をした場合には、その土地の登記記録中当該区に敷地権の権利及びその権利者を表示して、同項の登記をすることにより登記した旨及びその年月日を記録しなければならない。

2 第 1 項の登記をする場合に、敷地権を登記した建物登記記録に法第 61 条第 1 項により敷地権に対する登記としての効力がある登記中敷地権の移転登記以外の登記があるときは、その建物の登記記録から第 1 項の土地登記記録中当該区にこれを転写しなければならない。

3 第 1 項の土地登記記録中当該区に第 2 項により転写しなければならない登記より後ほどなった登記があるときは、第 2 項により転写する登記を転写した後、その転写した登記及び後にされた登記に対し権利の順序に従い順位番号を更正しなければならない。

4 第 2 項及び第 3 項の手続をする場合には、第 76 条を準用する。

5 登記官が第 1 項の登記をした場合に、敷地権の目的たる土地が他の登記所管轄であるときは、遅滞なく、その登記所にその登記をした事実及び第 1 項又は第 2 項により記録又は転写すべき事項を通知しなければならない。

6 第 5 項の通知を受けた登記所の登記官は、第 1 項から第 4 項までの手続を講じなければならない。

第 94 条(敷地権の変更等) 敷地権でないものを敷地権とした登記を更正して、第 91 条第 3 項の登記をした場合に、敷地権を登記した建物登記記録に法第 61 条第 1 項により敷地権の移転登記としての効力がある登記があるときは、その建物の登記記録から土地の登記記録中当該区にその登記を全部転写しなければならない。

2 第 1 項の場合には、第 93 条第 2 項から第 6 項までの規定を準用する。

第 95 条(建物分割又は建物区分登記の申請) 建物の一部に傳賃権又は賃借権の登記がある場合に、その建物の分割又は区分の登記を申請するときは、第 74 条を準用する。

第 96 条(建物分割登記) 甲建物からその付属建物を分割し、これを建物にした場合に、登記官が分割登記をするときは、乙建物に関して登記記録を開設して、その登記記録中表題

部に建物の表示及び分割により甲建物の登記記録から移して記録した旨を記録しなければならない。

2 第1項の手続を終えた場合には、甲建物の登記記録中表題部に残余部分の表示をして、分割により他の部分を乙建物の登記記録に移して記録した旨を記録して、従前の表示に関する登記を抹消する表示をしなければならない。

3 第1項の場合には、第76条及び第77条を準用する。

第97条(建物区分登記) 区分建物でない甲建物を区分して甲建物課を建物にした場合に、登記官が区分登記をするときは、区分後の甲建物及び乙建物について登記記録を開設して、各登記記録中表題部に建物の表示及び区分により従前の甲建物の登記記録から移して記録した旨を記録しなければならない。

2 第1項の手続を終えた場合には、従前の甲建物の登記記録中表題部に区分により開設した甲建物及び乙建物の登記記録に移して記録した旨を記録して、表題部の登記を抹消する表示をした後、その登記記録を閉鎖しなければならない。

3 第1項の場合には、開設した甲建物及び乙建物の登記記録中当該区に従前の甲建物の登記記録から所有権及びその他の権利に関する登記を移して記録して、区分により従前の甲建物の登記記録から移して記録した旨、申請情報の受理年月日及び受理番号を記録しなければならない。所有権以外の権利に関する登記には、他の登記記録に移して記録した建物が共にその権利の目的である旨も記録しなければならない。この場合、第76条第3項から第6項までの規定を準用する。

4 区分建物の甲建物を区分して甲建物及び乙建物にした場合には、登記記録中乙建物の表題部に建物の表示及び区分により甲建物の登記記録から移して記録した旨を記録しなければならない。

5 第4項の手続を終えた場合には、甲建物の登記記録中表題部に残余部分の表示をして、区分により他の部分を乙建物の登記記録に移して記録した旨を記録して、従前の表示に関する登記を抹消する表示をしなければならない。

6 第4項の場合には、第76条及び第77条を準用する。

第98条(建物の分割合併登記) 甲建物からその付属建物を分割し、乙建物の付属建物にした場合に、登記官が分割及び合併の登記をするときは、乙建物の登記記録中表題部に合併後の建物の表示及び一部合併により甲建物の登記記録から移して記録した旨を記録して、従前の表示に関する登記を抹消する表示をしなければならない。

2 第1項の場合には、第96条第2項及び第78条第2項から第6項(第6項中第75条第2項を準用する部分を除く。)までの規定を準用する。

第99条(建物の区分合併登記) 甲建物を区分し、乙建物又はその付属建物に合併した場合に、登記官が区分及び合併の登記をするときは、第98条第1項を準用する。

2 第1項の場合には、第97条第5項及び第78条第2項から第6項(第6項中第75条第2項を準用する部分を除く。)までの規定を準用する。

第100条(建物合併登記) 甲建物を乙建物若しくはその付属建物に合併した場合又は乙建物の付属建物にした場合に、登記官が合併登記をするときは、第79条及び第80条を準用する。ただし、甲建物が区分建物であって、同一の登記記録に乙建物のほかに他の建物の登記があるときは、その登記記録を閉鎖しない。

2 合併により乙建物が区分建物ではなくなった場合に、その登記をするときは、合併後の建物について登記記録を開設して、その登記記録の表題部に合併後の建物の表示及び合併により甲建物及び乙建物の登記記録から移して記録した旨を記録しなければならない。

3 第2項の手続を終えた場合には、甲建物及び乙建物の登記記録中表題部に合併により

開設した登記記録に移して記録した旨を記録して、甲建物及び乙建物の登記記録中表題部の登記を抹消する表示をした後、その登記記録を閉鎖しなければならない。

4 第2項の場合には、第80条を準用する。

5 敷地権を登記した建物が合併により区分建物ではなくなった場合に、第2項の登記をするときは、第93条を準用する。

第101条(建物区分登記又は建物合併登記の準用) 区分建物でない建物が建物区分以外の事由により区分建物になった場合には、第97条を準用し、区分建物が建物合併以外の事由により区分建物でない建物になった場合には、第100条第2項から第5項までの規定を準用する。

第102条(建物滅失登記の申請) 法第43条及び法第44条により建物滅失登記を申請する場合には、その滅失又はや不存在を証明する建築物台帳情報又はその他の情報を添付情報として登記所に提供しなければならない。

第103条(建物滅失登記) 登記官が建物の滅失登記をするときは、登記記録中表題部に滅失の旨及びその原因又は不存在の旨を記録して表題部の登記を抹消する表示をした後、その登記記録を閉鎖しなければならない。ただし、滅失した建物が区分建物である場合には、その登記記録を閉鎖しない。

2 敷地権を登記した建物の滅失登記によりその登記記録を閉鎖した場合には、第93条を準用する。

3 第1項の場合には、第84条第2項から第5項までの規定を準用する。

第104条(共用部分である旨の登記) 法第47条第1項により所有権の登記名義人が共用部分である旨の登記を申請する場合には、その旨を定めた規約又は公正証書を添付情報として登記所に提供しなければならない。この場合、その建物に所有権登記以外の権利に関する登記があるときは、その登記名義人の承諾があることを証明する情報又はこれに対抗できる判決があることを証明する情報を添付情報として登記所に提供しなければならない。

2 第1項の場合に、その共用の部分が他の登記記録に登録された建物の区分所有者が共用するものであるときは、その旨及びその区分所有者が所有する建物の番号を申請情報の内容として登記所に提供しなければならない。ただし、他の登記記録に登録された建物の区分所有者全員が共用するものであるときは、その1棟建物の番号のみを申請情報の内容として登記所に提供する。

3 第1項の登記申請がある場合に、登記官がその登記をするときは、その登記記録中表題部に共用部分である旨を記録して、各区の所有権及びその他の権利に関する登記を抹消する表示をしなければならない。この場合、第2項による事項が申請情報の内容中に含まれているときは、その事項も記録しなければならない。

4 共用部分である旨を定めた規約を廃止することにより共用部分の取得者が法第47条第2項により所有権保存登記を申請する場合には、規約の廃止を証明する情報を添付情報として登記所に提供しなければならない。

5 登記官が第4項により所有権保存登記をしたときは、共用部分である旨の登記を抹消する表示をしなければならない。

6 「集合建物の所有及び管理に関する法律」第52条による団地共用部分である旨の登記には、第1項から第5項までの規定を準用する。

第3節 権利に関する登記

第1款 通 則

第105条(登記する権利者が2人以上の場合) 登記する権利者が2人以上であるときは、その持分を申請情報の内容として登記所に提供しなければならない。

2 第1項の場合に、登記する権利が合有であるときは、合有である旨を申請情報の内容として登記所に提供しなければならない。

第106条(登記済情報の作成方法) 法第50条第1項の登記済情報は、アラビア数字及びその他の符号の組合せによりなる一連番号及び暗証番号により構成する。

2 第1項の登記済情報は、不動産及び登記名義人別に作成する。ただし、大法院例規で定めるところにより登記名義人別に作成することができる。

第107条(登記済情報の通知方法) 登記済情報は、次の各号の区分による方法により通知する。

一 出頭申請の場合：登記済情報を記載した書面（以下「登記済情報通知書」という。）を交付する方法。ただし、申請人が登記申請書と共に大法院例規により登記済情報通知書送付用郵便封筒を提出した場合には、登記済情報通知書を郵便で送付する。

二 電子申請の場合：電算情報処理組織を利用して送信する方法

2 第1項第二号にかかわらず、官公庁が登記権利者のために登記を囑託した場合、その官公庁の申請により登記済情報通知書を交付することができる。

3 第1項により登記済情報を通知するときは、その通知を受けなければならない者以外の者に登記済情報が通知されないようにしなければならない。

第108条(登記済情報通知の相手方) 登記官は、登記を終えた場合には、登記済情報を登記名義人となった申請人に通知する。ただし、官公庁が登記権利者のために登記を囑託した場合には、大法院例規で定めるところにより、その官公庁又は登記権利者に登記済情報を通知する。

2 法定代理人が登記を申請した場合には、その法定代理人に対し、法人の代表者又は支配人が申請した場合には、その代表者や支配人に対し、法人格なき社団又は財団の代表者又は管理人が申請した場合には、その代表者や管理人に対し、登記済情報を通知する。

第109条(登記済情報を作成又は通知する必要がない場合) 法第50条第1項第一号の場合には、登記申請するときその旨を申請情報の内容としなければならない。

2 法第50条第1項第三号の「大法院規則で定める場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

一 登記済情報を電算情報処理組織により通知を受けなければならない者が受信が可能などときから3ヶ月以内に電算情報処理組織を利用して受信しなかった場合

二 登記済情報通知書を受領する者が登記を終えたときから3ヶ月以内にその書面を受領しなかった場合

三 法第23条第4項により勝訴した登記義務者が登記申請をした場合

四 法第28条により登記権利者を代位して登記申請をした場合

五 法第66条第1項により登記官が職権により所有権保存登記をした場合

第110条(登記済情報の失効申告) 登記名義人又はその相続人その他の包括承継人は、登記済情報の失効申告をすることができる。

2 第1項の申告は、次の各号の方法により行う。

一 電算情報処理組織を利用して申告情報を提供する方法

二 申告情報を記載した書面を提出する方法

3 第2項により登記済情報の失効申告をするときは、大法院例規で定めるところにより、本人確認手順を踏まなければならない。

4 第2項第二号の申告を代理人がする場合には、申告書に本人の印鑑証明を添付しなければならない。

5 登記官は、登記済情報の失効申告がある場合には、当該等起筆情報を失効させる措置を講じなければならない。

第111条(登記済情報を提供できない場合) 法第51条本文の場合、登記官は、住民登録証、外国人登録証、国内居所申告証、旅券又は運転免許証(以下「住民登録証等」という。)により本人可否を確認して調書を作成して、これに記名捺印しなければならない。この場合、住民登録証等の写しを調書に添付しなければならない。

2 法第51条ただし書により資格者代理人が登記義務者又はその法定代理人から委任されたことを確認した場合には、その確認した事実を証明する情報(以下「確認情報」という。)を添付情報として登記所に提供しなければならない。

3 資格者代理人が第2項の確認情報を登記所に提供する場合には、第1項を準用する。

第112条(権利の変更等の登記) 登記官が権利の変更又は更正の登記をするときは、変更又は更正前の登記事項を抹消する表示をしなければならない。ただし、登記上の利害関係がある第三者の承諾がなく、変更又は更正を主登記とするときは、この限りでない。

2 登記官が登記名義人表示の変更又は更正の登記をするときは、第1項本文を準用する。

3 登記官が所有権以外の権利の移転登記をするときは、従前の権利者の表示に関する事項を抹消する表示をしなければならない。ただし、移転される持分が一部のときは、この限りでない。

第113条(転売特約登記の申請) 転売特約の登記を申請する場合には、法第53条の登記事項を申請情報の内容として登記所に提供しなければならない。

第114条(転売特約登記等の抹消) 転売による権利取得の登記をしたときは、法第53条の転売特約の登記を抹消しなければならない。

2 権利の消滅に関する約定の登記に関しては第1項を準用する。

第115条(土地一部に対する登記の抹消等のための分筆) 第76条第1項の場合に土地中一部に対する登記の抹消又は回復のために分筆の登記をするときは、その登記の抹消又は回復に必要な範囲で当該部分に対する所有権及びその他の権利に関する登記を全部転写しなければならない。

2 第1項により分筆された土地の登記記録に当該登記事項を転写した場合には、分筆前土地の登記記録にあるその登記事項については、その旨を記録して、これを抹消しなければならない。

第116条(登記の抹消) 登記を抹消するときは、抹消の登記をした後、当該登記を抹消する表示をしなければならない。

2 第1項の場合に抹消する権利を目的とする第三者の権利に関する登記があるときは、登記記録中当該区にその第三者の権利の表示をして、ある権利の登記を抹消することにより抹消する旨を記録しなければならない。

第117条(職権による登記の抹消) 法第58条第1項の通知は、登記を終えた事件の表示と

事件が登記所の管轄に属しない事実又は登記すべきものでない事実を記載した通知書による。

2 法第 58 条第 2 項による公告は、大法院インターネット登記所に掲示する方法による。

3 法第 58 条第 4 項により抹消登記をするときは、その理由及び登記年月日を記録しなければならない。

第 118 条(抹消回復登記) 法第 59 条の抹消された登記に対する回復申請を受けて登記官が登記を回復するときは、回復の登記をした後、再び抹消された登記と同一の登記をしなければならない。ただし、登記全体でない一部登記事項のみ抹消されたものであるときは、付記により抹消された登記事項のみ再び登記する。

第 119 条(敷地権がある建物に関する登記) 敷地権を登記した建物に関して登記を申請する場合には、敷地権の表示に関する事項を申請情報の内容として登記所に提供しなければならない。ただし、建物のみに関する登記を申請する場合は、この限りでない。

2 第 1 項ただし書により建物のみに関する登記をするときは、その登記に建物のみに関するものである旨を記録しなければならない。

第 120 条(所有権変更事実通知及び課税資料の提供) 法第 62 条の所有権変更事実の通知及び法第 63 条の課税資料の提供は、電算情報処理組織を利用してすることができる。

第 2 款 所有権に関する登記

第 121 条(所有権保存登記の申請) 法第 65 条により所有権保存登記を申請する場合には、法第 65 条各号のいずれかにより登記を申請する旨を申請情報の内容として登記所に提供しなければならない。この場合、第 43 条第 1 項第五号にかかわらず、登記原因及びその年月日は、申請情報の内容として登記所に提供する必要がない。

2 第 1 項の場合には、土地の表示を証明する土地台帳情報若しくは林野台帳情報又は建物の表示を証明する建築物台帳情報その他の情報を添付情報として登記所に提供しなければならない。

3 建物の所有権保存登記を申請する場合にその敷地の上に複数の建物があるときは、その敷地上にある建物の所在図を添付情報として登記所に提供しなければならない。ただし、建物の表示を証明する情報として建築物台帳情報を登記所に提供した場合は、この限りでない。

4 区分建物に対する所有権保存登記を申請する場合には、1 棟の建物の所在図、各階の平面図及び専有部分の平面図を添付情報として登記所に提供しなければならない。この場合、第 3 項ただし書を準用する。

第 122 条(住所変更の職権登記) 登記官は、所有権移転登記をするときに登記名義人の住所変更により申請情報上の登記義務者の表示が登記記録と一致しない場合であっても、添付情報として提供された住所を証明する情報に登記義務者の登記記録上の住所が申請情報上の住所に変更された事実が明確に表示されていれば、職権により登記名義人表示の変更登記をしなければならない。

第 123 条(所有権の一部移転登記申請) 所有権の一部に対する移転登記を申請する場合には、移転される持分を申請情報の内容として登記所に提供しなければならない。この場合、登記原因に「民法」第 268 条第 1 項ただし書の約定があるときは、その約定に関する事項も申請情報の内容として登記所に提供しなければならない。

第 124 条(取引価額と売買目録) 法第 68 条の取引価額とは、「住宅法」第 80 条の 2 又は「公認仲介士の業務及び不動産取引申告に関する法律」第 27 条（以下「住宅法」第 80 条の 2 等）という。）により申告した金額をいう。

2 「住宅法」第 80 条の 2 等で定める契約を登記原因とする所有権移転登記を申請する場合には、取引価額を申請情報の内容として登記所に提供して、市長、郡守又は区庁長から提供された取引契約申告済証情報を添付情報として登記所に提供しなければならない。この場合、取引不動産が 2 個以上の場合又は取引不動産が 1 個であっても複数の売主と複数の買主の間の売買契約である場合には、売買目録も添付情報として登記所に提供しなければならない。

第 125 条(取引価額の登記方法) 登記官は、取引価額を登記するときは、次の各号の区分による方法により行う。

- 一 売買目録の提供が必要でない場合：登記記録中甲区の権利者及びその他事項欄に取引価額を記録する方法
- 二 売買目録が提供された場合：取引価額及び不動産の表示を記録した売買目録を電子的に作成して番号を付与して登記記録中甲区の権利者及びその他事項欄にその売買目録の番号を記録する方法

第 3 款 用益権に関する登記

第 126 条(地上権設定登記の申請) 地上権設定の登記を申請する場合には、法第 69 条第一号から第五号までの登記事項を申請情報の内容として登記所に提供しなければならない。

2 地上権設定の範囲が不動産の一部である場合には、その部分を表示した地籍図を添付情報として登記所に提供しなければならない。

第 127 条(地役権設定登記の申請) 地役権設定の登記を申請する場合には、法第 70 条第一号から第四号までの登記事項を申請情報の内容として登記所に提供しなければならない。

2 地役権設定の範囲が承役地の一部である場合には、第 126 条第 2 項を準用する。

第 128 条(傳賃権設定登記の申請) 傳賃権設定又は転傳賃の登記を申請する場合には、法第 72 条第 1 項第一号から第五号までの登記事項を申請情報の内容として登記所に提供しなければならない。

2 傳賃権設定又は転傳賃の範囲が不動産の一部である場合には、その部分を表示した地籍図又は建物図面を添付情報として登記所に提供しなければならない。

3 複数の不動産に関する傳賃権の登記については、第 133 条から第 136 条までの規定を準用する。

第 129 条(住宅保証金返還債権の一部譲渡による登記申請) 住宅保証金返還債権の一部譲渡を原因とする傳賃権の一部移転登記を申請する場合には、譲渡額を申請情報の内容として登記所に提供しなければならない。

2 傳賃権の存続期間満了前に第 1 項の登記を申請する場合には、傳賃権が消滅したことを証明する情報を添付情報として登記所に提供しなければならない。

第 130 条(賃借権設定登記の申請) 借権設定又は賃借物転貸の登記を申請する場合には、法第 74 条第一号から第五号までの登記事項を申請情報の内容として登記所に提供しなければならない。

2 賃借権設定又は賃借物転貸の範囲が不動産の一部である場合には第 128 条第 2 項を準用する。

3 賃借権の譲渡又は賃借物の転貸に対する賃貸人の同意がある旨の登記がない場合に賃借権の移転又は賃借物の転貸の登記を申請するときは、賃貸人の同意があることを証明する情報を添付情報として登記所に提供しなければならない。

第4款 担保権に関する登記

第131条(抵当権設定登記の申請) 抵当権又は根抵当権（以下「抵当権」という。）設定の登記を申請する場合には、法第75条の登記事項を申請情報の内容として登記所に提供しなければならない。

2 抵当権設定の登記を申請する場合にその権利の目的が所有権以外の権利であるときは、その権利の表示に関する事項を申請情報の内容として登記所に提供しなければならない。

3 一定の金額を目的としない債権を担保するための抵当権設定登記を申請する場合には、その債権の評価額を申請情報の内容で登記所に提供しなければならない。

第132条(抵当権に対する権利質権登記等の申請) 抵当権に対する権利質権の登記を申請する場合には、質権の目的たる債権を担保する抵当権の表示に関する事項及び法第76条第1項の登記事項を申請情報の内容として登記所に提供しなければならない。

2 抵当権に対する債権担保権の登記を申請する場合には、担保権の目的たる債権を担保する抵当権の表示に関する事項及び法第76条第2項の登記事項を申請情報の内容として登記所に提供しなければならない。

[施行日：2012.6.11]第132条第2項

第133条(共同担保) 複数の不動産に関する権利を目的とする抵当権設定の登記を申請する場合には、各不動産に関する権利の表示を申請情報の内容として登記所に提供しなければならない。

2 法第78条第2項の共同担保目録は、電子的に作成しなければならず、1年ごとにその番号を新たに付与しなければならない。

3 共同担保目録には、申請情報の受理年月日及び受理番号を記録しなければならない。

第134条(追加共同担保) 1個又は複数の不動産に関する権利を目的とする抵当権設定の登記をした後、同一の債権に対し他の1個又は複数の不動産に関する権利を目的とする抵当権設定の登記を申請する場合には、従前の登記を表示する事項として共同担保目録の番号又は不動産の所在地番（建物に番号がある場合には、その番号も含む。）を申請情報の内容として登記所に提供しなければならない。

第135条(共同担保である旨の記録) 法第78条第1項による共同担保である旨の記録は、各不動産の登記記録中当該登記の末尾部分にしなければならない。

2 法第78条第2項の場合には、各不動産の登記記録に共同担保目録の番号を記録する。

3 法第78条第4項の場合、共同担保目的に新たに追加される不動産の登記記録には、その登記の末尾部分に共同担保である旨を記録して、従前に登記した不動産の登記記録には、当該登記に附記登記によりその旨を記録しなければならない。

第136条(共同担保の一部の消滅又は変更) 複数の不動産に関する権利が抵当権の目的である場合、そのうち一部の不動産に関する権利を目的とする抵当権の登記を抹消するときは、他の不動産に関する権利に対し法第78条第1項及び第4項により行った登記にその旨を記録して、消滅した事項を抹消する表示をしなければならない。一部の不動産に関する権利の表示に対し変更の登記をした場合もまた同じ。

2 第1項の場合、他の不動産の全部又は一部が他の登記所管轄であるときは、法第71条

第2項及び第3項を準用する。

3 第1項により登記をする時共同担保目録があればその目録に八でなければならない。

第137条(抵当権移転登記の申請) 抵当権の移転登記を申請する場合には、抵当権が債権と同じように移転する旨を申請情報の内容として登記所に提供しなければならない。

2 債権の一部譲渡又は代位返済による抵当権の移転登記を申請する場合には、譲渡又は代位返済の目的の債権額を申請情報の内容として登記所に提供しなければならない。

第138条(共同抵当代位登記の申請) 共同抵当代位登記を申請する場合には、法第80条の登記事項を申請情報の内容として登記所に提供して、配当表情報を添付情報として登記所に提供しなければならない。

第5款 信託に関する登記

第139条(信託登記) 信託登記の申請は、当該信託による権利の移転、保存又は設定登記の申請と共に1件の申請情報として一括してしなければならない。

2 「信託法」第19条により信託財産に属する不動産又は同法第38条により信託財産から回復した不動産の取得登記と信託登記を同時に申請する場合には、第1項を準用する。

3 信託登記を申請する場合には、法第81条第1項各号の事項を添付情報として登記所に提供しなければならない。

4 第3項の添付情報を登記所に提供するときは、出頭申請をする場合であっても、これを電子文書により作成して電算情報処理組織を利用して登記所に送信する方法でしなければならない。ただし、第63条各号のいずれかに該当する場合には、これを書面により作成して登記所に提出することができる。

5 第4項本文の場合には、申請人又はその代理人の公認認証書等を共に送信しなければならない。

6 第4項ただし書による書面には、申請人又はその代理人が記名捺印又は署名しなければならない。

7 登記官が第1項及び第2項により権利の移転、保存又は設定登記と共に信託登記をするときは、一つの順位番号を用いなければならない。

第140条(信託原簿の作成) 登記官は、第139条第4項本文により登記所に提供された電子文書に番号を付与し、これを信託原簿として電算情報処理組織に登録しなければならない。

2 登記官は、第139条第4項ただし書により書面が提出された場合には、その書面を電子的イメージ情報に変換してそのイメージ情報に番号を付与し、これを信託原簿として電算情報処理組織に登録しなければならない。

3 第1項及び第2項の信託原簿には、1年ごとにその番号を新たに付与しなければならない。

第141条(受託者解任による登記) 法第85条第3項により登記記録に受託者解任の旨を記録するときは、受託者を抹消する表示をしない。ただし、複数の受託者中一部受託者のみが解任された場合には、従前の受託者を全部抹消する表示をして、残余の受託者のみを再び記録する。

第142条(信託財産の一部処分等による登記) 信託財産の一部が処分された場合又は信託の一部が終了して権利移転登記と共に信託登記の変更登記をするときは、一つの順位番号を用いて、処分又は終了後の受託者の持分を記録しなければならない。

第 143 条(信託財産が受託者の固有財産になった場合) 信託財産が受託者の固有財産になったときは、その旨の登記を主登記にしなければならない。

第 144 条(信託登記の抹消) 信託登記の抹消登記申請は、権利の移転又は抹消登記及び受託者の固有財産になった旨の登記申請と共に 1 件の申請情報として一括してしなければならない。

2 登記官が第 1 項により権利の移転又は抹消登記及び受託者の固有財産になった旨の登記と共に信託登記の抹消登記をするときは、一つの順位番号を用いて、従前の信託登記を抹消する表示をしなければならない。

第 6 款 仮登記

第 145 条(仮登記の申請) 仮登記を申請する場合には、その仮登記により保全しようとする権利を申請情報の内容として登記所に提供しなければならない。

2 法第 89 条により仮登記権利者が単独で仮登記を申請する場合には、仮登記義務者の承諾又は仮処分命令があることを証明する情報を添付情報として登記所に提供しなければならない。

第 146 条(仮登記による本登記) 仮登記をした後に本登記の申請があるときは、仮登記の順位番号を用いて本登記をしなければならない。

第 147 条(本登記と職権抹消) 登記官が所有権移転登記請求権保全仮登記により所有権移転の本登記をした場合には、法第 92 条第 1 項により仮登記後本登記前に終えた登記中次の各号の登記を除いては、全部職権により抹消する。

- 一 当該仮登記上の権利を目的とする仮差押登記又は仮処分登記
- 二 仮登記前に終えた仮差押による強制競売開始決定登記
- 三 仮登記前に終えた担保仮登記、傳賃権及び抵当権による任意競売開始決定登記
- 四 仮登記権者に対抗できる住宅賃借権登記、住宅賃借権設定登記、商店街建物賃借権登記又は商店街建物賃借権設定登記（以下「住宅賃借権登記等」という。）

2 登記官が第 1 項と同一の本登記をした場合、その仮登記後本登記前に終えた滞納処分による差押登記に対しては、職権抹消対象通知をした後、異議申立がある場合には、大法院例規で定めるところにより、職権抹消の可否を定める。

第 148 条(本登記と職権抹消) 登記官が地上権、傳賃権又は賃借権の設定登記請求権保全仮登記により地上権、傳賃権又は賃借権の設定の本登記をした場合、仮登記後本登記前に終えた次の各号の登記（同一の部分に終えた登記に限る。）は、法第 92 条第 1 項により職権により抹消する。

- 一 地上権設定登記
- 二 地役権設定登記
- 三 傳賃権設定登記
- 四 賃借権設定登記
- 五 住宅賃借権登記等。ただし、仮登記権者に対抗できる賃借人名義の登記は、この限りでない。この場合、仮登記による本登記の申請をしようとする場合には、先に対抗力ある住宅賃借権登記等を抹消しなければならない。

2 地上権、傳賃権又は賃借権の設定登記請求権保全仮登記により地上権、傳賃権又は賃借権の設定の本登記をした場合、仮登記後本登記前に終えた次の各号の登記は、職権抹消の対象とならない。

- 一 所有権移転登記及び所有権移転登記請求権保全仮登記
- 二 仮差押及び仮処分等処分制限の登記
- 三 滞納処分による差押登記
- 四 抵当権設定登記
- 五 仮登記されていなかった部分に対する地上権、地役権、傳賃権又は賃借権の設定登記及び住宅賃借権登記等

3 抵当権設定登記請求権保全仮登記により抵当権設定の本登記をした場合、仮登記後本登記前に終えた登記は、職権抹消の対象とならない。

第 149 条(職権抹消した旨の登記) 仮登記による本登記をした後、仮登記後本登記前に終えた登記を登記官が職権で抹消するときは、仮登記による本登記によりその登記を抹消する旨を記録しなければならない。

第 150 条(仮登記の抹消登記申請) 法第 93 条第 2 項により仮登記義務者又は登記上の利害関係人が単独で仮登記の抹消登記を申請する場合には、仮登記名義人の承諾又はこれに対抗することができる裁判があることを証明する情報を添付情報として登記所に提供しなければならない。

第 7 款 仮処分に関する登記

第 151 条(仮処分登記) 登記官が仮処分登記をするときは、仮処分の被保全権利及び禁止事項を記録しなければならない。

2 仮処分の被保全権利が所有権以外の権利設定登記請求権として所有名義人を仮処分債務者とする場合には、その仮処分登記を登記記録中甲区にする。

第 152 条(仮処分登記以後の登記の抹消) 所有権移転登記請求権又は所有権移転登記抹消登記（所有権保存登記抹消登記を含む。以下、この条において同じ。）請求権を保全するための仮処分登記を終えた後、その仮処分債権者が仮処分債務者を登記義務者として所有権移転登記又は所有権抹消登記を申請する場合には、法第 94 条第 1 項により仮処分登記以後に終えた第三者名義の登記の抹消を単独で申請することができる。ただし、次の各号の登記は、この限りでない。

- 一 仮処分登記前に終えた仮差押による強制競売開始決定登記
- 二 仮処分登記前に終えた担保仮登記、傳賃権及び抵当権による任意競売開始決定登記
- 三 仮処分債権者に対抗できる住宅賃借権登記等

2 仮処分債権者が第 1 項による所有権移転登記抹消登記を申請するためには、第 1 項ただし書各号の権利者の承諾又はこれに対抗することができる裁判があることを証明する情報を添付情報として登記所に提供しなければならない。

第 153 条(仮処分登記以後の登記の抹消) 地上権、傳賃権又は賃借権の設定登記請求権を保全するための仮処分登記を終えた後、その仮処分債権者が仮処分債務者を登記義務者として地上権、傳賃権又は賃借権の設定登記を申請する場合には、その仮処分登記以後に終えた第三者名義の地上権、地役権、傳賃権又は賃借権の設定登記（同一の部分に終えた登記に限る。）の抹消を単独で申請することができる。

2 抵当権設定登記請求権を保全するための仮処分登記が終えた後、その仮処分債権者が仮処分債務者を登記義務者として抵当権設定登記を申請する場合には、その仮処分登記以後に終えた第三者名義の登記であっても、その抹消を申請することができない。

第 154 条(仮処分登記以後の登記の抹消申請) 第 152 条及び第 153 条第 1 項により仮処分

登記以後の登記の抹消を申請する場合には、登記原因を「仮処分による失効」としなければならない。この場合、第 43 条第 1 項第五号にかかわらず、その年月日は、申請情報の内容として登記所に提供する必要がない。

第 8 款 官公庁が囑託する登記

第 155 条(登記囑託書の提出方法) 官公庁が囑託情報及び添付情報を記載した書面を提出する方法により登記囑託をする場合には、郵便によりその囑託書を提出することができる。

2 官公庁が登記囑託をする場合であって、所属公務員が直接登記所に出頭して囑託書を提出するときは、その所属公務員であることを確認することができる身分証明書を提示しなければならない。

第 156 条(収用による登記の申請) 収用による所有権移転登記を申請する場合に、土地収用委員会の裁決で存続が認められた権利がある場合には、これに関する事項を申請情報の内容として登記所に提供しなければならない。

2 収用による所有権移転登記を申請する場合には、補償又は供託を証明する情報を添付情報として登記所に提供しなければならない。

第 157 条(登記を抹消した旨の通知) 法第 99 条第 4 項により登記官が職権により登記を抹消したときは、収用による登記抹消通知書に次の事項を記載して登記名義人に通知しなければならない。

- 一 不動産の表示
- 二 抹消した登記の表示
- 三 登記名義人
- 四 収用により抹消した旨

2 抹消の対象となる登記が債権者の代位申請によりなされた場合、その債権者に対しても第 1 項の通知をしなければならない。

第 5 章 異 議

第 158 条(異議申立書の提出) 法第 101 条により登記所に提出する異議申立書には、異議申立人の姓名及び住所、異議申立の対象である登記官の決定又は処分、異議申立の趣旨及び理由その他大法院例規で定める事項を記載して、申請人が記名捺印又は署名しなければならない。

第 159 条(既に終えた登記に対する異議) 既に終えた登記に対し法第 29 条第一号及び第二号の事由により異議申立した場合、登記官は、その異議に理由があると認める場合には、法第 58 条の手続によりその登記を職権により抹消する。

2 第 1 項の場合、登記官は、その異議に理由がないと認める場合には、異議申立書を管轄地方法院に送付しなければならない。

3 既に終えた登記に対し法第 29 条第一号及び第二号以外の事由により異議申立した場合、登記官は、異議申立書を管轄地方法院に送付しなければならない。

第 160 条(謄本による通知) 法第 105 条第 1 項の通知は、決定書謄本により行う。

第 161 条(記録命令による登記をすることができない場合) 登記申請の却下決定に対する異議申立により管轄地方法院がその登記の記録命令をしたとしても、次の各号のいずれかに該当する場合には、その記録命令による登記をすることができない。

- 一 権利移転登記の記録命令があったが、その記録命令による登記前に第三者名義で権利移転登記がされている場合
 - 二 地上権、地役権、傳賃権又は賃借権の設定登記の記録命令があったが、その記録命令による登記前に同一の部分に地上権、傳賃権又は賃借権の設定登記がされている場合
 - 三 抹消登記の記録命令があったが、その記録命令による登記前に登記上の利害関係人が発生した場合
 - 四 登記官が記録命令による登記をするために申請人に添付情報を再び登記所に提供することを命令したが、申請人がこれに応じない場合
- 2 第 1 項により記録命令による登記をすることができない場合には、その旨を管轄地方法院及び異議申立人に通知しなければならない。

第 162 条(仮登記又は附記登記の抹消) 法第 106 条による仮登記又は附記登記は、登記官が管轄地方法院から異議申立に対する棄却決定（却下及び取下げを含む。）の通知を受けたときに抹消する。

第 6 章 補 則

第 163 条(登記情報資料の利用等) 法第 109 条により登記情報資料を利用又は活用しようとする者は、関係中央行政機関の長に次の各号の事項を記載した書面を提出して、その審査を申請しなければならない。この場合、申請することができる登記情報資料は、必要な最小限の範囲に限定しなければならない。

- 一 資料の利用又は活用の目的及び根拠
- 二 資料の範囲
- 三 資料の提供方式・保管機関及び安全管理対策

2 第 1 項による申請を受けた関係中央行政機関の長は、次の各号の事項を審査した後、その審査結果を申請人に通知しなければならない。

- 一 申請内容の妥当性・適合性・公益性
- 二 個人の私生活侵害の可能性又は危険性の有無
- 三 資料の目的外使用の防止及び安全管理対策

3 登記情報資料を利用又は活用しようとする者は、第 2 項による審査結果を添付して法院行政処長に承認申請をしなければならない。ただし、中央行政機関の職人登記情報資料を利用又は、活用しようとする場合には法院行政処長に第 1 項各号の事項を書いた書面を提出して協議を要請しなければならない。

4 法院行政処長が第 3 項による承認申請又は協議要請を受けたときは、次の各号の事項を審査しなければならない。

- 一 第 2 項各号の事項
- 二 申請した事項の処理が電算情報処理組織で可能であるか否か
- 三 申請した事項の処理が登記事務処理に支障がないか否か

5 第 4 項による審査の結果、申請が承認されたとき又は協議が成立したときは、法院行政処長は、登記情報資料提供台帳にその内容を記録・管理しなければならない。

第 164 条(過怠金の通知) 登記官は、法第 112 条による過怠金に処する事由があると認められる場合には、遅滞なく、過怠金に処すべき者の住所地を管轄する地方法院又は支院に通知しなければならない。

第 165 条(通知の方法) 法又はこの規則による通知は、郵便その他の便利な方法により行う。ただし、別途の規定がある場合は、この限りでない。

第 166 条(大法院例規への委任) 不動産登記手続に関し必要な事項中この規則で定めのない事項は、大法院例規で定めることができる。

附 則<大法院規則第 2356 号、2011.9.28>

第 1 条(施行日) この規則は、2011 年 10 月 13 日から施行する。ただし、第 30 条第 4 項ただし書は 2012 年 3 月 1 日から、第 132 条第 2 項は 2012 年 6 月 11 日から施行する。

第 2 条(登記の電算移記に関する経過措置) この規則施行当時までに電算されない登記用紙に対しては、従前の規定により電算移記しなければならない。

第 3 条(滅失された登記簿に関する経過措置) 紙形態で作成された登記簿の全部又は一部が閉鎖されない状態で滅失されたがこの規則施行当時までに従前の規定による滅失回復登記手続がされない場合のその回復に関する手続は、従前の規定による。

第 4 条(閉鎖登記簿の保存) 紙形態で作成された登記簿を閉鎖した場合、その登記簿は、電子的イメージ情報に変換してその情報を保存しなければならない。

第 1 項により閉鎖登記簿を電子的イメージ情報に変換したときは、その閉鎖登記簿を 30 年間法院行政処長が指定する場所に保管しなければならない。

第 5 条(他の規則の改正) ~ 略 ~

第 6 条(他の法令との関係) この規則施行当時他の法令で従前の「不動産登記規則」を引用する場合、この規則中それに該当する規定がある場合には、この規則の該当規定を引用するものとみなす。

別紙第 1 号書式 土地登記記録 ~ 略 ~

別紙第 2 号書式 建物登記記録 ~ 略 ~

別紙第 3 号書式 区分建物登記記録 ~ 略 ~

(以 上)

不動産実権利者名義登記に関する法律

1995年 3月30日 法律第4944号 新規制定
2010年 3月31日 法律第10203号 全文改正
2011年 5月19日 法律第10682号 最新改正

所管：法務部法務審議官室

第1条（目的） この法律は、不動産に関する所有権及びその他の物権を実体的権利関係と一致するよう、実権利者名義で登記させることにより、不動産登記制度を悪用した投機、脱税、脱法行為等反社会的行為を防止して、不動産取引の正常化と不動産価格の安定を図り、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

第2条（定義） この法律で使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 「名義信託約定」とは、不動産に関する所有権その他の物権（以下「不動産に関する物権」という。）を保有する者又は事実上取得した者若しくは取得しようとする者（以下「実権利者」という。）が他人との間で、対内的には、実権利者が不動産に関する物権を保有していること又は保有することとし、それに関する登記（仮登記を含む。以下同じ。）は、その他人の名義とすることとする約定（委任、委託売買の形式による場合及び追認による場合を含む。）をいう。ただし、次の各目の場合を除く。
 - ア 債務の弁済を担保するため債権者が不動産に関する物権の移転を受ける場合又は仮登記する場合
 - イ 不動産の位置及び面積を特定して2人以上が区分所有することとする約定をして、その区分所有者の共有として登記する場合
 - ウ 信託法又は「資本市場及び金融投資業に関する法律」による信託財産である事実を登記する場合
- 二 「名義信託者」とは、名義信託約定により自己の不動産に関する物権を他人の名義で登記させる実権利者をいう。
- 三 「名義受託者」とは、名義信託約定により実権利者の不動産に関する物権を自己の名義で登記する者をいう。
- 四 「実名登記」とは、この法施行前に名義信託約定により名義受託者の名義で登記された不動産に関する物権を、この法施行日以後、名義信託者の名義で登記することをいう。

第3条（実権利者名義登記義務等） 何人も、不動産に関する物権を、名義信託約定により名義受託者の名義で登記してはならない。

2 債務の弁済を担保するため、債務者が不動産に関する物権の移転を受ける場合には、債務者、債権金額及び債務弁済のための担保である旨が記載された書面を、登記申請書と共に登記官に提出しなければならない。

第4条（名義信託約定の効力） 名義信託約定は、無効とする。

2 名義信託約定により行われた登記による不動産に関する物権変動は、無効とする。ただし、不動産に関する物権を取得するための契約において、名義受託者がその一方当事者

となり、その他方当事者は、名義信託約定があるという事実を知ることができなかった場合は、この限りでない。

3 第1項及び前項の無効は、第三者に対抗することができない。

第5条（課徴金） 次の各号の1に該当する者に対しては、当該不動産価額の100分の30に該当する金額の範囲内で課徴金を賦課する。

一 第3条第1項の規定に違反した名義信託者

二 第3条第2項の規定に違反した債権者及び同条同項の規定による書面に、債務者を虚偽に記載して提出させた実債務者

2 前項の不動産価額は、課徴金を賦課する日現在の次の各号の価額による。ただし、第3条第1項又は第11条第1項の規定に違反した者が課徴金の賦課を受けた日、既に、名義信託関係を終了したとき又は実名登記をしたときは、名義信託関係終了時点又は実名登記時点の不動産価額とする。

一 所有権の場合には、所得税法第99条の規定による基準時価

二 所有権以外の物権の場合には、相続税及び贈与税法第61条第5項及び第66条の規定により、大統領令で定める方法により評価した金額

3 第1項の規定による課徴金の賦課基準は、前項の規定による不動産価額（以下「不動産評価額」という。）第3条の規定に違反した期間、租税を免れる目的又は法令による制限を回避する目的でなしたものであるか否か等を考慮して、大統領令で定める。

4 第1項の規定による課徴金の金額が大統領令で定める金額を超過する場合には、その超過する部分は、大統領令で定めるところにより、これを物納することができる。

5 第1項の規定による課徴金は、当該不動産の所在地を管轄する市長、郡守又は区庁長が賦課及び徴収する。この場合、課徴金は、違反事実が確認された後、遅滞なく、これを賦課しなければならない。

6 第1項の規定による課徴金を納付期限内に納付しなかったときは、地方税滞納処分の例により、これを徴収する。

7 第1項の規定による課徴金の賦課及び徴収に関し必要な事項は、大統領令で定める。

第6条（履行強制金） 第5条第1項第一号の規定による課徴金の賦課を受けた者は、遅滞なく、当該不動産に関する物権を、自己の名義で登記しなければならない。ただし、第4条第2項ただし書に該当する場合は、この限りでなく、自己の名義で登記することができない正当な事由がある場合には、その事由が消滅した後、遅滞なく、自己の名義で登記しなければならない。

2 前項の規定に違反した者に対しては、課徴金賦課日（前項ただし書後段の場合には、登記することができない事由が消滅したときをいう。）から1年が経過したときに、不動産評価額の100分の10に該当する金額を、さらに1年が経過したときに、不動産評価額の100分の20に該当する金額を、それぞれ履行強制金として賦課する。

3 第5条第4項ないし第7項の規定は、履行強制金に関し、準用する。

第7条（罰則） 次の各号の1に該当する者及びこれを教唆して、当該規定に違反させようとした者は、5年以下の懲役又は2億ウォン以下の罰金に処する。

一 第3条第1項の規定に違反した名義信託者

二 第3条第2項の規定に違反した債権者及び同条同項の規定による書面に、債務者を虚偽に記載して提出させた実債務者

2 第3条第1項の規定に違反した名義受託者及びこれを教唆して、当該規定に違反させようとした者は、3年以下の懲役又は1億ウォン以下の罰金に処する。

3 第3条の規定に違反するよう幫助した者は、1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。

第 8 条（宗中及び配偶者に対する特例） 次の各号の 1 に該当する場合であって、租税捕脱、強制執行の面脱又は法令上の制限の回避を目的しない場合には、第 4 条ないし第 7 条、第 12 条第 1 項及び同条第 2 項の規定を適用しない。

- 一 宗中が保有する不動産に関する物権を宗中（宗中及びその代表者を併せて表示して登記した場合を含む。）以外の者の名義で登記した場合
- 二 配偶者名義で不動産に関する物権を登記した場合

第 9 条（調査等） 市長、郡守又は区庁長は、必要と認める場合には、第 3 条、第 10 条ないし第 12 条及び第 14 条の規定に違反したか否かを確認するための調査を行うことができる。

2 国税庁長は、脱税の嫌疑があると認める場合には、第 3 条、第 10 条ないし第 12 条及び第 14 条の規定に違反したか否かを確認するための調査を行うことができる。

3 公務員がその職務を行うに当たり、第 3 条、第 10 条ないし第 12 条及び第 14 条の規定に違反した事実を知るに至った場合には、国税庁長及び当該不動産の所在地を管轄する市長、郡守又は区庁長に、その事実を通報しなければならない。

第 10 条（長期未登記者に対する罰則等） 不動産登記特別措置法第 2 条第 1 項、第 11 条及び法律第 42442 号同法附則第 2 条の規定の適用を受ける者であって、次の各号の 1 による日から 3 年以内に所有権移転登記を申請しなかった登記権利者（以下「長期未登記者」という。）に対しては、不動産評価額の 100 分の 30 に該当する金額の範囲内で課徴金（不動産登記特別措置法第 11 条の規定による過怠料が既に賦課された場合には、これを減じた金額をいう。）を賦課する。ただし、第 4 条第 2 項本文及び第 12 条第 1 項の規定により登記の効力が発生しなかったことに伴い、新たに登記を申請しなければならない事由が発生した場合及び登記を申請することができない正当な事由がある場合は、この限りでない。

一 契約当事者が互いに代価的な債務を負担する場合には、反対給付の履行が事実上完了した日

二 契約当事者の一方のみが債務を負担する場合には、その契約の効力が発生した日

2 前項の規定による課徴金の賦課基準は、不動産評価額、所有権移転登記を申請しなかった期間、租税を捕脱する目的又は法令による制限を回避する目的でなしたものであるか否か、不動産登記特別措置法第 11 条の規定による過怠料が賦課されたか否か等を考慮して、大統領令で定める。

3 第 5 条第 4 項ないし第 7 項の規定は、第 1 項の規定による課徴金に関し、これを準用する。

4 長期未登記者が第 1 項の規定により課徴金の賦課を受けても、所有権移転登記を申請しなかったときは、第 6 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用して、履行強制金を賦課する。

5 長期未登記者（第 1 項ただし書の規定に該当する者を除く。）及びそれを教唆して第 1 項の規定に違反して、所有権移転登記を申請しないようにした者は、5 年以下の懲役又は 2 億ウォン以下の罰金に処し、第 1 項の規定に違反して、所有権移転登記を申請しないように幫助した者は、1 年以下の懲役又は 3 千万ウォン以下の罰金に処する。

第 11 条（既存名義信託約定による登記の実名登記等） この法律施行当時、名義信託約定により不動産に関する物権を名義受託者の名義で登記している又は登記することとした名義信託者（以下「既存名義信託者」という。）は、この法律施行日から 1 年の期間（以下「猶予期間」という。）以内に実名登記しなければならない。ただし、公用徴収、判決、競売その他法律の規定により名義受託者から第三者に不動産に関する物権が移転された場合（相続による場合を除く。）及び宗教団体、郷校等が租税捕脱、強制執行の面脱を目的とせず、名義信託した不動産であって、大統領令で定める不動産の場合は、この限りでない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定により実名登記をしたものとみなす。<改正 2011.5.19>

- 一 既存名義信託者が当該不動産に関する物権に関し、売買その他の処分行為をして、猶予期間内にその処分行為による取得者に直接登記を移転した場合
- 二 既存名義信託者が猶予期間内に他の法律の規定により当該不動産の所在地を管轄する特別自治道知事、市長、郡守又は区庁長に売却を委託した場合又は大統領令で定めるところにより、「金融会社不実資産等の効率的処理及び韓国資産管理公社の設立に関する法律」により設立された韓国資産管理公社に売却を依頼した場合。ただし、売却委託又は売却依頼を撤回した場合は、この限りでない。

3 実権利者の帰責事由なく、他の法律の規定により第 1 項及び前項の規定による実名登記又は売却処分等を行うことができない場合には、その事由が消滅したときから 1 年以内に実名登記又は売却処分等を行わなければならない。

4 この法律の施行前又は猶予期間中に不動産物権に関する争訟が裁判所に提起された場合には、当該争訟に関する確定判決（これと同一の効力がある場合を含む。）があった日から 1 年以内に、第 1 項及び第 2 項の規定による実名登記又は売却処分等を行わなければならない。

第 12 条（実名登記義務違反の効力等） 前条に規定された期間内に実名登記又は売却処分等をしなかった場合、その期間が経過した日以後の名義信託約定等の効力に関しては、第 4 条の規定を適用する。

2 前条の規定に違反した者に対しては、第 3 条第 1 項の規定に違反した者に準じ、第 5 条及び第 6 条の規定を適用する。

3 この法律の施行前に名義信託約定による登記をした事実がない者が前条による実名登記を仮装して登記したときは、5 年以下の懲役又は 2 億ウォン以下の罰金に処する。

第 13 条（実名登記に対する租税賦課の特例） 第 11 条の規定により実名登記をした不動産が 1 件であり、その価額が 5 千万ウォン以下である場合であって、次の各号の 1 に該当する場合には、既に免除又は少なくされて賦課された租税又は賦課されなかった租税は、これを追徴しない。この場合、実名登記をした不動産の範囲及び価額の計算については、大統領令で定める。

一 従前の所得税法第 5 条第 6 号の規定（法律第 4803 号所得税法を改正する法律により改正される前の規定をいう。）により名義信託者及びその者と生計を同じくする 1 世帯が、この法律施行前に 1 世帯 1 住宅譲渡による非課税を受けた場合であって、実名登記により当該住宅を譲渡した日に非課税に該当しなくなった場合

二 従前の相続税法（法律第 5193 号相続税法を改正する法律により改正される前の法律をいう。）第 32 条の 2 の規定により、名義者にこの法律施行前に納税義務が成立した贈与税を賦課する場合

2 実名登記をした不動産が、非業務用不動産に該当する場合であって、猶予期間（第 11 条第 3 項及び第 4 項の場合には、その事由が消滅したときから 1 年の期間をいう。）終了時まで、当該法人の固有業務に直接使用するときは、法律第 6312 号地方税を改正する法律附則第 10 条の規定にかかわらず、従前の地方税法第 112 条第 2 項の規定（法律第 6312 号地方税を改正する法律により改正される前の規定をいう。）の税率を適用しない。

第 14 条（既存譲渡担保権者の書面提出義務等） この法律施行前に債務の弁済を担保するため債権者が不動産に関する物権の移転を受けた場合には、この法律の施行日から 1 年の期間内に、債務者、債権金額及び債務弁済のための担保である旨が記載された書面を、登記申請書と共に登記官に提出しなければならない。

2 前項の規定に違反した債権者及び同項の規定による書面に債務者を虚偽に記載して提

出させた実債務者に対しては、当該不動産価額の 100 分の 30 に該当する金額の範囲内で課徴金を賦課する。

3 前項の規定による課徴金の賦課基準は、不動産評価額、前項の規定に違反した期間、租税を捕脱する目的又は法令による制限を回避する目的でなしたものであるか否か等を考慮して、大統領令で定める。

3 第 5 条第 4 項ないし第 7 項の規定は、第 2 項の規定による課徴金に関し、これを準用する。

第 15 条 削除 <1997.12.13>

附 則<第 4944 号、1995.3.30>

第 1 条（施行日） この法律は、1995 年 7 月 1 日から施行する。

第 2 条（適用例） ~ 略 ~

ないし

第 5 条（他の法律の改正に伴う罰則に関する経過措置） ~ 略 ~

~ 中略 ~

附 則(資本市場及び金融投資業に関する法律)<第 8635 号、2007.8.3>

第 1 条（施行日） この法律は、公布後 1 年 6 月が経過した日から施行する。

第 2 条 ~ 略 ~

ないし

第 44 条 ~ 略 ~

~ 中略 ~

附 則<第 20203 号、2010.3.31>

この法律は、公布した日から施行する。

附 則(金融会社不実資産等の効率的処理 及び韓国資産管理公社の設立に関する法律)<第 10682 号、2011.5.19>

第 1 条（施行日） この法律は、公布した日から施行する。

第 2 条 ~ 略 ~

第 3 条 ~ 略 ~

(以 上)

不動産実権利者名義登記に関する法律施行令

1995年5月19日 大統領令第14650号 新規制定
2003年11月29日 大統領令第18146号 最新改正

第1条（目的） この令は、不動産実権利者名義登記に関する法律（以下「法」という。）で委任された事項及びその施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（不動産価額の評価方法） 法第5条第2項第二号の「大統領令で定める方法」とは、「相続税及び贈与税法施行令」第51条及び第63条で定める評価方法をいう。<改正1996.12.31>

第3条（課徴金の賦課・徴収等） 市長・郡守又は区庁長は、法第5条第1項の規定により、違反行為をした者に対し、違反事実を確認した後、1月以内に、次の各号の事項を記載した書面により、課徴金を納付すべきことを告知しなければならない。

- 一 納付義務者の姓名（法人にあっては、名称）及び住所
- 二 違反行為の種別
- 三 課徴金の金額及び算出根拠
- 四 納付期限及び収納機関

2 前項の規定により告知を受けた者は、納付告知日から3月以内に課徴金を納付しなければならない。ただし、天災、地変その他やむを得ない事由によりその期間内に課徴金を納付することができないときは、その事由に該当する期間は、これを納付期間の計算から除外する。

3 前項の規定により課徴金の納付を受けた収納機関は、課徴金を納付した者に対し、領収証を交付して、課徴金を賦課した市長・郡守又は区庁長に対し、遅滞なく、領収済通知を送付しなければならない。

4 市長・郡守又は区庁長は、既に納付された課徴金の中から過誤納付した金額があるとき又は行政審判等により課徴金を還付するときは、課徴金の納付日から還付決定日までの期間について、「地方税法施行令」第39条の規定による還付利子を支払わなければならない。

5 第1項ないし前項のほか、課徴金の賦課及び徴収に関し必要な事項は、地方税徴収の例による。

第3条の2（名義信託者等に対する課徴金賦課基準） 法第5条第3項の規定による課徴金の賦課基準は、別表のとおりとする。ただし、租税を免れる目的又は法令による制限を回避する目的がない場合には、100分の50を軽減することができる。

[本条新設2002.4.8]

第4条（課徴金の物納） 法第5条第4項の「大統領令で定める金額」とは、1千万ウォンをいう。<改正2002.4.8>

2 法第5条第4項の規定により物納を申請しようとする者は、課徴金の金額、物納しようとする不動産の所在地、物納対象面積、位置、価格等を記載した物納申請書を、前条第2

項の規定による納付期限 30 日前までに市長、郡守又は区庁長に提出しなければならない。
3 前項の物納申請書の提出を受理した市長、郡守又は区庁長は、その申請書を受理した日から 15 日以内に、申請人に対し、その許可の有無を、書面により通知しなければならない。

4 第 2 項の規定により物納を申請した不動産の収納価格が課徴金の金額を超過した場合又はその不動産の管理・処分上著しく困難な場合には、市長、郡守又は区庁長は、その物納の請求を拒否することができる。

5 第 2 項及び第 3 項のほか、物納の手續に監視必要な事項は、法務部令で定める。

第 4 条の 2 (長期未登記者に対する課徴金賦課基準) 法第 10 条第 2 項の規定による課徴金賦課基準は、別表のとおりとする。ただし、租税を捕脱する目的又は法令による制限を回避する目的でない場合には、100 分の 50 を軽減することができる。

[本条新設 2002.4.8]

第 5 条 (宗教団体及び郷校等の実名登記等) 法第 11 条第 1 項ただし書の「宗教団体、郷校等」とは、次の各号の 1 に該当するものをいう。

一 法人又は「不動産登記法」第 41 条の 2 第 1 項第三号の規定により登録番号を付与された法人でない社団又は財団であって、宗教の普及その他教化を目的として設立された宗団、教団、維持財団又はこれらに類似した連合宗教団体（以下、この条において「宗団」という。）及び個別団体

二 宗団に所属する法人又は団体であって、宗教の普及その他教化を目的として設立されたもの（以下、この条において「所属宗教団体」という。）

三 「郷校財団法」による郷校財団法人及び個別郷校並びに「文化財保護法」による文化財として指定された書院

2 法第 11 条第 1 項ただし書の「大統領令で定める不動産」とは、次の各号の 1 に該当する不動産をいう。<改正 2002.4.8>

一 前項第一号の宗団と前項第二号の所属宗教団体間で名義信託した不動産

二 前項の宗教団体及び郷校等が固有の目的のため使用する「農地法」による農地（農地に定着した建築物を含む。）

第 6 条 (韓国資産管理公社に対する不動産の売却依頼) 法第 11 条第 2 項第二号の規定により「金融機関不良資産等の効率的処理及び韓国資産管理公社の設立に関する法律」により設立された韓国資産管理公社（以下「韓国資産管理公社」という。）に不動産の売却を依頼しようとする者は、法務部令で定める書類を添付した不動産売却依頼書を提出しなければならない。<改正 1997.11.19,2000.2.14,2002.4.8>

2 韓国資産管理公社は、前項の規定により不動産の売却の依頼を受ける場合には、公売の方法により処分しなければならない。ただし、公売の方法により処分することが不適合な場合であって、法務部令で定める場合には、随意契約の方法によりこれを処分することができる。<改正 2000.2.14,2002.4.8>

3 韓国資産管理公社は、第 1 項の規定により不動産の売却の依頼を受ける場合には、「不動産価格公示及び鑑定評価等に関する法律」により鑑定評価士が鑑定評価した価額を最初の公売予定価格として、数回次の最低公売価格等、処分条件を一括して、売却依頼者と書面により協議しなければならない。<改正 2000.2.14>

4 前項の規定により韓国資産管理公社から処分条件の協議を受けた売却依頼者は、協議要請日から 20 日以内に、同意の有無を書面により通報しなければならない。<改正 2000.2.14>

5 韓国資産管理公社は、前項の期間内に通報がなかった場合又は売却依頼者と 3 回まで協議をしたもののその合意が成立しなかった場合には、数回次の最低公売価格等、法務部

令で定める処分条件に従い、公売を実施するものとする。この場合、処分条件を定めるに当たり、公売予定価格は、最初の公売予定価格の相当金額を毎回次公売時毎に低減して定めなければならない。<改正 2000.2.14,2002.4.8>

6 売却依頼者は、韓国資産管理公社で不動産を売却した場合には、法務部令で定めるところにより、その売却に要した費用及び手数料を負担しなければならない。<改正 2000.2.14,2002.4.8>

第7条（租税賦課特例対象不動産の範囲等） 法第13条第1項で実名登記をした不動産が1件であるとは、法施行前に、名義受託者名義で登記した不動産が1筆地（互いに隣接した数筆地の土地を含む。）又は1棟の建物（当該建物の附属建物及び建物に付随する土地を含むものとし、「住宅法」による共同住宅の場合には、1戸の区分建物及びその敷地とする。）であって、これを実名登記した場合をいう。<改正 2003.11.29>

2 法第13条第1項の規定による不動産価額は、法施行日現在の法第5条第2項各号の規定により計算した価額とする。

第8条（既存譲渡担保権者の書面提出義務違反に対する課徴金賦課基準） 法第14条第3項の規定による課徴金賦課基準は、別表のとおりとする。ただし、租税を捕脱する目的又は法令による制限を回避する目的でない場合には、不動産評価額の100分の5に該当する課徴金を賦課する。

[本条新設 2002.4.8]

附 則<第14650号1995.5.19>

第1条（施行日）この令は、1995年7月1日から施行する。

第2条ないし第9条 ~ 略 ~

~ 中略 ~

附 則<第18146号2003.4.8>

第1条（施行日）この令は、2003年11月30日から施行する。

第2条ないし第15条 ~ 略 ~

[別表] <新設 2002.4.8>

課徴金賦課基準(第3条の2、第4条の2、第8条関係)

課徴金の金額は、1.及び2.の課徴金賦課率を合わせた課徴金賦課率に、その不動産評価額を乗じて算定する。

1. 不動産評価額を基準とする課徴金賦課率

不動産評価額	課徴金賦課率
5億ウォン以下	5%
5億ウォン超過 30億ウォン以下	10%
30億ウォン超過	15%

2. 義務違反経過期間を基準とする課徴金賦課率

不動産評価額	課徴金賦課率
1年以下	5%
1年超過 2年以下	10%
2年超過	15%

(以 上)